

平成20年 2 月定例県議会（当初）
生活福祉常任委員会会議録
平成20年 3 月11日～14日

場 所 第1委員会室

平成20年3月11日（火曜日）

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計予算
- 議案第3号 平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第18号 平成20年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第20号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例
- 議案第26号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例
- 請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める請願
- 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願
- 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査

出席委員（9人）

委員長 十屋幸平

副委員長 黒木正一
委員 緒嶋雅晃
委員 徳重忠夫
委員 丸山裕次郎
委員 高橋透
委員 冨師博規
委員 新見昌安
委員 前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長 植木英範
病院局次長兼経営管理課長 山下健次
県立宮崎病院長 豊田清一
県立日南病院長 脇坂信一郎
県立延岡病院長 楠元志都生
県立富養園長代理 小川泰洋

地域生活部

地域生活部長 丸山文民
地域生活部次長（文化・啓発担当） 興梠徹
地域生活部次長（地域政策担当） 森山順一
地域生活部次長（交通・情報・国際担当） 太田英夫
部参事兼生活・文化課長 日高勝弘
交通安全対策監 湯地幸一
文化・文教企画監 道久奉三
青少年男女参画課長 井上昌憲
男女共同参画監 舟田美揮子
人権同和対策課長 酒井勇
部副参事兼市町村課長 江上仁訓
地域振興課長 湯浅真一

総合交通課長 加藤裕彦
情報政策課長 渡邊靖之
国際政策課長 田原新一
市町村合併支援室長 坂本義広

事務局職員出席者

政策調査課主幹 斉藤安彦
議事課主任主事 大野誠一

○十屋委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております「委員会審査の進め方（案）」をごらんください。今回の委員会は、新年度の当初予算の審査が中心となり、審査が長くなることが予測されます。そのため、地域生活部及び福祉保健部については、「委員会審査の進め方（案）」のとおり、各課をグループ分けして説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと考えております。

審査方法については以上であります。御異議ございませんでしょうか。

休憩をいたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

先ほどお示ししました委員会審査の案につきまして、福祉保健部の説明が少々長くなります

ので、それぞれ関連する課を含めて3班に編成させていただきたいというふうに思います。以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 次に、執行部の不在についてあります。

川畑衛生管理課長が病気療養のため欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわり、柏田課長補佐が説明及び答弁を行いますので、御了承いただきたいと思います。

また、健康増進課の古家福祉保健部副参事が病気療養のため欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○植木病院局長 本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。概要の説明は座ってさせていただきます。

それでは、病院局として当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成20年2月定例県議会提出議案（平成20年度当初分）」をごらんください。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきますと、病院局関係の議案は、議案第18号「平成20年度宮崎県立病院事業会計予算」、次に、その4つ下の議案第22号「宮崎県立病院

事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案でございます。

まず、同じ議案書の「議案第18号」のインデックスのところ、ページで申しますと55ページをお開き願います。平成20年度宮崎県立病院事業会計予算についてであります。

御承知のとおり、県立病院におきましては、中期経営計画に基づき、病院局職員が一丸となり、全力を挙げて収支の改善や医療サービスの向上に取り組んでいるところでございます。その結果、平成18年度、19年度と経営改善はおおむね順調に進展しているものと考えております。平成20年度につきましても、引き続き診療機能の充実に取り組むなど収益の確保を図りますとともに、共同購入の推進などによる費用の節減に努めることにより、中期経営計画上の年度目標値を上回る改善を目指すことを基本として予算編成を行ったところでございます。

次に、「議案第22号」のインデックスのところでございますが、ページで申しますと69ページをお開き願います。これは、県立病院における自動車事故に係る療養または医療の料金及び非紹介患者初診加算料の上限について、それぞれ引き上げるための条例改正をお願いするものでございます。

以上、今回提案しております議案の概要を御説明申しましたが、詳細につきましては後ほど山下次長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○山下病院局次長 経営管理課でございます。ただいま局長が申しあげましたように、今回お願いをしておりますのは議案2件でございます。詳細につきましては、私のほうから御説明申し上げます。

まず、議案第18号「平成20年度宮崎県立病院事業会計予算」でございます。議案書では先ほどのように55ページから、事項別明細書という厚い冊子では663ページからになっております。説明はお手元の委員会資料のほうでさせていただきたいと思っております。

御承知のように、公営企業予算の特性といたしまして収入と支出が非常に密接にリンクしております。その意味で、きょう以降御審議いただく知事部局の一般会計予算の支出に係る部分だけとは、若干性格が違うのではないかと考えております。それと、基本的には公営企業予算は経営目標の明示であるということが変わっておるのではないかと考えております。そういう意味でいうと、公営企業会計は決算が重視されるところがございまして。それから、せんだっての補正の委員会でも御説明しましたが、収益的収支の予算と資本的収支の予算に大きく分かれております。一般会計には減価償却とか資本形成といった考え方はございません。

今回の予算編成の考え方は、先ほど局長が申し上げたとおりでございます。中期経営計画の3年目ということで節目の年になります。中間年ということもございまして、幸い、18、19年度は一応順調に推移してまいりました。その流れをとめることなく、今回、20年度の予算目標を立てたものでございます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、収益的収支でございますが、収益と費用、一番下にその結果としての収支ということで、その特徴点を掲げております。

まず、収益、いわゆる収入のことでございまして、入院収益の増加等により前年度比で2.6%の増でございます。収益の柱となるのは、丸印

が3つございますけれども、1つ目は何といたしても入院収益、2つ目は外来収益、3つ目が一般会計からの繰入金、この3つが主な収益のポイントでございます。最も大きな収入源となります入院収益につきまして、対前年比で7億7,500万円余増加する見通しを立てております。これは、下にありますように患者数は0.3%程度の伸びでございますが、患者単価が上がることを想定いたしております。

一方、外来収益につきましては、7,000万円余の減でございます。これも患者数は若干の伸びと見ておりますが、患者単価が減少するであろうと見ております。といたしますのは、19年度上半期の決算の中間状況で見ますと、それぞれの病院の外来患者の単価が低目になっていることもございまして、このような見通しを立てたところでございます。下のほうに患者数、診療単価と書いてあるのはそういったことでございます。

それから一般会計からの繰入金でございますが、御承知のように、18、19、20年度の3年間は固定するというところで中期経営計画を始めました。基本的には固定なんですけれども、前年度比で1,700万円余ふえております。これは、知事部局から、がん対策とやH I V（エイズウイルス）のカウンセラーの設置など新たな事業を依頼されまして、その分の費用を上乗せしただけで、基本的な考え方は変わっておりません。

一方、収益に対しまして費用のほうでございます。丸が4つございますが、給与費、材料費、経費、支払利息がでございます。

給与費につきましては、法定福利費等の義務的経費がふえております結果、2億6,300万円余の増でございます。

それから材料費が7,300万円余の減。患者単価

が上がっていく中で材料費がなぜ減るかという、一番大きな要因としては、診療材料費の交渉を委託いたしますので、結果として材料費が減少できると考えております。一方、材料費の中の薬品費は、診療内容の高度化等によってどうしても上がるというところがございます。

それから経費の増加は、今申し上げました委託費、診療材料の交渉の委託料とか、E S C O事業が20年度からいよいよ本格的にランニングするというので、その分の検証費等がふえておるということでございます。

それから支払利息の減少1億4,300万円余でございますが、せんだって補正の委員会をお願いいたしました繰り上げ償還に伴う借り換え、この分の利息の減少プラス、医療機器等の償還が終わったこと等によって支払利息が減少するというところでございます。

この結果、前年度比で0.3%の増におさまるということで、収支は7億3,200万円余の純損失を想定しておるところでございます。これは予算上でございますが、前年度比6億3,600万円余の改善を図りたいと考えております。中期経営計画の8億8,800万円という純損失が平成20年度の計画としてございましたが、それからして1億5,500万ほどさらに改善ができるであろうという見通しを立てたところでございます。

めくっていただきまして、資本的収支に係る予算の概要でございますが、これは必要な施設・設備の整備費、複数年度にわたって償還（資本負担）をしていく事業を資本的収支の予算で計上しておるものでございます。

ここも大きく、収入、支出、その結果としての収支とございますけれども、収入は基本的には2つしかございまして、企業債借り入れによるものと一般会計からの負担金によるもので

ございます。それぞれそこに掲げておるような数字でございます。後で資本的収支の表が出てまいりますので、そちらのほうでおわかりになると思います。

資本的支出のほうですが、主に建設改良費23億5,000万円余ということで、こころの医療センターの建設工事に本格的に入るということで、12億6,000万円余を計上しているところでございます。一方、これは恒常的でございますが、医療器械等の購入費6億5,900万円余計上しております。18年度、19年度、総額5億円という枠を設けておりましたけれども、今回、延岡病院、日南病院のMRIを更新する必要があるということで、その分が上積みになった形になっております。これは診療体制の充実ということで、やむを得ない投資だと考えております。

それから企業債の償還金、支出として大きな項目ですけれども、31億8,000万円余でございます。せんだっての補正の委員会で、繰り上げ償還を19年度、20年度、21年度の3年間にわたって行うと御説明申し上げました。前回は7%以上のものでしたが、今回は6%以上7%未満の起債について、繰り上げ償還、借り換えを行います。ここでは繰り上げ償還が出てくるということでございます。

その結果、21億500万円余の収支不足が出てまいります。これは毎回こういった形で幾らかは出てくるんですけれども、これにつきましては内部留保資金で補てんする予定でございます。今のところ19年度末で内部留保資金が18億前後になるであろうと思います。さらに20年度に積み上がる内部留保資金を合わせて十分賄えるし、20年度末で17億前後の資金量があると考えております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思いますが、収益的収支を一覧表にまとめたものでございます。左のほうにございますが、収益と費用、その結果としての収支差と大きく分かれております。

収益の柱は医業収益、とりわけ入院収益でございます。医業外収益は、受取利息、配当金、一般会計の負担金を含んでおります。総額279億5,500万円余ということで、収益的収支は19年度の当初と変わらないと思いますけれども、前年度の肉付け後の予算額に2.6%プラスということでございます。

一方、費用のほうは、医業費用として最も大きなものは給与費130億、全体の半分近くになると思います。特に病院事業決算の構造のよしあしをいうときには、入院収益と外来収益、いわゆる医業収益の中に占める職員給与費の割合がよく議論になるところでございます。そのほかに大きなものとしては材料費、薬品費とか診療材料費がございます。それから経費、これは委託料が大きなものとして含まれております。それから、特徴があるものとして減価償却費が25億6,000万円余でございます。19年度末で18億前後の内部留保資金、さらに20年度は内部留保資金として減価償却費の25億6,000万円余が出てくるはずですが、その分は赤字を埋めるほうにも回りますので、純粋にその数字が出てくるわけではございません。それから、医業外費用の最も大きなものとして支払利息及び取扱諸費、それから繰延勘定償却がございます。

その結果として、一番下をごらんいただきますと、収支差は、県立病院事業全体で7億3,200万円余の赤字予算ということでございます。これを中期計画と比較すると、1億5,500万円余の改善を図りたいということでございます。

個別の病院ごとに見ていただきますと、右のほうですが、宮崎病院につきましては、基本的には黒字基調、収支とんとんでございます。18年度から黒字ということで、19年度もおおむねその基調を続けられると思いますが、その波を維持したいという予算でございます。

それから延岡病院につきましては、これも中期計画と比較していただきたいんですけども、2億7,100万の収支差、18年度決算では相当厳しい状況が予想されたんですが、20年度は持ち直すであろうということでございます。1,200万円余中期計画よりは改善できると考えております。

その次の日南病院、3億1,200万の収支差ということで、これは中期計画より若干切れるんじゃないかを見ております。18年度あるいは19年度の決算見通しからすると改善は進むんですけども、なお中期計画との差は若干あると考えております。

最後に、富養園は、20年度が最後の年になるであろうと思っておりますが、1億7,600万円余の収支差ということで、これも中期計画からすると、規模縮小ということが大きくきいてまして、1億円余の改善を見込めるであろうと考えております。

収益的収支につきましては、以上でございます。

次のページが資本的収支の収入と支出を一覧表にしたものでございます。重複いたしますので簡単に御説明いたしますが、大きく収入と支出に分かれております。

収入の一番大きなものは企業債、起債の借入れ25億5,000万円余。一般会計負担金が13億7,000万円余ということで、収入は39億2,700万円余を予定しております。

一方、支出のほうにつきましては、大きくは建設改良費、企業債償還金、一般会計借入金償還金でございまして、支出の総額60億3,200万円余を予定しております。

その結果、収支差が21億円余、これを内部留保資金で補てんするという予算でございます。

資本的収支の表につきましては、以上でございます。

先ほど申し上げましたように、平成20年度の県立病院事業予算につきましては、今の中期経営計画がおおむね順調に目標を達成している基調を決して外さないように、これを維持したいということで編成をしたものでございます。さらに、先ほど申し上げましたように必要な投資は行っていかなければいけないということで、資本的収支につきましても、ある意味では積極的な予算というところもございます。

予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第22号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思います。議案書では69ページでございますが、御説明は委員会資料のほうでさせていただきます。設置等に関する条例の中で県立病院の使用料等を定めております。今回、そのうちの一部について改正をお願いするものでございます。

改正の理由として、1つ目は、下の表に掲げておる現行料金は、平成17年4月施行のもので、施行後3年を経過したということで見直すということでございます。これは2つの料金に共通する事項でございます。

2つ目は、(1)の自動車事故に係る療養または医療の料金を、都道府県立病院の1点当た

りの診療単価の全国平均が15円を上回る状況にあることから、本県においても見直しを行うものでございます。これは、45都道府県の平均をとりましたところ15.5円となっております。

3つ目は、非紹介患者初診加算料（紹介なしに県立病院に診察においでになる方からいただいておりますもの）につきまして、18年11月に延岡病院が地域医療支援病院となり、今後より一層の地域連携の促進を図る観点から、同じような規模の地域医療支援病院の状況を見た結果、上限額を2,625円に改定するものでございます。これは条例の中で上限額を定めておまして、その上限額の範囲内で病院局長が定めるようになっておりますので、今回、その上限額を上げるということでございます。

中身といたしましては、2の改正内容にありますように、自動車事故に係る療養または医療の料金を、現在、1点が11.5円（通常の保険診療は10円）を、自動車事故の分は特例として1.5円上げて15%高い料金をいただいておりますが、改正案では1点につき15円とするものでございます。もちろんこれは患者さんに直接負担が行くというものではございませんで、保険会社等からいただくというものでございます。

それにあわせて、食事療養費というのは、健康保険料の療養の給付ではございますけれども、いわゆる医療等の給付とはなっていないもので、選定療養という範疇になります。例えば特別室の利用料金と同じで、保険診療で食事療養費は、平成初年度あたりに別途請求されるという考え方が出てまいりまして、その分は別に定める必要があるということで、今回、食事療養費についても、保健診療を5円上げるのに並行して上げていただくということでございます。

それから、非紹介患者初診加算料の上限額1,575円を2,625円にお願いするということでございます。これも全国状況を調査いたしまして、全国に400床以上の地域医療支援病院が80ございまして、2,580円、さらに、都道府県立の400床以上の地域医療支援病院が10ございまして、2,676円ということで、今回、2,625円に改正をお願いするものでございます。これは、紹介なしに県立病院においでになった方——もちろん救急自動車で搬送された方などからはいただかないことになっておりますけれども、非紹介患者につきまして、今回このような形でお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんでしょうか。

○丸山委員 最後のほうで説明いただいた非紹介患者の件ですが、上限を2,625円ということですが、各病院で違うというような表現に聞こえたんですが、最終的には当初予算に反映するんじゃないかと思っているんですが、各病院ではどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○山下病院局次長 現在、非紹介患者初診加算料の設定は、宮崎病院と延岡病院が1,575円、日南病院が787円ということでいただいております。これは、導入するときに紹介率の違いで分けました。今回の改正の御同意をいただきましたら、地域医療支援病院の延岡病院のみを2,625円に改正したいと考えております。

○丸山委員 ということは、宮崎病院は1,500円、日南病院は700円程度ということでよろしいのでしょうか。

○山下病院局次長 現在のところそのように考

えております。

○丸山委員 入院患者の単価が上がるということですが、高度医療に特化するということも含めて、その場合に医者も非常に大きなポイントを占めていて、特に延岡病院はいろいろ話題になっています。診療報酬が高い心臓外科の医者が問題になっていると思います。ここで大きく違ってくるのではないかと思えるんですが、どのような想定をされているのかお伺いしたいと思います。

○山下病院局次長 内科の循環器科の医師の確保の件だと思いますけれども、4月1日時点では従来より1名少なくなるであろうと見ておりますが、予算編成をする時点、20年度の見通しを立てる時点では、そういった動きはわからなかったところでございます。

それと、確かに循環器科の診療収入は相当上がりますけれども、一方で費用もかかるというところがございます。そういう意味で、今の延岡病院のベッドの稼働率を維持していく中で、収益を確保していくことは可能ではないかと考えております。

○丸山委員 県立病院の医師の充足率は90%前後だったと記憶しているんですが、20年度の医師確保に対する予算的なものは、今の説明では入っていないような気がするんですが、医師の確保についての施策はどのようにこの予算の中から見ればいいのか。また、今いる医者の確保のためにどのようなことをやっているのか、説明していただければありがたいんですが。

○山下病院局次長 非常に細かくなりますので、予算の中身でこれが云々ということとは言えませんけれども、考え方として、医師の給与費につきましては定数どおり見えています。今9割

弱の充足率ですけれども、100%を目指す給与の予算は組んでおるところでございます。

確保の手法については、どうしても医局との交渉ということになりますので、それぞれの病院の院長先生方、それから病院局長で医局との交渉を行っていくということと、医局がどうしても手元不如意といいますか、人員不足ということになりますと、従来の医局との関係を壊さない範囲での一本釣りも考えていかないといけない（これは現にやっているところでございますけれども）と思います。

それと、現にいる医師の待遇の問題でございますが、地域手当というのが医師にはついております。県の職員であれば、東京在勤あるいは大阪在勤の職員には数パーセントの手当がついておりますけれども、これと似たようなもので、医師の地域手当というのがついておまして、定かには覚えておりませんが、20年度は、10何%ついているのをさらに1%上げるという措置がございまして。

それから、給与上の措置というのは、制度がございまして困難な点がございまして、例えば研究研修費等を充実するといったことは考えております。19年度もやりましたが、20年度もやる予定でございまして。

○丸山委員 研修医の受け入れ体制について、後期の研修に入っても少ないという話も聞いています。その辺の対策が今後の医者確保に大きくつながっていくと思っているんですが、研修に対する県病院の対策の費用というのはどのように見ていけばよろしいでしょうか。

○山下病院局次長 研修医につきましては、3つとも管理型の病院ということですが、現状は、宮崎病院も定数を満たしていない。延岡病院は20年度から初めて1人入る。日南病院

は、管理型として来られる方は、残念ながら20年度も予定はないという状況でございます。そういう中で、研修病院としての魅力をどのようにして出していくかというところがございまずので、現場の指導医なり病院のスタッフと十分協議した上で、どういった研修のカリキュラム、プログラムをつくるかが大きなポイントではないかと思っております。それぞれの病院に私どもが直接、こういうふうにとお願いできないところがございまずので、現場の病院でそれぞれ頑張ってもらっていただくことが必要ではないかと思っております。

後期研修医につきましては、宮崎病院にこれまで臨床研修で来ていただいた方が、全部とは言わないまでも、数名は継続して残っていただくという状況がございまず。さらにそれをふやしていくには、もちろん医療の内容といたしますか、この病院におれば自分の技能も上がっていくというのがポイントではございまずけれども、それにあわせて医療スタッフとの人間関係も大きく左右するようではございまずので、そういったところをそれぞれの病院にはお願いすることになるかと思っております。

○丸山委員 各病院の研修のカリキュラムはそれぞれの院長が中心になって取り組んでいるということですが、予算的な流れとしては、提案をされればすぐ対応できるというものではないと思っておりますが、基本的にどれぐらい予算を持っていると見てよろしいでしょうか。

○山下病院局次長 病院の費用の中で臨床研修の医師の分、あるいは計画策定に要する費用というふうに明確な形で費目分けはしていないんですけれども、全体の中で、研修計画を練り上げるのに費用がかかるということであれば、当然病院長判断でできることすし、あえて私ども

もが、これがその分ですよと言う必要はないと考えております。

○丸山委員 資本的収支の中のMRIを更新するというのは、ただ更新時期に入っているだけなのか。研修医等を受け入れるためには、新しい機器がないと研修医の方々も魅力がなくて来ないということもあるのではないかと思っておりますが、こういう機器を充実しますと経営を圧迫するのは十分わかっているんですが、いい医者が来ていただければ、患者も必然的にふえて、単価が上がったり、入院の患者数がふえることによって経営もよくなると言われております。その辺をうまくバランスをとりながら、中期経営計画に合うような形でできる限り進めていただきますように、御要望しておきます。

○函師委員 全体的には、病院事業収益は2.6%増、事業の費用は0.3%増ということは、非常に努力された予算編成になっていると思っております。次長の御説明の中でもあったんですけど、病院の経営の硬直率とか柔軟性をはかるのに、医業収益と、人件費がそこに何%かかっているのがよく使われるということですが、今の医業収益と給与費の割合は、次長的にはどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

○山下病院局次長 決算の段階では医業収益対人件費の割合を出すんですけども、予算の段階では出しておりません。ただ、18年度の決算に沿った19年度の流れからしますと、宮崎、延岡についてはおおむね他県の黒字病院に近づいてきていると考えております。日南病院は若干まだ人件費が高い。富養園につきましては、マンパワー対応型の診療でございまずので、どうしてもこれは高くならざるを得ないという状況だと思っております。

○函師委員 人件費に占める割合が高い、それ

がイコール経営を圧迫しているとも考えにくいところもあると思うんですが、今回の収益的収支を見ますと、特に医業収益の中には一般会計からの繰り入れもあるわけで、民間の病院であればこれは全く考えられないことであって、この金額を引いて、給与費、材料費、その下の経費を足し合わせた金額を見るとほぼ同額になります。つまり、非常に硬直化している数字に見えるんです。ただ、努力されている内容もよく理解できますので、私が心配するのは、数字ありきというか、予算が先に立ってしまっていて、各病院で新たな事業の取り組みをしたいとか、医師確保は非常に難しいのはよくわかるんですが、パラメディカルスタッフを充実させたいけれども、人件費を抑えなくちゃいけないという病院局の方針があるがゆえに、現場の先生方の裁量権なり、病院経営に対する新たな取り組みが言いにくいような環境になってはいませんか。政策医療的な部分を担ってもらう県病院ですから、もちろん経営の健全化というのも必要ですけども、現場の先生方の新たな医療の取り組みを反映させた予算にしていく必要もあると思ひまして、予算に対して先生方の意見がどの程度反映されたのかとか、新たな取り組みはこういうところを我々は考えていますよというのがあればお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○豊田宮崎病院長 おっしゃるように、予算をたくさんいただければそれにこしたことはないんですが、当院としても、臨床工学技士とか医療安全管理者などいろんな取り組みを御提案して、しっかり協議をしていただきまして、おおよそ実現をさせていただいています。

研修医の件、先ほどおっしゃいましたけれども、院長の裁量の範囲で、研修旅費、学会発表

なども全部援助するというので、ここ数年はかなり張り切って学会発表や研究会に参加している状況でございます。もちろん全部がオーケーではないですけども、ほとんど病院の方針を認めていただいているところでございます。

○楠元延岡病院長 延岡病院でもいろいろな取り組みをしています。ただ、その検討内容をすべて採用していただいているというわけではないと思いますので、できるだけ現実に即した形からやって、大きな目標を持ちながらお願いしていきたいと思っているところです。

○脇坂日南病院長 日南病院に関しましては、先ほど医師委員から人件費に絡めて御意見がございましたけれども、確かにコメディカルの部分に関しましては多少課題があると思ひます。日南病院におきましては、去年の秋ぐらいから医師の採用をすべて正規職員として行っております。そのためもあるかと思ひますけれども、大学からの医師の獲得は比較的順調にいったのではないかと思っております。例えば、去年の4月には循環器内科医が2人来ていただきましたし、12月には内科医が来てくれました。そしてこの4月からは整形外科医1名を欠員補充してもらっています。また、5月からは脳神経外科の1名欠員も補充してもらうことになっております。人件費は多少高くなっても、医師の獲得という意味では成果があったのではないかと思っております。

○小川富養園園長代理 富養園におきましては、来年4月からこころの医療センターに移転しますので、それが今一番の課題であります。その中で大きく体制も変わってきます。今、それを病院局と話し合っている段階です。特にコメディカルの充実を図りながらやっていかない

と、今後の精神科医療というのは難しいと認識しておりますので、そういった形で充実していきたいというふうには思っております。

○徳重委員 1～2お尋ねしたいと思います。医者が非常に不足しているということで、努力していただいておりますが、ありがたいことだと思っておりますが、それでも、それぞれの病院が労働的に相当過重な状況になっているんじゃないかと。先生方に長く勤務していただくためにも、労働条件が非常に大きなウエートを占めていると思っておりますが、今の県病院の医者の労働条件は他県と比べてどうなのか。時間帯等すべてをひっくるめて、宮崎県の場合は順調にいつているのか、その辺お聞かせいただきたいと思っております。

○山下病院局次長 他県の医師の勤務状況とかいうのは、聞くのも怖いというところはあるんですけども、特に富養園の措置入院等含めまして、宮崎の4県立病院は救急医療を担っておりますので、医師の勤務状況は非常に過酷で厳しいものがあると認識しております。この勤務状況を変えていくためには、当然医師の増員が必要だと思っておりますが、いかんせん、先ほど来お話がございましたように、全体的な医師不足という状況の中でどうするかというのがございます。一方で、勤務条件を守るために県立病院の果たすべき役割を限定するというのも難しいものがございまして、現在のような状況に至っているところでございます。今後、引き続き勤務条件の改善には努めないといけないというふうに考えております。

○徳重委員 条件的に非常に厳しい状況の中で頑張っただいただいていることには感謝しているところではありますが、そういう厳しい条件を克服しながら勤務していただいている先生に対す

る手当、お金で換算できないものもたくさんあると思うんですけども、それなりに支給されなければいけないんじゃないかと思っておりますが、そこはどうなっておりますか。

○山下病院局次長 それぞれの病院で、例えば当直をしたときに当直料、実働があったときの時間外はきちんと支給をしておるところでございます。少なくとも私ども、医師の人件費について、制度を超える部分は別ですけども、何らかの歯どめをかけるつもりは全くございません。

○徳重委員 診療科目によって違うんじゃないかと、こう思っています。大変厳しい、また忙しい先生もいらっしゃると思っておりますので、そういった先生については配慮していくべきじゃないかという気がいたしますし、できるだけ有休がとれる状況にしてあげべきと、このようにも思っております。

非紹介患者初診加算料が約1,000円上がることになっております。県民としては同じ料金で同じように受けたいという気持ちもあるんじゃないかろうかという気もします。このことについて県民が知らないんじゃないかという気もするんです。各病院の先生方は知っていらっしゃるんですけど、紹介されていくわけですからいいんですが、これの趣旨徹底はどんな形でされているんですか。

○山下病院局次長 これは平成17年に入れた制度でございますので、そういう形で別にお金がかかるという点については、既に十分周知をされていると思っております。初めて導入したときには、実際の施行までには3カ月余裕をとって7月1日からいただきました。その間に院内掲示等もとよりいろいろな周知方法をとりました。今回は、制度そのものはあるわけで、それ

の値上げということでございますので、1カ月程度の周知期間を設ける必要があるかと思えます。そして院内掲示なりの方法をとりたいと考えております。

○徳重委員 延岡、宮崎、日南、3病院あるわけですから、市の広報等にも掲載されて少しでも周知徹底していただいたほうがいいんじゃないかという感じがしましたので、一応申し上げたところです。

○高橋委員 それぞれ収支改善に努力された結果、病院で濃淡あったにしても、20年度も当初で見込みがありますが、宮崎病院の場合に黒字を見込まれています。こころの医療センターが来年から稼働して、宮崎病院で包括するわけですよね。当初の計画から変わってきました。例えばベッド数が、大人は40から30、子供は15か20が10です。この収支の見込みはどういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○山下病院局次長 こころの医療センター単体でいくと、この分野は非常に採算性の厳しい分野でございまして、これからスタッフ内容なりは詰めていきますけれども、よくいってとんとんというふうに考えております。

○高橋委員 政策医療ですから、厳しいということはわかっていると思うんです。だから、宮崎病院の今後の収支改善というのは心配するところですね。これまで努力はされてきているわけですが、

中身について確認させていただきたいんですけども、この前、私どもの党で代表質問をしましたが、よくわからないのでもう一遍教えていただきたいんですが、子供のベッド数は10床で大丈夫だと、在院日数の関係、実績でいろいろと説明があったと思うんですけど、いま一度説明いただけませんか。

○山下病院局次長 児童思春期の患者について、平均の在院日数を120日と見ました。そして新規患者を年間30人と見ました。これは他の都道府県立病院の15歳未満の人口に占める患者の人数を、宮崎県の15歳未満の人口に当てはめると、おおむね30人、その30人が120日入院しますと、3,601人日入院する、それを365日で割ると10を切ると思います。それが必要病床数だというふうに算定したところでございます。

○高橋委員 言い方をかえれば、単純に算式で出された数字でしょうから、誤差というのは当然出てくると思うんです。だから、10床でどうかと。現在でも悪くなられて県外に出ているということがあります。あくまでも予測ですから、こうなるだろうという言い方しかできませんよね。今の次長説明でも、算定されて10床で大丈夫だろうということでしょうから。3階から2階になった経緯もありました。1月に図面も見せてもらいましたが、コストを優先される余りに、検討はされたんでしょうけれども、患者の部分がおろそかになったのではないかと。その辺のところ非常にひっかかっております。特に今からこころの医療センターの姿形ができてくるわけですね。そうなったときに県民は騒ぎ立てます。今も相談を受けている我が会派の議員もいます。10床で大丈夫なのか。

あるいは、この前もお尋ねしましたけれども、ナースステーションを挟んでフラットの状態の子供と大人の治療をする。大人のほうは重篤な人が入ってくるわけですね、そういうときに児童思春期の子供たちにどんな影響を与えるのかも非常に心配であります。そこら辺の対策をいま一度お聞かせいただけませんか。

○山下病院局次長 全体の必要病床数の考え方

は、先ほど申し上げたとおりでございます。それと、何よりも私どもが反省すべきなのは、現在の富養園の稼働状況は、当初許可をいただいた病床数から、現時点は8分の1になっておる。過去どうだったかという、稼働率は相当落ちているといったこともございました。もちろんコストの問題はございますが、児童思春期の患者を想定するときには、先ほど申し上げたようなところにデータとしては頼らざるを得ないところがございました。では、10床というときに3階建てにするのかということになりますと、スタッフの必要数から見ても2階建てで十分間に合うということがございました。

それと、児童思春期と成人病棟を同じフロアでという点についてでございますが、スタッフステーションの幅は大体15メートルございます。つまり、成人病棟、スタッフステーションの扉と児童思春期の扉の幅が15メートルございます。それはガラス入りの扉ですけれども、視線が問題になるというのであれば、マジックミラー的な効果のあるフィルム等で対処できますし、スタッフステーション内のパーテーションでも十分可能です。それと音の問題につきましては、特に保護室の場合には、少なくとも外部に対しては、夜間の住宅街に必要とされる音量制限40デシベルを確保できる防音処置を施しますので、それぞれの診療に影響を及ぼすことはない、構造的にはそういった形で十分可能であると思っておりますし、現に建物が建っているいろんな検証をしてみて、可能な対策はとります。例えばフィルムを張るとかパーテーションを設けるといったことも可能ではないかというふうに考えております。

○高橋委員 音の関係でいま一度聞きますけど、防音というのは各部屋のことですよね。

ナースステーションがセンターにあって、そのフロアは防音はできないでしょう。ガラスが張ってあっても。

○山下病院局次長 スタッフステーションは天井まで壁があり、そこに扉があるという形でございますので、防音は可能だと思います。

○小川富養園園長代理 音の件ですけれども、今の御説明にもあったとおり、急性期にあらわれて、精神症状で声がつい出てしまうというような重篤な患者さんは、基本的には保護室に隔離させていただきます。逆に言うと、デイルームにいられている方は落ちついている方です。委員の先生方も、富養園をごらんになったときにデイルームが騒がしくてという御印象はなかったんじゃないかと思えます。もしデイルームでぐあいが悪くなれば、申しわけないけれども隔離するという形をとりますので、通常、デイルームが騒がしくて児童エリアまで音が始終聞こえて児童の方が心が安まらないということは想定しにくいように思います。

○高橋委員 いろいろ努力をされて検討された結果、そして今後いろいろ対策もとられて、児童思春期の子供たちが安心して治療ができる環境にしていると思うので、その努力をぜひ続けていただきたいと思えます。

そして、どうしても不採算部門ですから、先ほども言いましたように宮崎病院に背負ってもらわなければならないけれども、将来、黒字化の努力が後退するかもしれません。私はそれでもいいと思うんです。先ほど一般会計からの繰り入れの話も出ましたけれども、なぜ一般会計から繰り入れしているかということなんです。県病院の運営を手助けすることになるわけですけれども、それは県病院が必要だから一般会計から繰り入れて運営していると思うんです。不採算でも必要な医

療は提供しなくちゃならないと思うんです。ここ1～2年、特に県病院の経営がマスコミに何回も取り上げられて、赤字の文字がすごく走ります。黒字化しないといけないと。それが県民にも落ちて——私、日南なものですから、先ほど資料で説明がありましたように厳しい運営です。非常に心配しています。でも、関心がない人も結構いらっちゃって、まさか県病院がなくなることはないだろうと。この認識の度合いなんです。ただ、繰り返しますように、県立日南病院は今度の医療計画でも、こども医療圏が狭まります。今の計画でいくと日南はなくなることになっていますが、そこまでは県民は知らないんです。ホームページで公開していますけれども、わからないんです。

だから、こころの医療センターだって、姿形があらわれて、マスコミに取り上げられていくことによって関心が集まると思うんです。話は何回も重複しますが、県病院、公立病院の使命は、不採算でも医療提供をしなくちゃいけないというところをいま一度県民にしっかり訴えないと、恐らく県南は医療圏の人口はどんどん減ります。単純にいくと収支改善は厳しいんです。今、本当に努力されています、買うものも買わずに。職員の方はのんきに歩いている方はいらっやいません。走って一生懸命仕事をしてもらっていますので、その辺の病院局としての基本的考え方をいま一度ここで示していただけないか。

○植木病院局長 私は、機会あるごとに公立病院の使命、役割といったようなことを言っております。私ども県立病院は、これまでも、これからも、急性期、そして精神的な医療に取り組んでいくという使命を担っているわけですから、ある程度の赤字が出てくることは、今、高

橋委員のほうからおっしゃったとおりでして、それは一般会計から補ってんしていただく。不採算部門はそういう手立てができると地方公営企業法にちゃんとうたってあるわけですから、そういう面は十分知事部局のほうから御協力をいただき、私どもは私どもで最大限の努力をしていこうという気持ちでおります。

先ほど日南の関係でこども医療圏のお話がございましたが、これは福祉保健部のほうでPRその他やっていると思います。私どもは、せんだって本会議でも御答弁しましたように、特に県南地域は鹿児島とは非常に密接な関係がございます。隣接の志布志あたりから日南のほうに来ていただいておりますし、日南のほうから志布志のほうに行くと。そういう関係で昔から鹿大との関係も非常に密接でございましたので、今後また鹿大の御協力をいただくように、脇坂病院長と一緒に鹿大のほうにお願いに上がった状況もございます。そういうことであらゆる手立てもしております。

また、先ほど次長の話にもありました、言葉としては適切じゃないんですが、一本釣りといましようか、日南に御縁のある方々に対しても、ぜひ御協力をいただきたいということをお願いをしている状況にあります。そういう意味で、私どもは、地域もしくは全県的な中核病院としての使命、役割を今後ともしっかり果たしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員 経営努力は当然今もやられているわけで、その結果が赤字かもしれないんですよ。そこは努力をされた結果であって、今局長がおっしゃったように、県病院としての使命、役割がしっかり県民に認識されれば、理解をしてくださると思うんです。その努力も一方ではほしいという意味で、こういう意見を言わ

せていただきました。よろしく申し上げます。

○緒嶋委員 収益的収支で一般会計から約44億繰り入れてあるわけですけど、国から来る交付税の中で、県立病院を持っておるがゆえに算定される交付税というのは計算されたことはあるわけですか。

○山下病院局次長 18年度で20億前後でございます。特交も含めてその程度になります。

○緒嶋委員 それであれば、24億ぐらいは交付税の算定以外から、一般会計から協力していただいたというふうに理解してもいいわけですね。

給与費が2億6,000万円増加ということになっておりますが、定員で給与費は計算しておることであれば、お医者さんの数がそれだけ充足されていないければ、最終的には給与費は減額になるということですか。

○山下病院局次長 全体の中で給与費は考えますけれども、例えば退職者が多くなれば、それだけでは足りないということになるかもしれません。

○緒嶋委員 通常的にいけば、最終的には給与費は減額になる可能性もあるということですね。

○山下病院局次長 この数年を見る限りは減額になっております。

○緒嶋委員 それと、材料費が75億ぐらいありますが、その中で共同購入等取り組まれておるし、後発医薬品とかありますが、材料費の経費節減の知恵、どういう努力をされておるわけですか。

○山下病院局次長 材料費の中身としては、薬品費、診療材料費、それに給食材料費が大きなものです。それぞれの費目別に見ると、薬品費は2%の伸びですが、これは、医療が高度化し

ている、特にがん関係の薬品が非常に高いと。がん患者がふえていることもございまして、薬品費が伸びております。ただ、17年度から薬品の共同購入をやっているございまして、薬価差確保を継続してやっているところでございます。それから診療材料費につきましては、これも診療内容の高度化に伴って通常は伸びるんですけども、19年の11月から始めました、いわゆるネゴシエーションの委託の結果、対前年予算では5.2%のマイナスで想定をしているところでございます。給食材料費についてはおおむね並行しております。材料費全体では、診療収入が上がったにもかかわらず、マイナス1%で想定しているというものでございます。

○緒嶋委員 それと、今、こういうのに対しても入札制度とかいろいろ言われておるわけですけども、委託費等についてはそういう制度でやられたわけですか。どういうものが委託費になるわけですか。

○山下病院局次長 病院にはいろんな委託費がございます。例えば清掃委託あるいは調理給食委託、警備委託、そういったものについては基本的に競争下において入札で決めます。ただ中には、例えば機械の修理を委託費で組んだりします。この辺はどうしても特化せざるを得ないというところはございます。

○緒嶋委員 収益的収支で単年度7億3,000万の欠損金が出るわけですね。そうなりますと、中期的計画では改善されておるけど、実質的に欠損金はふえるわけですね。ということは、22年度までにこの収支改善は大丈夫かと。逆に、中期計画から見ればよくなっておりますという理屈だけで説得できるものかどうか。そこ辺は大丈夫なんですか。

○山下病院局次長 もともと中期計画の目標

は、最終年度単年度黒字。ですから累積分が黒字ということをお示ししたものではありません。そういう意味で言えば、仮に22年度単年度黒字になっても、累積の欠損金は200数十億というオーダーで残るといのはございます。

○緒嶋委員 減価償却費の範囲内であれば、病院は福祉の面でいっても重要なものであるから、それはやむを得ん面もあると思いますけれども、余り頼れんような一般会計の実情もあるわけです。そうなりますと、欠損金は200億よりも100億台のほうがいいわけです。そういう意味では、最大限努力しなければならぬという逆の責務が当然あると思うんです。そういうことを含めて、将来的なものも展望しながら、単年度で黒字になりましたということだけの、自己満足と言うといかんけれども、そういうものだけじゃなくて、公立病院であるがゆえに欠損金が出ることは当たり前ですという認識ではいかんのではないかという気がするので、毎年、単年度黒字になれば欠損金も減るわけです。そういう経営状況を続ける中で、県民のニーズに合った医療体制はどうあるべきかと。22年度が目標じゃないと思うんです。将来的にはそういうものを含めてさらに要求もされるし、病院局としては追求していく姿勢を強く打ち出す必要があるんじゃないかという気もするわけですけど、そのあたりはどうですか。

○山下病院局次長 今御指摘の全体的な議論は、今の中期経営計画は5年間という見通しのもとに立てておりますが、あり方について踏まえたものがこの中期経営計画でございます。あり方については、3年間この計画に沿ってやった上で、残りの4年、5年目で次の形態を選択するという結論になっております。そういう意味で言えば、20年度の決算が見えてくるあたり

で、そういう根本的な議論をすることになるであろうと思います。

○緒嶋委員 そのあたりが今後の大きな県政の課題にもなってくると思うんです。県病院的なものは当然必要であるけれども、将来、ほかの医療機関を含めてどういう形が理想であるのか。都城や西諸は県病院がないじゃないかと、県はそういう病院に支援していいじゃないかという意見も出るのは、県病院が4つあるけど、県全体から見ればバランスがとれていないじゃないかという裏返しでもあろうと思うんです。そういうことを考えたら、県病院の使命は当然あるけど、将来的に県全体の医療計画の中での位置づけをどう考えていくか、そういうことを含めて問題が出てくるんじゃないかと思えます。やはり県病院が重荷になってはいかんと思うんです。福祉の中での医療の重要性はわかりながらも、地域にアンバランスがあるというのが、北諸県、西諸県の人の言い分でもあると思うので、一般会計にもできるだけ迷惑のないような形で県病院が存続されるのがいいんじゃないかという気がします。どういう形が理想なのか十分考えていただきたいと、要望しておきます。

○前屋敷委員 新しい予算が出されたんですけど、病院局になってより一層独立採算制が求められることになって、全国では公営病院からどんどん民間に移っていくということがありまして、今、公的病院はどうあるべきかという論議にもなっていますけど、私は、やっぱり県病院は公的病院の姿勢を貫くべきだと思うんです。

一般会計から50億円余が支出されることになっていきますけど、この総括表にはどこで示されてくるんですか。指標の見方がよくわからないので、御説明をいただきたいと思えます。

○山下病院局次長 一般会計からの繰り入れという形でまとめてはいないんですが、収益的収支の表の医業収益の中に、一般会計負担金というのが8億4,600万ございます。それと、医業外収益のほうに一般会計負担金と一般会計補助金、29億7,800万円余と5億6,700万円余、これが収益的収支に係る一般会計からの負担金でございます。さらに、委員会資料の4ページ、資本的収支の収入の企業債の下に一般会計負担金13億7,600万、これを合わせて57億余ということでございます。

○前屋敷委員 全体を足し合わせてこの数字になるということですね。見方もわかりませんで、失礼いたしました。

予算的には昨年度と同じ金額が計上されているんですけども、今、中期計画の真っ最中で、どう負債を減らしていくかという真っただ中にあるわけです。病院局としては一般会計の予算要求はこれ以上のものはなされなかったんですか。

○山下病院局次長 先ほど御説明申し上げましたように、18年から3年間は固定ということが一般会計との約束でございます。ただ、知事部局のほうで新しい事業としてがん対策とエイズ対策の関係を病院でお願いしたいというものがございました。その分は、さっき申し上げましたように1,700万円余増加しているところでございます。

○前屋敷委員 それと医師確保のことも論議になっていますが、3ページに給与費で職員1,368人分の人件費ということですが、これは医師、看護師、一般職員、総体の人数ですか。

○山下病院局次長 全職種の人件費ということでございます。

○前屋敷委員 医師については、聞き漏らした

かもわからないんですけど、充足数になっているんですか。

○山下病院局次長 定数どおりの人件費を計上したということでございます。

○前屋敷委員 それと看護師確保の件ですが、1対7看護でずっと努力してこられているんですけど、新年度においては看護師の充足という点についてはどんなふうな状況でしょうか。

○山下病院局次長 例年になくといいますか、通常、年度当初に駆け込み退職等がありまして、毎年欠員が相当数出るんですけども、少なくとも20年度は当初においては充足できると考えております。

○前屋敷委員 条例改正で、5ページの改正理由の(2)自動車事故に係る療養または医療について、1点当たりの診療単価の全国平均を見通して見直しを行うということですが、1点当たりの診療単価というのは各県それぞれ違うんですか。全国一律というわけではないんですね。

○山下病院局次長 自動車事故に係る療養または医療というのは、基本的には自由診療という形でございます。通常の保険診療とは違っておりますので、それについてはそれぞれの病院なり県で定められると。ただ、おのずから社会的妥当性というのがございますので、高いところで20数円というのはございます。

○前屋敷委員 私としては、今から医療費も負担がふえてくるという中で、今のこの時期、上げる必要はないんじゃないかというふうには思っているところです。患者さんの医療費がふえるという問題は、これから病院経営にも非常に影響してくると思うんです。今からどんどん医療改悪がなされて医療費の負担がふえる中では、滞納せざるを得ない方も出てきたり、ま

た、逆にかかれない方が出てきたりというようなことで、今からより一層公的病院の役割が求められると思います。その辺も今までの議論になっていきますけれども、公的病院の立場をしっかりと堅持して経営に当たっていただきたいと思います。

○山下病院局次長 自動車事故等の医療に係る料金というのは、基本的には損害保険会社からいただきますので、患者さんに直接費用負担がのしかかるということではございません。

○緒嶋委員 ちょっと聞き漏らしたんですけれど、条例改正の非紹介患者初診加算料の上限額、2,625円はストレートに患者が負担するわけですか。3割だけを後からということじゃないわけですね。

○山下病院局次長 特別室の料金と同じ種類のものというふうに申し上げましたけれども、直接患者さんに費用負担がかかるということでございます。

○緒嶋委員 一応個人のお医者さんのところに行って、そこから紹介があれば、これはかからないということですね。

○山下病院局次長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 高千穂なんかは産婦人科がないわけです。最初からストレートに県病院に行けば、これだけ取られるということになるわけですね。

○山下病院局次長 はい、そのようになります。

○緒嶋委員 大重病院とか延岡のほかのところに行ったならけど、高千穂のような何もないところからすれば不公平感があるわけです。県病院に行けば取られる。ある意味では県民のための病院で、県病院のないところには、逆に配慮があっていい。延岡市内ならですが、高千穂

から来て、ほかのところに行って県病院に行かないとこれを取られるというのはですよ。

○山下病院局次長 今回、非紹介患者初診加算料の値上げをするのは、延岡病院が地域医療支援病院になったことが大きな契機でございます。地域医療支援病院というのは、医療連携を基本に据えて、基本的には紹介の患者さんを診るということでございますので、この値上げをしたことによって収入がふえないほうがいいといえますか、そういう患者さんができるだけなくなるほうがいい。つまり、紹介の患者さんが来られる形がいいというのが、正直言って希望ございまして、これによって収入をふやそうという意図は全くございません。

今の高千穂の件は、医療連携の中で、診療所あるいは民間病院、そして県立病院という体系の中でなるべく診療をお受けいただきたいということでございます。

○緒嶋委員 高千穂に産婦人科があればそう言わんけど、全然ないので、その人たちは最初から県病院を頼っていくわけです。これは2,625円取られますよと、どこかでぴしゃっと徹底するというか、やはり県病院の医療スタッフを信頼して、最初から行きたいという人もおるわけです。県病院だから、本当はそういう僻地とか恵まれない——高千穂からは、交通費から何から行くだけで金がかかるわけです。一面では医療格差がますます増すようなことにもなるわけです。往復するだけで5,000円ぐらにかかるわけです。2,600円取られると7,000円ぐらい取られるわけです。最初だけというかもしれんけど、そういうことでは逆に不公平感を増すことになる面もあるわけです。

○山下病院局次長 どこでお金がかかるかというのと、まず、かかりつけ医にかかる初診料とい

うのがございます。もちろん治療費というのはかかるんですが、その分だけとらえると、初診料が270点の3分の1で810円かかる。次にかかりつけ医を経由して県立病院にかかるときに、県立病院の初診料が810円かかります。さらに、かかりつけ医から来られる場合は診療情報提供料というのがかかります。これを合わせて、県立病院にかかるときには1,560円かかるわけです。かかりつけ医で診てもらったものと合わせて2,370円かかっていた。それが従来の1,575円。県立病院にいきなりかかった場合であれば2,385円、15円の差でございました。そこで、この15円の差が医療機関を選択する際の動機づけになるかということがございまして、地域医療支援病院という延岡病院の位置づけからすると、この分を別にいただかないといけないということで、従来15円差であったのが、今回の改正で1,065円差になるということでございます。そこは御理解をいただきたいと思っております。

○緒嶋委員 今、少子化対策が一番大切なわけです。少子化対策というのは重要なキーワードにもなっておるわけですね。少なくとも産婦人科とか子供のことに關しては、特例的に、産婦人科にかかった場合には免除することはできるのかどうか。そういうことに対する支援があれば、局までつくってやろうかという面もあるわけですね。特殊な内科とかあるところはいいいけど、子供のことに對しては、少子化対策で、「産婦人科についてはその限りではない」とかいう特別条項はできんわけですか。

○山下病院局次長 非紹介患者初診加算料をいただかない場合というのを定めておまして、それには、救急自動車により緊急搬送される場合と深夜（22時から翌朝5時まで）に受診する場合、それから診療時間外に受診した後直ちに

入院する場合、緊急性がある場合ということになると思っています。それから、公費負担医療制度の受給対象者である場合、それからエイズ拠点病院におけるHIV感染者が受診する場合というのがございます。御指摘の点は、できるものかどうか検討してみたいと思っております。

○緒嶋委員 特に出産など特別なものについては、少子化対策の一面というのも含めて、病院も配慮しておりますというのが県病院の使命だと思います。県も少子化対策を頑張りましょうということであれば、病院としての配慮はできないものかという視点で考えるのも、少子化対策に対する病院の姿勢としてはいいんじゃないかという気がしてならんわけですね。

○山下病院局次長 少子化対策というのは、全県的、国家的な問題だろうと思っております。県立病院がその中で何を寄与できるかということ、特に最近議論になっておりますけれども、産婦人科医療、小児科医療を充実することが基本だろうと思っております。そこで、さらに御指摘のようなものも含めてすべきかどうか、十分議論が必要だろうと思っております。

○緒嶋委員 そういうことで、病院局含めすべてのものが少子化対策には配慮しておる姿勢を打ち出すことが——知事も一生懸命それを言われるわけわけだから、それがおかしいという県民はいないんじゃないか。それで収益がどこ上がるか、減額になるかわかりません。だけど、それだけ配慮しておりますという姿勢こそが、病院もない、産婦人科もない地域の皆さんに対する配慮だと思っております。産婦人科がないような特別な地域の人に対する配慮、差別じゃなくて、そういう配慮があるのが政治だと思うんです。

○徳重委員 少子化対策、今、緒嶋委員のおつ

しゃったとおりですが、今回、小児医療について就学前まで見るということを決めているわけです。特に出産の場合の診療については考えてほしいと私も思いますので、ひとつ御検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、非紹介患者初診加算料ということですが、3病院で今まで何人ぐらひの実績があるんですか。19年度だけで結構です。

○山下病院局次長 18年度の決算で見たところ、新患の中で現実にそれをいただく方が37%という数字でござひます。残りの63%は、例えば救急でおいでになるということになると思ひます。病院によって濃淡がござひまして、算定をした患者の率が最も高いのが日南病院、最も低いのが延岡病院という状況でござひます。

○徳重委員 37%は全体だろうと思ひますが、病院別に、宮崎が何%、延岡が何%、それはわかりますか。

○山下病院局次長 宮崎が32.0%、延岡が28.8%、日南が55.2%、トータルすると37.0%となります。

○徳重委員 かなりの方が県病院は自分たちの病院だという意識の中で飛び込んでこられる、病気になったら県病院なら安全だということでおいでになるわけですから、今、緒嶋委員の言われたことをひっくるめて、もう少し検討すべきことかなという気がいたします。

○山下病院局次長 県立病院に新患としておいでになる患者さんの中に占める初診加算料をいただく方の割合は10数%、つまり、県立病院においでになる外来患者の中に占める新患の割合は、18年度で38万8,000人中5万3,000人、その中から初診加算料をいただくのが1万9,000人。37%というのはあくまでも新患の5万3,000人に対する1万9,000人の割合でござひまして、

県立病院においでになる患者さん、38万8,000人の中の37%ということではござひません。

○凶師委員 先ほど緒嶋委員が言われた、中山間地への配慮の考え方ですけど、今、初診加算料は、受診して何カ月間あいたら取っているんですか。

○山下病院局次長 もちろん初めておいでになる方はいただきますけれども、通常は最終来院日より1カ月以上来院がなかった場合です。

○凶師委員 小児科などその地域に診療科がない方の場合は、1カ月間で初診料が発生するんじゃないじゃなくて、条例改正すれば、1年とか2年、3年でも継続受診の扱いになりますよとか、そういうことはできる可能性はありますか。

○山下病院局次長 何が初診かというのは、基本的には保険の考え方と一緒にござひますので、そこは私どもの判断だけではできない部分はござひます。

○凶師委員 検討いただきたいと思うんですが、そういう県独自の条例ができれば——疾病が違えば初診になってしまいますと言われればそれまでかもしれませんが、受診歴があれば、ある程度窓口を広くして、初診扱いにならないというとらえ方ができればと思ったのが一つ。

もう一つ、高千穂からわざわざ出てこられて、延岡県立の近くに小児科があるから、まずそこにかかって、重篤だったらそこから県病院に来てくださいということですが、親御さんの心境としては、たとえ軽い熱発でも、目の前に県病院があれば、小さなクリニックよりもそこに行きたいと思うんです。そのようなときにわざわざ二段階の受診を踏まなくとも、これも提案なんですけど、クリニックに1回子供の状態を電話して、受診をせんでも、その病院の先生か

ら県病院に紹介の電話連絡をしてもらう。もしくは問診の段階で情報提供書をファクスしてもらう。それを初診扱いにしないような流れはとれないものですか。

○山下病院局次長 患者を診て診断を下すことが基本ですから、今のはまさに保険診療に反する話でございますので、ちょっと無理かと思えます。

○図師委員 例えば、クリニッククラスには何カ月か前にかかっていたと、そこにはカルテが存在して、電話で聞いた段階で大体症状がわかったと、今回は期間は空いているけれども、これは県病院クラスのほうが安心だろうというようなときに、そういう流れというのは組めないものですか。

○山下病院局次長 個別にはこれから検討したいと思いますが、なぜこういうことでお金をいただくかということ、県立病院は地域の中核の医療機関である。中核の医療機関に風邪程度で来て、本来、医師や看護師等はもっと重い患者さんに力をかけるべきところを、その力を奪われる。あるいは非常に過酷な勤務状況になっている。そういったところを、できればこういう形でとどめおきたいというのが本当の気持ちでございまして、これで収入が上がるといっても非常に少額の話でございまして、そのあたりは御理解をいただきたいと思えます。

○植木病院局長 今の話ですけれども、九州管内の大学の医局、特に産婦人科、小児科を回ったときに出るのは、医師が疲弊している一番の原因はここにあるとおっしゃいます。もっと重篤な患者に対応したいんですけども、県の中央病院である県立病院に、俗に言うコンビニ受診といいまじょうか、すぐ飛び込んでくると。そういうことに各医師が追われて、本当の重篤な

患者の対応に手が回らない。結局、時間外、夜遅くまでも対応しないといけないと。もう少し県民の皆様はそのあたりをPRをしていただかないといけないという意見を聞きます。そういう意味では、今後の大事な問題として、医療連携と申しますけれども、かかりつけの医師を確保していただいて、軽微なものについては地域の診療所、病院にかかっている。そういうことを県民の皆様にも今後訴えていかないといけないと考えております。

○丸山委員 分厚い資料の671ページの給与の話ですが、地域手当は結構増額になってはいるんですけども、気になっているのは、夜間手当とか特殊手当が前年度から減額になっているのは、厳しい厳しいというイメージがあって、その辺で手当が少なくなっているのか、根拠は何にあるんでしょうか。

○山下病院局次長 671ページに手当の内訳というのがございまして、そこに前年度との比較が出ております。上の段の真ん中あたりにあるのが、先ほど私が申し上げた地域手当ですが、今御質問の件は、例えば下から2段目の夜間勤務手当がマイナスになっているということでございまして、夜間勤務手当は看護師に支給するものでございまして、看護師の数は19年10月1日現在の現員で算定しておりますので、こういった数になっております。

○丸山委員 全体的な人件費は定員の人数で見て、特殊手当は現員数で見ていると、その差が把握しづらいんですけど。

○山下病院局次長 医師について、定数どおり見ているということでございます。

○丸山委員 674ページに職員1人当たりの給与等が書いてあります。平均年齢でかなり違ってくると思うんですが、民間病院と県立病院を

比較したときはかなり差があるというふうに見ていいのか、教えていただきたいと思います。

○山下病院局次長 概略で申し上げますと、医師についてはおおむね民間病院と変わらないだろうと。若干安いかなというところはございますけれども、民間病院も病院によって相当違いがありますので、一般的には医師についてはおおむねこのあたりでございます。医療技術員と看護職員の場合は、平均すると民間よりは高いだろうと思っています。ただ、看護職員は、民間病院は准看護師等も含んでおりますので、一概に比較できないところはございます。それから事務については、人事委員会の勧告に係る分でございますので、特に論評はいたしません。

○丸山委員 次の676ページに、職種ごとの平成19年10月現在の比率が出ておりますが、恐らく団塊の世代がかなりいらっしゃるということで、看護師、医療職も高くなってきているように見えるんですが、標準的にこうあってほしいというのがあって、今後、団塊の世代がどんどん大量退職していったらうまく補充できるのか、計画はどのように立てているのかお伺いしたいと思います。

○山下病院局次長 医療職で申し上げますと、全体的な年齢構成として中間層が薄いというのはございます。年齢の高い層と若い層が多くて、全体的な平均は30数歳ということで、非常にバランスのいい年齢だとは思いますが、職員の年齢構成ではそういうアンバランスがございます。そのアンバランスを埋めるために、平成17年から、いわゆる中堅看護師の採用を始めました。人事委員会試験では28歳までという年齢制限があるのを、38歳までに上げて、そこから採用するという方法をとっておるところでございます。

○丸山委員 今言われるとおりに中間層が少ないと、マンパワーが抜けてしまうときがいつかは来るだろうと、そのときに退職金がふえるだろうとすぐ読めるものですから、うまく積立金とかつくっていらっしゃるのかもしれませんが、マンパワーをうまく配置できるような体制も並行して進めていただくようお願いしたいと思います。

○十屋委員長 そのほか何かございませんでしょうか。

○前屋敷委員 前に戻るんですけど、先ほどの加算料の件です。これは延岡病院が地域医療の支援病院になったということで、地域との医療連携で、初診を減らすという意味合いから加算をするということなんでしょうけど、これは法的にはせざるを得ないというものではないんでしょう。

○山下病院局次長 法的義務があつてするということではございません。あくまでもそういう誘導をしたいということでございます。

○前屋敷委員 確かに地域医療との関連でバランスをとるということは非常に大事なことだと思うんですけど、初診加算料をもって実力行使的なふうを受けとめるんです、実際のところです。そうしなくても、地域の病院に頼るというシステム、患者さん方の認識も含めてそういう方向に持っていくという手立てをとれないかと思うんですが、どんなでしょうか。

○山下病院局次長 先ほど局長も申し上げましたけれども、最近では機会あるごとに地域との連携、特に受診をされる患者さんの意識を変えていただこうと。日南病院とか延岡病院は夜間に呼び出される先生方が多い、それが疲弊につながっているということもございまして、そういう誘導づけをするんですが、やはり大病院志向

の患者が多うございます。私、この仕事を見続けて20数年になりますが、いろんな仕組みを厚労省がつくれますけれども、なかなかうまくいかない。これは非常に長い道のりですけれども、その中にいろんな形をとらざるを得ないというのは、県立病院が県立病院としての機能を発揮するための、ある意味では自衛の手段ではないかというふうに考えております。

○前屋敷委員 その思い、趣旨というものは十分にわかるんです。県立病院が重篤患者をしっかりフォローしたいということは非常にわかるんですけれども、こういう形でされると弊害も出てくるものですから、これまで努力されて意識の変革も進めてこられたと思うんですけど、さらにその辺のところをもう少し御努力いただきたいと思っております。

○十屋委員長 私から一言御要望申し上げたいと思います。先ほど委員の中で議論がございましたように、非紹介患者初診加算料につきましては、先ほど山下次長の御答弁の中にもありましたように検討していただくということでございますので、県民の皆様にとりまして不公平感がないような制度となりますことを、委員会として要望申し上げます。

そのほかございませんか。

○植木病院局長 常任委員会としてこれがことし最後かと思いますが、お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、この1年間、県立病院事業全般にわたり御指導、御支援を賜りまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして心からお礼を申し上げたいと思います。

病院局職員一丸となりまして、県立病院の経営健全化のために今後とも全力で取り組んでま

いりたいと考えております。今後ともなお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきますと思います。まことにありがとうございました。

○十屋委員長 私どもから、病院局長におかれましては、県立病院経営、医師確保等に1年間御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。委員会として感謝申し上げたいと思いますし、今後ますます御健勝で御活躍を御祈念申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは以上をもって、病院局を終了いたします。

執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時9分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○丸山地域生活部長 座ったままで説明させていただきます。

今回提案しております議案につきまして、概要を説明させていただきます。議案は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」案の1件のみであります。

お手元に配付いたしております委員会資料により説明をさせていただきます。資料の1ページをお開きください。平成20年度当初予算につきましては、大変厳しい財政状況の中、行財政改革大綱2007に基づく財政改革を着実に進める一方で、新みやざき創造戦略に掲げる施策の推進、特に本県が直面いたしております喫緊の課題を踏まえて、中山間・植栽未済地対策、子育て

て・医療対策など3つの項目を平成20年度の重点施策と位置づけるとともに、県民目線による事業の見直し、県民総力戦による新しい宮崎づくりを推進することを基本方針といたしまして、「オンリーワンの宮崎を目指す、宮崎再生推進予算」として編成されたところであります。

地域生活部といたしましては、県民生活に直結する幅広い分野を担当する部局として、この基本方針のもとで予算編成を行ったところであります。平成20年度当初予算案は、1ページの一番下、表の合計欄にありますように、163億9,085万8,000円となっており、一番右の欄をごらんいただきますと、19年度6月補正後の予算と比較いたしまして3.6%の増となったところであります。

なお、来年度は、地域生活部と総合政策本部を統合いたしました「県民政策部」の設置を初めとする組織改正が予定されておりました。関係条例の改正案につきましては、総務政策常任委員会で御審議をいただくことになっております。このため、地域生活部の予算案につきましては、各議案について議会の御承認を得た後、新組織の予算に組み替えて執行することになっております。

続きまして、資料の2ページをお開きください。平成20年度重点施策及び新みやざき創造戦略の体系ごとに、関係する当部の所管事業をまとめております。また、3ページ以降につきましては、新みやざき創造計画の分野別施策ごとに当部の所管事業を体系的にまとめておりますので、参考にしていただきたいと思いますと考えております。

それでは、8ページをお開きください。平成20年度の地域生活部の事業につきまして、重

点施策や新みやざき創造戦略に沿って記載をいたしております。事業名の前に黒い丸をつけている主な事業について説明をさせていただきます。

なお、事業名の前の「㊦」とあるのは新規事業、「㊧」とあるのは、既存事業の一部を見直した改善事業を示しております。

まず、平成20年度重点施策関連事業の「中山間地域・植栽未済地」対策関連事業であります。地域生活部といたしましては、中山間地域の地域づくりや交流人口の拡大、また地域交通ネットワークの維持・充実、情報通信基盤整備など、中山間地域の生活対策を展開することとしております。

新規事業の個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業は、新みやざき創造計画に基づく新しい県づくりを推進するため、過疎地域を初めとする市町村が、地域住民と一体となって地域づくりの取り組みを行う際に支援を行うものであります。

また、新規事業、宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業は、地域の魅力や宝を活用した独身男女の「出会いの場」を創出いたしまして、地域資源の再発見、交流人口の拡大による過疎地域等の活性化を図るものであります。

次の地域バス再編支援事業は、既存のバス路線の維持が困難になる中、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムへの再編に取り組む市町村に助成を行いまして、地域住民の交通手段の確保を図るものであります。

また、次の移動通信用鉄塔施設整備事業と携帯電話サービス地域拡大支援事業によりまして、携帯電話サービスエリアの拡大を支援し、県内における情報通信格差の是正を図ることと

しております。

続きまして、「子育て・医療対策」関連事業であります。

私立幼稚園預かり保育推進事業は、園児の「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対しまして補助を行い、保護者及び幼稚園の経費負担を軽減し、子育て支援の充実を図るものであります。

次に、9ページをごらんください。ここからは新みやざき創造戦略に沿って事業を掲載しておりますので、同じように黒丸のついた主な事業について御説明いたしますけれども、事業名の前に「再掲」とある、平成20年度の重点施策関連事業と重複するものにつきましては、説明を省略させていただきます。

新みやざき創造戦略は、知事マニフェスト具現化に向けて優先的に取り組む3つの戦略から成るものであります。

まず、戦略1「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略関連事業であります。

「家庭の日」強化連携事業は、市町村や民間企業と連携して、「家庭の日」を広く県民に周知し、家庭の果たす役割について理解を深めるとともに、家庭の教育力のアップを図るものであります。

次の宮崎国際音楽祭開催事業は、宮崎国際音楽祭をアジアを代表する国際的な音楽祭として充実させ、本県から世界へ向けてさらなる文化事業の発信を行うものであります。

また、新規事業、ミュージックランドみやざき推進事業は、音楽を気軽に楽しむ機会や発表の機会を広げ、音楽版スポーツランドである「ミュージックランドづくり」を推進することで、芸術文化の振興、さらには観光振興、地域づくりに資するものであります。

さらに、新規事業、日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業は、県民が長く伝承してきた郷土芸能を広く発信することによりまして、伝承団体の誇りを醸成いたしますとともに、県民の理解を深め、地域を挙げて保存・伝承する環境を整備するものであります。

次の女性のチャレンジ支援事業は、女性の再就職や起業、社会貢献活動などに関する情報の提供や講座の開催、相談事業等によりまして、女性のチャレンジを積極的に促進するものであります。

また、男女共同参画センター管理運営委託費は、宮崎県男女共同参画センターの運営を通じまして、情報提供、啓発、さらには相談支援等による男女共同参画社会づくりの一層の推進を図りますとともに、男女共同参画地域リーダー人材育成事業によりまして、地域において男女共同参画の普及・啓発を進める人材を育成するものであります。

続きまして、10ページをお開きください。次に、戦略2「成熟社会における豊かな暮らし」戦略関連事業であります。

新規事業の私立学校耐震対策緊急支援事業は、現在、診断率22%程度となっている私立中学・高等学校の校舎等の耐震診断を促進し、耐震化を促すことによりまして、生徒の災害時の安心の確保を図るものであります。

次の犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業は、自主防犯活動等のモデル事業やリーダー育成講習会、アドバイザー派遣事業を行い、県民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを促進するものであります。

また、世代間交流による交通安全教育事業は、県内の高齢者と若者との世代間交流による体験型交通安全教育を実施することで、お互い

の特性の理解を深め、交通事故防止に資するものであります。

次のサン・SUNみやざき体験情報発信事業は、みやざきテクノフェアを活用した普及・啓発によりまして、太陽光発電の導入促進を図るものであります。

次に、戦略3「『経済・交流』拡大」戦略関連事業であります。

新規事業、宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業は、本年度の宮崎に来んね、住まんね、お試し事業に新たな取り組みを加えて実施するものでありまして、団塊の世代を初めとしたあらゆる世代の都市住民等による、本県での二地域居住や移住等を促進するため、情報発信力を一層高めて、Uターン、Jターン、Iターンの呼びかけを強化するとともに、推進体制等を整備するものであります。

また、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業は、台湾、韓国との国際定期便など、宮崎空港を発着する国内、国際の航空ネットワークの利用促進、維持・充実を図るものであります。

次の関東航路利用促進補助事業は、本格的な関東向け航路の再開を早期に実現するため、当該航路を利用した運送事業者に対しまして助成を行い、増便等の航路拡充を図ろうとするものであります。

11ページをごらんください。ケーブルテレビ施設整備支援事業は、市町村や事業者のケーブルテレビのエリア敷設・拡大支援を行うものであります。

次に、12ページをお開きください。これ以降は、新みやざき創造計画の分野別施策ごとに事業概要をまとめております。これまで同様に、事業名の前に「再掲」とある、重点施策や新み

やざき創造戦略の関連事業と重複しているものについては、説明を省略させていただきます。

下から2番目の黒丸、青少年自然の家管理運営委託費は、青島、むかばき、御池の3つの青少年自然の家を運営するものであります。

13ページをごらんください。一番上の私立学校振興費補助事業は、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質向上、保護者の経済的負担軽減など教育環境の充実を図るとともに、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進するものであります。

中ほどの新規事業、私立専修学校教育充実支援事業は、専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を図るため、専修学校設置者等に対しまして補助を行い、私立専修学校の特色ある教育を支援するものであります。

次の地域福祉等推進特別支援事業は、地域の課題解決やセーフティーネット構築などに先駆的・試行的に取り組むNPO・ボランティア活動等に対し助成するとともに、マネジメント講座の開催などによりましてNPO活動を支援するものであります。

次の新規事業、「県民との協働」推進事業であります。提案公募型事業や体験型の職員研修を実施し、県とNPOとの協働を推進するとともに、市町村における協働事業の導入支援や協働推進フォーラムを行い、県民と行政の協働を広く県内に浸透させるものであります。

14ページをお開きください。上から2番目の人権啓発・相談ネットワーク推進事業は、NPOなど民間団体のノウハウを活用した啓発事業を行うとともに、人権関係機関・団体の職員等の資質向上と、これらによるネットワークづくりを推進し、啓発・相談活動の充実を図るもの

であります。

下から2番目の芸術劇場管理運営委託費は、県立芸術劇場、4月から愛称として「メディキット県民文化センター」となりますけれども、ここを拠点とした県民の多様な文化活動を促進するため、その管理運営を指定管理者に代行させるとともに、その下の県立芸術劇場大規模改修事業では、この施設の運営及び県民の継続的な芸術文化活動に支障を来さないよう、本年度に引き続き計画的に改修事業を実施するものであります。

次に、16ページをお開きください。上から2番目の地方バス路線等運行維持対策事業は、地方バス路線の運行維持と代替交通手段の確保を図るため、バス事業者や廃止路線代替バス、乗合タクシー等の運行を行っている市町村に助成を行うものであります。

一番下の情報セキュリティ監査推進事業は、情報漏えいの発生やコンピュータウイルス等による被害に的確に対応するため、情報セキュリティ監査等を実施するものであります。

17ページをごらんください。一番下の消費者啓発推進費及び18ページの消費生活相談員等設置費でありますけれども、消費者の意識の高揚と知識の習得を図るとともに、消費生活センターに消費生活相談員を配置して、消費者被害の解決支援と未然防止を図るものであります。

18ページの下から2番目の元気市町村支援資金貸付事業は、災害復旧や防災対策あるいは行財政改革といった課題解決のための事業に取り組む市町村に対しまして、無利子で資金を貸し付け、重点的に支援を行うものであります。

19ページをごらんください。中ほどの新規事業、土地利用基本計画改定事業は、新たに策定する第4次国土利用計画を基本に、土地取引や

開発行為等の規制の基準となる土地利用基本計画を改定するものであります。

一番下の新規事業、合併関係市町村財政健全化支援事業であります。財政状況が特に厳しい合併関係市町村に対する高金利地方債の繰り上げ償還を支援する貸付金制度を創設いたしまして、合併関係市町村の財政健全化を進めるとともに、市町村合併支援事業、新市町村合併支援事業による交付金等とあわせまして、市町村合併のさらなる推進を図るものであります。

20ページをお開きください。上から3番目の東アジア民間交流促進事業は、本県と韓国、台湾の民間団体の相互交流を支援しまして、東アジア地域との多彩な分野における交流を促進するものであります。

その下のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業は、小中学生の相互派遣・受け入れによりまして、韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進するものであります。

最後に、一番下の海外渡航事務費であります。県民の海外渡航の利便性を高めるため、日南、小林、高鍋の各出先機関に旅券の窓口を新たに設置しまして、宮崎パスポートセンター及び5カ所の出先機関において、一般旅券の発給申請の受理、交付及び海外渡航安全情報等に関する事務を行うものであります。

21ページ以降には、主な新規・重点事業の概要を添付しております。これにつきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

以上が、平成20年度の地域生活部予算案の概要であります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。私からは以上であります。

○十屋委員長 次に、各課長に説明をお願いいたしますが、審査に時間を要することから、2

班に分けて説明、質疑を行いたいと思います。

また、地域生活部のすべての課が終了した後
に総括質疑を行いますので、御協力のほどお願い
いたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点
事業、新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いいた
します。

それでは、準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 27 分休憩

午後 1 時 28 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、日高生活・文化課長から順次説明
をお願いいたします。

○日高生活・文化課長 まず、議案第 1 号「平
成 20 年度宮崎県一般会計予算」について御説明
いたします。

お手元の平成 20 年度歳出予算説明資料の 71
ページ、「生活・文化課」のところをお開きく
ださい。生活・文化課の当初予算の総額は 69
億 9,335 万 2,000 円となっております。前年度
との比較であります。平成 19 年度当初予算は
骨格予算でありましたので、6 月補正までの予
算と比較いたします。一番右端に「現計予算額
(11 月)」とありますのは、生活・文化課以外
の各課におきましては 6 月補正後の額と同額で
ありますので、この額との比較で説明をいたし
ます。生活・文化課につきましては、11 月補正
におきまして 10 万円の補正増がありましたの
で、一番右端にあります現計予算額 69 億 984
万 2,000 円から 10 万円を差し引きました 69 億 974
万 2,000 円が 6 月補正後の額となり、その金額と
比較いたしますと、対前年比 101.2% になってお
ります。

それでは、新規・重点事業を中心に御説明い

たします。

73 ページをお願いいたします。一番下の（事
項）県立芸術劇場費 6 億 3,252 万 9,000 円であり
ます。

内容につきましては、次の 74 ページをお願い
いたします。主なものといたしましては、説明
欄の 1 指定管理料 4 億 8,789 万 3,000 円でありま
す。これは、県立芸術劇場の指定管理者であり
ます財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費で
あります。

まず、（1）国際音楽祭開催事業 1 億 3,098
万 1,000 円ですが、これは、ことし 5 月に
開催されます第 13 回の音楽祭や、次年度の音楽
祭の開催準備に要する経費であります。なお、
お手元に第 13 回宮崎国際音楽祭のパンフレット
を配付しておりますので、後ほどごらんいた
だきたいと思います。

続きまして、（2）県立芸術劇場管理運営委
託費 3 億 5,691 万 2,000 円ですが、これは
県立芸術劇場の管理運営に要する経費でありま
す。なお、これらの財源の一部としまして、19
年度に導入を決定いたしましたネーミングライ
ツ料を充当することとし、20 年度では、看板等
の作成経費を除きました 1,750 万を計上させてい
ただいております。このページの一番上の欄に
「財源内訳」とありますが、その中の「その他
特定」の欄の中に諸収入 8,748 万 9,000 円とあり
まして、ネーミングライツ料はこの中に含まれ
ております。

次に、説明欄の 2 県立芸術劇場大規模改修事
業費 1 億 3,997 万 9,000 円ですが、これ
は、19 年度に引き続きまして計画的に県立芸術
劇場の改修を行っていくための経費でありま
す。県立芸術劇場は、平成 5 年 11 月の開館以来
ことしで 15 年目を迎えまして、改修や修繕を要

する設備が増加していることから、19年度に引き続き、県立芸術劇場の運営及び県民の継続的な芸術文化活動に支障を来さないよう、計画的に改修事業を行うものであります。なお、この予算の中には、平成19年度2月補正予算で減額補正をお願いいたしました劇場管理システム開発費2,330万7,000円も含まれております。

次に、中ほどにあります（事項）交通安全基本対策費1,414万5,000円であります。これは、交通安全に関する計画の策定や交通安全活動の推進に要する経費であります。平成19年におきます本県の交通事故の発生状況につきましては、発生件数、死者数、負傷者数ともに減少しておりますが、交通事故の抑止に向けた対策の強化につきましては、引き続き積極的に取り組むべき課題の一つとして認識しております。特に交通事故死傷者につきましては、高齢人口の増加に伴い高齢者の占める割合が増加しておりますことから、説明欄の2交通安全教育推進事業の（2）世代間交流による交通安全教育事業にありますように、高齢者と、高校3年生を含む若者を対象に、お互いの特性等を理解させる交流型の交通安全教育事業を引き続き実施することとしております。

次に、一番下の（事項）安全で安心なまちづくり推進費863万4,000円であります。説明欄の1犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業であります。これは、県民が安全に安心して暮らせる地域社会をつくるため、県民会議の構成団体と連携しながら、自主防犯活動等のモデル事業やリーダー育成講習会、アドバイザー派遣事業等を行うものであります。

次に、75ページをお願いいたします。一番上の（事項）文化活動促進費3,740万6,000円ですが、これは、多様な主体の参画によりま

す多彩な文化活動の促進を図るために要する経費であります。

説明欄2の宮崎県芸術文化協会補助1,549万4,000円です。これは、本県芸術文化の普及振興を目指し、活気に満ちたふるさとづくりを願って活動しております財団法人宮崎県芸術文化協会への運営費補助と、同団体が実施します県民芸術祭への補助のための経費であります。

次に、説明欄の10新規事業、ミュージックランドみやぎき推進事業624万ですが、これにつきましては別冊の委員会資料で後ほど御説明をいたします。

次に、その下の（事項）文化交流推進費486万5,000円です。これは、文化の交流・連携を促進し、県内各地におきます文化活動の振興を図るために要する経費です。主なものとしましては、説明欄の2新規事業、日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業368万5,000円です。これは、県民が長年にわたって伝承してきた郷土芸能を広く発信するため、郷土芸能フォーラムを開催し、伝承団体の誇りを醸成するとともに県民の理解を一層深め、地域を挙げて保存・伝承する環境を整備するものであります。

続きまして、76ページをお願いいたします。真ん中の（事項）ボランティア活動促進事業費3,706万1,000円です。これは、さまざまな分野のボランティア活動に県民が参加しやすい環境づくりを行う県ボランティアセンターの運営等に要する経費です。

次に、説明欄の4新規事業、「県民との協働」推進事業1,059万4,000円ですが、これにつきましても別冊の委員会資料で後ほど御説明いたします。

次に、77ページをお願いいたします。一番上の（事項）消費者支援対策費4,535万3,000円です。これは、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るための経費であります。説明欄の3消費者被害防止・解決支援費2,763万2,000円ですが、これは、複雑多様化しております消費者問題につきまして、県民からの苦情や相談に的確に対応し、被害の未然防止と解決支援を行うために、消費生活センターに消費生活相談員を配置する経費などです。

次に、一番下の（事項）私学振興費58億306万4,000円です。

まず、説明欄1の私立学校振興費補助金55億2,859万円についてです。これは、私立学校の経営基盤の安定や保護者の経済的負担の軽減など教育環境の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを支援するため補助するものです。

この中で（1）の一般補助ですが、ここに記載してありますとおり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園に対しまして53億7,908万1,000円を補助するものです。

次に、（3）の私立幼稚園預かり保育推進事業補助7,000万円です。これは、幼稚園の教育時間終了後等も園児の預かり保育を実施する幼稚園に補助を行い、保護者及び幼稚園の経費負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図るものです。

次に、（4）の私立幼稚園入園料軽減事業補助4,140万9,000円です。これは、私立幼稚園が行う入園料減免に対して補助を行うことにより、保護者負担の軽減と園児の確保による経営の安定を図るものです。

78ページをお願いいたします。説明欄の6私

立高等学校授業料減免補助金6,463万1,000円です。これは、私立高等学校が行う授業料減免に対して補助を行うことにより、経済的理由で修学が困難な生徒の教育に係る負担を軽減し、就学機会の確保を図るものです。

次に、説明欄13の新規事業、私立学校耐震対策緊急支援事業2,165万9,000円ですが、これにつきましては別冊の委員会資料で後ほど御説明いたします。

次に、説明欄14の新規事業、私立専修学校教育充実支援事業2,232万4,000円です。この事業は、今年度まで実施しております私立専修学校振興費補助金の事業内容を見直し、新たに私立専修学校教育充実支援事業としまして事業を創設するものです。県民の多様化する教育ニーズに的確に対応するとともに、専修学校高等課程に学ぶ生徒の就学機会の確保と、魅力ある産業人材を育成する分野に重点を置くことにより、私立専修学校の特色ある教育を支援するものです。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の常任委員会説明資料で御説明いたします。

21ページをお願いいたします。新規事業、「県民との協働」推進事業です。

1の事業の目的ですが、2年間のNPOパートナーシップ創造事業の結果を踏まえて作成いたしました協働事業マニュアルを活用した推進事業を展開することによりまして、県下全域に県民との協働の定着を図るものです。

次に、事業の概要ですが、（1）の県とNPOとの協働推進としまして、新みやぎ創造計画の3つの戦略をテーマに、部局横断型の事業をNPOから提案公募いたします。2番

目に、市町村とNPOとの協働推進としまして、NPO提案公募型事業に取り組む市町村への支援等を行います。また、3番目に、協働推進のための県職員研修としまして、部局別の研修や実践的な研修を体験型の研修として実施するものでございます。

3の事業費は、1,059万4,000円を予定しております。

次に、22ページをお願いいたします。新規事業、ミュージックランドみやざき推進事業であります。

1の事業の目的であります。音楽を気軽に楽しむ機会や発表の機会を拡充することにより、スポーツランドみやざきの音楽版であります「ミュージックランドみやざき」づくりを推進し、芸術文化振興を初め地域づくりなどに資するものであります。

次に、2の事業の概要であります。まず、人づくりとしまして、県内アーティストが一堂に会して短時間の演奏を行うことで、活動内容を周知し、人材を見出します。みやざきミュージック見本市を開催いたします。2番目に、音づくりとしまして、県庁で星空コンサートを開催したり、県内各地でさまざまなスタイルの街角ミニコンサートを開催することによりまして、県内全域で音楽に親しむ機会を提供いたします。

3の事業費は、624万円を予定しております。

最後に、23ページをごらんいただきたいと思います。私立学校耐震対策緊急支援事業であります。

まず、1の事業の目的であります。私立学校が行う耐震診断に対しまして補助を行うことにより、私立学校の校舎等の耐震診断を促進し、もって生徒の災害時の安全の確保を図るこ

とを目的に実施するものであります。

次に、2の事業の概要であります。 (1)の概要にありますように、県内の私立中学校及び高等学校におきまして、生徒の用に供するための施設のうち、現行の耐震基準（昭和56年作成）より前の基準で建築されました施設の耐震化を図るため、2年間に限り、耐震診断に要する経費の一部を補助するものであります。次に、(2)の補助対象経費は、昭和56年以前に建築されました2階建て以上、または面積が200平方メートルを超す非木造の校舎、屋外体育館等の耐震診断に要する経費であり、(3)のとおり、補助率は、国3分の1以内、県3分の1以内となっております。

3の事業費は、2,165万9,000円となっております。

生活・文化課につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○井上青少年男女参画課長 青少年男女参画課でございます。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の79ページをお開きください。青少年男女参画課の当初予算総額は4億9,907万5,000円となっております。平成19年度6月補正までの予算に対し、103.8%でございます。

それでは、重点事項を中心に御説明いたします。

81ページをお願いいたします。まず、中ほどの(事項)男女共同参画総合調整費297万1,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関します総合的な体制の確立に要する経費でございます。主なものといたしましては、男女共同参画審議会の運営など連絡調整に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)男女共同参画推進

費3,242万1,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動推進に要する経費でございます。

主なものといたしましては、次の82ページをお願いいたします。説明欄1の(3)改善事業、女性のチャレンジ支援事業326万7,000円でございます。これにつきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。

次に、2男女共同参画センター管理運営委託費2,645万9,000円でございます。これは、同センターに、情報提供、啓発、相談支援等を行う業務を委託するものでございます。

次の(事項)青少年対策総合調整費1,169万円でございます。これは、青少年に関する総合的な施策の推進に関する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄1の(2)青少年指導員活動1,086万5,000円でございますけれども、これは、各福祉事務所等に配置しております青少年指導員7名の人件費及び事務費でございます。

次に、その下の(事項)青少年育成保護対策費3億3,006万1,000円でございます。これは、青少年の健全育成対策の推進に要する経費でございます。

主なものといたしましては、説明欄4の(1)のウ新規事業、青少年自然の家空調設備等改修事業4,131万8,000円でございます。これは、むかばき青少年自然の家の空調設備の改修や、御池青少年自然の家の給水加圧ユニット制御盤の改修等に要する経費でございます。次に、(2)の青島管理運営委託費1億1,254万5,000円、(3)のむかばき管理運営委託費7,237万1,000円、(4)の御池管理運営委託費8,008万4,000円でございます。これは、指定管理者でございます学校法人宮崎総合学園に対

する、青島、むかばき、御池の3つの青少年自然の家の運営委託費でございます。

83ページをお願いいたします。(事項)県民運動強化推進費769万1,000円でございます。これは、県民一体となりました青少年健全育成運動の推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、実践の母体となっております社団法人宮崎県青少年育成県民会議の運営に要する経費の補助でございます。

次に、お手元の委員会資料の24ページをお開きください。女性のチャレンジ支援事業についてでございます。

女性のチャレンジ支援につきましては、内閣府のモデル事業といたしまして平成18年度から2年間にわたって取り組んできたところでございます。女性の社会参画を推進するためには、今後も積極的に取り組んでいく必要がありますことから、来年度は県単独事業として実施するものでございます。

まず、1の事業の目的でございますけれども、男女共同参画社会づくりの推進に資するため、再就職や起業、社会貢献活動などさまざまな分野への女性のチャレンジを積極的に促進するものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。まず、(1)の女性のチャレンジ支援情報の提供・ネットワークの強化といたしまして、県庁各部署、関係団体等のチャレンジ支援情報を一元化いたしまして「チャレンジサイト」等で提供するとともに、関係機関による連絡協議会を開催し、支援体制を強化するものでございます。

次に、(2)のチャレンジ支援相談につきましては、男女共同参画センターに専門相談員を配置いたしまして、チャレンジに関するアドバイスや情報提供を行うものでございます。

また、(3)のチャレンジ支援講座の開催につきましては、男女共同参画センターにおきまして、チャレンジを支援するための講座を開催いたします。

最後に、(4)の女性のチャレンジ賞の表彰につきましては、各分野で功績の著しい女性の表彰を行うことといたしております。

事業費は326万7,000円でございます。

次に、債務負担行為についてでございます。

恐れ入ります、「平成20年2月定例県議会提出議案(平成20年度当初分)」の9ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございますけれども、上から2段目、青少年男女参画課の欄をごらんください。むかばき青少年自然の家空調設備改修事業でございます。この事業は、開所から25年を経過して老朽化の著しい、むかばき青少年自然の家の空調設備の改修を行うものでございます。営繕課によりますと、工事期間として6カ月を要するというところでございます。工事期間が長くなりますことから、実施時期につきまして、指定管理者の宮崎総合学院と協議いたしましたところ、宮崎総合学院側からは、実施時期を、1年を通して比較的利用の少ない12月から5月の間にしてほしいという要望がございました。このため、営繕課とも協議いたしまして、その中でも利用の最も少ない12月から3月に3階の宿泊室を先に実施し、会議室や研修室のある1階と2階を21年の4月と5月に実施することとしております。このように工事を単年度で完了することができないために、債務負担行為をお願いするものでございます。

なお、全体の工事費は5,507万円でございます。債務負担行為の期間は平成20年度から平成21年度まで、限度額は2,294万2,000円ござ

います。

青少年男女参画課については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の85ページをお開きください。人権同和対策課の当初予算の総額は1億6,364万6,000円となっております。平成19年度6月補正までの予算に対しまして、109.7%となっております。

それでは、主な事項について御説明いたします。

87ページをお開きください。中ほどの3番目の(事項)人権同和问题啓発活動費の4,060万4,000円であります。この事業は、適正な人権同和行政を行うための職員の啓発研修や、県民の人権同和问题に対する理解等を深めるための啓発活動を行うものであります。

説明欄1の宮崎県人権啓発推進協議会委託の3,268万2,000円ではありますが、これは、人権啓発のための県民運動の推進組織であります同協議会に委託いたしまして、8月の人権啓発強調月間でのポスター、チラシの配布やバス広告などの啓発事業、12月の人権週間での街頭啓発や広報などの集中的な啓発事業を行いますほか、人権に関する作品の募集や啓発資料の配布、マスメディアによる広報などの啓発事業を行うものであります。

次に、一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費の2,619万4,000円あります。この事業は、平成17年1月に策定いたしました「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づいて実施する事業であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業の1,952万円あります。これは、昨年7月に開

設いたしました宮崎県人権啓発センターを拠点といたしまして、研修会の開催、情報誌の発行、人権問題に関する相談などの各種事業を実施するものであります。

次に、88ページをお開きください。説明欄(8)の改善事業、人権啓発・相談ネットワーク推進事業の203万4,000円ではありますが、これにつきましては別冊の委員会資料で御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の25ページをお開きください。まず、1の事業の目的であります。人権問題が複雑多様化している現在、一人一人の人権が尊重される社会の実現のために、人権にかかわるNPO法人等民間団体のノウハウを活用した啓発事業を行うとともに、それらの職員等の資質向上と連携強化を通じて、人権関係機関・団体のネットワークづくりを推進しようとするものであります。

2の事業の概要であります。まず、(1)の人権啓発ネットワーク推進事業では、NPO法人など民間団体から人権啓発事業等の企画を募集して当該事業を委託し、その成果を関係機関・団体で共有できるようにいたします。委託先は5団体程度と考えております。次に、(2)の人権相談ネットワーク推進事業では、人権にかかわる機関・団体の相談員などの研修会やネットワーク会議等を開催いたしまして、当該機関等との連携強化を図ります。

3の事業費は、203万4,000円を計上させていただきます。

人権同和対策課は、以上でございます。

○江上市町村課長 市町村課でございます。

歳出予算説明資料の「市町村課」の89ページをお願いいたします。

市町村課の平成20年度当初予算は、総額24

億4,042万円をお願いしております。一番右の欄の平成19年度の予算と比較いたしますと、66.3%の額となっております。これを金額にいたしますと約12億4,200万円の減額となっておりますけれども、これは主に平成19年度に実施いたしました県議会議員選挙と参議院議員選挙の執行経費に係るものでございます。

主なものにつきまして御説明いたします。

91ページをお願いいたします。下のほうの(事項)自治調整費の1億1,591万円でございます。主なものは、次の92ページの一番上の欄、7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の9,517万3,000円でございます。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上と行政事務の効率化を図りますために、平成14年度から全国でネットワークされました住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費であります。各県が共同で負担しております指定情報処理機関の共通経費とか県内のネットワーク維持のための機器使用料等の経常経費等でございます。

次に、このページ中ほどの(事項)市町村公共施設整備促進費の13億290万1,000円についてでございます。

2の(1)元気市町村支援資金貸付金10億円につきましては、別冊の委員会資料で後ほど御説明をいたします。

次に、3の借入償還金及び利息につきましては、過去に企業局の資金を借りてこの貸付事業の原資の一部に充てておまして、まだその借入金が残っております。その借入金の償還金と利息の合計3億270万円を計上しているものでございます。

次に、このページの一番下の(事項)市町村振興宝くじ事業費の7億2,620万5,000円についてでございます。これは、市町村振興宝くじの

サマージャンボ宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益につきまして、全国宝くじ協議会から配分を受けた全額を財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものでございます。

次に、93ページの一番下の欄から94ページにかけてお願いいたします。選挙関係でございます。（事項）海区漁業調整委員会委員選挙執行費の1,741万9,000円についてでございます。海区漁業調整委員会委員のうち、選挙による委員の選挙につきましては、漁業法の規定によりまして、県の選挙管理委員会がこの選挙を執行することとなっております。この委員の任期が平成20年8月に満了いたします。そのための選挙執行に要する経費を計上しているものでございます。

次に、先ほど説明を省略いたしました、元気市町村支援資金貸付事業につきまして、お手元の委員会説明資料で御説明申し上げます。

委員会資料の26ページをお願いいたします。まず、1の事業の目的でございます。災害復旧や防災対策、行財政改革など、市町村が当面する課題を解決するために取り組む事業に対しまして、必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

2の事業の概要であります。対象とする事業は①から④までの4つの事業としております。①の災害復旧や防災対策のための事業につきましては、災害時の応急の復旧事業、避難所の設置、防災にかかわる施設の整備などを想定いたしております。②の行財政の簡素化・効率化を推進するための事業につきましては、市町村の施設の統廃合等に対して必要となるような建物等の改築等々を想定しております。③の行政と地域との協働を推進するための事業につきましては、公民館など地域住民の活動拠点とな

る施設の整備などを想定いたしております。④の県と市町村とが連携して推進する事業につきましては、まちづくりなど県と市町村とが一体となって推進する事業を想定しております。

次に、（2）の貸付枠は、10億円を予定いたしております。

（3）の貸付条件につきましては、無利子で、償還期間は10年以内、償還方法は半年ごとの均等払い、貸付限度額は1件当たり1億円としております。

これらの支援策によりまして、市町村のそれぞれの実情に応じた行財政基盤の充実・強化について支援していくことができるものと考えております。

なお、この事業の財源でございますけれども、全額市町村からの償還金を充てることといたしております。

市町村課につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。説明のありました議案について質疑はございませんでしょうか。

○函師委員 生活・文化課にお伺いしたいんですが、御説明いただいた資料の74ページの下の方の犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業ですけど、現在、県内にはどのくらいの団体が自主防犯の活動を行っているか把握されていますか。

○日高生活・文化課長 今、220ぐらいあると思います。この事業がスタートする前は80ちょっとだったんですけども、この2～3年相当数伸びております。

○函師委員 私も地元の団体の方とは意見交換する機会があるんですけども、こういう事業も役に立っている反面、活動費の捻出が難しい

という声も聞きます。こういう事業を柔軟に運用していく中で、防犯パトロール用の車のガソリン代や消耗品費に使用できないものでしょうか。

○日高生活・文化課長 この事業の中で地域コミュニティ再生化モデル事業というのがございまして、防犯グッズなどとりあえず必要なものをそろえていただくということで、10万円を限度として1年に20団体ぐらい助成をしております。その後の運営経費につきましてはそれぞれお願いしています。とりあえずそういうのをあちこちつくっていただきまして、安全・安心なまちづくりの機運を高めていただくきっかけづくりにさせていただいているというのが実情でございます。

○函師委員 市町村によっては、市町村単独で運営費の補助を出しているところもあるみたいなんです。ここまで全県下に組織化されてきた活動ですので、もう一步踏み込んで、県のほうで市町村に指導するなり、また別枠の事業費にされるのか、今後の課題としてはいかがかと思いません。

○日高生活・文化課長 御指摘の件ですけれども、本来、こういった事業は市町村がみずからやるべき事業だと思います。県といたしましては、子供が殺害されるといった事件がございまして、たまたまこういう時期にこういう事業を打ち出したところですが、5年間を予定しております。この5年間で県内全域にそういう機運をつくっていただくということで、3年目になりましたけれども、その後の体制については次の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○函師委員 もう一点、75ページの新規事業で日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業、この事業

の対象となる団体、何年以上活動していないといけないとか、団体の構成人数が何人以上、そういう基準みたいなものがあれば教えていただきたいんですが。

○道久文化・文教企画監 こちらのほうにつきましては、人数とか活動実績は直接は関係ございませんで、実行委員会をつくりまして、文化的な面で、専門の先生から、どういう伝統芸能があるからことしはこの団体をお願いしてみようと、そういうものを選出していただきまして、団体のほうに当たりまして披露していただくというような考え方で進めていきたいと思っております。

○函師委員 今言われた実行委員会というのは、市町村でつくるべきものなのか、県がつくって、そこで選定するのか、いかがでしょうか。

○道久文化・文教企画監 この事業は、17年度から3年間、宮崎の郷土芸能再発見事業というのをやらせていただきました。そのときと同じような形ですが、専門家のお三方に、我々県と教育委員会を加えた5名に実行委員として就任していただきまして、その中で選定していくという形をとっております。同じような形で進みたいと思っております。

○函師委員 この事業補助の性質ですが、市町村負担も2分の1ぐらいあるような事業内容でしょうか。

○道久文化・文教企画監 場所等の確保、PRにつきましては一部お願いすることがあるかと思うんですけれども、基本的には県費で賄わせていただくという考え方でございます。

○丸山委員 今の郷土芸能伝承事業に関連してですが、17年からの再発見事業に近いと思えます。せっかくやるのであればずっと続けていただきたいし、地元の観光や交流促進事業とも絡

めるという要素は含んでいるのでしょうか。

○道久文化・文教企画監 あくまでもこの事業は伝統芸能を保存するというのが基本でございます。伝統芸能を守っていただいている方々に芸能を披露していただく、そういう伝統芸能を県民の方に知っていただくというのがもともとの出発点でございます。今回の組み替えにつきましては、今までは御披露という点に重点が置かれていたものですから、これに後継者育成という視点を加えた事業展開を考えております。

○丸山委員 後継者育成といっても、少子高齢化の中でありますので非常に難しいと思っております。ただ、保存しよう保存しようと言われても、そういったものは残してほしいという気持ちはみんなあるんですけれども、人がいなくなる限界集落も含めて、もうちょっと観光とネットワークを組んでいかないと、単発単発になってしまって、結局、1年こっきりで披露して終わりとか、2年目、3年目はだんだん少なくなってしまうと意味がないと思っておりますので、お願いする段階でもうちょっとうまくできないものか、どうでしょうか。

○道久文化・文教企画監 確かにそういう視点は必要だろうと思えます。ただ、今回は公共施設のほうで考えておまして、宮崎、延岡、都城の3カ所を3年間で1回ずつという形をとっているものですから、観光とのタイアップというのは難しい面があるかと考えております。

○丸山委員 ちょっとかみ合わないんですが、それだけでは結局単発になってしまうということがあります。17年からやったものも単発になっているんじゃないかという気持ちもあるものですから、できれば連携しながらやってほしい。本当に継続していくのか気になるものですから、発見できて継続できる形にさせていただ

ければありがたいと、これは要望させていただきます。

○日高生活・文化課長 今の事業に若干つけ加えさせていただきます。確かに観光との関係はそんなにはないですけれども、例えば出演者が一堂に会して座談会をやりました、保存伝承のための情報交換をしたり、郷土芸能の保存に取り組む子供たちの交流の機会をセットにいたしまして多面的にやらせていただきたいと思いますと考えております。

○丸山委員 別な件ですが、芸術劇場の大規模改修についてです。6月の常任委員会でもらった大規模改修の平成20年度の計画では、トータルでは20億程度で、平成20年度1億9,000万の予定ですが、管理システムがずれ込んだということで多くなっているのかと思ったんですが、今回の予算を見ると1億4,000万程度ということで、この中の設備メンテナンスがずれ送ったとか、舞台周りをずれ送ったと思っていいいのか、全体的なことを教えていただきたいんですが。

○道久文化・文教企画監 確かに6月の段階では、20年度1億9,000万円余、それから現在の予算をお願いいたしておりますのが1億4,000万円弱ということで、5,000万程度の差が出ております。これは、改修をどのように進めるかということにつきまして、6月以降も財団のほうと協議を続けております。管理システムが19年度から20年度になったという増要因もありますが、一方で、8月の閉会中の常任委員会で視察をしていただいたときに、狭い部屋にアナログで動かす調光器というのがあったと思うんですが、あれを20年度に購入する計画にしておったんですが、財団のほうと話を進めるうちに、ああいう機械類は日進月歩でどんどんよくなっていくの

で、購入したほうがいいのか、レンタルでもできるのではないかという話もございまして、費用の試算をやってみたわけです。定価のままだとちょっと高くなるんですが、値引きも考えられると。そうするとレンタルとほぼ同じ費用でできるのではないかということで、最初は来年度ということでありましたけれども、検討時間がほしいということで21年度以降に繰り延べしたものですから、その関係で金額が大分低くなりまして、結果として5,000万程度低い金額になってしまったというのが実情でございます。また、ほかにもいろいろ改修の中身を検討している段階でふえたり減ったりした結果でございます。

○丸山委員 実施に当たって、6月以降の常任委員会の際に、新しくなった5年間ぐらいの計画を議会のほうにも示していただければ幸いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

常任委員会資料の21ページの「県民との協働」推進事業についてです。この中でお伺ひしたいのは、3つの事業に大きく分かれているということで、県とNPOとの協働推進がかなり予算を占めています。NPOから提言事業を公募するというのですが、だれが、どのような形で公募について判断するのかが一つと、やってほしいメニューをある程度出すのか。例えば、重点施策の3本柱がありますが、それに対してどうですかというふうに話をするのか、基本的なスタンスを教えてください。

○日高生活・文化課長 基本的には、事業そのものはNPOから提案を受けます。その前提といたしまして、どういったことについて上げていただきたいというテーマの設定は、県サイド

から、今、丸山委員おっしゃったような3つの戦略をテーマにした、子育て支援とか、環境保全等についてNPOさんから事業提案はございませんかということで公募させていただきました。あとは書類審査等やりまして、外部委員等交えましてヒアリング等を行いまして、そこで決定をしていくということでございます。手続には2カ月から3カ月程度時間を要するものでございます。

○丸山委員 宮崎のNPOは都会と比べて後発だったんですけど、かなり多くなってきています。3つの戦略の中で、この分野は多いけど、この分野は少ない。そういった温度差がある戦略として考えているのか、それとも固まってもいいのか、どのように考えていらっしゃいますか。

○日高生活・文化課長 NPOの分野としては17分野ぐらいございますけれども、どうしてもまちづくりとか福祉・医療関係、子育て関係にある程度限定されております。今回お願ひしようと思っておりますのは、先ほど言いました3つの戦略で、例えば子育て支援体制の充実、環境保全、おもてなし日本一の移住促進とか、テーマをある程度限定してNPO側からの事業提案を受けたいと思っております。

○丸山委員 ちなみに、1団体最大でどれぐらいの予算と考えていらっしゃるのかお伺ひします。

○日高生活・文化課長 県とNPOの関係の事業につきましては、200万の事業を3つ考えております。

○高橋委員 ちょっと戻りますが、さっきの日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業、いまひとつ理解できなかったものですから再度聞くんですが、伝承とか保存という目的がありますが、伝

統芸能はマイナーなものから有名なものまで、高千穂の神楽から日南の太平踊りまでいろいろありますが、小さな神楽だって地域の文化だと思うんです。そういうところまで視野に入れていらっしゃるのか。私はこういう事業はずっと続けるべきだと思っているんです。例えば発表の場があることによって伝承されると思うんです。発表してもらわなければならないから、そういうふうイメージしていいのか。また、大きなところでピックアップしていくのか、小さなところまで伝承保存を期待しているのか、その辺をまずは整理させてください。

○道久文化・文教企画監 私どもが今計画しているのは、各年度10団体というふうに考えています。それで、この事業は3年間と考えておりますので、30団体程度になろうかと思えます。

どういう団体にやっていただくのかということにつきましては、今後、実行委員である専門家の御意見等をお聞きしながら選定していくことになろうかと思えます。ただ、19年度は西都のほうで行わせていただいたんですけれども、必ずしも有名であるというのではなくて、珍しいとかいろんな視点から専門の先生方からピックアップしていただいたという経緯がございますので、今回の事業でどういう団体になるかという断定はできかねますけれども、珍しいとか大事である、歴史がある、そういう視点で先生方は選んでいただけるのではないかと考えております。

○高橋委員 何となくイメージできそうなんですけど、いわゆる有名じゃないけれども、これは宮崎県の伝統芸能として特色があるよと、全国的にも発信する宝物とかをピックアップする、それが30団体ということですね。

○道久文化・文教企画監 そのとおりでございます

まして、この事業の中では、維持が危ぶまれるような伝統芸能というのもあり得ます。今の計画では、DVDを作成いたしまして保存といった観点も考えておるところでございます。

○高橋委員 今、DVDでしっかり保存できるから、将来、それが再現できる可能性というのはあると思うんです。わかりました。

先ほど3カ所というふうにおっしゃったと思うんです。19年は西都とおっしゃいましたが、今年度も3カ年事業が引き続いて、披露する場所が変わるんですか。

○道久文化・文教企画監 地域創造の補助を受けてこの事業を実施しようと考えております。この地域創造の補助を受けるためには、「公共施設でなければならない」となっているんです。今年度は宮崎の芸術劇場を予定いたしております。21年度、22年度でそれぞれ都城、延岡という形で考えております。

○高橋委員 何で都城なのか、延岡なのかというのがわからんとですよ。3カ年で30団体リストアップするわけでしょう。宮崎ですずっと披露してもいいような気もする。ちょっと教えてください。

○丸山地域生活部長 この事業は、先ほど3年間で30団体という話が出ましたけれども、これは県央、県南、県北でやるつもりでおります。委員がいらっしゃる日南でやるとかいう話は先の話かと思うんですが、10団体ですから、延岡でやる場合には、延岡近辺の伝統芸能団体を5団体、そこに県南地方の神楽、あるいは岩崎の獅子舞等5団体連れていって、その中で交流してお互いに刺激をさせて、伝統芸能を児童に伝承しようと、そういう意識づけをやるのが本来の目的です。場所については、県南、県北、県央の3カ所を考えています。まずは保存伝承の

ための動機づけ、3カ所でお互いに伝統芸能を披露して、そこで刺激を受けて伝承のためのインセンティブを醸成する、それが事業の目的であります。

○高橋委員 エリアを設けて、その周辺の団体は延岡で、宮崎で、都城で、わかりました。こういう事業は、3カ年にとどまらず、ぜひ継続してやっていくべきだと思うんです。そのことによって後継者が育つと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、委員会資料の22ページ、ミュージックランドみやざき推進事業、細かなことを聞くんですが、大きな2番の(3)街角コンサート、実施箇所が気になるんですが、もう決めていらっしゃるんでしょうか。

○道久文化・文教企画監 これはまだ決めておりません。県内各地でというふうに考えてはおります。

○高橋委員 具体的な箇所は言いませんが、場所は均衡のある選定をしていただくようにお願ひいたします。

23ページですが、私立学校耐震対策緊急支援事業、耐震化をしていないところはすべきだと思うんです。2年間に限りということですが、これは2,100万何がしの事業費です。該当校舎をしっかり把握して事業費は組まれていると思うんですが、それを確認します。

○道久文化・文教企画監 既に対象の棟数は確認しております。56年度以前に建てられたものが中高合わせて58棟ございまして、58棟のうち診断済みが13棟ほどございまして、残りが45棟ございまして、建物の大きさごとに補助単価が国のほうで決まっておりますから、そちらのほうから積み上げてこの金額をお願ひしているところでございまして、2年度で終わります。

○高橋委員 まず耐震診断はしっかりやって、その後の耐震強化が問題でありますから、負担がありますから大変だと思うんですが、しっかり御指導お願ひしたいと思ひます。

○新見委員 先ほど高橋委員が質問した、委員会資料の22ページのミュージックランドみやざき推進事業についてですが、人づくりと音づくりの事業に分けておられます。音づくりについては、音楽グループや個人が自分の技量を披露する、それを鑑賞する場だと思うんです。人づくりのほうのみやざきミュージック見本市、これを見ると1回こっきりの実施で、出演者もいろんな音楽グループや個人、それを鑑賞するのはいろんな団体ですが、この後どういった展開にしていきたいというのがあるんですか。

○道久文化・文教企画監 これにつきましては、私どものほうが文化振興ビジョンをつくっております、文化に親しむ機会の提供というのが大きな課題となっております。そのほかに宮崎の文化を考える懇談会を実施しておりますが、その中でアウトリーチ活動、いわゆる出前講演を推進する必要があるという提言を受けているところでございます。みやざきミュージック見本市は、県内アーティストの方々が音楽を演奏することによって、いろんな方に活動内容を周知してもらおう。その中で、高齢者福祉施設などで、「あの人はよかったから来てもらえたらな」という人材を見出していただいて、出前講演等に生かせないかというような形でこの見本市を計画しているところでございます。

○新見委員 ということは、この場でしっかりそれぞれのグループが技量を発揮してもらって、後は公民館なり高齢者福祉施設が個別に来てくださいと当たると、そこで県の事業としては終わるわけですね。

○道久文化・文教企画監 実は、アーティストバンクといいまして、県内の芸術家が、自分たちはこういうことをやっています、費用は交通費等々でこの程度でございます、そういう登録をする事業をやっております。今回出演していただく方にもアーティストバンクに登録していただいて、県民の方、それぞれの施設のほうから講演をお願いすることに結びつけていきたいと考えております。

○新見委員 非常に細かいことなのですが、3つの事業の出演者、見本市に関しては県内で活躍する音楽グループ、県庁星空コンサートに関しては県内の代表的な音楽グループ、街角コンサートについては特色ある音楽グループということで、言葉の使い分けをされておりますが、これについては特に限定したものではないでしょう。

○道久文化・文教企画監 済みません。私も初めて気づいたんですけれども、それほど厳密な意味では使っていないと思います。

○新見委員 それと24ページ、女性のチャレンジ支援事業についてお伺いしたいんですが、20年度は県単ということで、18年度、19年度のモデル事業を経ての新しい事業だと思うんですが、2年間のモデル事業の中でどういった成果があったか、あるいはどういった反省点があったか、その辺を踏まえての県単の新しい事業だと思うんですが、2年間の評価について教えてください。

○舟田男女共同参画監 女性のチャレンジ支援事業につきましては、チャレンジしたい一人一人の女性を支援する施策として、また、社会経済全体を活性化させ男女共同参画社会の形成を推進する施策として、情報提供事業や相談事業、またチャレンジ支援講座等を開催してきた

ところでございます。そういった中で、宮崎県内には働きたいと希望している方が40%おられるんですが、育児や介護等の理由で再就職ができないといった現状があることから、こういった講座等を受けることによって意識改革が進んだとか、相談事業を受けることによって関係機関へ相談することができたとか、そういったお声をいただいております。

今後につきましては、女性の社会参画の状況が宮崎県内ではまだ十分ではございませんので、引き続きこの事業を推進していくことが必要であると考えておまして、厳しい財政状況の中で、県単独事業として実施していくに当たりましては、関係機関との連携をこれまで以上に深めながら、効果的に効率的に実施していくことで、必要最低限の予算ではございますけれども、これまでと同様の成果を出していきたいというふうに考えております。

○新見委員 事業の概要の(2)チャレンジ支援相談の実施ということで、専門相談員を配置されることになっております。これは人件費だと思うんですけれども、どういった方を配置する予定ですか。

○舟田男女共同参画監 この相談事業につきましては、18年度、19年度は国のモデル事業としての指定を受け財政的な補助がございますので、相談員は2名配置いたしております。ただ、20年度からは、今相談に携わっていただいている方の中から、家内労働相談、いわゆるパートの相談の経験がある方を引き続きお願いしたいと考えているところでございます。

○新見委員 1名になるということですね。

○舟田男女共同参画監 はい、1名になります。

○新見委員 18ページの一番上、消費生活相談

員等設置費ということで2,500万ほどあります。きのうかきょうの毎日新聞だったと思うんですけど、消費生活相談員の全国の状況を調査した記事がありました。95%ぐらいが非常勤ということなんですが、宮崎の状況はどうなんですか。

○日高生活・文化課長 本県は、宮崎、都城、延岡を合わせまして、正職員が4名、非常勤職員が11名で合計15名、73%が非常勤職員という割合になっております。

○新見委員 同じく、その新聞記事によりますと、いろんなノウハウ、知識の習得のために研修等も受けないといけないんですけども、自腹でやっているという記事もありました。宮崎の状況はどうですか。

○日高生活・文化課長 例えば、国民生活センターでの研修については県のほうでお金を出しております。それから資格を取得するための旅費等助成をしております。それと、月1回、弁護士によります事例研究等がございますが、必ずそういう勉強会にも出席いただいております。基本的には長く勤めていただく必要がありますので、そういう機会を提供いたしております。

○新見委員 国においても消費者庁を設置して消費者行政をしっかりと充実していこうという動きがありますので、県においても、厳しい財政状況の中ではありますけれども、これからも消費者相談はふえてくると思いますので、しっかり対応できるような体制をとっておいていただきたいということを要望します。

○緒嶋委員 生活・文化課、74ページの交通安全基本対策ですが、県北で、卒業式のときに11名が軽乗用車に乗って事故を起こしたということがあったんですが、交通安全教育の立場から

言えば、どこにああいうことが起こる原因があると考えたらいいんでしょうか。

○湯地交通安全対策監 大変難しいお尋ねですが、どこに原因があるかと言われると、まずはお酒を未成年で飲むということ。それ以前では、小さいころからの教育も入ってきますし、ある程度成人に近づいているいろんな考え方もできてきて、自分で判断する能力も養ってもらわにゃいかん。自己責任というんですか。あとは、警察の活動もありますし、家族もありますし、学校側の指導も徹底する必要があると考えております。

○緒嶋委員 今言われたようなことだと思うんです。そういう中で世代間交流による交通安全教育事業、こういうものを何とか生かして、これは学校教育も含め、家庭教育も含めて、事故が起きた原因を追求する中で、交通安全教育はどうあるべきかという原点に返って、もう一回この事業のあり方を精査するというか考える、ある意味ではチャンスではないかという気もするわけです。この事業を有効に活用する中で、そういうことが二度と起きないような、教育委員会との連携、あるいは家庭教育、社会教育的なものを含めて、もう一回原点に返って考える、その予算に生かしてほしいと思います。

○湯地交通安全対策監 緒嶋委員の言われる内容のとおり、この事業自体も、高齢者あるいは弱者に対する保護意識を若者を中心に持ってもらおうということで、高校3年生もこの中に含んでおりまして、教育委員会等の協力を得ています。これを全県下に網羅していこうということで、数は年間500名ですが、5ブロックに分けて取り組んでおります。これは実技指導を重点にしております、人優先の思いやり交通を醸成したいと。そして飲酒並びにシートベルト、

携帯電話の使用の危険性、これまで各校で触れるように進めております。今後もいろいろ改善しながら進めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 今度異動の対象になっておるようでございますので、後の人にそのことを十分伝達してバトンタッチをしておいてほしいと思っております。

○湯地交通安全対策監 よくわかりました。引き継ぎをしておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○緒嶋委員 それと消費者支援対策でありますけれども、消費者被害防止・解決支援費とかいろいろ上がっておりますが、生活・文化課にこういう問題で相談があった件数は年間どのくらいあるんですか。

○日高生活・文化課長 基本的には消費生活センターで全部相談を受けていただいております。私どものほうの相談というのは、景品表示法の問題や特定商取引など限定されたものでございまして、通常の相談は、年間1万件ぐらい消費生活センターのほうで受けております。

○緒嶋委員 さっき新見委員も言われたように、今後においては消費者行政というのは国の大きな位置づけになってくると思うんです。これの充実については生活者視点に立つことが重要な視点であります。特に高齢者の方が被害に遭う率が高いんです。そのことによって生活が破綻するようなことも多々あるので、この充実を今後とも進めていただきたいと思います。

○日高生活・文化課長 この分については実は200万ほど予算をふやしております。20年度から消費者相談員の報酬を1日当たり700円ほどアップしております。といいますのは、多重債務の相談などかなり相談内容が難しくなっておりますので、その辺を踏まえまして、待遇

改善を図って、より充実した消費者相談にしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと市町村課、市町村公共施設整備促進費の元気市町村支援資金貸付金10億円、これは市町村と相談された上で予算計上されたものか。10億円が必要だという理由づけはどうなっていますか。

○江上市町村課長 10億円という額についてでございますけれども、経緯を申し上げますと、昭和48年ごろから市町村振興資金というものがございまして、平成18年から元気資金というふうに模様がえいたしました。それまでは13.5億円を有利子で貸しておりましたけれども、平成18年から無利子にして、重点的な政策誘導型の資金にしようということで10億円にしたところでございます。

果たして10億円で足りるのか足りないのかというお話でございますけれども、これは市町村の中でいろいろ議論をいたしまして、一つはうちの財政事情もございまして、基本的には一般会計に負担をかけない形でやろうということで、市町村から毎年13億ぐらいの金が償還されます。10億の無利子ですと、企業局の金を借りておりましたので、その金を返済する10億円ぐらいが使えるということで、10億円というめどをつけました。それにつきましては市町村とも相談しまして、無利子というのは非常に安いように思うんですけれども、無利子よりも有利な起債はたくさんあるわけでもございまして、交付税でバックされるものもございまして、ですから、基本的には、そういうものが使えない、もしくはそういうもので足りないものについて、この資金を利用してもらうという形で10億円を決めたという経緯がございまして。

○緒嶋委員 市町村からも10億円ぐらい希望が

上がってきておるといふふうに理解していいわけですか。

○江上市町村課長 この2年間ほど使いましたが、大抵9億7,000～8,000万で推移をしてございます。

○前屋敷委員 生活・文化課でお願いしたいんですが、予算説明資料の76ページ、ボランティア活動促進事業費の2番、地域福祉等推進特別支援事業2,400万、これはNPOやボランティア団体への支援だと思うんですが、どの程度の団体に支援がなされているんですか。

○日高生活・文化課長 この事業の組み立ては、一つは県社会福祉協議会への補助事業でございます。その中でいろんな細かい事業をやっております、例えば地域福祉教育推進事業といたしまして、10地区ほどモデル地区を指定してそこに助成をすとか、NPOボランティア活動の情報発信事業、メディアミックスの広報事業、そういったことで社教を中心とした事業になっております。

もう一つは、県が公募する事業も入っております、NPO活動支援センターの助成事業、NPOボランティア体験プログラムの開発事業、NPOのアドバイザーの派遣事業などをやっております、団体の数が幾らと決まっているわけではありません。

○前屋敷委員 次に、私学振興費ですけれども、(3)の私立幼稚園預かり保育推進事業補助、これは県内全域だと思いますが、何園ぐらいがこの補助の対象になっておりますか。

○道久文化・文教企画監 現在、県内に幼稚園児のいる幼稚園が115ございます。そのうちの105の幼稚園がこれを実施いたしております。

○前屋敷委員 では、預かり児童数に応じて支給されるわけですね。

○道久文化・文教企画監 基本的には先生と幼稚園児の数で決まります。先生が1人で15人以下であった場合は、最高額で60万円を補助いたします。専任の先生が2人で、かつ園児数が16名以上の場合は80万円の補助をいたしております。

○日高生活・文化課長 今、105園と申しましたけれども、これは19年度の実績でございます、予算積算上は110園を予定しております。ただ、2月補正で実績は105園ということでございます。道久文化・文教企画監の説明はそういうことでございます。

○前屋敷委員 次に、(5)の私立幼稚園障がい幼児保育事業補助ですが、こちら、対象園の数とどういう条件で支給ができるのか。

○道久文化・文教企画監 これにつきましては、障がい児が1人在籍している場合は、1人当たり19万6,000円の補助をいたしております。それから2人以上の場合につきましては——これは国庫補助事業でございますけれども、1人当たり39万2,000円を補助いたしております。今回の予算規模は、園児2人以上が44人分、1人だけが17人分、計61人分措置させていただいているところでございます。

○前屋敷委員 20年度の予算は61人分ということですが、ほかにも希望があるところについては、この61人分の予算に入らないので却下されるということになるわけですか。

○道久文化・文教企画監 こちらのほうにつきましては、1人の場合には19万6,000円補助します、2人以上の場合には39万2,000円補助しますとお約束しているわけです。ただいま61人分予算化しておりますけれども、ふえれば増額補正をお願いするという形になります。ちなみに19年度は実績として60人でございました。

○前屋敷委員 同じく、78ページの6番、私立高校の授業料減免補助金についても教えてください。

○道久文化・文教企画監 私立学校の授業料減免補助金につきましては、20年度は生徒数で561名分を予算措置させていただいております。授業料減免の2分の1または9,600円に減免月数を乗じて補助するという形をとっております。

なお、19年度の実績は549名でございました。

○前屋敷委員 9,600円に乗じるというのは、どういう意味ですか。

○道久文化・文教企画監 高校の授業料は9,700円ですけれども、補助は9,600円となっていますので、1年間補助すれば12カ月分で、9,600円掛ける12になります。

○前屋敷委員 次に、青少年男女参画課にお願いします。81ページ、男女共同参画社会づくりの推進にかかわってですが、今、女性の地位向上とか課題がありますけれども、女性の管理職登用について、特に県庁内の職員と各種審議会の20年度の目標をどこに置いているのか。それと19年度の実績がわかれば。

○舟田男女共同参画監 県職員全体の課長級以上の管理職の割合でございしますが、平成19年4月1日現在の最新値では、全体の2.4%といった状況にございます。全国的にはまだまだ低い状況にございますので、男女共同参画の具体的な行動指針であります男女共同参画プランにおきまして、知事部局における係長職以上の女性登用を継続的に増加していきましようとか、教職員に占める女性の管理職ポストの登用に努めていきましようといったような目標を掲げまして、全庁的に共通認識を持って取り組んでいくことにしております。

先ほど管理職の割合を2.4%と申し上げました

が、内訳を申し上げますと、知事部局が1.5%、病院局が13.6%、教育委員会が3.2%、それ以外がゼロといったような状況でございます。県庁の男女共同参画を進める全庁的な組織がございしますので、そこを通じて、委員会にも情報を随時提供しながら県庁全体の女性登用に取り組んでいきたいと考えております。

委員会というのは県の審議会でございますね。済みません。勘違いしておりました。県の審議会につきましては、平成18年度末の実績が最新値でございまして、全体で39.7%を女性委員が占めております。これは、全庁的に取り組みを進める中で、平成21年度末までに50%という登用目標値を定めておりますので、それに向かって進行管理を進めているところでございます。

○前屋敷委員 50%というと、今の状況でいくと果たして達成できるかなと、これまでの経過も含めて思うんです。女性がその任について、その任がこなせるといいますか継続できるように、条件づくりもあわせて進めていかないと、なかなか目的そのものが達せられないんじゃないかと思っておりますので、その辺のところも配慮しつつぜひ進めていただきたいと思っております。

あわせて、同じページの一番下に地域リーダー人材育成事業というのがあって、セミナーなども開かれるということですが、県内各地でこういうセミナーが開かれるのか。予算を見ると、どうもそこまでは行かないようにあるんですけれども、どういう形で進めるという内容ですか。

○舟田男女共同参画監 この地域リーダー人材育成事業につきましては、平成19年度から、県内を3地区に分けて、特に人材が少ない町村を対象に実施しているものでございます。19

年度は児湯郡と東諸県郡を実施いたしましたので、20年度は県北地域、引き続きということでありましたら県南のほうということで、県内全体の人材の底上げを図りたいと考えております。

○徳重委員 生活・文化課ですか、先ほど質問もあつたんですけれども、私立学校耐震対策緊急支援事業、2年で全部終わるといふことで、大変ありがたいことだと思っております。補助率が国が3分の1、県が3分の1ということですが、耐震が必要になる可能性がかなりあると思うんです。事業費に対する補助は決まっているものですか。

○道久文化・文教企画監 現在お願いしているのは耐震診断だけでございまして、今後のことにつきましては現段階で云々することはできないんですけれども、基本的には県のほうとしては補助は考えておりません。ただ、耐震工事等につきましては国庫補助事業がございまして、そのほかに日本私立学校振興共済事業団（通称「私学事業団」）の低利融資事業がございまして、そちらのほうを利用した事業で対処していただきたいというふうに考えております。

○徳重委員 公立学校であろうと私立学校であろうと子供は一緒だと思うんです。県もある程度前向きな姿勢で支援していくという体制が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○道久文化・文教企画監 確かに補助金なりで耐震補強工事を誘導するという方法はあろうかと思っておりますけれども、県のほうの財政事情等を考慮しますと、現在のところでは考えておりません。

○徳重委員 お金がないと言ったら芸のない話

ですが、きのうも震度3の地震がありました。日向灘は地震発生が十分考えられます。命にかかわること、子供の安全ということを考えたときに、県が積極的な姿勢を見せることによって、少しでも耐震化が進むのではないかと思いますので、十分検討していただきたいということをお願いしておきます。

○高橋委員 先ほど新見委員の質疑で気がついたので、ミュージックランドの関係で、出演者がそれぞれ明記されて、街角コンサートは県内各地の特色ある音楽グループという定義があります。ということは、10カ所に選ばれるところに地域の音楽グループがいなくて、そこでは開催できないと理解していいのでしょうか。

○丸山地域生活部長 芸術文化分野の中でも、だれでも親しめて、また発表機会があればそこに足を運ぶのが音楽だろうと私は思っています。特色ある音楽グループとか、代表的な音楽グループ、このあたりはびしゃっとした線引きは持っておりません。地域地域には音楽グループ、個人等は必ずいらっしゃると思いますので、そこらあたりは余り心配はしていないところでもあります。

○高橋委員 事業の目的に、いろいろな場所とかスタイルとあるからですね。特に文化の格差がすごくあるんです。田舎に行けば生の音楽を聞く機会がない。例えば、副委員長のいらっしゃる諸塚村に音楽グループがいらっしゃれば、そこで開催も可能なわけですが、街角コンサートになっているけど、これは山里コンサートにしてもいいわけであって、各地域でミュージックランドみやざきが展開されるように要望しておきます。

○丸山地域生活部長 そのような考えで進めた

いと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○丸山委員 市町村課になると思ひますが、92ページの住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてですが、上部団体に何とか機構というのがあるが、2月補正では2,000万近くの減額があったんですが、この機構というのは具体的にはどういふ団体で、なぜ機構のほうに納めなくちゃいけないのか、システムを教へていただきたいんですが。

○江上市町村課長 名称は「地方自治情報センター」と言っておりますけれども、住民基本台帳法の中で情報処理をする団体の指定がございまして、唯一指定されている団体が地方自治情報センターということになっております。各都道府県の負担金、それから自治情報センターが国の各機関に本人確認情報を提供します、その提供料で運営しています。2月補正いたしました、それはその提供料が多くて負担金が減額されたということでございます。

各県と情報センター、全国の1,800の市町村すべてが情報センターにネットワークされておまして、4情報だけですけれども、その4情報については情報センターを通じて情報を得ることができるということでございます。

○丸山委員 ここが情報を取れば1件当たり幾らというふうに決まっているということによろしいでしょうか。

○江上市町村課長 情報を取ればといひますか、各県が共同して委託をしているところですから、市町村が必要とする住民データ、4情報については当然取れるんですけれども、本人確認情報を国の行政機関が必要とする場合がございまして。そういうときには、国の機関が必要とする住民に住民票の添付をお願いして申請する

ことになるんでしょうけれども、ネットワークされている関係で、住民の方から住民票の添付を求めなくても、各省庁が情報センターとネットワークすることによってその情報を取ることができる。1件幾らかはわかりませんが、それについて手数料を情報センターが得ているということでございます。

○丸山委員 今、IT環境が進んでいる中に、そのようなネットワークを結ぶのに毎年毎年1億近くのお金を——上納という言葉はおかしいかもしれませんが、そういうシステムが何か腑に落ちない面もあるんです。国のほうに、地方自治情報センターのほうに、どういったものに使われていて、どういふ効果があったのかを検証してもらわないと、ただ単に、これくらいかかりますから出して下さいというだけでは済まされない。ひょっとしたら天下りの人がいるかもしれないということを考えると、もうちょっと情報開示等をしてもらうようにはできないものではないでしょうか。

○江上市町村課長 委員の御質問、まことにございまして。多額な金だものですから、各県が共同で協議会をつくっておまして、その場に地方自治情報センターと総務省から来てもらって、毎年毎年幾らかかって、幾ら収入があったということで、来年の負担金は幾らにするかということは、帳簿上ではございませぬけれども、それを見てお願いしています。

さらに、高いじゃないかと、安くできるんじゃないかという話については、その協議会の場で強く国のほうに、情報センターのほうにお願いをさせていただきます。

○丸山委員 本当にこれだけかかるのかというのが見えない面があります。これ以上は県のほうに言っても出てこないのかもしれませんが

ども、負担金という形で済まされずに、政策評価ではないけれども、本当に投資効果があったのかどうかということも含めてしっかりとやっていただきたいと思います。

同じく、宝くじ振興事業のことについてですが、売上金によって出入りが決まっていくと思っているんですが、宮崎縣市町村振興協会はどういったことをやっているのか。具体的に県のほうでどれくらい把握されていて、どのような成果が上がっていると認識されているのかお伺いしたいと思います。

○江上市町村課長 その前に、宝くじを市町村振興協会に流している経緯から御説明申し上げますけれども、宝くじと申しますのは、通称宝くじ法の中で、発行できる主体は都道府県、それから政令指定都市に限定をされております。例年、本県も12月議会において、宝くじの発行について議会の議決を経て総務大臣の許可を得て発行するという流れにございます。そういう中で、市町村も宝くじを発行させてほしいという要望がかつて出ておりました。もちろんこれは法律改正をして市町村も発行できるようにすればいいわけですが、どういう制度設計がなされたかといいますと、都道府県が発行する宝くじの中で、市町村の振興のために使うという形で発行した宝くじについては、全額都道府県を経由して市町村に流すということが決められました。そのときに、財団法人の市町村振興協会をつくって、そこにお金を流して、市町村振興協会が市町村の代表者である理事会等々で事業内容を決定して、それを有効に使うという流れになってございます。

現実にはどういう使われ方をしているかという御質問でございまして、まず、サマージャンボ宝くじにつきましては、収益金の全額

をそのまま振興協会に流します。振興協会がそのお金を基金に積み立てて市町村への貸し付けに使っております。例年13億程度の有利子の貸し付けをしております。オータムジャンボ宝くじにつきましては、これも全額市町村振興協会に流しますけれども、流したら全額を個別の市町村に均等割と人口割で案分するという流れになってございます。そのほかに自主的な事業として市町村職員の研修事業に充てるということもしてございます。

○丸山委員 毎年7億程度だと思うんですが、宝くじの益金等でわかるんですが、市町村に有利子の貸し付けをしている、かなりのお金があると思っているんですが、どのくらいあるんでしょうか。

○江上市町村課長 今年度末で23億ぐらいの現金預金がございます。それから市町村への貸付金の残高が約95億円ございます。それから、先般、県と一緒につくりました安心基金の分が別途ございます。

○丸山委員 貸付金が90億、現金でも23億、財政が厳しい市町村にとっては有効な使い方だし、逆に言うと、これを起債とかにうまくすると何倍にもなるお金ではないかと思うんです。これを疲弊している市町村の経済を活性化するような形にぜひ使っていただきたいと思うんですが、県からはどういうアドバイスをしているのか教えていただきたいんですが。

○江上市町村課長 振興協会という公益法人でございまして、公益法人の理事会がございまして、基本的には町村会と町村議長会、市長会と市議会議長会、それから市町村課長では私が理事として入っております。その理事会の中で、市町村のために有効に使うという前提でいろいろ議論をしております。例えば市長会なり町

村会独自でやる研修に対する経費の助成とか、市町村振興協会がみずから行う研修に対する経費、市町村が必要な資金の融資等、災害のときに市町村の手元の現金が不足することもございます。そういうときには手元の現金を一時的に融資をすることもございます。市町村が必要なお金を必要なときに有効な使い方をしてもらうように助言をしております。

○丸山委員 今、研修制度にも使われているということだったんですが、県に財政課長で宮崎に来ていただいた方とお会いしたときに、今、自治大学の校長先生だったと思うんですが、その方に聞くと、宮崎県から最近研修に来ての方が非常に少なくなっている。今後、自治体間の競争が増すときに、人づくりをしっかりしていけないといけないということも聞いたんですが、そういったものが研修にも使えるのであれば、自治大学等で研修して、市町村職員のレベルを上げるといって語弊がありますが、そういったことも含めて指導なり助言をしていただけるのでしょうか。

○江上市町村課長 今のお話につきましては、市町村が研修に行く場所が東京の自治大学がでございます。それから市町村振興協会が共同でつくっております市町村アカデミーというのもございます。市町村アカデミーなり自治大学校に市町村職員を派遣する場合には、経費が1人当たり数十万かかります。したがって、なかなか小規模町村では出せないということもございまして、実は今年度の後半からこの制度を拡充いたしまして、アカデミーは従来から助成制度がございましたけれども、市町村が大学校に行く場合には1人当たり20万ぐらい助成する制度つくったばかりでございます。

○丸山委員 ぜひ有効に活用していただくよう

に、指導をお願いします。

また市町村課になってしまうんですが、西臼杵支庁も管轄されているということで、全体的なことになるのかもしれませんが、平成19年度に裏金といいますか不適正な事務処理の問題がありましたけれども、具体的に西臼杵支庁のほうでどのような形で不適正な事務処理を適正にしていこうとしているのかお伺いします。

○江上市町村課長 具体的に今お話しできる材料はないんですけども、一つは研修を頻繁にやっていると聞いております。役付会議でもやり、役付会議を受けて各課でやり、それにあわせてコンプライアンスの徹底を常にやっていると。それから牽制機能を働かせるようなダブルチェックをしていると聞いております。

○丸山委員 県全体で事務センターをつくってという話があったんですが、地域生活部では出先機関の消費生活センター等があると思いますが、どのようになっているのか説明していただけますか。

○日高生活・文化課長 出先機関につきましては20年の4月から組織を少し作りかえまして、県税事務所を中心に総務事務センターで物品等の購入の手続をやることにしております。西臼杵の場合は支庁を中心にそういう扱いになるかと思えます。全地域、本庁の総務事務センターと同じような仕組みをつくっていくことになるかと思えます。

○丸山委員 そのときに問題になったのが、全体のプールといいますか調整費というのをやっていたということを知ったんです。地域生活部は今度組織自体が変わるんですが、その辺はどういう取り扱いになっているのでしょうか。

○日高生活・文化課長 お手元の説明資料の76

ページをごらんいただきたいと思います。下のほうの連絡調整費の説明欄の3調整事務費50万がございませう。これは、それぞれ連絡調整課に50万予算措置いたします。これは備品を購入するための費用ですけれども、年度内に各課において予算措置をしていなくて緊急を要するときには、連絡調整課の事務費を使って必要な備品を購入していただく。そのための予算として、各部50万もしくは100万を予算措置されているところがございます。

○丸山委員 年度当初は出先機関は予算的にも脆弱と聞いているものですから、遺漏のないようにしていただきたいと思います。

○十屋委員長 それでは以上をもって、生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和対策課、市町村課の審査を終了いたします。

本日は、以上で終了いたします。

午後3時24分散会

平成20年3月12日（水曜日）

国際政策課長 田原新一
市町村合併支援室長 坂本義広

午前9時57分再開

出席委員（9人）

委員長 十屋幸平
副委員長 黒木正一
委員 緒嶋雅晃
委員 徳重忠夫
委員 丸山裕次郎
委員 高橋透
委員 凶師博規
委員 新見昌安
委員 前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長 丸山文民
地域生活部次長
（文化・啓発担当） 興梠徹
地域生活部次長
（地域政策担当） 森山順一
地域生活部次長
（交通・情報・国際担当） 太田英夫
部参事兼生活・文化課長 日高勝弘
交通安全対策監 湯地幸一
文化・文教企画監 道久奉三
青少年男女参画課長 井上昌憲
男女共同参画監 舟田美揮子
人権同和对策課長 酒井勇
部副参事兼市町村課長 江上仁訓
地域振興課長 湯浅真一
総合交通課長 加藤裕彦
情報政策課長 渡邊靖之

福祉保健部

福祉保健部長 宮本尊
福祉保健部次長
（福祉担当） 松田豊
福祉保健部次長
（保健・医療担当） 宮脇和寛
福祉保健課長 松原英憲
医療薬務課長 高屋道博
薬務対策監 串間奉文
国保・援護課長 舟田宏
高齢者対策課長 畝原光男
児童家庭課長 西野博之
少子化対策監 佐藤健司
障害福祉課長 村岡精二
障害福祉課部副参事 杉本隆史
衛生管理課課長補佐 柏田精二
健康増進課長 相馬宏敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹 斉藤安彦
議事課主任主事 大野誠一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、湯浅地域振興課長から順次説明をお願いいたします。

○湯浅地域振興課長 歳出予算説明資料の95ページをお開きください。地域振興課の当初予算の総額は5億9,419万2,000円で、平成19年度6月補正までの予算に対し、12.3%の減となっております。

それでは、新規・重点事業を中心に御説明いたします。

97ページをお開きください。中ほどの（事

項) 過疎対策推進費521万8,000円でございますが、これは、過疎地域活性化対策の推進に要する経費でございます。

説明欄1の過疎地域自立促進計画推進事業197万2,000円は、過疎法に基づく宮崎県過疎地域自立促進計画の推進と、計画の管理等に要する経費であります。

2の新規事業、宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業につきましては、別冊の常任委員会資料で後ほど御説明いたします。

次に、(事項)ふるさとづくり推進事業費757万4,000円でございますが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費でございます。

説明欄2の(2)宮崎県地域づくり顕彰事業費の142万7,000円は、地域づくりについての県民の意識の高揚を図るため、地域振興に著しく貢献した個人や団体の顕彰に要する経費でございます。

98ページをお開きください。4の地域づくりネットワーク事業費380万円は、地域づくり団体の自主的、主体的な活動を促進するため、宮崎県地域づくりネットワーク協議会が行う情報提供や交流事業等への助成に要する経費でございます。

次に、(事項)地域活性化促進費2億278万7,000円でございますが、これは、地域活性化の推進に要する経費でございます。

説明欄3の元気のいい地域づくり総合支援事業1億475万4,000円は、市町村や地域住民による主体的で戦略性に富んだ個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対する支援に要する経費でございます。

8の新規事業、宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業、及び9の新規事業、個性と工

夫で頑張る地域づくり応援事業につきましては、別冊の常任委員会資料で後ほど御説明いたします。

次に、ページの一番下、(事項)エネルギー対策推進費2億472万4,000円でございますが、これは、水力発電施設周辺地域対策等エネルギー対策の推進に要する経費でございます。

99ページをお願いいたします。説明欄2の水力発電施設周辺地域対策事業は、水力発電施設等の所在する市町村に対し、公共施設設備や地域活性化事業のための交付金を交付するものでございます。

次に、(事項)土地利用対策費3,886万円でございますが、これは、土地取引の規制等国土利用計画法の適正な運用に要する経費でございます。

説明欄3の届出勧告事務費681万2,000円は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地売買の届け出について、利用目的の審査等に要する経費でございます。

同じく、説明欄4の地価調査費2,219万6,000円は、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費でございます。

また、説明欄9の新規事業、土地利用基本計画改定事業157万8,000円は、新たに策定する国土利用計画の県計画を基本として、土地取引等の規制基準となる土地利用基本計画を改定するために要する経費でございます。

続きまして、先ほど御説明を省略いたしました事業につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

27ページをお開きください。個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業でございます。

1の事業の目的でございますが、「新みやざき創造計画」に基づく新しい県づくりを推進するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取り組みについて支援を行うものがあります。

2の事業の概要でございますが、補助対象事業は、新みやざき創造戦略に掲げる目標達成のため、市町村と住民が協働して地域づくりに取り組むもので、ソフト事業として、戦略達成事業と計画策定事業の2つ、ハード事業として、このソフト事業を実施するために必要となる施設整備を対象といたしております。

事業区分は、広域連携や合併市町村を対象とする一般枠、過疎法や山村振興法などの地域振興立法5法指定市町村を対象とする条件不利市町村枠の2つとし、採択方法につきましては、申請市町村と庁内関係各課で編成した事業ごとの検討部会において、事業内容及びその効果等の検討を行い、その後、庁内各部次長等により編成された審査委員会において採択事業を決定することとしております。

補助率につきましては、一般枠は対象市町村の財政力指数に応じ3分の2から3分の1以内の3段階とし、条件不利市町村枠については3分の2以内としております。ただし、条件不利市町村枠のうち、喫緊の課題であります少子高齢化対策等のための事業につきましては補助率を4分の3以内とし、重点的に支援することとしております。

事業費については5,372万1,000円でございます。

28ページをお開きください。宮崎魅力再発見出会い・ふれあい交流事業でございます。

1の事業の目的でございますが、過疎地域等においては、高齢化の進行や若年層の流出等に

より地域活力が低下しており、地域によっては維持・存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題が生じております。このため、過疎地域等において独身男女の出会いの場を創出することにより、過疎地域等の活性化を図るものがございます。

次に、2の事業の概要でございますが、過疎地域等において、年間を通じ、自然、食、歴史・文化、農林水産物等の地域の宝を活用した交流・体験イベントを企画し、独身男女の出会いの場を創出することにより、地域資源の再発見、交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図るものがございます。開催いたします交流体験イベントですが、参加人員は、県内在住の男性30人、県外から募集しました女性30人で、年3回、県内3市町村で開催したいと考えております。

事業費につきましては276万円でございます。

次に、29ページをお願いいたします。宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業でございます。

1の事業の目的でございますが、本県の二地域居住や移住等を促進するため、これまでに、受け入れ機運の醸成やホームページ等による情報発信、市町村の支援等を行っておりますが、情報発信力を一層高めて呼びかけを強化するとともに、推進体制を整備し、移住等を促進していくものがございます。

2の事業の概要でございますが、今年度のお試し事業に、下線部分の新たな取り組みを加えて事業を統合したところがございます。

具体的には、次の(1)から(4)を考えております。1つ目は、首都圏等でのPR強化として、シンポジウムやセミナーを東京、大阪、福岡で開催したいと考えております。また、銀

座の情報センターでの情報発信等も引き続き行ってまいります。

2つ目は、各種媒体を活用した情報発信強化として「市町村情報ガイドブック」の作成、旅行等情報誌へのPR記事掲載に取り組むとともに、ホームページの受け入れ環境情報の更新・充実を行います。

3つ目は、推進体制等の整備として、官民共同の全国的な推進組織であります「移住・交流推進機構」への参画、相談窓口担当者のもてなし研修の実施を考えております。

最後の4つ目は、モデル市町村における取り組みに対する支援でございます。これは、お試し滞在や空き家等情報バンク活動等の主体的な取り組みへの補助でございます。

事業費は2,440万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをお願いいたします。総合交通課の当初予算の総額は6億3,630万4,000円で、19年度6月補正後の予算に対し、97.9%となっております。

それでは、新規・重点事業を中心に御説明いたします。

103ページをお願いいたします。まず、中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費1,586万5,000円でございます。

説明欄4の物流効率化推進事業863万4,000円ですが、課題となっております、本県から関東への海上航路の充実を図るため、19年度に引き続き、ローロー船「南王丸」の利用者に対する助成を行います。また、海上航路やJR貨物の充実のためには、県内の荷主やトラック事業者の積極的な利用が不可欠でありますので、利用促進のためのセミナーを引き続き開催したいと

考えております。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費4億1,398万2,000円でございます。

説明欄2の地方バス路線等運行維持対策事業3億2,381万3,000円でございますが、バス路線につきましては、利用者の減少等によりその維持が困難な状況にありますことから、バス事業者や市町村に対し、国と協調し、または県単独で運行費等の補助を行うことにより、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保に努めてまいります。

次に、4の地域バス再編支援事業8,570万円でございますが、地域の交通手段を将来にわたって安定的に確保できるよう、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムの導入を図る市町村を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)航空交通ネットワーク推進費9,348万5,000円でございます。

104ページをお願いいたします。説明欄1の改善事業、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業でございますが、この事業につきましては常任委員会資料により説明させていただきます。

委員会資料の30ページをお願いいたします。まず、1の事業の目的ですが、6月1日に就航予定の、本県の国際線2路線目となる台湾との定期便や韓国との定期便を初め、宮崎空港の国内・国際航空ネットワークの維持・充実を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、宮崎空港の利用促進を行う組織であります「宮崎空港振興協議会」を通じまして、まず、(1)の国際線の維持・充実としましては、①のソウル線の運航支援を引き続き行います。また、②の団体や企業等の利用への助成では、台北線やソウル線の

利用を促進するため、両路線を利用する10名以上の団体に助成いたします。さらに、③の修学旅行等の交流活動への助成では、台北線やソウル線、あるいは国際チャーター便といった、宮崎空港の国際線を利用する県内の小・中・高等学校の修学旅行等の国際交流活動に助成いたします。

次に、(2)の国内線、国際線の利用促進等ではありますが、地方路線を初めとする国内線や台北線及びソウル線の国際線の利用を促進するため、利用促進キャンペーンやマスメディアを活用したPR等を行います。特に台北線につきましては、南九州や九州という広域的な視点からの活用を図るため、県民の皆様はもとより、鹿児島県や熊本県の方々にも広く利用していただけるよう、より身近になる台湾を積極的にPRしていきたいと考えております。

事業費は9,348万5,000円であります。

総合交通課は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課について御説明いたします。

歳出予算説明資料105ページをごらんください。情報政策課の当初予算の総額は14億2,868万9,000円となっております、平成19年度6月補正までの予算比で106.7%となっております。

それでは、重点事業を中心に主なものについて御説明いたします。

108ページをお開きください。まず、(事項)電子県庁プロジェクト事業2億8,596万7,000円でございます。

説明欄の2電子申請届出システム運営事業の6,241万1,000円でございますが、これは、県民、企業等が、いつでも、どこからでもインターネットを利用して県に対する申請、届け出等の手続を行うことができるシステムを平成17

年3月から開始しておりまして、その運営に要する経費であります。

次に、説明欄の3宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業8,440万2,000円ではありますが、これは、宮崎情報ハイウェイ21の共同運営や利活用促進及び県内市町村の電子自治体化の促進を図るため、県と市町村が共同で設置しております宮崎県市町村IT推進連絡協議会に係る負担金でございます、内容としましては、宮崎情報ハイウェイの管理運営のうち保守管理に係る部分の県の負担金となっております。

次に、説明欄の5サーバールーム整備事業の9,920万円ではありますが、これは、民間のデータセンター内に県庁内各システム共用のサーバールームを設置し、機器の共有化や管理運営の一元化を行うことによりまして、システムの運用、管理業務の効率化とセキュリティーの確保を図るために要する経費であります。

次に、説明欄の6、改善事業、情報セキュリティー監査推進事業の738万円ではありますが、これは、情報漏えいの発生、コンピュータウイルス等による被害が多発するなど、社会情勢に的確に対応した質の高い情報セキュリティーを確保するために、情報セキュリティー監査の実施などに要する経費でございます。

次に、中ほどの(事項)地域情報化対策費4億8,218万9,000円あります。

まず、説明欄の1情報通信基盤整備対策費あります。(1)のケーブルテレビ施設整備支援事業の2,500万円ありますが、これは、市町村またはケーブルテレビ事業者が総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用してケーブルテレビのエリア敷設拡大を行う際に、その費用の一部を補助するものでございます。次に、

(2)の宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業の

1億7,754万円ではありますが、これは、高度情報化の進展に対応するために整備した、高速大容量の情報通信基盤であります宮崎情報ハイウェイ21の適切な管理運営に要する経費でございます。

次に、説明欄の2電気通信格差是正対策費であります。(1)の、国庫補助事業であります移動通信用鉄塔施設整備事業2億4,201万5,000円、その下にございます(2)の、県単独事業であります携帯電話サービス地域拡大支援事業3,400万円ではありますが、これらは、携帯電話のサービスエリア拡大のため鉄塔施設等を整備する市町村に対し、費用の一部を助成するものであります。

なお、携帯電話サービス地域拡大支援事業につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

お手元の委員会資料の31ページをお開きください。まず、1の事業の目的でございますが、人口が少なく、採算を図ることが、国庫補助事業であります移動通信用鉄塔施設整備事業では困難であり、電気通信事業者による移動通信サービスの提供が見込めない地域におきまして、国の移動通信用鉄塔施設整備事業の対象とならない携帯電話等移動通信のための鉄塔施設を、地方単独事業により整備する市町村に対し、その費用の一部を助成し、県内における情報通信格差是正を推進するものでございます。

次に、2事業の概要でございますが、事業主体としては、①に書いておりますように市町村。対象地域は、過疎地または辺地に該当する地域で、当該施設による携帯電話の加入見込みが原則として200人以下となる地域。補助対象としては、移動通信に必要な鉄塔、送受信アンテナ、用地取得費などございまして、補助率は

事業費の3分の1以内としております。

3の事業費につきましては、2カ所分の3,400万をお願いしております。

情報政策課につきましては、以上でございます。

○田原国際政策課長 それでは、国際政策課の歳出予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の109ページをお開きください。国際政策課の当初予算の総額は2億3,659万8,000円で、平成19年度6月補正後の予算に対し、3.0%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

111ページをお開きください。まず、中ほどの事項、改善事業であります海外渡航事務費の3,744万6,000円につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)国際交流推進事業費の8,995万4,000円についてであります。

下の説明欄をごらんください。3の外国青年招致事業の1,956万8,000円は、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、県に国際交流員を3名受け入れ、英語、中国語、韓国語による通訳、翻訳や各種国際交流事業の企画、運営等の業務に活用するとともに、県内の市町村や学校に配置されている国際交流員及び外国語指導助手のカウンセリングや研修を実施するための経費であります。

4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金の1,600万円は、財団法人自治体国際化協会が行います海外視察支援や国際交流活動支援等に対する負担金として納付するものであります。

6の多文化共生社会推進事業の3,661万円は、県民と外国人住民とがお互いの習慣や文化の違いを認め合い、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを推進するため、県

民に対する異文化理解の啓発や外国人住民の支援等を行うものであります。

112ページをお開きください。8の改善事業であります東アジア民間交流促進事業の713万3,000円につきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。

9の、同じく改善事業でございます、アンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業の600万円は、韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、小中学生の相互派遣受け入れによる交流事業を実施するものであります。

次に、(事項)海外技術協力費の1,502万5,000円についてであります。

説明欄1の海外技術研修員受入事業の820万2,000円は、アジアを中心とする開発途上国から技術研修員を受け入れ、県内の大学や研究機関等で研修を行うことにより、母国の発展に貢献できる人材を育成するものであります。

また、2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留學生受入事業の682万3,000円は、海外移住事業によりブラジルなど海外に移住された本県出身者の子弟を、留學生として県内の大学などに受け入れ、修学の機会を提供するものであります。

それでは、先ほど説明を省略いたしました東アジア民間交流促進事業及び海外渡航事務費につきまして、別冊の委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の32ページをお開きください。改善事業でございます東アジア民間交流促進事業についてであります。

まず、1の事業の目的であります、国際定期航空路線の宮崎—ソウル間が昨年11月に増便されたこと、及び本年6月からの宮崎—台北間

の就航が決定したことを踏まえまして、本県と韓国及び台湾の民間団体の相互交流を支援することにより、東アジア地域との多様な主体による多彩な国際交流の推進を図るものであります。

2の事業の概要であります、まず、(1)の対象団体でございます。本県及び韓国、台湾の文化・芸術、スポーツ、教育、市民活動などの分野で活動している民間団体を対象といたします。

(2)の主な内容ですが、本県と韓国及び台湾の双方で交流を希望する団体を募集し、希望する交流の内容等が合致した団体の代表者に相互に訪問してもらい、交流の時期や方法などについての話し合いや視察を行っていくなど、交流の実現に向けた活動を支援するものであります。

(3)の実施時期ですが、宮崎側団体の代表者の韓国または台湾への派遣を8月から10月の間に、次に、韓国、台湾側団体の代表者の宮崎への受け入れを11月から2月の間にそれぞれ実施する予定としております。

なお、本事業は、本年度まで韓国との間で文化・芸術・スポーツ分野を対象に行ってききましたが、新たに台湾を加えるとともに、対象分野を拡大するなどの改善を行ったところであります。

事業費でございますが、713万3,000円であります。

次に、同じく資料の33ページをごらんください。改善事業でございます海外渡航事務費についてであります。

まず、1の事業の目的であります、旅券窓口を新たに3カ所の出先機関に設置することによりまして、県民の海外渡航の利便性を高め、

県民サービスの向上を図るものでございます。

2の事業の概要であります、(1)の発給体制であります。現在は、宮崎、都城、延岡のパスポートセンター3カ所体制であります、来年度、日南、小林、高鍋の各出先機関に新たに旅券窓口を設置し、宮崎パスポートセンター及び5カ所の出先機関の6カ所体制とし、旅券発給の申請受付、交付及び海外渡航安全情報等に関する事務を行うこととしております。また、その運営につきましては、現在、財団法人宮崎県国際交流協会に委託して行っているところですが、来年度からは、より厳正で適切かつ統一的な事務の執行を図るため、県の直営により運営することとしております。

次に、(2)の新たに設置します3カ所の開設期日ですが、平成20年7月1日を予定しているところでございます。

3の事業費であります、3,744万6,000円でございます、このうち新規窓口3カ所の設置に係る費用は942万5,000円であります。

国際政策課の説明は、以上でございます。

○坂本市町村合併支援室長 市町村合併支援室でございます。

お手元の歳出予算説明資料の113ページをお開きください。市町村合併支援室の当初予算の総額は33億9,858万2,000円となっております。平成19年度6月補正後予算に対し、99.5%の増となっております。

ページを1枚めくっていただきまして、115ページ中ほどでございますが、(事項)市町村合併支援費の33億2,684万円でございます。

主なものとしたしまして、まず、1の(1)アの市町村合併支援事業7億5,331万2,000円についてであります。この中では、旧合併特例法のもとで合併した市町の一体的なまちづくりを

支援するために、7億4,981万円の市町村合併支援交付金を措置することとしております。

次に、ウの新市町村合併支援事業5億7,196万3,000円についてであります。この事業では、合併新法のもとで合併した市町に対する市町村合併支援交付金として4億9,350万円を措置いたしますとともに、合併協議会への運営費補助金や広報啓発活動費など、市町村合併を推進するためにそれぞれの段階に応じた経費を計上しております。

最後に、新規事業であります、エの合併関係市町村財政健全化支援事業20億円についてであります。

この事業につきましては、別冊の委員会資料をごらんいただきたいと思います。委員会資料最後のページ、34ページでございます。1の事業の目的であります。財政状況が特に厳しい合併関係市町村に対しまして、年利5%以上の高金利で借りていらっしゃる地方債の繰り上げ償還を支援するため、無利子の貸付金制度を創設いたすものであります。合併関係市町村の財政健全化を図り、新法期限残り2年となった中で、市町村合併のさらなる推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

2の事業の概要、(1)対象市町村ですが、合併市町村及び合併予定市町村のうち、実質公債費比率が15%以上または経常収支比率が90%以上の市町村を対象としております。貸付条件は、(2)にありますように、利率は無利子、貸付限度額は8億円、貸付期間は10年以内とし、事業費は20億円を予定しております。

市町村合併支援室につきましては、以上であります。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。説明のありました議案について、質疑はあ

りませんか。

○図師委員 まず、地域振興課の内容を教えてください。98、99ページのそれぞれの事業の具体的な内容をお聞きます。まず、98ページの地域活性化促進費の中の3番、元気のいい地域づくり総合支援事業、あわせて99ページのエネルギー対策推進費の2番、水力発電施設周辺地域対策事業、それぞれ継続事業ということですが、今までどのような地域にどのような取り組みがあって、主な成果がどうあるかを教えてください。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくり総合支援事業であります。これは17年度から実施している事業でございます。19年度で新規採択は終わりました。全体で23事業に対して補助しているところでございます。この事業の特徴として、過疎振興計画の重点施策では、交流人口の拡大と産業の振興という2つの重点施策に集約されると思います。

また、この事業は17年度始まったばかりですので、明確な成果等はまだまだはっきりとは見えておりませんが、五ヶ瀬の桑野内とか、西米良の作小屋村づくりとか、着々と事業は進行しているところでございます。

○図師委員 新規の受け付けを19年度で締め切られているという説明ですけれども、来年度の予算については、今までの継続事業に対して追加の補助ということでしょうか。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくり総合支援事業の後継事業ということで、9番の個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業を位置づけておりまして、地域づくりに頑張っている市町村、住民の方々の取り組みに対して支援することにしております。元気のいい地域づくり総

合支援事業につきましては、新規採択は19年度までですけれども、それぞれ3カ年の計画でございますので、21年度まで継続されることになっております。

水力発電施設周辺地域対策事業ですが、水力発電施設等が所在する市町村（宮崎県では17市町村）に対して、道路や施設の整備、地域づくりに対して交付金を交付することによって、地域の活性化と水力発電施設の設置・運転の円滑化を図る目的で、毎年2億円余の補助がありまして、地域づくりに役立っているところでございます。

○図師委員 この地域でこういう事業という具体例がありますか。

○湯浅地域振興課長 18年度、木城町では町営グラウンドの改修事業、宮崎市高岡で公園のトイレとか、都城の高崎町は乗合バス・タクシーの補助、それから七夕祭りなどお祭り等の補助をやっております。

○図師委員 国際政策課にお伺いしたいんですが、111ページ、国際交流推進事業費の中の6番、多文化共生社会推進事業が3,600万事業化されているんですが、何カ国の何人が対象で、どのような事業内容かをもう少し教えてください。

○田原国際政策課長 多文化共生社会推進事業は、先ほど申し上げましたように、外国人、異文化の皆さん方と地域住民とが、文化、生活習慣、言語の違いを認め合いながら、地域住民と一緒に生活していこうということでございまして、何カ国、何人という対象ではなくて、県内に在住する外国人は19年末現在で4,100人でございますけれども、外国人住民の皆さん方と県民の皆さん方とが、文化の違いを認め合いながら一緒に生活できる地域づくりを実現してい

こうというものでございまして、具体的には、多文化共生社会の意識の普及啓発ということで、これは国際交流協会のほうに委託して行っている事業でございまして、インターネットや広報誌等による情報提供によります意識啓発、それから協会のほうで多文化共生アドバイザーを15人ほど委嘱しております、その方たちの派遣によります出前講座等を意識啓発としてやっているところでございます。

もう一つの柱が、外国人住民の支援ということでございまして、外国人の皆さん方に対する生活相談、法律相談。生活相談では、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語に対応できる生活相談員の方5人を抱えております。また、専門家による法律相談に対応しているところでございます。

さらに、外国人の方々に対する日本語学習を年に50回ほど開催しておりますし、防災対策としまして、外国の方に特に地震の体験をしていただくために、東児湯地区の防災センターに参りまして地震の体験をするといった活動もしております。それから、県内で通訳ボランティアの方を約700人協会のほうで登録しております、そういった方々の養成講座、医療従事者の方々に対する語学の講座、いろんな取り組みを行っているところでございます。そういった取り組みを通じまして、県民、そして外国の方にとりましても住みよい宮崎県をつくっていくための活動を行っているところでございます。

○図師委員 非常によく理解できたところです。国際交流協会に委託されている内容が主だということですが、協会のほうにアドバイザーが15名ほどいらっしゃる。また、生活相談員が5名ほどいらっしゃる。この相談件数とか、実際来られている外国人の利用者の数は把握され

ていないですか。

○田原国際政策課長 最初に、多文化共生アドバイザーのほうでございまして、協会のほうから、「多文化共生アドバイザー制度があります。公民館とか地域活動の中で多文化共生についての研修会をやってください。その際にはぜひ多文化共生アドバイザーを活用してください」というPRをしているところでございます。その中で、18年度10回、19年度はちょっと回数が少のうございまして、現在のところ3回の派遣にとどまっているところでございます。

それから、法律に関する相談につきましても、現在、5人相談員を抱えているところでございます。18年度は3件、19年度は1件ということで、まだまだPRが不足していると感じているところでございます。

○図師委員 まさにこの利用頻度をどんどん高めていただくようなPR、宣伝も必要でしょうね。

別冊の資料で御説明いただいた、国際政策課の海外渡航事務費のパスポートセンターが、今回3カ所ほど増設になるということです。事業費の内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、3,744万6,000円の中の900万円分が設置と人件費を含むということなんです、そのほかは何の費用かを御説明いただきたいと思います。

○田原国際政策課長 事業費の内訳でございまして、これにつきましては3,744万6,000円が総額でございまして、高鍋、日南、小林3カ所の設置に係る分が942万5,000円でございます。残りの約2,800万円が、既存の宮崎と都城と延岡の3カ所の設置運営に係る経費でございます。

この主な内訳としましては、人件費、物件費ということで、研修のための旅費、申請書やチ

ラシの印刷・製本等の需用費、電話代、それからパスポートは宮崎市でしか作成できませんので、各旅券の窓口とパスポートセンターとの間は輸送する必要があるとございます。そういった輸送費用にかかる役務費等。新規の分につきましては備品購入、今回の新規の窓口の設置につきましてはカウンター、机、いすなどを新たに購入する必要がありますとございます。また、新たな3カ所につきましては、現在の総合庁舎の改築も必要になりますので修繕費等もかかるということで、総額で3,744万6,000円、そのうち3カ所の新設にかかる分が942万5,000円ということでございます。

○**函師委員** 私ははっきり増設される3カ所分だけかと思っておったんですが、全事務所ということですね。また、台北線の就航も相まって、パスポートの窓口が広がるというのは大いにいいことだと思いますし、県民の方への周知もされて、旅行客がふえる努力をされたらいいと思います。

○**高橋委員** 地域振興課の98ページですが、函師委員が質疑をしました関連で、確認ですけど、3番の元気のいい地域づくり総合支援事業は、17年度に採択した事業が3カ年間、18年度の事業が3カ年間、そういう意味ですね。だから、20年度予算について採択されたら3カ年間補助しますということですね。

○**湯浅地域振興課長** 新規採択は17年から19年まででございますけれども、それぞれ3カ年の事業を組んでもらうという形になります。

○**高橋委員** 20年度は1億400万何がしですか、19年度はどのくらいでしたか。

○**湯浅地域振興課長** 実績でございますでしょうか。

○**高橋委員** 予算。

○**湯浅地域振興課長** 予算は2億5,000万です。

○**高橋委員** 補正のときにも議論になりましたけど、6,000何百万かの執行残があって、採択できなかったのが2件ぐらいありました。市町村との調整をしっかりとやっていただきたいという要望もありましたよね。そういう整備はされていますでしょうか。

○**湯浅地域振興課長** 元気のいい地域づくり総合支援事業につきましては、新規採択ではございませんで、18年度、19年度の継続事業になります。

○**高橋委員** 私は理解していませんでした。20年度の新規採択はなくて……。

○**湯浅地域振興課長** 元気のいい地域づくり総合支援事業は、新規採択は19年度までです。

○**丸山委員** 関連ですが、元気のいい地域づくり総合支援事業と個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業は後継事業ということだったんですが、後継事業ということは、内容的に見ても、地域地域で頑張れば、そこに県がある程度補助を出しましょうということだと思うんですが、予算的に見ると、昨年度の元気のいい地域づくりは2億5,000万、今回、2つの事業を足して1億5,000万ということになってしまうんですが、地域づくりに対しての県の取り組みの考え方、トータルすると1億の削減になってしまうんですが、その辺の話をまずお伺いします。

○**湯浅地域振興課長** 元気のいい地域づくり総合支援事業につきましては、できるだけいろいろな事業をしていただくということで、枠としては2億5,000万毎年組んだところですがけれども、実績としては全体で補助額が約5億8,000万になります。個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業は5,000万ですが、これもそれぞれ3カ年ずつ事業をしてもらいますので、トータルしま

すと4億7,000万ぐらいになります。それに総合政策課で組んであります中山間地域活性化事業等を加えますと、やはり5億ぐらいになります。それと、元気のいい地域づくりはハード事業のウエートが高かったんですけど、今度の個性と工夫で頑張る地域づくりについては、使われない公民館を活用するということで、建物等についてはできるだけ既存の施設を活用しようと考えておりますので、事業費的にはそんなに差はないというふうに考えております。

○丸山委員 補正のときにも話をしたんですが、2つの事業とも本当に根づいていくかが大きなポイントだと思うんです。県は3年間は補助しますけれども、その後、悪くなった場合には、どう評価をしていって、市町村とか事業主体にはされているのかお伺いしたいと思います。

○湯浅地域振興課長 個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業につきましては、申請があった市町村の内容につきまして、県庁の関係各課で検討部会というのを設けます。この中で、市町村と県と一緒に事業計画をつくることにしております。そして県庁の各部の次長で審査委員会を設けて、ここで審査して決定することになります。県がこの事業に深くかかわっておりますので、十分効果等を考えながら事業を組み立てていきたいと考えております。

○丸山委員 今、国のほうでよく言われている農工商連携という形で、各部にわたっていろんな知恵を出し合いながらやっていくということではよろしいのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 はい、そういうことでございます。

○高橋委員 委員会資料の28ページですが、宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業、発想

はいいと思います。簡単に言えば集団見合いですよね。過去にこういった事業は市町村でやっているんです。そういう過去の市町村の教訓をしっかりと把握されているのかなという思いもあるんです。特に今回、県外から女性を呼ぶわけで、どのぐらいの成果があるのかという期待もあります。ちなみに、過去の市町村の事業実績を把握されていますか。

○湯浅地域振興課長 県内の市町村で把握しておりますところは、高原町は福岡の女性との交流会をやっております。美郷町、新富町等で取り組まれておるようでございます。

○高橋委員 実績とか効果を把握されていますか。

○湯浅地域振興課長 高原町は福岡の女性が15名参加されているようでございます。新富町では20名。美郷町は、25名参加の予定だったんですけど、台風で中止になったということでございます。

この事業の後にカップルができたというのはありますけど、結婚までつながったとか、そこまでは把握しておりません。

○高橋委員 この事業の目的は、過疎地域の活性化。漠然としているんですけど、人が来てくれること、イベントすることで活性化する、そういう事業の目的と理解すればいいのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 県外の女性と地元の男性が、地域資源を活用したいろんな交流・イベントを通して、地域資源の再発見、地元のよさを見直すということと宮崎のよさを知っていただくということ。また、県外の女性に宮崎のよさを知っていただいてPRをしていただくとか、いろんな効果を考えております。

○高橋委員 事業の目的に「独身男女の『出会

いの場』を創出」というふうにあるので、出会いの場を創出ということは、その後ゴールがあると思ったものですから、お尋ねしました。

○湯浅地域振興課長 あわせて、男女の出会いの場も期待しておるところでございます。

○高橋委員 多分そういうところだと思うので、過去の市町村のいろんな事業の経過、教訓なりを十分把握、調査をしていただきたいということで申し上げました。

次、行きます。29ページ、宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業です。当初は「お誘い」事業、19年度が「お試し」事業、今度は「呼びかけ」事業になりましたが、この変遷はどのような意味があるのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 18年度に立ち上げた事業でありまして、まずPRをしていくということでした。昨年はお試し事業ということで、都市部でのPRと、県外の方々に来ていただいて宮崎のいいところを実感していただきました。19年度は、非常に知事のPR効果もありまして、都市部を中心に宮崎県が周知されましたので、20年度においては、東京に行ってもっとPRを強化したり、情報雑誌等で具体的に宮崎を知っていただくということを考えております。

○高橋委員 なぜ新規事業になるのかという疑問もあるわけです。改善事業でもいいような気もしたわけです。

補正のときに説明がありました。執行残があつて、何でかといったら、7月からの事業だったからということで答弁いただきましたが、お試し事業では、私の地元の日南は事業をやりました。県外からツアー客を呼び込んでいろんなところを見せて、もちろん泊まりで来ましたけれども。かなり効果があつたと聞いているんです。こういう事業は、ネーミングは別に

して趣旨は一緒だと思うので、継続してやっていただきたい。そして財政力の弱い市町村に補助していくことによって、19年度やられた日南も、またやりたいと手を上げるかもしれない。それは可能なんですか。

○湯浅地域振興課長 お試し事業は3カ年で組んでおりますので、来年度日南市が希望されれば補助対象になります。

○高橋委員 日南に限らず県内の市町村も、県外から呼び込み、特に交流人口を期待しています。また、移住も含めて取り組んでいただきたいと思います。

31ページの携帯電話サービス地域拡大支援事業で、対象地域は携帯電話加入見込み数が原則として200人以下となる地域、いわゆる携帯電話が不可能なところを今から整備していくわけですが、その対象地域はあとどのくらい残っているのでしょうか。

○渡邊情報政策課長 私どもが市町村に聞き取りした段階では、昨年5月1日現在で94地区、2,728世帯ということで、全県民世帯数の0.6%ということ把握しております。

○高橋委員 94地区とおっしゃいましたが、今回の事業でどのくらいカバーできるのでしょうか。

○渡邊情報政策課長 これは携帯電話会社さんが自主でやっている部分もでございます。それから、移動通信用鉄塔施設整備事業ということで、国の制度事業でやっている分もでございます。そういうものも含めて、国の制度事業、県も一部補助金を出しますが、これが4つから5つ、それと県単事業については2つということで考えております。

○高橋委員 単純にいくと70カ所ぐらいアンテナが建つということですが、94地区のどのくら

いがカバーできるかは予測できないということですか、おおむねわかりますか。

○渡邊情報政策課長 申しわけございませんが、これはNTTさん、auさんに聞きましても、企業秘密。お互いに手のうちを見せないと。特に自主事業については、建ってしまった後にわかると。毎年5月から6月に市町村から情報収集します。独自事業についてはそのときに初めてあの地区にもついたということがわかります。補助事業については知っておりますけれども、そのほかについては年1回の調査でないとわからないという現状でございます。

○高橋委員 顧客に我が社の携帯電話をいかに持たせるかというのもあるでしょうから、わかるような気がします。

海外渡航事務費の関係で、先ほど凶師委員も質問しましたが、運営が県直営ということですが、理由は何でしょうか。

○田原国際政策課長 直営化した理由でございますが、最初に説明の中で4点ほど申し上げましたように、まずは現在の旅券事務、全国的に、成り済ましとか不正取得といった事案が大変ふえております。それで、非常勤職員と正職員で対応することになりますけれども、まずは県職員という立場で旅券事務の適正で適切な執行、そして6カ所にふえるということもございますので、統一した事務の執行を図っていきたいというのが1点でございます。

2点目が、これまで国際交流協会に委託しておりましたので、委託費に付随して消費税が発生しておりました。これが120万ほどございましたので、節約という観点もあるところでございます。

3点目が、今回、総務事務センターの事務という形で旅券の窓口を運営していくことになり

ます。国際交流協会のままだと、総務事務と兼務させることができないということもございます。日南、小林、高鍋ですと、現在の取り扱い件数からしますと1日10人前後の来客数ということになりまして、半日あれば処理できますので、残った時間を有効に活用するためには、総務事務センターの事務を担うことによりまして職員の有効活用に努めたいということもあつたところでございます。

最後の4点目は、国際交流協会の公社の改革の一環という意味合いもあるところでございます。国際交流協会と直接関係のない旅券事務を現在委託しておりますが、少ない事務職員で専念できる体制ということで、協会から委託事務を除外することによりまして、よりスリムで、より国際交流業務に専念できる体制をとらせていということで、直営化したということでございます。

○高橋委員 新設の日南、小林、高鍋は需要も少ないと思うんです。そして職員の数も限られているから総務事務センターとの仕事の効率化をおっしゃいましたけれども、日南、小林、高鍋はどこと効率化を図るんでしょうか。

○田原国際政策課長 どことといいますと、総務事務センターの職員です。委員会資料で見させていただいておりますように、宮崎パスポートセンターと都城、延岡それぞれ独立した事務所に専任の職員ということで現在体制をとっているところでございます。来年度からは、総務事務センターの職員として配置しまして、その事務分掌として旅券事務を担わせる職員を非常勤職員として配置します。所属長でございます県税事務所なり総務事務センターの課長が、その仕事の繁閑を見ながら、旅券事務を担わせたり、総務事務、いわゆる庶務事務、入札事務を担わ

せていくこととなります。

○高橋委員 日南で言うと総合事務所の1階が県税事務所ですが、あそこが恐らく窓口になるんだらうなということで理解しました。ありがとうございました。

○前屋敷委員 最初に、地域振興課でお願いしたいんですけど、歳出予算説明資料の98ページ、一番下のエネルギー対策推進費、3番のサン・SUNみやざき体験情報発信事業というのがありますが、これは太陽光発電のことだと思います。予算は極めて少額なんですけど、事業の中身を教えてください。

○湯浅地域振興課長 これは、宮崎工業技術センターで行われますテクノフェアにおいて、太陽光発電のPRと、親子に向けた太陽光発電のプラモデルの教室をやっております。

○前屋敷委員 かなり太陽光発電には関心も高まってきているし、以前から、宮崎は日照時間が長くて非常に太陽光発電には適しているということもあって、国の施策としても助成事業で補助があったんですけども、今それがなくなっています。今度の予算とは別格ですが、環境問題も含めてさらに発展的にこの辺のところを取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんです。各家庭で太陽光発電を取り組むと、コストもまだまだ高い状況があります。さらに広げていくという点では、PRはかなり行き届いてきたかと思うんですけども、その後の段階で、各家庭でも取り入れるように、県の支援を組み込んでいく方向で今後ぜひ検討していただきたい。これは要望ですけども、そういう案とか意見は出ていないですか。

○湯浅地域振興課長 事業としては、サン・SUNみやざき体験情報発信事業がございます。それ以外に、県政番組で太陽光発電について職

員が説明するとか、民間、市町村を含めた太陽光発電促進協議会というのをつくってPR等もしておるところでございます。ただ、全国で数県補助しているところもございしますが、宮崎県の場合は補助がありません。しかし、18年度の新エネルギー財団の調査によりますと、日照時間が長いということもあるかもしれませんが、1,000世帯当たりの太陽光発電の設置数は全国一になっております。我々としてはいろんな場面で啓発していきたいと考えております。

○前屋敷委員 全国一ということでしたけど、かなり関心も高まっているし、環境問題含めて真剣に考えている結果じゃないかと思うので、より促進を図るために県の努力をぜひ今後期待したいと思います。

続いて、総合交通課でお願いしたいんですけど、103ページの地域交通ネットワーク推進費、2番の地方バス路線への対策事業ですが、バス事業者、また市町村への支援ということでありました。昨年度よりかなり予算もふえているようにあるんですが、どういう支援の内容になっているか教えてください。

○加藤総合交通課長 地方バス路線等運行維持対策事業、大きく分けまして国庫協調補助事業と県単独補助事業に分かれております。国庫協調補助事業は、国が2分の1、県が2分の1補助するものですが、広域的・幹線的な生活交通路線の運行費に対して補助するものです。こちらが1億1,100万3,000円、これは39系統を予定しております。それと車両購入費、これはワンステップバスの購入に対する補助ですけども、5台を予定しております、こちらが3,250万円です。それから県単独補助事業ですけども、こちらも2つに分かれておりまして、まず1点目が、先ほど広域的・幹線的と言いました

が、これに基準がありまして、準広域的・幹線的路線を来年2系統で予定しておりまして155万6,000円、それから最後ですが、廃止路線代替バス等運行費補助が、101系統予定しておりまして1億7,832万6,000円、合計して3億2,381万3,000円。以上でございます。

○前屋敷委員 廃止路線の代替バスへの助成というのが、直接地方自治体が運行するというところとは違うわけですか。

○加藤総合交通課長 廃止路線代替バス等運行費は、もともとバス事業者が運行していた路線をバス事業者が廃止します。その路線について、市町村が委託費という形で、バス事業者その他の運行してくれるところに委託する、あるいは市町村が運行主体となることもございますけれども、そういった路線でございます。

○前屋敷委員 続いて、4番の地域バス再編支援事業、コミュニティバスなどへの支援で、補正予算のときも御説明いただいたかと思うんですけれども、8,500万の中身について、予定しているところを教えてください。

○加藤総合交通課長 来年の予定ですが、地域バス再編支援事業は大きく3つに分かれております。まず1点目が調査事業でございます。住民のニーズを聞いたり、いろんな計画を立てるのが調査事業ですけれども、来年度は3町村を予定しております。それから車両購入費が来年度は8市町村を予定しております。それから運行費が11市町村を予定しております。

○前屋敷委員 運行予定ということは、調査などは前年度に済んで、ほぼ決定で、実際運行できる状態が11市町村ということですか。

○加藤総合交通課長 この事業、18年度から取り組んでいる事業として、今年度も調査をやっている市町村が7市町村ございます。それから

車両を購入したところもございます。そういった準備を踏まえまして、来年度中に11市町村が運行までやりたいという希望が上がってきておりまして、その予算をお願いしたところです。

○前屋敷委員 ちなみに、この11市町村はどこかわかりますか。

○加藤総合交通課長 申し上げます。日南市、串間市、南郷町、三股町——三股町は今年度からの継続です。西米良村、木城町、美郷町、諸塚村、椎葉村、日之影町、これも継続ですが、五ヶ瀬町、以上の11市町村です。

○前屋敷委員 次に、情報政策課でお願いしたいんですが、108ページの地域情報化対策費の2の(1)移動通信用鉄塔施設整備事業2億4,200万、かなり前年度よりも増額されているんですが、この中身について、何基ぐらい予定しているのか。

○渡邊情報政策課長 これにつきましては、本年度3カ所でございます。来年度につきましては、国のほうに確定するかどうかの申請中ですが、4カ所ぐらい上げております。今、内部で詰めているものが1カ所ございますので、私どものほうとしては5カ所ということで考えております。ある程度具体的になっているのは、門川、日之影が2カ所、それと木城、その4つでございます。

○前屋敷委員 市町村合併支援室にお願いしたいんですが、事業の説明資料の34ページ、無利子貸付の事業になるんですが、貸付対象市町村の条件として、「実質公債費比率が15%以上」云々とありますが、合併をした、あるいはこれから予定されている市町村で、この条件に合致する自治体を教えてください。

○坂本市町村合併支援室長 6つございます。具体的には、延岡市、小林市、日向市、美郷

町、それと、これは合併予定でございますが、日南市、南郷町、以上6つでございます。

○前屋敷委員 本会議の質疑でもお話ししたんですが、自治体ではなかなか厳しいところもほかにあるんですよ。この事業の対象は、合併支援室ですから合併を前提としているわけですが、全体的に自治体そのものを底上げすることも必要かと思うんです。別立てでこういう対象になる事業というのは——合併支援室でお答えになるのは難しいと思いますけれども。

○坂本市町村合併支援室長 今、委員御指摘のように、合併を推進するための誘導施策でございます。簡単に言いますと、合併をしようという意欲を高めるために設けました新規の事業でございます。なお、今、委員御指摘のように、金利負担が大変だという声が全国から寄せられておまして、実は国のほうで5兆円ほど（対象として公的資金、国の管轄する起債）繰り上げ償還を認めますという制度を始められました。繰り上げ償還する場合には、従前は違約金、早く返すからには予定された金利は払ってくださいという制度だったんですが、それは今回免除しましょうというような制度を新たに始められたわけです。これに関連いたしまして、私どもも合併市町村を対象としてこういう事業を開始し、さらに後押しをするという意味で計上させていただいております。

○前屋敷委員 合併の誘導策の一つというお話をいみじくもされたんですけども、あくまでも県は自主的な決定で合併するということがありますので、こういういろんな条件もつこうかと思えます。合併そのものについては、主体的な、自主的な判断のもとに進んでいくという立場は堅持していただきたいということも、あわせて申し添えたいと思います。

○丸山委員 資料の28ページ、新規事業の宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業についてですが、これはどちらが主目的なのか、再発見なのか、出会いなのか。どういうふうに思えばよろしいでしょうか。

○湯浅地域振興課長 地域の宝を活用した地域の再発見と出会いの場、両方というふうに考えています。

○丸山地域生活部長 この事業は、過疎等の条件不利地域の県内の男性、3市町村10人ずつ30人、それと女性を県外から30人、今念頭にあるのは福岡都市圏ですけど、合計60人、この人たちを県内の市町村に3回に分けて1泊2日程度で呼んで、農業体験とか食体験、あるいは伝統文化の体験をすることによって、過疎地域等の田舎の埋もれた魅力を都市から来た女性に対して発信をする。もちろん地域の人も新たに見直す。中身としてはそういうことを考えています。

これは地域振興課が組んだ事業ですから、第一義的には地域づくり、地域振興のための事業であります。しかし、先ほど委員の意見にも出ましたように、これはふれあい、出会いの場でもあるわけです。例えば、西米良村がやっていますワーキングホリデーも、地域振興策の一環で取り組まれて非常に好評を博しております。都会から農作業の手伝いに来た女性とカップルになって（西米良が気に入っていただいたわけですね）、御主人と一緒に農業をされているケースもございます。もちろん地域振興、交流拡大が第一義的な目的でありますけれども、頭の中にはそういうことも期待を込めているということで理解をしていただきたいと思います。

○丸山委員 大体わかりました。

ちなみに、男性、女性いらっしゃるんです

が、これは費用が発生するものなのをお伺いします。

○湯浅地域振興課長 今のところ、県の事業費以外に、県外の女性については1万円ぐらいの参加費を取りたいと考えております。また、市町村に対しても、宿泊施設を提供してもらったり、人的な援助や何がしかの負担金もお願いしたいというふうに考えているところであります。

○丸山委員 ちなみに、県内で3カ所を予定していますが、事業主体は県とっていいのか、市町村と思ったほうがいいのか、どちらでしょうか。

○湯浅地域振興課長 県が事業主体でありまして、今のところはNPOや青年団に委託して事業を実施していきたいと考えております。

○丸山委員 4～5年前に県内の男女交流をやっていたこともあったんですが、部長の話では、地域振興ということで、県外の女性だけなんですけど、県内の交流というのは考えていらっしゃらないんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 この事業では県外の女性だけを対象に考えております。

○丸山委員 地域振興が主ということでありますので、先ほど言われたワーキングホリデーの関係、うまくいっていただければありがたいと思っております。

引き続き、情報政策課にお伺いします。ハイウェイ21が整備されて5～6年たっているのではないかと思います。当初も議論したんですが、何を走らせるのかというのがあって、当初の予定と、今使っているツールは、どういうものが充実されていて、目標どおり動いていると思っていのかお伺いします。

○渡邊情報政策課長 平成14年に情報ハイウェイ

を開始しました。その当時は、今みたいにNTTやQTN e tもブロードバンドがございました。特に入郷地区とか中山間地域についてはですね。だから、まず公的な回線をつくっていろんな利活用を図ろうと。それについては行政情報もありました。ただ、入郷地区は情報ハイウェイがない限りブロードバンド回線はつながりません。というのは、入郷地区については、それを使いまして民間会社のMOSが各地域からブロードバンド回線をつくっているような状況がございます。もう一つには、行政情報とはちょっと違いますが、医療機関とかいろんな観点からの民間の利活用もお願いしたいということでやっております。

ただ、当時は、まず県内での回線を使いましょうということでやりましたものですから、宮崎から東京の上位回線については自腹でお願いしますということになっております。そういう意味では、県内でいろんな地域ネットを持つものということが優先的になりますので、行政的なもの、民間の中でも農協など県内で利活用するところは使い勝手がいいと思いますけれども、上位回線の費用を払ってまでやる民間——今言いましたブロードバンドのMOSとか事業としてやられるところはありますが、当初の目的よりもちょっと行政に偏ったところはあるかと思えます。

○丸山委員 ケーブルテレビの若干の普及活動があったと聞いているんですが、なかなか広がらないと。というのは恐らくアクセスポイントが結構離れている、各市町村の役場には来ているけど、都城など大きな都市にしかアクセスポイントがないと聞くものですから、その辺の改善をもう少し図らないと、今後民間開放というのは、民間の有効活用等含めて厳しいと思っ

いるんですが、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○渡邊情報政策課長 平成14年につくりましたときの計画として、アクセスポイントについては、当時の44市町村はすべてアクセスをいたしました。ただ、そこから家庭の末端までということになりますと、いろんな経費が要ることがございまして、それを県のほうがやるべきなのか、それとも、それからは市町村が国の制度事業、地域イントラネット基盤施設整備事業等がございまして、そういうところでやるのか。もう一つは、ケーブルテレビなど民間を利活用するのかということがございまして、当時の発想としては、基幹線すらなかった宮崎の地域においてそれだけのものを整備した。ただ、今言いましたように、このスパンについては平成14年から23年までということで投資しております。この投資をしたことによって——これは私どもの勝手な試算でございまして、NTTやQ T N e t を使えば61億円かかるところが42億円ということで、10年間で19億の経費節減をしております。そういう意味では、委員がおっしゃいましたように、今後の課題として対応していかないといけないところはあると思いますので、自後の検討課題になろうかと思いません。

○丸山委員 アクセスポイントは、44市町村すべてではなくて、分岐できるのは限られていると私は理解していたんです。高原にはフリーウェイ工業団地があるんです。そこに光ファイバーを通すには高原町の役場では無理だと言われてるんです。都城に持っていかなくちゃいけない。かなり費用もかかるんじゃないかということだったので、その辺の確認をしたいんですが。

○渡邊情報政策課長 14年のころの検討ですけれども、その当時に工業技術センターやフリーウェイ工業団地まで踏まえておられたかということ、アクセスポイントになっていないということは、まずは44市町村までを。というのは、当時の予算、経済効果もありましたので、そういう中での検討だったと。資料を見る限りはそういうふうになっているということでございます。

○丸山委員 情報格差というのが今大きく言われています。議会の中でも委員会の中でもいろいろ議論している中に、地方に行けば行くほど格差が広がっているということでありまして。地上デジタルのほうは国との連携も必要でありますし、いかに県内の情報格差がないようにするか、しっかりと踏まえていただきたいと思っております。

○徳重委員 総合交通課長にお尋ねしますが、宮崎—ソウル線の定期便の利用状況を教えてください。

○加藤総合交通課長 18年度でございまして、3万6,515人です。内訳を申しますと、日本人が1万5,079人、外国の方が2万1,436人です。19年度ですが、これは2月までの実績です。合計で3万4,211人、内訳は、日本人が1万2,271人、外国の方が2万1,940人でございます。

○徳重委員 せっかく定期便という形で就航しているわけですから、これが継続することが宮崎県にとっても非常に大きなプラスになるわけですけど、現状、数字的には若干減っているような状況です。日本人の乗客が少なくなっているという状況ですが、この中で修学旅行がどれぐらい入っていますか。

○加藤総合交通課長 その前に、先ほど申しました減っているといいますのは、19年度は2月

まででございますので、多分、18年度を超えるんではないかと思っております。

それから、修学旅行でございます。今年度、定期便を利用して行きましたのは、10の学校で435人でございます。

○徳重委員 修学旅行ということで、国際交流も兼ねた形での助成ということになっております。修学旅行ということで勉強に行くということもあるでしょうが、韓国の学校の生徒さんたちとの交流といったこともこの中に入っているものですか。

○加藤総合交通課長 修学旅行ですので、それぞれ学校によっていろんな目的なり内容があると思います。もちろんそういう社会勉強、あるいは相手国での学校等との交流もあろうかというふうに思っております。

○徳重委員 県が助成するということになっておりますが、助成する以上は、そこ辺はちゃんと確認をしておく必要があるんじゃないか。ただ行ってもらえばいい、飛行機に乗ってもらえばいいというんじゃないくて、目的もちゃんと把握されておくべきじゃなかろうかという気がするんですが、いかがでしょうか。

○加藤総合交通課長 修学旅行ですから、あくまでも学習の一環ですので、社会勉強や外国との交流はしっかり考えて実行されているというふうに理解しております。

なお、引き続き、そういった観点からも、補助するときには助言等していきたいと思っております。

○徳重委員 事務費487万5,000円というのはどういう形で使われるんですか。このお金はどこが使うんですか。

○加藤総合交通課長 事業の中の(1)、(2)は、宮崎空港振興協議会が実施する事業

に対して補助という形で出しております。この事務費487万5,000円は県で使う事務費でございます。(1)と(2)は宮崎空港振興協議会で事業する分についての補助、振興協議会を通じて事業を行っております。事務費487万5,000円は、県で直接執行する事務費でございます、旅費、需用費、人件費等でございます。

○徳重委員 もう一つ、103ページの物流効率化推進事業ということで、関東航路、ローロー船の支援補助、これはどういう事業でしたか、南王丸に補助されるんじゃないですか。

○加藤総合交通課長 この事業は、19年度、今年度から始めた事業でございます、関東航路を利用する運送事業者に対する補助ということで、現在のところローロー船「南王丸」だけが対象となっております。もともと南王丸の細島寄港ということで、この利用促進を図るのが主眼でございました。それで、南王丸を利用する貨物車1台の乗船につき1万円を8週間を限度に助成するものでございます。これを来年度も引き続きお願いしたいというふうに考えております。

○徳重委員 これはどういったものを運ばれていきますか。積み荷を教えてください。

○加藤総合交通課長 県北の工業製品、それから農協の果実、米も今年度実績ではありました。

○徳重委員 関東航路がなくなったということで、海上輸送については関心があると思うんです。来年までということで試験的にやっていらっしゃるということですが、船の航行が決まっているから、急にふやすことは不可能だと思うんです。ローロー船は今の積み荷が限界なのか、まだ量をふやすことができるんでしょうか。

○加藤総合交通課長 今、南王丸は週2便ということですので、利用する側からすれば増便が期待されるところでございます。したがって、現在、補助事業もさせていただいて、補助事業以降乗船率も上がってきておまして、効果は出ているものと思います。しかし、これを増便等に向けるためには、あふれるぐらいの積み荷を集めないといけないと思っています。そういった意味から、今年度もこの事業の実施をお願いしていますし、荷主さんに対する働きかけも一方では行っております。そういった両側面から積み荷の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 工業製品はよくわかるんですけど、生鮮食料というか農産物というのは入っていませんか。

○加藤総合交通課長 生鮮品も載せられないかということで、農政水産部のほうで今年度から実証実験を実施しているところでございます。

○新見委員 情報政策課長にお聞きしたいんですが、108ページ、電子県庁プロジェクト事業の説明の中の3番、宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業8,400万、これは保守管理に対する県の負担という説明を受けたんですが、市町村の負担は幾らぐらいですか。

○渡邊情報政策課長 県、市町村からいただいているのは2,228万6,000円でございます。

○新見委員 IT推進連絡協議会の説明をもう一回、どういったものなのか教えていただけますか。

○渡邊情報政策課長 情報ハイウェイを使っているいろんな情報交換するために、県ばかりでなく民間にも開放しています。それと市町村においてもこれの情報を活用されておりますので、そのための負担金としてお願いしている分

でございます。

○新見委員 そうすると、その下の地域情報化対策費の中の宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業との関係がよくわからないんですけど。

○渡邊情報政策課長 情報ハイウェイに費やす年間の運営事業費は2億8,000万ほどでございます。ただ、2つ分けておりますのは、一つには、県でないと相手方が契約していただけないもの、もう一つは協議会。と申しますのは、市町村のほうからも応分の負担をお願いするもの。早く言えば、Q T N e tさんから基幹線を借りておりますけれども、こういうものは協議会が相手では契約がきませんというものがございます。それにつきましては県という法人格を持ったものと契約させていただきたいということで、2つの形で予算をお願いしているところでございます。

○新見委員 もう一点、電子県庁プロジェクト事業の中の5番、サーバーーム整備事業、1億近い事業費ですが、これは民間の事務センターにサーバを設置して、その保守管理ですよ。サーバの中身はあくまでも県が使うものだけなのか、市町村が利用するものもあるのか。

○渡邊情報政策課長 これにつきましては県が使用しているものでございます。と申しますのが、各課でそういうサーバを置いていただいた場合に、耐震の問題とか情報守秘の問題がございますので、これを1カ所に集めまして、耐震性のある場所を借りておるところでございます。

○新見委員 データとしては県にかかわるデータだけなんですね。

○渡邊情報政策課長 はい、そのとおりでございます。

○新見委員 資料の32ページ、東アジア民間交

流促進事業ですが、これは新たに台北線が就航することによって改善される事業だと思うんですが、あくまでもこれは宮崎と韓国、宮崎と台湾のそれぞれの団体の交流であって、3社が一体となった交流事業ではないんですね。

○田原国際政策課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、宮崎と台湾、宮崎と韓国ということで、3者の交流ということではございません。

○新見委員 将来的にもっと広げようという考えですか。

○田原国際政策課長 将来的な考え方としましては、このネーミングに「東アジア」というふうに銘打っておりますので、今後、外的な要因、航路が開設されるといった条件が整えば、さらに中国などに発展をさせたいと思っております。今おっしゃったような3者とか4者とか、そういったことは今のところ考えておりません。

○新見委員 最後に、先ほどから何回も出ていますが、地域振興課の宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業、この事業の内容だけ見ると、20年度だけの単発の打ち上げ花火みたいなイメージしかないんです。将来的に、20年度はこの3つの市町村、21年度は別の市町村、長期的な展望のもとでの事業なんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 この事業につきましては3カ年を計画しております。

○新見委員 まだ説明を受けていないんですけど、福祉保健部のみやぎき新たな出会い応援事業、こちらの事業は結婚に重点を置いた事業のようにあるんですが、将来的にこういった事業と合体させるという考えはないんでしょうか。内容はちょっと違うのはわかっているんですけど。

○湯浅地域振興課長 福祉保健部は、インターネット、メルマガとか情報関係の提供と聞いております。出会い・ふれあい事業につきましては、実際に男女が会って、ふれあいの場を創出するというようにしております。

○新見委員 実効性のある事業となるように、よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 ことしの重点施策に中山間地の問題を取り上げていただいたというのは、地域生活部の皆さん方の努力でもあろうかと思うんですけれども、その中で地域交通ネットワーク等も重点施策の一部ということではありますが、各市町村から要望があったのは大体網羅できておるわけですか、バスが何台買いたいとかそういう要望。

○加藤総合交通課長 地域バス再編支援事業の中で、車両購入費8市町村、運行費補助11市町村と申し上げましたけれども、これは市町村からの希望を踏まえて、全部予算をお願いしているところでございます。

○緒嶋委員 それと、国庫協調補助とか県単とかあるわけですが、これは継続していかなければ、3カ年で終わりですというようなことでは大変だと思うんです。将来的な問題としてそのあたりはどう認識していますか。

○加藤総合交通課長 国庫協調補助の広域的・幹線的生活交通路線の運行費、それから、これは県単ですが、準広域的・幹線的路線、これは継続してやっていきたいと思っています。それからもう一点、廃止路線代替バス等運行費補助と申し上げましたが、これは複数市町村間のもの単一市町村内のものがございまして。単一市町村内のもものは、もう一方のバス再編支援事業でコミュニティバス等に移行したいと思っておりますが、複数市町村間については、引き続き

継続で補助を行っていくことにしております。

○緒嶋委員 これ以外にも、市町村によってはこういう支援事業をやりたいというのが出てくる可能性もあると思うんです。そのあたりは弾力的に考えておられますか。

○加藤総合交通課長 現在のところバス再編支援事業を持っておりまして、この中では、それぞれ地域が新しい路線をつくったり、バスの大きさも中型、小型いろいろございますので、その中で幅広く対応していきたいと思っております。

○緒嶋委員 次に、物流効率化、徳重委員のほうからもありましたけれども、私は、物流効率化推進事業ではなくて物流効率化対策推進事業、「対策」を入れてほしかった。というのは、宮崎県が物流の問題でどうなるかというのが県政の大きな課題になっておるわけです。船だけはいけない、トラックだけでもいけない。貨物列車を含めた物流をどう進めるかという基本的な県の政策が確立されなければ——宮崎県は消費地から遠いわけです。そういうことを考えたら、物流をどう解決するかというのが宮崎県の発展の基本的なものになってきておるわけです。高速道路もこういう状態である。そういうことを考えたら、物流の問題をどう解決するかという将来的なビジョンを立てていかなければ、宮崎県はますます取り残される。西は新幹線まで走る、高速道路はもちろんできておる。南北格差、東西格差、すべての格差のエアポケットみたいなことになっておるわけです。そうすると、物流問題をどうとらえるかということが、県民政策部という形になれば一番大きな問題になると思うんです。このあたりの認識はどの程度持っておられるのか。

○加藤総合交通課長 物流対策の問題、今、委

員のおっしゃったとおりです。行政と民間との兼ね合い、いろいろ難しいものがございます。物流は経済活動として行われていますのでコントロールが難しいところがございます。そうは言いましても、行政の役割としては、まずは物流の基盤整備、港や道路、あるいは鉄道貨物の場合はJR貨物が行っておりますけれども、そのあたりと協議して充実を図っていくことになろうかと思っております。

○緒嶋委員 特に今からは、コストを考えた場合、また環境を考えた場合は、貨車等で運ぶと。宮崎県は延岡以北しかそれがない。将来的な物流拠点として日豊線の中で活性化をどう図るか。全体的な将来ビジョンを確立していかなければ、宮崎県はますます取り残されるという気がします。これは総括でもやりたいと思ったんですけれども、物流効率化推進事業というのが出ておったので取り上げたんですが、このあたりは十分考えていかんと、宮崎県はますますもって——知事は頑張って「元気のいい宮崎」と言いながら、元気のなくなる宮崎県にならないかと懸念するわけです。このあたりはどう考えておられますか。

○丸山地域生活部長 確かに委員のおっしゃるとおりですが、総合交通課長が答えましたように、我々が調査しても、荷の動きが最終的につかめないところがあるんです。ここが一番難しいところです。一方、運送事業者さんに言わせると、荷が集まらんことには貨車も増発できない、船も増便できないという話です。どっちが先かという話になるんですけれども。ただ、委員がおっしゃるように、高速道路もまだ縦貫していない状況ですから、企業誘致を進めるためには、物流基盤の整備が一番基本になると認識しております。九州内においても東西の格差、

南北の格差があります。九州を十字に切るとわかるんですけども、大分、福岡、熊本あたりは二輪車あるいは自動車産業が立地して、すそ野の産業も広がりを見せている。どこに立地しているかといったら高速道路沿いに立地をしている。聞くところによると、高速道路で1時間以内であれば工場立地が可能だということを企業の方はおっしゃっているようです。宮崎県はどうかというと、そこは全然見えていないわけです。ですから、物流においても高速道路がまず第一に必要であろうと考えております。

それと、荷物を集めるということも、今、県内工業界が中心になって、民間でも荷物を集約して、将来的には物流基地の整備を県にお願いしたいという発想もあるようであります。そういう情報も我々と一緒になって検討してまいりたいと考えております。

それと、船で一番言われるのは、下り荷が少ないということをいつも言われるんです。これは前々から何百回と聞いているんですけども、確かに今でもそういう現状はあります。そして物流業界では、ある荷主さんは本当は船とか貨車で運びたいんだけど、何十年もつき合ってきたトラック業者さんがいらっしゃると、そこは電話一本で飛んできて、コストはちょっと高いけれども確実に配達先（例えば関東や関西）まで運んでもらえる。そういう長年の慣行というのが物流業界はあります。ここらあたりもなかなか把握するのは難しいんですけども、今、民間の方たちがそういう集荷体制について懇談会や勉強会を始められておりますので、そこらあたりとも連携しながら物流体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 これは宮崎県政の最大の課題であ

るという認識で、今後取り組んでいただきたいと思っております。

それと情報政策課、先ほど丸山委員も申されましたけれども、ハイウェイ21をいかに有効に活用するか、情報格差を含めて。今度テレビもデジタル化するわけですけども、中山間地の首長さんはこの対策で頭を悩ませておるわけです。経費の問題から含めて。そうなったときに、宮崎県全域CAテレビ化すると。企業としてやるから、採算の合わんところはやりたくないというのが本音だと思うんですけども、宮崎県の政策として、30市町村全部CAテレビ化して情報格差をなくす。そういう将来ビジョンを持って会社と当たって、それぞれの地域の課題も考えながら方針を出す。将来の展望としてそういうことはできんのかどうかと思うんですけども、どうですか。

○渡邊情報政策課長 現状をお話しさせていただきたいと思っております。まず、延岡ワイワイテレビは、延岡地域については自分の回線でやっております。ただ、日向に進出するに当たっては、延岡から日向間は、情報ハイウェイを使うことによって安価なものとして対応させていただいております。それから都城のケーブルテレビは、日南に進出するに際しては、切れた場合にだめだということで、これも情報ハイウェイを使ってバックアップ回線をやっていただいております。ただ、今委員がおっしゃいましたように、当初14億円の——平成14年に返しましたが、やりました。当時、それを全部やるとなると、経費的な問題もございまして、最終的には10号線、220号線についてはケーブルテレビの対応が可能な回線を買収しております。ところが、ほかの地域については、当時、NTTもQ T N e t も自分の回線を持っておらないとい

うことで、「購入させてください」と言っても、「賃貸はいいですよ」というような状況がございました。これはいまだに入郷地区という現状がございました。私どもが14年につくりましたときには10年スパンでものを考えたと思いますが、今委員がおっしゃいましたようなことについては、特に地上デジタル波の問題とかいろいろございます。市町村についても地デジの問題等、自前のケーブルテレビを検討されているところもございますので、これは今後の検討課題として研究すべきかと思っております。

○緒嶋委員 宮崎県で情報格差を是正することは、格差をなくすことになるわけです。県の努力でできると思うんです。さっき言った流通の問題なんか簡単にはいかない。ハイウェイ21が中心的なものだけしかうまくいっていないということもおかしな話で、将来の課題としてこれも十分検討していただきたいということを要望しておきます。

○十屋委員長 それでは以上をもって、地域振興課、総合交通課、情報政策課、国際政策課、市町村合併支援室の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時7分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

総括質疑に入ります前に、昨日、丸山委員より資料要求のありました県立芸術劇場大規模改修事業の事業見込みについて、執行部より提出がありましたので、お手元に配付させていただいております。

このことにつきまして、執行部のほうより補足説明はございますでしょうか。

○道久文化・文教企画監 それでは、お配りい

たしております「生活福祉常任委員会（当初）資料（県立芸術劇場大規模改修事業の事業費見込みについて）」という資料をごらんいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、この資料は、冒頭に記載してありますとおり、今後の財政負担を把握する観点から、平成20年度予算策定時に劇場の機器類等の耐用年数等を考慮いたしまして、財源のめどがある程度ついている劇場の第1期指定管理期間であります平成22年度までについて、概算として作成したものでございます。

今回、事業の見直しをしました結果、表の一番右の総計の欄の下から3行目にありますとおり、平成22年度まで6億4,000万円余の事業を見込んでおります。平成19年6月にお示しした金額は、その下にございますけれども、こちらのほうと比較しますと、一番下にございますとおり、6月に比べまして約1億4,000万円余の減となっております。

その主な理由といたしましては、2の主な増減理由にございますように、設備メンテナンス関係では、19年度における工法変更等に伴います減により約1,000万円の減。舞台周り関係では、現状や耐用年数等を再検討した結果、照明設備、音響設備については計画を1年先送りしたことにより約1億5,000万円の減。管理システムにつきましては、計画を再検討した結果、インターネット利用システム（例えばインターネットで予約できるようにする）を構築する必要があること、それから新システムのリース料を新たに計上したことにより約1,500万円の増。パイプオルガンにつきましては、平成20年度の予算計上に当たりまして、再度、見積もり等を徴取して精査を行った結果、約500万円の増と

なったことによるものでございます。

なお、平成21年度の予算計上に当たりましては、現状や耐用年数等を再精査の上、財源の状況等を監視しながら対応することといたしております。以上でございます。

○十屋委員長 それでは、各課ごとの説明及び質疑はすべて終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

地域生活部の当初予算関連議案全般につきまして、質疑はございませんか。

○高橋委員 たった今説明がありましたから、今のことを先にお尋ねしますが、たしか補正のときに管理システムの説明がありました。4カ月を8カ月におくらせるということを説明されました。ただ、費用は変わらないということだったんですが、今の説明では1,500万増ということで、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○道久文化・文教企画監 この資料の表の管理システムのところをごらんになっていただきたいと思います。上から2段目の数字になりますが、平成20年度の数値2,363万8,000円につきましては、19年度予算計上したところはほぼ一緒でございます。ただ、先ほどちょっと申し上げましたけれども、21年度におきましてインターネット利用システムを構築したいということで金額がふえております。

○高橋委員 午前中の細かなところをチェックさせていただきます。28ページの新規事業の宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業ですが、部長もお話しされましたように、条件不利のところの振興ということもこの事業の趣旨にはあるということですから、開催場所は当然そういう地域が対象になると理解をしいいのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 地域振興5法を考えております。過疎とか山村振興、離島を考えております。

○高橋委員 事業の目的はいっぱいあると思うんです。その一つに出会い・ふれあいというのがあって、できれば定住のために結婚というものもあるんでしょうけど、これはあくまでも個人的な意見ですが、そういう環境をつくることに重点を置いていただいて、余り第三者がプッシュするのはうまくいかないと思うんです。自然体がいいと。これはあくまでも私の個人的な意見でありますので、要望だけを申し上げておきます。

もう一点は、総合交通課にお尋ねします。予算説明資料の103ページ、地域交通ネットワーク推進費の2番の地方バス路線等運行維持対策事業、緒嶋委員からも午前中、要望、質問がありましたが、廃止対策のバス、これは10月1日で県としては補助しないという方針を出していますよね。それをまず確認します。

○加藤総合交通課長 廃対バスの単一市町村内路線につきましては、平成20年度までの補助ということでございます。

○高橋委員 20年度だけれども、予算計上されているのは半年分だというふうに私は伺っているんですが。

○加藤総合交通課長 これは補助の対象が半年ずれがでございます。厳密に言いますと、平成20年度の県予算は、19年10月から20年3月までの分と、20年4月から20年9月分まで、通して12カ月分です。これが予算上は20年度の予算になります。したがって、運行しているベースでいきますと、平成20年の9月まで走った分が20年度の予算になります。

○高橋委員 9月30日までの半年分の予算1

億7,800万何がしが廃対バスの補助ですよ。

○加藤総合交通課長 20年の9月末まで走った分ですけれども、予算上は、先ほど言いましたように19年の10月1日から走った分、半年分も入っているということです。走っている区間と補助金を出す区間が半年ずれるんです。要するに、19年度の後半の分の補助金は20年度の補助金になります。

○高橋委員 予算計上されている分はおおむね半期分だというふうに私は理解しているんです。その考え方に大きな誤りはないと思うんです。10月1日で県の補助を廃止すると発表されましたから、これは当然あると思うんです。私が申し上げたいのは、県民の移動手段、足を確保する使命が行政として当然あるわけです。つまり、後の地域バス再編支援事業とも絡むわけですけれども、午前中説明がありましたように、11町村が地域コミュニティバス導入に向けて今検討しているわけですよ。あくまでも検討しているわけで、10月1日でバスが走ってなきやいかんわけです。ここが大事なところで、もちろん10月1日で廃対バスが終わってコミュニティバスになる努力はされるんですが、そこに至らなかった場合の県の柔軟な対応ができるかというところです。だから、さっきから課長がおっしゃっている、これは20年度の予算でというふうに強調されるということなんですか。

○加藤総合交通課長 地域バス再編支援事業といいますのは、18年度の新規事業でして、事業を立ち上げる以前からいろいろと市町村にも説明会等をして、18、19、20年度で再編していただくよう進めてきたところでございます。20年度までにそれぞれ取り組んでいただきたいということで、3年間かけて市町村と話し

合いをしてきたところでございます。

○高橋委員 もう一遍話を整理します。廃対バスが今走っています。それを県が補助してまよ。10月1日から廃対バスの補助はなくしますというのが県の方針です。これは事実としてあるわけです。ただ、10月1日までに市町村と連携をとってコミュニティバスを走らせる事業がうまくいかないことが判明したときの対応です。そこを私は心配しているわけで、そのときに県の廃対バスの補助が引き継がれないものか確認したいと思って申し上げたんです。地域コミュニティバスが走ろうが走るまいが、あくまで10月1日から切るという県の対応なのか確認したいんです。

○加藤総合交通課長 予算としてはそういうことで、9月末までの運行分の予算しか計上しておりません。

○丸山地域生活部長 委員のおっしゃることはこういうことですよ。予算計上は20年度の前半、9月分までしかないんだけど、今、11市町村でコミュニティバスの導入が進んでいる。9月いっぱい準備は間に合うかという話ですよ。10月1日以降確実にコミュニティバスが運行できるのかという話ですよ。

○高橋委員 それが担保できればですね。

○丸山地域生活部長 18年度から地域バス再編事業に取り組んでいますし、市町村には、20年9月までしか助成はしませんということを会議等で何回も話しています。その中で10月1日というタイムリミットを設定していますので、この11市町村においてもこの期限に向けて一生懸命取り組まれているところです。そういう準備をされていますので、県のほうとしても、スムーズに取り組んでいらっしゃるところは、コミュニティバスの運行を10月1日に始められる

ように一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員 今の時点で私が申し上げたいことは、10月1日で県民の移動手段がちゃんと確保されていること、このことが県の指導として遂行されればそれでいいと思うんです。そのことはひとつよろしくをお願いします。

もう一点、4番の地域バス再編支援事業、緒嶋委員からも補助の継続をおっしゃっていただきましたが、これは2年という補助の期限を持っていらっしゃるんですね。それをもう一遍確認します。

○加藤総合交通課長 運行費補助につきましては、2年間を考えております。

○高橋委員 期限を切っていらっしゃるんですね。廃対バスだって市町村は持ち出ししています。非常に厳しい話をよく聞きます。だから、コミュニティバスで県の支援があれば、かなり財政負担も楽になるという話もよく聞きます。ただ、県の支援があつてこそ市町村のコミュニティバスの事業も積極的に取り組めると思うんです。今はそういう姿勢で市町村は一生懸命だと思えます。私も緒嶋委員と一緒に要望したいのは、県の支援を何らかの形で継続してほしい、そのことを強く申し上げたいんです。2年間というのは方針としてあつたにしても、今後、恐らくどんどん厳しくなるはずですから、そこのところは強く要望をしたいと思えます。

○丸山委員 昨日の市町村課の予算の中で、住民基本台帳ネットワークシステムのことでお伺いしたんですが、私自身も調べてみましたが、地方自治情報センターという財団法人らしいんですが、収支予算を19年度ベースで見ますと、都道府県の負担金は全体で33億という資料

がありますが、今回の9,500万という負担金があるようなシステムで決まったのかお伺いしたいと思います。

○江上市町村課長 丸山委員が33億という数字を言われましたけれども、全国の住基にかかわる情報センターへの負担金の総額は28億ではないかと思えます。その28億をどう配分するかということでお答え申し上げます。まず均等割、東京から宮崎、沖縄、同じ額で均等割をいたします。あと半分を人口割ということになっておりまして、その結果、本県の負担割合は4,290万5,000円でございます。今回予算でお願いしております9,500万のうち、センターに対する各県共同の負担金は4,290万5,000円となっております。この4,290万5,000円の根拠となる28億をどういうふうに出したかということはきのう申し上げましたが、各県からの負担金28億プラス、国の機関に対する手数料収入が8億7,000万ほど入ってくるということでございます。あとは維持費といいますか、情報センターは24時間監視しておりますが、その監視にかかわるものとか、もちろん人件費もございます。それから自分ところのサーバの賃料とか保守料、そういうものの見合いで出していると聞いております。

それから、9,500万のうち4,200万が負担金と申し上げましたけれども、これ以外に、センター別にセキュリティーのファイアウォール監視料を別に払っております。これが1,465万2,000円になります。ですから、9,500万余の予算のうち、情報センターには5,755万7,000円を支払うことになっております。

○丸山委員 この組織を調べてみましたが、評議員に情報政策課長がなられているということですが、この目的と、9,500万が有効に使われているのかお伺いしたいと思います。

○渡邊情報政策課長 本年度から九州各県の持ち回りということで2年間の役員と。というのは、今、市町村課長が住基ネットと申しましたけれども、私どもの予算関係でも、108ページをごらんいただきたいんですが、上から2、3、4とありまして、総合行政ネットワーク運営費6,984万2,000円とございます。住基ネットもそうですけれども、この2つとも財団法人が運営している経費でございます。

私どものほうは、行政団体だけで情報ネットワークをつくらうということで、その負担金として納めておるのが6,478万2,000円でございます。今委員がおっしゃいました30何億というのは、都道府県全体で集めたのが31億3,300万ぐらいでございますので、そういう関係から評議員として出させていただきます。

これについては投資効果ということがございます。申しわけございませんが、総合行政ネットワークについてお話をさせていただきますと、今までは郵便によって情報交換を市町村、国としていたものが、スピード化にもなりますし、ある意味ではより安全になります。というのは、ライブドアとかヤフーの無料ネットメールというのがございます。ただ、県が扱うものについては、個人情報という特殊性、内部秘を保つために、民間のコンピューター、サーバと接触しないものということで使われているのが総合行政ネットワークというものでございまして、国、市町村とのメールのやりとりを年間34万件程度しておるということでございます。そういうことでスピード化にもなっていますし、これは総務課のほうからお聞きしましたが、総合行政ネットワークができてから郵便料も大分軽減されておるという話であります。そういう意味では、財団法人がやっている総合行政ネッ

トワークについては投資効果が出てきているというふうに考えております。

○丸山委員 ある程度投資効果が出ているということですが、県と市町村であればハイウェイ21もあろうと思うんです。それとは違うんだというのをもう少し説明いただきたいんですが。

○渡邊情報政策課長 住基ネット、それから総合行政ネットワーク、これはソフトの問題でございまして、情報ハイウェイというのは、簡単に言いますと電話線でございます。電話線の上に、住基ネットというソフト、総合行政ネットワークというソフトをのせているということでございます。ちょっと所管違いになるかもしれませんが、住基ネットについても、従来は、情報ハイウェイにのせてはいけなないと、保護性が強いものだから別の路線で使えということになっておりましたけれども、今現在は情報ハイウェイを走っておるような状況でございます。

○丸山委員 ある程度効果はあると思うんですが、国のほうから、交付税措置をしているからちゃんと負担金を払いなさいよという形になっているんじゃないかと思えますと、トンネル的資金になっているような気がします。かなりの額が行っておりますので、これが有効に使われるように、しっかりと財団のほうにもお願いしたいと思えます。

同じようなことが国際政策課で出てきています。111ページに海外国際交流推進拠点整備事業負担金が1,600万あるんですが、上部団体に負担金を出しているという形で、これを調べてみましたら自治体国際化協会ということで、これもくしくも丸山部長さんが評議員になっているということで、こういった形でこれが有効的に

なっているのか、こういうシステムで本当にいいのかを含めて今後協議をしていただければありがたいと、個人的には思っておりますので、お願いしたいと思います。

○黒木副委員長 午前中に地上デジタル化の説明がありましたからお尋ねしたいと思います。美郷町が地上デジタル化対応で試算をされております。それによりますと共聴関係の合計が6億3,800万ぐらいかかるということですが、実際対応にはこれぐらいの費用かかる、これは間違いないのでしょうか。自治体の首長さんは、費用がどれぐらいかかるのか、難視聴地域が出るんじゃないかと心配しているんですけども、これぐらい費用がかかるものなんでしょうか。

○渡邊情報政策課長 これは予算の中には全く入っておらないんですが、美郷町は何を心配されておられるかといいますと、ほかの中山間僻地の首長さんたちも一緒でございますが、単にケーブルテレビの問題じゃございません。というのが、23年までにアナログ放送が終了したときにどういうことが出てくるか。特に中山間僻地は、今の共聴アンテナ、鉄塔を建てたアンテナでは見れないところが出てくると。見れないところについては、単にその場所で地上デジタル用の機器を備えつけるだけであれば60万円程度でいいだろうと。ところが、地上デジタル放送は直進性が強うございますので、いわゆる谷底などは山の頂上のほうに共聴アンテナを移さないといけません。そうした場合には1基最大数千万かかる場合がございます。私どもも直接調べたわけではなく、美郷町からお聞きした資料ですが、美郷区域内で地上デジタル放送の改修をした場合には6億5,000万ぐらいかかるだろうと。それ以外に、北郷地区にケーブルテレビ「きららビジョン」を持っております。あれも

地上デジタル放送に対応しないといけない、これが1億4,000万ぐらいかかる。全部で7億8,500万ぐらいかかるという前提でございます。

ただ、これとは別に、美郷町全体にケーブルテレビを引こうとした場合のことをいろいろ調べられたみたいです。その結果、費用が全部で13億円。簡単に言いますと、13億と7億8,000万ですから、13億のほうが高いように思います。ところが、この13億につきましては、私どもの所管している総務省ではなくて農水省の補助制度があります。これが単年度ではなくて2年度、3年度ということで、より率がいいということで、市町村の手出しが2億7,000万ぐらいでいいだろうと。先ほど言いました地上デジタルの改修が7億8,000万、それと2億7,000万の比較でございます。ただ、この7億8,000万の中には地上デジタルの改修のための国からの補助とかございますが、それを引いたとしてもそんなに変わらないということで、今、美郷町さんのほうではケーブルテレビのほうに軸足を移そうかということを検討されていると思います。それにつきましては、来年度、調査費を国に要望している状況でございます。だから、早くても再来年度以降に調査費がオーケーになってスタートすれば、ケーブルテレビにかかるのではないかと。副委員長から御質疑があった点については、そのような状況を把握しております。

○黒木副委員長 そういう事業をやろうとして調査するだけでもそれぐらいかかるということで、あと3年ちょっとで全面移行するわけですから、どれぐらい費用がかかって、どういう方法でやるべきかということも情報収集して、市町村を指導していくことが必要ではないかと思うんですけども、これは市町村でどうぞおや

りなさいということでしょうか。

○渡邊情報政策課長 今のケーブルテレビの話については附帯的な話がございますので、地上デジタルについて言わせていただきますと、今現在、地上デジタル波を県内で送っているのが87%ございます。逆に言うと13%はまだ地上デジタル放送が見れないということです。一番簡単なのは、地上デジタル対応のテレビを買うかチューナーを買うか、いろんな意味で費用のプラスアルファを出さないといけないということがございます。それで、この辺については、申しわけございませんが個々人で御負担くださいということもあります。

今、一番首長さんたちが悩んでおられるのは共聴アンテナでございます。さっき言いましたように数千万円かかるものもあるということですが、共聴アンテナは2つの種類がございます。当初、NHKさんが建てたものが135ぐらい、それと一般の個人の方が建てたものがございます。NHKに限って話をさせてもらいますと、共聴施設についてはNHKのほうでしましょうと。それについては大前提がございまして、NHKの鉄塔を移設、改修するについては全部NHK持ちです。ただし、地上デジタル波で見れるのは、宮崎の場合はNHKの8チャンネルと12チャンネルだけです。ところが、UMK、MR Tを見るための機器をそろえるのに30万かかります。その30万を出していいという地区住民の合意がとれたところは御相談くださいということがございまして、これは既に市町村には直接NHKから話が行っております。それじゃバランスが悪いだろうということで、私どもが仲に入りまして、NHKについては今月中に135のうちの40ぐらい改修が済むというところがございます。あとの90何ぼについては、NH

Kは21年か22年には地上デジタル波が見れるようにしたいというのが一つございます。

ただ、民間がやっているものについては補助制度ができております。昨年度の補助制度は、最初は共聴アンテナの改修だけでないとだめです、補助金も3分の1ですということでしたが、それはおかしいじゃないかと中山間僻地を抱えている道府県が要望しまして、20年度からは補助金が2分の1になり、改修だけでなくて新設もできるということですが、具体的にどういう申請手続でやりましょうということが出てきておりません。これについても、ある程度固まった時点で各市町村を通じて住民の方にはお伝えしようと思っておりますが、まずはNHKの共聴施設を早目にいかがでしょうかということを各市町村には御案内をさせていただいているところでございます。

もう一つ言いますと、今、副委員長が言われましたように、23年度までにあと何年もないということがございますので、国のほうとしましては、万が一、23年度までにできないときは、衛星放送を利用して、見えない地域にはその放送を届けましょう。ただ、このときにはキー局のものでございます。いわゆる宮崎放送版というのはありませんけど、そういうことをお考えになっておるといことがございます。

それともう一つ、経済的な負担を負えないようなところについては、チューナーの購入についても、所得を考えて無償でやったらどうかということも考えています。メーカーに聞きますとチューナーが1万4,000~5,000円ですけれども、3分の1のものができないかという指導といたしますか提言もしております。本来であれば県のほうもいろいろ対応したいんですが、今のところは情報提供、NHK共聴アンテナについ

て、市町村を通じて住民への御案内をしているような状況でございます。

○黒木副委員長 ちょっとわけがわからないんですけど、とにかくテレビは映ってほしいということで、どうしたらいいのかという情報提供を、不便が生じないようにお願いしたいと思えます。

それから、これは直接予算には関係ないことではありますけれども、市町村合併支援室にお尋ねしたいと思えます。美郷町の場合、合併協議のときは、情報を統一しようということで、そういう場合には特例債が使えますという説明で進んでいたと思えますけれども、それが過疎債をかりてするというような話を聞きます。推進するときにはいろんなアメの部分の説明をおきながら、合併したら、こういうはずじゃなかったという声が聞こえるんですけれども、最初説明したように、合併したところに特例債が手当てされているのかどうかお尋ねします。

○坂本市町村合併支援室長 特例債全体についてまず申し上げますと、現在、特例債で市町村から出ております額が、起債予定額で630億程度でございます。特例債の場合は市町村の人口で決まります。本県の市町村の特例債の枠が1,400億でございますから、枠の残りは800億程度でございます。今後、順次各市町村でいろんな事業を実施されますので、その際にこういう起債許可があつて600億程度出てくると思っております。それが1つ。

2つ目には、今、特例債のことを申し上げましたが、別途、交付金というのがございます。ただいまお話のありましたケーブルテレビの事業も美郷町さんは取り組まれると聞いておまして、この交付金を利用して、まず調査をして実施計画を立ててみようということで、20年度

に2,400万円を充てて実施設計をしようと。あそこは2,000世帯ぐらい新たに線を引かないといかないと思うんですが、これにどれくらいかかるのかとか、計画を構築するために交付金を充てて、特例債なり交付金を利用してケーブルテレビ網を構築するというようなことも伺っているところでございます。

○黒木副委員長 私のところは美郷町の合併協議に入っていたものですから特に思うんですけれども、美郷町は特例債を使いたくないから使わないのですか、使えないのでしょうか。

○坂本市町村合併支援室長 実は美郷町は今、財政再建中に近いような状況でございます。7年ぐらいかけて財政再建は行われるんですが、その際、起債の許可予定額は年間8億程度が上限と定められておまして、特例債は使えるんですが、年間8億円の範囲内ではしか使えないと。でないとならば全体の起債の残高がふえるというようなこともありましてですね。もうしばらく辛抱していただいて、特例債は10年間使えますので、財政がきちつとなれば残り2～3年で計画に充てていかれることになると思っております。

○黒木副委員長 合併協議の中ではこれほど使えますよという説明があつて、財政が厳しい中、焦りと不安の中で合併が進められたと思うんです。合併すれば財政状況は緊急避難的に何とかなるといふような思いを持って合併したけれども、こういうはずではなかったという声がたくさんあるものですから、今後、合併を推進していくという立場からは、いろんな情報をしっかり——住民は基本的にそこから動けないんです。県庁の職員は異動があるから、文句言いたくても言えないということまで聞くんです。住民のことを考えて、合併新法になったと

きに合併推進構想を出しましたけれども、美郷町では、新しい町ができて町長選も町議選もこれから始まろうというときに、マスコミに合併構想案というものが出たものですから、これは新しい合併を否定するものだということで、非常に冷たいなとは思ったんです。住民が将来に展望を持てるようなものでなければ、こういうはずではなかったということになっただけではないと思います。合併の効果は10年ぐらい先にならないとわからないとは思いますが、十分に配慮して進めていただきたいとお願いをしておきたいと思っています。

○緒嶋委員 今度、地域生活部は県民政策部と総務部に分かれるわけですね。そうなったときに、県民政策という立場から言えば、政策の中心的な部署になるわけです。特に中山間地の問題いろいろと課題があるわけですが、そこ辺が今まで政策として各部で調整がうまくいかなかったというのが、中山間地域振興対策特別委員会の大きなテーマにもなったわけです。今後、県民政策部になった場合、室で十分指導力は発揮できるのかどうかという懸念があるわけです。だれが県民政策部長になるかわかりませんが、地域生活部が一応その範疇にあるわけですので、部長としてはそのあたりはどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○丸山地域生活部長 地域生活部が総合政策本部と一緒にあって、4月から県民政策部ということになります。地域生活部からは市町村課と市町村合併支援室が総務のほうに移る予定になっています。今、委員おっしゃいましたように、中山間地域、過疎対策と地域づくり、課題ばかりと言っても過言ではないと思っています。

総合政策本部は、議会でもいろいろ議論が

あったと思うんですが、外から見えない部分があるとか、何をやっているのかという意見があったとお聞きしております。それは、ある面仕方がないという気がしております。なぜかといいますと、手足を持たないですよ。俗な言い方をすると首から上の仕事をやっていたわけです。政策立案、企画立案、政策評価が主な仕事でありました。翻って別の部はどうかといいますと、公共三部は公共事業という大きな目標がありまして、それを中心に進んでおります。福祉保健部は、医療・介護である程度特化しております。商工観光労働部は、名前のように商工と観光と労働ですから、残ったのは総務部と地域生活部しかないわけです。総務部は何をやっているかという、ほとんど内部事務管理であります。ですから、今言ったようなことを除けば、県民に相對しているところで、ほとんどの手足は地域生活部が背負っていたんじゃないかと考えております。その手足をもって県民に対して行政を執行していた地域生活部と、政策立案機能を持っていた総合政策本部が一緒になるわけですから、今まで以上により効率的で実効性のある行政の執行ができるのではないかと考えております。

委員がおっしゃいましたように、例えば地域づくり、中山間過疎対策、これについては総合政策課の中に中山間地域対策室ができる予定になっています。技術屋さん等含めて10名を超えるスタッフになると思っております。政策立案機能を持った総合政策課内の一つの室ではありませんけれども、考えてみると、これは知事直轄の組織であると言えると思います。ですから、よりスピーディーに政策をそのまま実行することができる体制は整ってくるのではないかと考えておりますので、そこらあたりは十分仕事

の進め方において考えていけば、必ずや県議会あるいは県民の期待を裏切らない方向で仕事ができるのではないかと考えております。以上です。

○緒嶋委員 中山間地は、限界集落を初め、交通の足の問題、すべてにおいて待ったなしの危機的状態にあるわけです。今言われたように、有機的、機能的にその室の中で動いていただかなければ、それこそ考える集団ではどうにもならない。行動する集団として全体的な調整をしながら、そのあたりを十分配慮しながら動くように、一体となった場合にやっていただきたいということを強く要望しておきます。

○前屋敷委員 男女共同参画課に資料の提出をお願いしたいんですが、今ある各種審議会の数、名称と構成比率などがわかるようなものがあればお願いしたいと思います。

○舟田男女共同参画監 最新のものが平成18年度末のものでございますので、そちらのほうで提出をさせていただきたいと思います。

○十屋委員長 次に、請願の審査に移ります。
請願第6号について、執行部からの説明はございませんか。

○日高生活・文化課長 特にございません。

○十屋委員長 執行部からは特にないようですが、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは以上をもって、地域生活部を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時58分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案について、概要を御説明申し上げます。

生活福祉常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。一番上の1は、議案第1号、第3号関係で、平成20年度の福祉保健部の当初予算案でございます。また、2の議案第20号から6の議案第30号までは、条例の制定や改正等に関するもので、全体で8件の議案がございます。

資料の1ページをごらんください。1の「県及び福祉保健部の予算」であります。来年度の県の一般会計の予算規模は5,590億8,600万円で、前年度の肉付け後の予算額に対して1.0%の減となっております。

その下の福祉保健部の予算は、一般会計で770億9,171万円で、同じく前年度の肉付け後の予算額に対して、約22億円、2.9%の増となっております。この予算の増加についてであります。福祉保健部では、「20年度当初予算編成方針」における「財政改革の着実な実行」「新みやぎ創造戦略に基づく重点施策の推進」「県民目線による見直し・県民総力戦による実行」の基本方針に沿って、予算額ベースで約20億円の事務事業の見直しを行ったところでありますが、特に後期高齢者医療費負担金など、20年度から新たに制度がスタートするものも含め、扶助費

や社会保障費等義務的な経費が増大していることなどから、予算の増額をお願いするものであります。

なお、県の重点施策である「子育て・医療対策」関連事業を初め、平成20年度当初予算における福祉保健部の新規・改善事業は34事業であり、関連の予算額として約134億円をお願いしております。

各課別の予算につきましては、2の表のとおりであります。下から2番目の特別会計の母子寡婦福祉資金特別会計につきましては、1億1,020万4,000円、22.4%の増となっております、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算の合計額は、776億9,414万2,000円、3.0%の増となっております。

次に、同じ資料の2ページをお開きください。平成20年度当初予算における県の重点施策と福祉保健部の重点事業についてお示ししております。福祉保健部は、県の重点施策のうち、「子育て・医療対策」について中心となって推進する役割を担っており、資料に記載しておりますとおり、16の事業に重点的に取り組むこととしております。

続いて、3ページをごらんください。ここには、新みやざき創造戦略と福祉保健部の重点事業についてお示ししております。福祉保健部は、新みやざき創造戦略との関連におきましては、戦略1の「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略に係る「視野の広い人材の育成・輩出」「男女共同参画社会づくりの推進」「子育て支援体制の充実」の3つの枝戦略に位置づけられる11事業と、戦略2の「成熟社会における豊かな暮らし」戦略に係る「医療提供体制の充実」「地域福祉・自立支援の充実」「防災対策の推進」の3つの枝戦略に位置づけられる21事業で、合

わせて32の事業を推進することとしております。

4ページをお開きください。4ページから6ページにかけては、「新みやざき創造計画」に基づく分野別施策の体系をお示ししております。左のほうの「基本目標」と右側の「施策の基本方向」の中で、福祉保健部の施策関連項目については太枠で囲んでおりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

資料の7ページをお願いいたします。7ページから18ページにかけては、平成20年度当初予算における福祉保健部の重点事業を、新みやざき創造計画に基づく分野別施策の体系に沿って掲載しております。新みやざき創造戦略に位置づけられている事業など、福祉保健部の主要事業に黒丸をつけておりますが、私のほうからは、その中の新規・改善事業を中心に簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず初めに、7ページの上から4番目ですが、地域の絆で子育て支援事業は、子育て支援の仕組みづくりを促進するために、NPOなどの民間団体からアイデアを公募し、地域のきずなや近所づき合いを再生・活用したモデル的な子育て支援の取り組みや、市町村が実施する、国の制度事業の対象とならない小規模の子育て支援事業等に対して補助を行うものであります。

その2つ下のみやざき新たな出会い応援事業は、県内の独身男女に対し、出会いの機会づくり情報を提供する企業や店舗、市町村などを「縁結び応援団」として募集、登録するとともに、応援団が企画する出会いの機会をメールマガジンにより独身男女に配信するなど、出会いの情報を提供し、結婚のきっかけづくりを支援するものであります。

一番下の子育て支援乳幼児医療費助成事業は、現在、入院については小学校入学前まで、入院外については3歳未満の乳幼児に対して医療費の助成を行っておりますが、子育て家庭の負担を軽減し、安心して子供を生み、育てられる環境づくりを推進するため、入院外の医療費の助成対象年齢を小学校入学前までに引き上げるものであります。

ページが飛びますが、9ページをお開きください。中ほどの特定健診・保健指導費負担金は、平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして、すべての医療保険者に特定健診・保健指導が義務づけられたことに伴い、国民健康保険の保険者である市町村が行う特定健診・保健指導に要する経費の一部を負担するものであります。

10ページをお開きください。下から3つ目のウイルス性肝炎対策特別推進事業と、一番下の肝炎治療費助成事業は、国内で最大級の感染症であるウイルス性肝炎について、肝炎診療協議会を設置し、感染者及び患者への医療提供体制の充実強化を図るとともに、ウイルス性肝炎治療費助成、早期発見・早期治療のための無料検査を実施するなど、肝炎総合対策事業として推進するものであります。

11ページの下から4番目の小児科専門医育成確保事業は、県内で研修をする小児科専門研修医に対し月額15万円の研修資金を貸与することにより、即戦力となる医師を確保するとともに県内定着を促進するもので、あわせて、大学のみならず開業医等も一体となって症例研究会を実施することにより、県内小児科医の育成確保に取り組むものであります。

その1つ下の小児救急拠点病院整備事業は、県内の小児医療体制を整備充実することを目的

とした「こども医療圏」プロジェクトにより、県内3つの圏域における体制整備を具体的に検討し、主要な医療機関について、国庫補助制度を活用しながら小児重傷救急患者を受け入れる拠点病院化を推進していくものであります。

12ページをお開きください。上から2番目の研修医受入強化事業であります。これは、県内外からすぐれた医療技術と指導力を有する講師を招いて、指導医を養成するための講習会を開催するとともに、県内の研修受け入れ病院による説明会を開催し、研修医の確保を図るものであります。

14ページをお開きください。一番上の認知症地域医療支援事業であります。これは、今後ますます増加が予想される認知症高齢者の生活を支援するため、認知症患者の診療に習熟した認知症サポート医の養成を図るとともに、このサポート医を活用して、高齢者が日ごろから受診する診療所等のかかりつけ医に対して、認知症の診断や相談等の研修を行うものであります。

15ページであります。上から3番目の障がい者工賃向上計画支援事業は、就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上を図るため、各事業所の工賃向上に向けた取り組みを支援するものであります。

16ページをお開きください。下から2番目の「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業は、自殺者数の減少を図るために、関係機関が連携しながら、自殺防止のための行動計画の策定や普及啓発事業、自死遺族への支援などに取り組むものであります。

17ページになりますが、真ん中の「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業は、今年度策定した「宮崎県動物愛護管理推進計画」の目標であります、10年後の引き取り頭数の半減及

び殺処分数の減少に向け、譲渡推進を実践しているNPO等との協働により、犬、猫の譲渡推進と適正飼養の普及を図るものであります。

なお、ただいま御説明いたしました事業を含め、黒丸をつけた福祉保健部の主要事業の概要につきましては、19ページから53ページにかけてそれぞれ掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が、平成20年度当初予算の概要であります。

次に、その他の議案6件につきまして御説明申し上げます。

最初は、福祉保健部の出先機関の再編に係る2つの議案についてであります。議案書のほうをごらんいただきたいと思います。一つは、議案書の「議案第20号」、ページで言いますと61ページの「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」、もう一つが「議案第26号」のところですが、ページで言いますと85ページの「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、この2つでございます。これは、複雑多様化する家庭や子供の問題への対応を充実するために、県南地区及び県北地区において、県央地区と同様、福祉事務所、児童相談所及び知的障害者更生相談所の機能をあわせ持つ「福祉こどもセンター」を設置することに伴う所要の改正であります。

次に、「議案第23号」のインデックスのところ、ページで言いますと71ページでございます。「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。福祉保健部関連では、県立看護大学大学院における学位論文審査や、薬事法の一部改正に伴う一般用医薬品の登録販売者に係る試験実施等に伴う手数料、これはいずれも新しく設けるものでございます。それか

ら、「介護サービス情報の公表」に係る調査・公表事務の効率化等に伴いまして、その手数料の減額、それから保育士試験の全部委託に伴う指定試験機関への手数料納付のための所要の改正を行うものであります。

続きまして、「議案第25号」、ページでは83ページであります。「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」であります。これは、本年4月から宮崎県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、本制度の安定的な運営に資するための「後期高齢者医療財政安定化基金」を県に設置することとされていることから、基金の運営等に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するものであります。

次に、「議案第29号」のところでございます。ページで言いますと95ページであります。

「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。宮崎県における事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定を根拠に市町村に移譲する事務を規定しているもので、今回は福祉保健部関係は、95ページの「別表8の2」のところ、これは保健師助産師看護師法施行令関連の事務であります。これから97ページの「別表18の3」の栄養士法施行令関連の事務まで、医療従事者などの各種申請等の受理に関する事務について、新たに宮崎市への権限の移譲を行うこととしております。

最後に、「議案第30号」のインデックスのところ、99ページをお開きください。「宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例」であります。これは、本貸与条例に基づき実施してまいりました介護福祉士等の養成施設在学者

への修学資金の貸与を、事業の緊急性の低下等から廃止することに伴い、条例の廃止を行うものであります。

以上、今回提案いたしております議案の概要を御説明申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○十屋委員長 次に、各課長に説明をお願いいたしますが、審査に時間を要することから、3班に分けて説明、質疑を行いたいと思います。また、福祉保健部のすべての課が終了した後に総括質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、準備のため暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時19分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、松原福祉保健課長から順次説明をお願いいたします。

○松原福祉保健課長 御説明いたします。

福祉保健課の関係分につきましては、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」、議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、議案第30号「宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例」の5件であります。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会

計予算」について御説明いたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料、分厚い資料でございますが、こちらの青いインデックスで「福祉保健課」のところ、ページで申し上げますと119ページをお開きください。福祉保健課は、平成20年度当初予算として、一般会計の左から2つ目の欄ですが、総額115億827万円をお願いしております。前年度との比較であります。右から2つ目の平成19年度当初予算額は骨格予算であり、一番右端の現計予算額（11月）が肉付け後予算額と同額でありますので、この額と比較いたしますと、1億2,104万3,000円の減、率にして約1%の減となっております。

なお、福祉保健部では、平成19年度に9月補正を行った児童家庭課と衛生管理課以外の課は、一番右端の現計予算額と肉付け後予算額が同額であります。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。

121ページをお開きください。中ほどの（事項）社会福祉総務費1,723万1,000円でございます。これは、社会福祉審議会及び各種社会福祉推進のための事業等に要する経費であります。

2の介護福祉士等修学資金貸付事業1,093万円ですが、これは、介護福祉士等の専門学校の在学学生に対して修学資金を貸与する事業でありまして、貸付人数は、平成19年度に新規貸付を行った25名を予定しております。なお、後ほど御説明いたしますが、当事業は平成20年度をもって廃止することとしております。

次に、その下の（事項）社会福祉事業指導費12億5,942万9,000円でございます。これは、社会福祉法人・施設等の育成強化に要する経費でございます。

1の社会福祉施設対策事業の(1)社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金4億5,456万円ですが、これは、社会福祉施設等の職員を対象に退職手当共済事業を行っております独立行政法人福祉医療機構に対し、法律に基づき経費の一部を補助するものであります。

3の社会福祉事業団自立化事業8億円ですが、これは、平成17年度から平成21年度までの5年間、社会福祉事業団の自立化に必要な費用を助成することにより、社会福祉事業団の経営改善を支援し、多様な福祉ニーズに的確かつ柔軟に対応できる自立した運営体制の確立を図るものでございます。

122ページをお開きください。一番上の(事項)地域福祉対策事業費2億8万円でございます。これは、民間社会福祉活動の促進に要する経費であります。

1の地域福祉活動推進事業の(2)高齢者等保健福祉推進事業4,200万円ですが、これは、市町村や社会福祉協議会に対して助成することにより、地域に密着した保健福祉活動の促進等を図るものであります。

3の福祉サービス利用支援推進事業の(1)日常生活自立支援事業6,184万1,000円ですが、これは、認知症高齢者の方などに金銭管理サービスを行うなど、県民が安心して福祉サービスを利用できるよう支援するための事業であります。

次に、(事項)民生委員費1億3,118万1,000円でございます。これは、民生委員の活動及び顕彰等に要する経費であります。

1の民生委員活動費等負担金1億3,026万円ですが、これは、民生委員の活動に要する経費や地区民生委員協議会の運営に係る経費等

を補助することにより、民生委員による地域福祉活動の促進を図るものであります。

一番下の(事項)福祉総合センター費1億2,931万5,000円でございます。これは、福祉総合センターの運営及び福祉人材の育成に要する経費であります。

123ページをごらんください。1の福祉総合センター管理運営費の(1)センター管理運営委託費4,787万8,000円ですが、これは、宮崎市原町の福祉総合センターの管理を指定管理者に委託するものであります。

2の社会福祉研修センター事業の3,972万5,000円ですが、これは、社会福祉事業に従事している職員等を対象に、初任者研修から専門研修までの68コースの研修を実施し、福祉人材の資質の向上を図るものであります。

3の福祉人材センター事業の3,591万2,000円ですが、これは、質の高い福祉従事者を安定的に確保するために、福祉人材無料職業紹介事業や各種の広報等を行うものであります。

124ページをお開きください。上の段の(事項)災害救助事業費1億8,464万8,000円でございます。これは、災害救助法を適用した災害等において、被災者の救助などに要する経費であります。

1の災害救助法に伴う救助費5,596万6,000円ですが、これは、災害救助法適用災害に備えて、避難場所の設置などの救助に要する経費等でございます。

3の災害時安心基金設置事業1億円ですが、これは、昨年設置しました宮崎縣市町村災害時安心基金に対して、県と市町村が毎年1億ずつ拠出を行い、被災者の生活を支援するものであります。

1つ飛びまして、(事項)衛生環境研究所

費8,319万4,000円でございます。これは、衛生環境研究所の運営、検査研究等に要する経費であります。

125ページをごらんください。7の新規事業の病原体管理体制強化事業643万8,000円ですが、これは、感染症の予防及び患者に関する法律の改正により、セキュリティシステムの設置などにより、衛生環境研究所が保管しています各種病原体の管理を強化するものであります。

127ページをお開きください。（事項）県立病院管理費53億1,311万9,000円でございます。これは、政策医療を担う県立病院の運営費及び施設設備の整備に要する経費でありまして、前年度と同額となっております。

次の（事項）県立看護大学運営費9億9,207万8,000円ですが、これは、資質の高い看護職者を育成するとともに、看護教育研究等を行う県立看護大学の円滑な運営を行うための経費でございます。

予算関係につきましては以上でございます。

次に、議案第20号及び議案第26号について御説明いたします。

議案第20号及び26号は、出先機関の組織改正に伴う条例改正案で、議案書の61ページ及び85ページにございますが、初めに、福祉保健部の平成20年4月1日付組織改正案の概要について御説明させていただきます。

常任委員会資料の56ページをお開きください。福祉保健部は計4件の組織改正を予定しております。まず、本庁関係では、（1）の少子化対策や子供に関する施策の総合的な推進を図るため、「こども政策局」の新設を予定しております。これは、少子化対策への対応を強化するとともに、子供に関連する業務を一元化する

ことにより、施策の総合的な推進を図るためのものであります。業務の再編内容は、表のとおり、児童家庭課の業務に、生活・文化課、青少年男女参画課、学校政策課の幼稚園、青少年健全育成業務を加えて再編することとしております。

次に、（2）の障がい福祉施策及び自殺対策施策の推進体制の強化についてであります。これは、障害者自立支援法の理念に沿って、障がい種別ではなく、社会参加等障がい者の地域生活での支援や自立支援に視点を置いた施策の推進、障がい者就労支援業務の一元化を行うとともに、自殺対策の強化を図るため、障害福祉課を再編するものであります。業務の再編内容は、表のとおり、障害福祉課の業務に、労働政策課の障がい者の一般就労支援業務を加えて再編することとしております。

次に、57ページをごらんください。（3）の介護保険業務の効率的な推進体制の整備についてであります。これは、介護保険業務の効率的な推進を図るため高齢者対策課の再編を実施し、あわせて名称を「長寿介護課」に変更することとしております。なお、下の参考に再編後の部の体制を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、58ページをお開きください。出先機関の組織改正につきましては、10月の委員会で概要を御説明いたしました。福祉こどもセンター」の設置を予定しております。これは、複雑多様化する家庭や子供の問題への対応を充実するため、県南・県北地区において、県央地区と同様、福祉事務所、児童相談所及び知的障害者更生相談所を併置する「福祉こどもセンター」を設置するものであります。なお、この組織改正に合わせまして、中央福祉相談セン

ターも「中央福祉子どもセンター」に名称を変更することとしております。

次に、戻りまして、55ページをお開きください。出先機関の組織改正に伴う条例改正案についてでございます。

まず、1の改正理由につきましては、県南・県北地区において「福祉子どもセンター」を設置すること等によるものでございます。なお、児童相談所につきましては、児童福祉法に規定する所長要件の関係から、組織上、引き続き存置することとしております。また、下の表に、再編後の南部福祉子どもセンターの例を参考として掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、2の改正内容であります、(1)の議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、中部、北・西諸県及び東臼杵の各福祉事務所を削除し、新たに、中央、南部及び北部の福祉子どもセンターを追加するものであります。

また、(2)の議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、中央、都城及び延岡の児童相談所並びに知的障害者更生相談所、同都城支所及び同延岡支所を削除し、新たに各福祉子どもセンターを追加するものであります。

次に、3の施行期日につきましては、平成20年4月1日を予定しております。

なお、この改正に係る新旧対照表につきましては、59ページから61ページまででございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案書で申し上げますと71ページであります、常任委員会資料の63ページで福祉保健課分について御説明いた

します。

県立看護大学では、平成17年度に大学院博士後期課程が設置され、この3月に第1期生が修了を迎えます。同大学院で博士後期課程を修了した者には博士の学位を与えられますが、これとは別に、在学生以外の者が博士の学位取得を希望する場合に、必要な論文審査を平成20年度から同大学院において開始することとしております。当条例は、これに伴う論文審査のための手数料を設定するものでございまして、金額は、国の基準にのっとり1件につき5万7,000円としております。

次に、議案第30号「宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例」、議案書で申し上げますと99ページでございますが、常任委員会資料の87ページで御説明いたします。

県におきましては、介護福祉士等の養成を図るため、平成5年度から、条例に基づき修学資金の貸付を行ってきたところでございますが、1の①にありますように、近年、本県の介護福祉士等は事業開始時と比較しますと大幅に増加してきており、本事業によりこれらの人材の育成等を図る緊急性が低下していることなどから、本事業を廃止することとしたところでございます。

2の条例の概要でございますが、(1)として、同貸与条例は廃止することとし、(2)の経過措置にありますとおり、これまでに貸付を受けた者については、資金の返還については従前どおりとすること。また、今年度新規貸付を受けた者は、20年度も引き続き貸付を受けられるものとするを設けるものでございます。

なお、施行期日は平成20年4月1日を予定しているところであります。

福祉保健課分については以上でございます。

○西野児童家庭課長 児童家庭課分を御説明いたします。

児童家庭課の関係分は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」、議案第3号「平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算」、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の3件であります。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」についてであります。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料、分厚い冊子でございますが、この青いインデックスで「児童家庭課」のところ、ページで言いますと149ページをお開きください。児童家庭課の平成20年度当初予算は、一般会計の左から2つ目の欄ですが、総額104億5,431万5,000円をお願いしております。平成19年度の肉付け後予算額は、一番右端の現計予算額（11月）から、9月補正で増額した分500万円を引いた102億7,863万1,000円でございますので、前年度との比較につきましては、額にして1億7,568万4,000円の増、率にして約1.7%の増となっております。

次に、中ほどの母子寡婦福祉資金特別会計の当初予算につきましては、総額で6億243万2,000円をお願いしております。特別会計につきましては9月補正を行っておりませんので、右端の平成19年度の肉付け予算額と比べ、額にして1億1,020万4,000円の増、率にして約22.4%の増となっております。

これにより、児童家庭課の平成20年度予算総額は、左から2つ目の欄の一番上になりますが、110億5,674万7,000万円をお願いしております。平成19年度肉付け後予算額は、一番右端の現計予算額（11月）から9月補正の500万円を引いた107億7,085万9,000円でございますので、前年

度との比較につきましては、額にして2億8,588万8,000円の増、率にして約2.6%の増となっております。

それでは、重点事業などの主なものについて御説明いたします。

151ページをお開きください。一番上の（事項）女性保護事業費2,967万5,000円でございます。これは、女性保護の推進及び配偶者暴力被害者、いわゆるDV被害者の保護、相談支援などに要する経費であります。

152ページをお開きください。一番上の（事項）児童健全育成費3億3,822万2,000円でございます。これは、児童の健全育成を図るために要する経費であります。

8の新規事業、認可外保育施設安全対策事業394万1,000円ですが、これは、認可外保育施設職員に対しまして安全管理等に関する知識を習得する機会を設けるとともに、安全対策のための施設整備に要する経費を補助し、適切な安全対策を推進することによりまして、入所児童に対する安全確保を図るものであります。

次に、その下の（事項）少子化対策環境づくり推進事業費7億8,001万5,000円でございます。これは、子供が健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費であります。5と8と9の新規・改善事業につきましては、先ほど部長説明にありましたので、説明を省略させていただきます。

それでは、7の新規事業、夢ふくらむ子育て顕彰事業144万5,000円ですが、これは、子育て支援に頑張っているNPO等の団体や企業並びに子育てをエンジョイしているグループ等を表彰することによりまして、子供を安心して生み育てられる社会づくりを推進するもので

あります。

次に、その下の（事項）児童虐待対策事業費1,233万9,000円でございます。これは児童虐待の対策に要する経費であり、各児童相談所に児童虐待対応協力員、一時保護児童対応の心理職員を配置するとともに、地域連絡網の整備や要保護児童対策地域協議会などによる関係機関の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るものであります。

153ページをごらんください。一番上の（事項）児童措置費等対策費43億6,504万5,000円でございます。これは、児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費であります。

2の保育所、母子生活支援施設、助産施設県負担金27億838万4,000円ではありますが、これは、市町村が行います保育の実施等に要する費用の一部を、児童福祉法に基づき県が負担するものであります。

次に、一番下の（事項）母子福祉対策費6,646万9,000円でございます。これは、母子自立支援員、母子福祉協力員の設置及び母子家庭等の自立促進に要する経費であります。

154ページをお開きください。3のひとり親家庭自立支援給付金事業852万9,000円ではありますが、これは、主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の母、父に対し給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な促進、自立の支援を図るものであります。

次の（事項）ひとり親家庭医療費助成事業費2億2,727万6,000円でございます。これは、ひとり親家庭に対する医療費補助に要する経費であります。

1の改善事業、ひとり親家庭医療費助成事業2億2,727万6,000円であります。これは、母子

家庭に対して実施している医療費助成の対象に、新たに父子家庭を加えるとともに、入院医療費の支払いについては、医療機関での自己負担額の支払いで済む現物給付とすることにより、ひとり親家庭の負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図るものであります。

一般会計については、以上であります。

次に、議案第3号「平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算」についてであります。

同じ冊子の「議案第3号」のインデックス、ページで言いますと67ページをお開きください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額は6億243万2,000円をお願いいたしております。第2条の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は2,000万円をお願いしております。

特別会計につきましては、以上であります。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

同じ冊子、「議案第23号」のインデックス、ページで言いますと67ページをお開きください。これは、保育士試験に係る事務を平成20年度から指定試験機関に全部委託することに伴い、当該試験に係る手数料の徴収事務を指定試験機関に委託するための所要の改正を行うものであります。

児童家庭課分については、以上でございます。

○村岡障害福祉課長 それでは、障害福祉課分を御説明いたします。

障害福祉課としましては、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」の1件でございます。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料の「障害福祉課」のところ、159ページをお開きください。左から2つ目の欄ですが、障害福祉課の平成20年度当初予算は、総額で103億5,513万2,000円をお願いしております。平成19年度肉付け後予算と合わせた現計予算と比べた場合、788万9,000円、0.1%の増額となっております。

以下、主な事業について御説明いたします。

161ページをお開きください。まず、下から2番目の（事項）身体障がい者福祉費4,380万2,000円でございます。これは、身体障がい者の福祉に要する経費でございます。

3の障がい者住宅改造等助成事業の2,802万1,000円でございますが、これは、障がい者の住宅のバリアフリー化等に要する経費を市町村へ助成するための経費でございます。

一番下の（事項）障がい者スポーツ振興対策費3,255万9,000円でございます。162ページをお開きください。これは、2にありますように、全国障がい者スポーツ大会等各種スポーツ大会等に伴う経費でございます。

その下の（事項）障がい者社会参加促進事業費3,709万8,000円でございます。これは、2の共通の障がい者福祉対策事業費にありますように、障がい者の芸術文化活動等に係る事業を初め、障がい者の社会参加を促進するための各種事業費でございます。

その下の（事項）特別障害者手当等給付費8,854万3,000円でございますが、これは、常時介護を要する在宅の障がい者等に対し手当を給付することにより、福祉の増進を図るものでございます。

一番下の（事項）知的障がい者福祉費2,899万3,000円でございます。これは、知的障がい者

福祉に要する経費でございます。

163ページをごらんください。5の障がい者就業・生活支援事業の1,857万7,000円でございますが、これは、県央、県北、県西の3カ所に障がい者就業・生活支援センターを設置し、ここを拠点として、働く意欲のある障がい者に対し、就業や、これに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図るものであります。

164ページをお開きください。2番目の（事項）精神保健費6,518万1,000円でございます。これは、精神障がい者に対する医療扶助、保護、発生予防対策に要する経費でございます。

3の精神科救急医療システム整備事業の2,112万7,000円でございますが、これは、日曜日、祭日等において緊急な医療を必要とする精神障がい者等に対し、適切な医療の提供を行うものであります。

1つ飛びまして、一番下の（事項）精神障がい者社会復帰促進事業費の3億520万8,000円でございますが、これは、精神障がい者の社会復帰、充実に要する経費でございます。

1の精神障がい者社会復帰施設運営事業の2億5,566万2,000円でございますが、これは、門川町にございます鳴子川荘など生活訓練施設や、日南市にありますみのりの里などの授産施設に対しまして運営費を補助するものでございます。

165ページをごらんください。次の（事項）障がい者自立支援諸費の45億6,057万5,000円でございます。これは障がい者の自立支援に要する経費でございます。

1の介護給付・訓練等給付費の22億6,415万3,000円でございますが、これは、在宅の障がい者に対する介護や家事援助、施設等を利用して

の自立や就労に関する訓練等の経費でございます。

次の2の自立支援医療費18億1,598万9,000円ですが、これは、身体障がい者の更生医療、精神障がい者の通院医療費に関する経費でございます。

次に、10の新規事業、知的障がい者職場体験実習受入事業88万4,000円ですが、これは、民間企業における雇用や職場体験実習の機会が少ない知的障がい者のために、県庁内において職場体験実習を実施し、就労能力の向上を図るものであります。

その下の11の新規事業、高次脳機能障がい支援体制整備事業165万ですが、これは、交通事故や疾病などが原因で記憶障がいなどの症状が出現する高次脳機能障がいについて、その認知度を高めるための普及啓発等に要する経費でございます。

その下の12の新規事業、障がい福祉サービス事業所施設整備事業1億388万4,000円ですが、これは、木城町にあります石井記念友愛社など2法人が就労継続支援事業所等を新設する際の施設整備補助に要する経費でございます。

その下の（事項）障害者自立支援対策臨時特例基金5億6,843万5,000円でございます。これは、障害者自立支援対策臨時特例基金事業に要する経費でございます。2から4にあります、小規模作業所等緊急支援事業、障がい者自立支援強化事業、障がい福祉サービス事業者支援事業の3つの事業の合計で5億6,736万8,000円です。これらは、障がい者の就労支援など、障がい者が地域の中で自立した社会生活を営むことができるための環境整備や、自立支援法の施行による施設の収入減に対する激変緩和

措置等に要する経費でございます。

166ページをお開きください。一番上の（事項）障がい児福祉費の20億971万7,000円でございます。これは、障がい児の福祉に要する経費であります。

6の障がい児等療育支援事業4,734万9,000円ですが、これは、在宅障がい児等の地域の生活を支援するため、療育に関する相談や助言を行うとともに、民間活力を最大に生かしながら、身近なところで必要な診察、訓練が受けられる体制を整備するものであります。

次に、9の発達障害者支援センター運営事業5,239万5,000円ですが、これは、発達障害支援センターを県央、県北、県西に設置し、発達障がい児・者及びその家族に対する相談支援や発達支援等を行うものであります。

次に、11の新規事業、障がい児ライフステージ支援地域展開事業397万2,000円ですが、これは、これまで清武町にある福祉ゾーンをモデルに取り組んできた新しい療育支援プログラムについて、全県的な事業推進の足がかりとして、市町村等を単位とした地域モデル事業を実施するものであります。

次の（事項）心身障害者扶養共済事業費の2億1,180万5,000円ですが、これは、障がい者を扶養している保護者の方が亡くなった場合などにおいて、障がい者本人に年金を支給し、生活の安定を図るものでございます。

一番下の（事項）重度障がい者（児）医療費公費負担事業の10億7,348万4,000円ですが、これは、重度障がい者の医療費の一部を助成するものであります。

障害福祉課については、以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。説明のありました議案につきまして質疑は

ありませんか。

○図師委員 まず、福祉保健課の事業の内容からお伺いします。122ページの地域福祉対策事業の3の(1)日常生活自立支援事業は、認知症の方々の財産管理等を主に行うというような御説明だったんですが、これは地域福祉権利擁護事業とイコールなんですか。

○松原福祉保健課長 この日常生活自立支援事業は、昔の権利擁護事業と同じでございまして、認知症高齢者の方に限らず、知的障がいの方、あるいは精神障がいの方も利用いただいているところでございます。

○図師委員 もう一点、福祉保健課で、今回、条例の廃止案が出ております。委員会資料の87ページ、この件については私も一般質問等で取り上げさせていただいて、内容はよく理解しておるところなんです。現時点では介護福祉士は県内での養成はほぼ目標を達成しているということですが、今後、高齢化率の上昇に伴って介護ニーズも上昇してきます。また、療養型の廃止も相まって介護福祉士が不足するような事態が出てきたときには、このような事業もぜひ復活させていただきたいという希望もありますし、何より、87ページの一番下の参考のところの黒ポツの3つ目で、修学資金を利用した学生は7年間、それも過疎地に3年間張りついでいただくということで、非常に事業成果が高かった内容だと思うんです。これがなくなってしまうことによって、若い、最も活躍できる介護力が、県内にとどまることなく県外に流出してしまう可能性も出てくると思いますので、今後も養成校と連携をとりながら情報収集に努めていただきたいと思います。

○松原福祉保健課長 現在、県内における介護福祉士の数は逼迫しているような状況にはない

と考えておまして、毎年700人から800人程度の介護福祉士が登録されているような状況でございます。

また、7年勤めたら、あるいは過疎地に3年勤めたら全額免除という規定がございまして、今まで全額免除になった方は33名でございまして、68名が途中でやめられて返還をされたという状況でございます。なお、68名の在職期間を調べてみますと1年6カ月ということで、この制度が県内定着という意味でのインセンティブは薄れてきております。また一方、介護福祉士は毎年700人から800人誕生している状況でございますので、この条例を廃止するのはやむを得ないと考えます。また、他の制度として県の育英会や母子寡婦資金の活用もできますので、他の貸付制度で代替できると思っております。

また一方、今後、県内は高齢化が進展していくと思っておりますので、こういう介護職の状況については、今後も注視していきたいというふうに考えております。

○図師委員 インセンティブがとりにくい状態になっているということなんです。もう一歩突っ込んで言うならば、この条例は廃止はやむを得ないにしても、何で1年半しか勤められないような状況になっているのか。そのあたりは介護保険の制度と伴って国レベルの話になるかと思うんですけど、こういう補助をなくすかわりに、長期間就労してもらえるような新たな手立てを考えていかれるなり——効果が上がらなくなった事業を見直すのはもちろんいいんですが、さらなる効果を生むような取り組みも前向きに検討していただきたい。これは要望で構いません。

続きまして、児童家庭課のほうです。152ページの新規事業の説明で、部長のほうから御説明

があった分ですが、少子化対策環境づくり推進事業費の5番、地域の絆で子育て支援事業は、NPO等の子育て団体が対象となっておるようなのですが、実際どのような規模で、どのような活動をされている団体がこの補助事業の対象となるか教えていただきたいんですが。

○佐藤少子化対策監 委員会資料の22ページに概要を載せております。2の事業概要にございますように、大きく2つの事業で考えております。1つ目が、地域の絆支援モデル事業ということで、今御質問のございましたNPO等を対象とした事業でございます。2つ目が、子育て支援体制づくり促進事業ということで、これは市町村を対象に考えております。

1番目の地域の絆支援モデル事業の規模などでございますけれども、事業費的には、この補助額の最後のほうに書いておりますが、上限を50万円、補助率としては10分の10ということでございますので、50万を上限にしたソフト事業になると思います。想定事業例にございますように、シニア等のグループで取り組んでいただく子供の一時預かり事業、あるいは保育所の送迎事業、あるいはそこに至るまでの準備事業。2点目が、子育ての支援者や実践者の方々が、親育ちの研修、あるいは父親の研修といった取り組み。3点目は、仲人、肝いりどん等の組織化事業を想定しておりまして、50万円の上限で、5件ほど予算としては積算をしております。

2つ目の子育て支援体制づくり促進事業でございますが、これは、この補助額にございますように、補助対象経費の2分の1以内を補助する。補助ベースで100万でございますので、200万円の事業ができる。具体的には、ファミリーサポートセンターが昨年秋に日向市で始ま

りましたけれども、それを含めまして県内にまだ3カ所しかございません。これをもっと広げていきたいということで、国庫補助にのる前の準備作業を支援したいと考えております。

○図師委員 大変よくわかりました。(1)の地域の絆支援モデル事業ですが、これは実績の有無は関係なく申請できるものでしょうか。

○佐藤少子化対策監 基本的には、既にやっているものを引き続き支援するというのではなくて、あくまでモデル事業でございますので、ほかの地域、あるいはほかの市町村に住んでいらっしゃる方々の参考になるような事業をということで、継続したものは対象にしません。新たに取り組むものを対象にしたいと考えております。

○図師委員 理解できました。

23ページの夢ふくらむ子育て顕彰事業、表彰をしていくということです。これは中身をちゃんと見ていないんですけど、表彰対象というのは、自薦、他薦問わず手が上げられるかどうかはいかがでしょうか。

○佐藤少子化対策監 資料23ページに概要を記載しておりますが、2の事業概要にございますように、大きく3つ表彰の部門をつくっております。これのもともとの考え方は、「みんなで子育て応援運動」を一昨年から推進しておりますが、まだまだ拡大が必要だということで、頑張っていたいていところにインセンティブをつけるということで顕彰したいという考え方から、アの「みんなで子育て応援部門」は、地域で子育て支援に取り組んでおられるグループの方々に県の応援運動に登録していただいているところから、市町村等の推薦もいただいた上で選考したいと考えております。この「みんなで子育て企業部門」も「仕事と家庭の両立応援

宣言企業」というのが応援運動の中でございます。この企業の中から選考します。3つ目はちょっと内容が違いますけれども、「エンジョイ子育て実践部門」ということで、基本的な考え方は、子育てが大変だとか厳しい、つらい、そういうネガティブな風潮がありますけれども、本来、子育てというのは楽しいものだ、あるいは喜びがあるものだと、そういった考え方を実践されているグループや個人を対象に、自薦、他薦を問わず応募いただきまして、その中から選考したいと考えております。

○丸山委員 児童家庭課にお伺いしたいんですが、いろいろ新規事業なり出されている中で、次世代育成支援法に基づいて施策を上げていらっしゃると思うんですが、少子化ということで、今回、特に重点施策の中で次世代育成支援とリンクしながらやられたのはどういう形だと理解すればよろしいですか。

○佐藤少子化対策監 少子化対策、次世代育成支援対策というのは幅広い計画になっております。その中でも特に子育て支援をどうしていくかが重点ということで、先ほど部長が御説明しました乳幼児医療費、精神的あるいは経済的な負担の軽減は大きな課題でございますので、そういった視点。もう一方で、地域力でどうやって子育て支援をしていくか。市町村、県も、財政状況が厳しい中でどうやって地域の力をかりて子育て支援体制をつくっていくかが大事だという視点で、地域の絆で子育て支援事業を考えました。

もう一つ、夢ふくらむ子育て顕彰事業は、社会全体で子育てと言っていますが、なかなか広がらないということで、県のほうで表彰して、あるいはいいものについては多少の賞金を出すことで、県内全域にもっともっと拡大したい。

社会全体でもっと機運を高めていく。その前の出会い、結婚というものも、山間部では独身男性が多い、あるいは都市部でも女性も男性も独身が多いということで、出会いのきっかけづくりも必要だということで、今回の事業としては4つほど例示させていただきましたが、そういう視点で考えさせていただいております。

○丸山委員 具体的に言いますと、22ページの地域の絆子育て支援事業についてですが、これはちなみに、何カ年予定をしている事業なんでしょうか。

○佐藤少子化対策監 想定では3年程度と考えております。その成果を見まして、次の展開も考えられると思います。

○丸山委員 子育て支援団体は今でもあると思うんですが、3年程度で最低15団体ふやしたいということで理解します。今どれくらいあるのか。次世代育成支援法の中に基本目標があるのかどうか、それも含めてお伺いします。

○佐藤少子化対策監 結論から言いますと、次世代の計画でそういった団体が何団体、あるいは何団体にしようという目標値は設定しておりません。団体は、我々の努力不足もございしますが、県内にどの程度あるかは十分把握できておりません。そのあたりも含めて、今後把握をしていかないといけないと思っております。

○丸山委員 ぜひ、現在の団体がどのような活用をされて、またどのくらいの数があるか確認をされて、地域でうまく活動しているノウハウがわかれば、それをPRすることによって、3年間で15団体と。中身がよければ、これは増額してもいい予算ではないかと思っております。1年目、2年目検証していただいて、大きな形にさせていただければありがたいと思います。

次に、24ページのみやぎき新たな出会い応援

事業についてですが、登録の条件は、ただ独身であればいいとか、どこにどうやって登録するのかというイメージがわかりづらいので、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○佐藤少子化対策監 24ページに図をかいておりますが、一つは、右側にございますように「出会いの機会を求める独身男女」、これは県内だけにとどまらず、県内外含めまして対象にしております。真ん中にございます、県がメルマガを作成いたしまして情報を提供します。その情報が欲しい独身男女の方はぜひ御登録いただいて、登録いただければメルマガ配信サービス会社を通じてメルマガを出します。

その中身は、左側にございます縁結び応援団（市町村、青年団等）が、その下にございます、独身男女の人間関係力を高める講座を開かれる場合の情報、あるいは、この前も日南で青年団がなさっておりますが、出会いのイベントの情報。また、程度は違いますが、新婚さんなどから寄せられる結婚、子育ての楽しさの情報、あるいは市町村等が行う縁結び促進行事の情報といったものを縁結び応援団からちょうだいをいたしまして、それを見やすい形でまとめてメルマガで配信するというイメージであります。

○丸山委員 左の縁結び応援団からの情報というのは受け身体制なのか。もしくは、県の教育委員会に青年団活動を支援する生涯学習課というのがあります。そちらのほうに児童家庭課のほうから、何かありますかというようなことで自主的に動く体制になっているのかお伺いします。

○佐藤少子化対策監 具体的にこの事業を動かすのは今からでございますけれども、この事業を構築する段階において、青年団の会長さんに

私どもの課にも来ていただきました。今年度から県の青年団協議会は自主事業でめぐり会い事業をされています。長崎県でそういった事業をされていると、宮崎県でもぜひしてもらえませんかという話もございまして、先日は、青年団の方々、あるいは市町村の出会い事業をされている方々と意見交換会もしまして、いろんな参考になる御意見もいただきました。もちろん生涯学習課とは緊密に連携をとってこの事業を動かしていきたいと考えております。

○丸山委員 青年団の話は所管外なんです、昨年、NPO関係ということで地域生活部のほうに申し込んだんですが、NPOの中で外れてしまったんです。地域生活部のほうでは応募がいっぱいあって、情報発信したいことが載らなかったと聞いておるものですから、うまく連携していただければ幸いかと思っております。

○高橋委員 先ほどから議論されていますが、委員会資料22ページの新規事業、地域の絆で子育て支援事業についてお聞きします。私は理解していないんですけれども、今ある保育所の役割をされているような気がしてなんでしょうが、保育所が担わない支援をされるということですか。その辺を教えてくださいませんか。

○佐藤少子化対策監 保育所が一時保育をされています。もちろんそれはそれで非常にありがたいことで、もっともっとそれも広げていかなければいけない。ただ、共働きでない方、あるいは共働きの方でも、休みの日に突然出張が入ることがあるので、すき間的な対応ができる子育て支援体制はできないかという話をあちこちで聞いてございまして、完璧を期すのは難しいとは思いますが、専門的な知識はなくても、子育てを経験されたお父さん、お母さん方、団塊の世代の方々の力をかりて子育て応援隊みたいな

もの、あるいは市レベル、大きな町レベルではもうちょっと組織化したファミリーサポートセンター的なものが欲しいという声も聞いておりますので、そういったものに対応できるような仕組みをつくり上げる準備段階、立ち上がり段階を支援したいという事業でございます。

○高橋委員 子育て支援センターというのがあるんですね。そういうところとの役割の区別はどうなるんですか。急な休日出勤とか残業で子供を預けたいときは子育て支援センターでフォローできるという認識もあったものですから、この事業の区別というのがのみ込めなかったの聞いてみるんですけれども、どうなんでしょうか。

○佐藤少子化対策監 子育て支援センターは、基本的には相談を受ける機能がメインかと思っています。ただ、そうは言いながら、現実にはいろんな使い方があるかと思っています。今回この議論をする中でも、保育所が対応できない場合には、その周辺の住民の方々が支えるような保育所を中心とした仕組みとか、いろんなケースがあると思います。例示としてファミリーサポートセンターとしておりますが、保育所を中心とした緊急時の一時預かり機能を含めた仕組みもあっていいのかもしれないし、それはそこそこの市町村、地域の実態に合ったものを検討いただきたい。県としては画一的にこうじゃないといかんというのはございませんので、そのエリアに見合ったものを支援したいと思っております。

○十屋委員長 ファミリーサポートセンターと子育て支援センターの違い。相談事業と、保護者が行けない場合の子供を預かる契約をするとか、市町村で取り組む場合とNPOで取り組む場合、そういう事例を挙げていただくとわかり

やすいと思います。

○佐藤少子化対策監 地域子育て支援センターは、基本的な事業内容としては、育児不安等についての相談指導とか、子育てサークル等の育成支援、特別保育事業等の積極的な実施、普及促進の努力などがメインでございます。一方でファミリーサポートセンターは、コーディネーターがセンターにおられまして、利用会員と、それを支えるサポーター会員が登録します。例えば私がサポーターに登録したとしたら、西野さんという会員が突然預けたいという場合は、コーディネーターに連絡をとって、そこから佐藤のほうに連絡いただいて、佐藤が一時的に預かる。そういう仕組みでございますので、子育て支援センターとファミリーサポートセンターの基本的な違いはそこだと認識しております。

○徳重委員 市町村からこういった形での支援の要望があったから、こういうのを考えられたんですか。

○佐藤少子化対策監 今年度、新規事業を考えるに当たりまして、市町村の担当課のほうに、今後の少子化対策はどのような展開が必要か、あるいは県としてどういうことをやってほしいかというアンケートした中で、こういったものも意見として出てまいりました。

それと、我々が少子化対策を今後どうすべきか考える上でも、地域力を使った子育て支援体制づくりは必要という考えもございまして、この事業を考えております。

○徳重委員 今、県下保育所の中では、自由裁量と言ったらおかしいんですけど、ゆとりを持った受け入れ体制ができています。どこの保育所でも25%まではいつでも受け入れられるよと、あるいは30%、それ以上でもいいよというぐらいの非常に幅の広い受け入れ体制がと

れているわけです。新しいものをつくっていくことも大事なことがあると思うんだけど、今現在、一生懸命取り組んでいらっしゃる現有施設を最大限に生かしていくのが一番大事かというような気もいたしておるところです。新しく近くにできたら、利用者は、ありがたい反面、不安のほうが大きいと思うんです。資格のない人でもいいとか言われると、もしも事故等が発生したときに、その責任はと。中途半端なやり方は、行政が支援する方法としてはいかがかなという気がしてならないんです。いかがでしょう。

○佐藤少子化対策監 先ほど御説明すればよかったですけれども、ファミリーサポートセンター事業は国の次世代育成支援対策の交付金の対象になっております。ただ、その要件が、利用会員とサポーター会員合計で100人以上いないと国は採択しませんというふうになっておまして、ある程度大きな市は別にして、それ以外の市町村はなかなか一気に100人までは行かない、サポーター育成だけでも簡単にいかないということで、国の交付金にのっかる前の準備事業、立ち上がり支援をしたいと考えております。そういうことでこういう事業をやりたいと。

ただ、徳重委員おっしゃいましたように、ファミリーサポートセンターを今後やろうと検討されている町の話をお聞きすると、保育園とタイアップして、保育園にサポートセンター的な機能を担っていただいて、そこがコーディネーターとして、保育園に通っている子や、それ以外も対象として、緊急時の預かりといったものを目指したいということなんです。もちろん既存の保育園と連携してやっていくのは非常に大事かと思っておりますので、そういう視点で私どもも助言をしていきたいと思っております。

○徳重委員 国の制度でそういう前向きな姿勢がとられていることはありがたいことです。私も保育所を運営していますが、今、一時預かりも積極的に受け入れておりますし、保育所で別にそういったものをつくらなきゃならないということはない、支援する方法は十分間に合っているという気がするものですから、今、高橋委員がおっしゃったことについて、気になったところでもあります。

ただ、国もそういった方向づけがされている、そういった地域がほかにあるのかどうかわかりませんが、県内にはそういう要望というのはないんじゃないかと思ったんですけどね。私は以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。

説明、よくわかったといいますか、理解できます。ファミリーサポートセンターの手前の取り組み、いわゆる呼び水としてこういう事業かなとイメージしたんです。それでいいですね。

もう一遍確認したいのは、既存の保育所も連携しながらということをおっしゃいました。想定事業例にありますように、保育所への送迎などの事業、今バスが主流になっているみたいですが、いわゆる子供の取り合いで。既存の保育所がこの事業にのることも可能なんですね。

○佐藤少子化対策監 可能かどうかと問われると、不可能とは言えないと思いますが、新たな取り組みかとは思いますが。

○高橋委員 これは想定されるということで聞いていただきたいんですけど、宮崎市みたいに子供がたくさんいるところ、保育所が少ないところ、いろいろあると思うんです。大きい保育所があったり小さい保育所があったりいろいろありますから、その中でこういう支援事業に、

情報が入って手を上げる方も中にはいらっしゃるかもしれません。いわゆる子育て支援という意味では、趣旨は受け入れていいと思うんです。連携とおっしゃったから、その辺も柔軟に対応されるのかなということで聞いてみました。

○佐藤少子化対策監 子育て支援体制は幅広いものですから、いろんな方々と意見交換をしています。保育連盟の方とか地域婦人団体の方と話をすることがございまして、保育所としてもさらにいろんなニーズにこたえていきたい。地域婦人団体の方々は、サポートの必要があれば何ぼでも声かけてくださいよということもございまして、いろんな方々との連携が可能になる事業にしていきたいと考えております。

○高橋委員 24ページのみやざき新たな出会い応援事業、午前中の地域生活部でも新規事業の宮崎魅力発見 出会い・ふれあい交流事業、これは県外の女性を招いての事業ですけれども、縁結び応援団に掲げています青年団、こういう青年団組織がどんどん小さくなって、今、1,000名いないんじゃないですか。あるいはスポーツ団体が小さくなっていった。いろんな団体が小さくなっていった。昔は会員も多かったが、数もいっぱいあったと思うんです。今そういうのがどんどん小さくなって、少人数で個人的な行動に移っていったというのもあって、なかなか出会いがないということも言われているんですけど、むしろこういう団体を育てることですね。先ほど障害福祉課でも出ていましたけれども、ここら辺が連携していくべきだと思う。「青年団」とここに書いてありますが、私、実は青年団出身なんです。青年団以外のいろいろな団体、スポーツ団体含めて協力してもらわなきゃいかんし、先ほど言いました地域振興課の

出会い・ふれあい交流事業、ここは中山間地域、いわゆる条件不利地域が対象となっているみたいですけど、児童家庭課のはそこにこだわらずにすべての地域の男女ということでもいいわけですね。

○佐藤少子化対策監 おっしゃるとおりでございまして、地域振興課の事業は中山間地域対策、過疎対策という切り口でなさると思いますが、私どものほうは結婚のきっかけづくりを支援するということですから、地域を特段限定せずにやっていきたいと思っております。

○高橋委員 地域振興課の事業でも申し上げたんですけど、こういうのはあくまでも自然体で、第三者が余り——情報提供とか環境づくりは確かに必要だと思いますが、余り目標値をつくっても、過去の事業の例を見ますと教訓がいっぱいありますので、肩の力を抜いてやっていただきたいと思っております。

○前屋敷委員 引き続き、児童家庭課へお願いしたいんですが、委員会資料の20ページ、新規事業の認可外保育施設安全対策事業ですが、認可外、いわゆる無認可の保育所ということですが、予算から見ますと、限度額が1施設当たり15万円ということで、押しなべて1施設15万円でこの事業を消化しますと、25~26園になるんでしょうか。ということで、今かなり無認可の保育所も多いんじゃないかと思っております。この事業は1年だけの事業ですか、それとも継続して何年かやるという事業になっているんですか。

○西野児童家庭課長 この事業につきましては3年を予定しております。御関心のおありなのは、恐らく研修事業と施設整備に係る補助事業のうち補助事業のほうだと思いますが、これにつきましては、1施設当たり15万円を1回に

限って助成したいと考えております。

この事業の背景でございますが、実は認可施設については所要の補助がございまして、上限15万円でやっておりますが、認可外につきましては何ら助成がないということで、子供さんにとってみれば、認可施設であれ認可外施設であれ安全は確保しなければいけないということで、同程度の助成をすることとしたものでございます。

○前屋敷委員 現在、認可外（無認可）の保育所は何カ所ぐらいあるか把握していらっしゃいますか。

○西野児童家庭課長 19年3月末現在で、宮崎市含めて108施設ございます。そこに入所されている児童は3,122名でございます。

○前屋敷委員 今回のこの事業は宮崎市を除くということになっているんですけど、宮崎市はちなみにどのくらいあるんですか。

○西野児童家庭課長 宮崎市においては27カ所でございます。宮崎市を除くこととした理由でございますが、指導監督の権限は中核市で担っておりまして、我々としては中核市（宮崎市）以外のところを助成することとしたものでございます。

○前屋敷委員 この助成を受けるためには一定の条件、研修を受けるという条件がついて、これが満たされなければならないということですけど、こういった研修は年次的にされているんですか。

○西野児童家庭課長 研修につきましては、現在でも認可施設の職員と認可外施設の職員が同時に受けることができる研修を県の社会福祉事業団で実施されております。しかしながら、平日にやっている研修がほとんどですので、なかなか認可外施設は職員を平日に出せない状況に

ございます。そこで今回、新しい事業におきましては、財団の特定財源を全額いただきまして、認可外施設の職員も参加できるような、平日以外、土日を中心に実施して安全管理に係る知識を習得していただきたいと考えております。

○前屋敷委員 3年間の事業のようですねけれども、3年間で宮崎市を除いた園に対応できるということになるわけですね。

今、研修のことで若干優遇もしていただくという話だったんですけど、無認可は経営そのものが厳しいということで、従来の平日の研修などにはなかなか参加できないという背景があるわけですね。やはり、無認可も認可となるような補助体制といいますか、そういうところに組み込む必要があると思うんです。といいますのは、保育事業ですから、保育においてはそれなりの役割、責任を負っているという立場からは、ぜひ無認可保育所も助成の対象にしていくという方向を持っていただきたいと思うんですけども、その点どうですか。

○西野児童家庭課長 真に保育が必要な児童は、市町村において保育事業を実施しております。その中で対応してきているところでありまして。一方では、認可外施設にも3,000名余りの児童が実際にいるということで、そこは保育ニーズが多様なことを受けてのことかと思えます。しかしながら、我々としては国の補助制度にのっとりまして、今実施しております市町村での保育サービスについて助成をしていきたいと。一方で認可外施設も実際に児童が入所しているということで、従来から職員や児童についての健康診断を実施しております。基本は、事業者が行っているサービスでございますので、対価に見合った利用料で賄っていただきたいと

考えておりますが、最低限守っていただきたい、例えば健康管理や、これから実施しようとしています安全管理につきましては、我々としても最低限の支援はしてまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 趣旨はよくわかりましたけれども、やはり保育における役割を果たしているという点では、そういう方向を考えていただきたいと思います。

同じく少子化対策で、今回、乳幼児助成の制度の枠を拡充していただいて、非常にお母さん方喜んでいらっしゃる。長年、拡充してほしいということだったので、非常に皆さん喜んでおられます。まずこのことをお伝えしたいと思います。

ただ、私としては、お母さんたちもそうですけれども、3歳未満までの350円という負担があったので、できればこれも取り外してほしいという要望も強かったんですが、今回、3歳になったら800円ということになるので、どういふふうに負担が必要かというのは本会議の中で御説明もいただいたところです。結局、県の負担といいますと4分の1になるわけですね、800円の中身はですね。1,600円の半分を御本人が払い、あとは自治体、県と市町村でそれぞれ負担をすることですので、実質4分の1の負担ということになるわけです。今、医療費の公費負担の割合が1割下がって、3歳未満が3割から2割に減らされてきています。そういったところも加味して、負担をふやさない形で実施してほしいというふうに思っているところです。今から始まる制度になるわけですが、今後の見通しとしてはその辺の考慮ができないかどうかお伺いしたいと思います。

○西野児童家庭課長 乳幼児医療費の今回の拡

充部分についての自己負担についてであります。子育て家庭の負担を軽減するという意味で、できれば負担がなく、幅広い方に助成できるというのが望ましいと思っておりますが、大変厳しい財政状況の中でありますので、今実際に助成している3歳未満の方であったり、入院につきましては就学前までであります。その助成水準は一切落とさない、現行水準を維持した上で、これまで助成のなかったところに拡充する。そういう条件でかなり予算編成も難航しましたが、ぎりぎりの判断で、本来、窓口で負担していただく2,600円の半分程度はどうしても御負担いただきたいということで積算しているものであります。まだいろんな要望があるのは承知しておりますけれども、財政状況を踏まえますと、これ以上の助成の拡充というのは、現段階では厳しいと考えております。

○前屋敷委員 過分に努力していただいたというのはよくわかります。しかし、そういう希望といいますか要望も非常に強いものがあるわけです。そして年齢が高くなっていけば乳幼児ほどは病院にはかからないということもあるんです、実際の話。ですから、それほど同じような比率で必要かということ、そうでもない部分もありますので、ぜひ検討課題として、今後しっかりその部分も頭に入れておいていただきたいと思います。

続いて、歳出資料の155ページの一番下、児童館・児童センター整備が600万円上がっていますが、新年度の予算ではどこが予定をされておりますか。

○西野児童家庭課長 この事業は、児童館、児童センターの大規模な修繕が必要なところにつきまして助成を行うものであります。今回は三股町の蓼池児童館の助成を予定しております。

す。この施設は非常に老朽化しておりまして、壁や床に穴があいているなど修繕が必要ということで助成するものでございます。

○前屋敷委員 三股町は昨年度の予算でも上がっていたんじゃないですか。

○西野児童家庭課長 御指摘のとおり、20年度も同じですが、三股町には児童館が非常に多くございまして、しかもすべて昭和40年代の建築で非常に老朽化しているということで、たまたま続けての計画になっております。これは市町村が修繕を計画して、事業として我々が採択するという形になりますので、あくまでも市町村の意向を踏まえて決定しているものでございます。

○前屋敷委員 児童館の問題なんですけど、新年度予算でも児童館の建設が上がっております。152ページの児童健全育成費の中の児童館と児童クラブの数、一番新しいものを教えてください。

○西野児童家庭課長 児童館につきましては79、放課後児童クラブにつきましては197カ所でございます。

○前屋敷委員 児童館79ということですが、自治体によっては児童館のないところもあります。現在の段階で何自治体ほどないところがありますか。

○西野児童家庭課長 11の団体でございせん。

○前屋敷委員 そういうところについては県としてはどういう対応をしておられますか。

○西野児童家庭課長 児童館、児童センターの設置につきましては、あくまでも主体が市町村でありまして、具体的に言いますと、まず、市町村で次世代育成支援計画を策定する中で設置をするかどうか位置づけて、それが位置づけら

れましたら国からの交付金が得られて、整備するということになっております。いずれにしても市町村のほうでまず御判断いただくということですので、それを尊重してまいりたいと考えます。

○前屋敷委員 子供たちの放課後も含めての環境を整えるという点では必要な施設だと思いますので、ぜひそういったところも踏まえて、自治体への県からのアドバイス、御指導も積極的に強めていただいて、経費が要するという点で難しいところもあるんでしょうけど、子供たちの立場に立った考え方を強調していただきたいというふうに思います。

それとあわせて、152ページの4番の市町村児童環境づくり基盤整備事業が1億5,800万ですが、これは対象としては何カ所ぐらいになるんですか。全体でこれなんでしょうけど、これは児童館、児童クラブの市町村への支援ですか。

○西野児童家庭課長 この事業は、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の助成と地域活動クラブへの助成などでございます。地域活動クラブにつきましては52クラブ、地域子育て支援拠点事業につきましては28カ所への助成を予定しております。

○前屋敷委員 クラブが52ですね。

○西野児童家庭課長 タイトルでは基盤整備事業とありますが、これは子育て支援センターや地域活動クラブの運営費を助成するものでございます。

放課後児童クラブも御指摘がありましたが、放課後児童クラブのほうは、同じ欄の7放課後児童健全育成事業の中で助成することとしておりまして、国庫補助の対象となる施設を142クラブと見込んでおります。

○前屋敷委員 基盤整備事業のほうなんですけ

ど、昨年と比べると予算がかなり減っているというふうに見たんですが。

○西野児童家庭課長 市町村児童環境づくり基盤整備事業というのは去年までと同じタイトルですが、実は国のほうで事業の組み替えがございまして、去年はこれに放課後児童クラブが入っておりました。ただ、今回は組み替えによりまして、もともとあったものと児童クラブの助成、7の放課後児童健全育成事業に分かれております。昨年度と比べますとトータルではそれぞれ増加しております。

○新見委員 先ほど前屋敷委員もおっしゃいましたが、子育て支援乳幼児医療費助成事業、県議会でも多くの議員さんがこの拡充に向けていろんな質問をされましたし、こういった厳しい財政状況の中で前向きに取り組んでいただいたということは、本当にありがたいと評価いたします。

確認したいのが、所得制限、児童手当に準拠ということになっていますが、外れる割合はどのくらいですか。

○西野児童家庭課長 所得制限につきましては、児童手当の受給率等勘案して約90%の方が助成の対象になります。つまり、対象から外れる方は10%まで行かないというふうに見込んでおります。

○新見委員 それと、25ページに記載してある事業費は10月から実施の事業費でございますが、これはうまくいって、21年度、年間を通したらどのくらいになるんでしょうか。

○西野児童家庭課長 来年度につきましては、拡充部分が10月からの実施、しかも市町村からの支払いが2カ月おくれということで、実質3カ月分ですが、通年で考えますと、拡充部分で約1億9,000万円の増というふうに見込んでおり

ます。

○新見委員 同様な質問ですが、49ページのひとり親家庭医療費助成事業、我々も、父子家庭の方々から、「何で母子家庭ばかり優遇するのか」ということはしょっちゅう言われてきたので、本当にありがたいと思うんですが、所得制限が児童扶養手当に準拠ということで、これに外れる世帯はどのくらいですか。

○西野児童家庭課長 具体的な世帯数までは見込んでおりませんが、こちらのほうは児童扶養手当に準拠ということで、大体収入ベースで365万ですので、1人で1人のお子さんを育てていらっしゃるお母さんについては、母子家庭の平均所得が200万円代ということで、ほとんどの母子世帯の方が助成対象となっているのが実情かと存じます。

父子家庭につきましては、既に助成している市町村が幾つかございます。その実績を勘案したところ、父子世帯で助成対象になるのが950世帯ぐらいだと見込んでおります。

○新見委員 先ほどから何回も出ていますが、24ページのみやざき新たな出会い応援事業、私は先ほどの高橋委員と逆の意見で、これは第三者がしっかりかかわってやったほうがいいんじゃないかという思いなんです。この縁結び応援団で1回登録されますが、「我々は縁結び応援団だ」という意識をずっと持ち続けていただかないと、最新の情報はなかなか配信してくれないと思うんです。その辺の意識づけはどんなふうを考えていらっしゃるんですか。

○佐藤少子化対策監 おっしゃるとおり、そこが一番ポイントかと思っております。要はこちらのほうが個別に、各企業、青年団、市町村等応援団に入ってくださいるところに、趣旨をきちんと説明して歩くのがまず第一歩かと思ってお

か。

○村岡障害福祉課長 この分については今検討している段階です。基本的には、自殺を正面からやっても身を引くだらうと思いますので、地域の中でみんなが見守る形をとりましょうと、地域の力をどう生かしていくかということをやテーマにしております。

○緒嶋委員 天命を全うせずに自分で命を絶つわけでありますので、いろいろな要因があって自殺されるわけで、家族を初め地域社会、あるいは経済的なものから何から複合的な要因もあるわけで、絶対これは何とかしてゼロにしなければならぬわけですが、これは市町村、ボランティアも含めて、相当きめの細かい対策を忍耐強くやっけていかんとうまくいかんのじゃないかという気がするわけです。宮崎県でも地域によって率が違うということもありますので、このあたりは市町村との連携は十分考えておられるわけですね。

○村岡障害福祉課長 自殺者につきましては、1次予防、2次予防、3次予防という段階を考えています。1次的な予防対策としては啓蒙啓発ということで、この中で協議会を立ち上げるとともに、地域でも首長さんたちに対する啓蒙啓発関係、それから市町村で自殺対策を行う場合の経費の負担を県も行うという形で呼びかけをしていきたいと思ひます。

それから、2次予防については、人材育成ということが大きな課題ですので、人材育成をしないといけないだろうということがあります。身近なところでできる形が一番望ましいと思ひます。保健所とか医療機関に行つて相談するといつても、なかなか相談しにくいところがありますので、そういった場合、地域の中で声かけができるとか、仲をもつてくれる人とか、そう

いった人材を養成しようということも考えています。

それから、さつきありました自殺未遂者、亡くなられた方の家族の問題につきましては、現在、自殺防止センターのほうで聞き取り調査をお願いしまして、約10件の聞き取り調査が既に終わつています。その中からいろんな課題が見えてくると思ひますので、どうそれを取り組めばいいのかということをやここで検討しながら進めていきたいと思ひております。

○緒嶋委員 ぜひ頑張つていただきたいと思ひますが、障害福祉課のほうは前年度と比して予算も余り変わらないということで、特に障がいのある方はハンディを背負つて頑張つておられるので、今後とも障がい者に対する支援については、予算的なものを含めて積極的、重点的に、福祉保健部としては、今後とも予算を減額することなく充実を図つていただきたいということをや要望しておきます。

○高橋委員 自殺に絡んでお伺ひします。原因というのが間違いなくあるわけですよ。統計に出ているのは、生活苦とか健康とかそういうところにあるわけですよ。だから、いかにアンテナを高くしてしっかり情報をキャッチするか、そこの対策をとらなきゃいけない。例えば西諸とかよく出ますが、ここは結構人がいいらしいですね。宮崎県民はみんないいんですけど。だから、サラ金でお金を借りるでしょう。まともに返そう、返そうとされるんです。法定金利以上は返さなくてもいいのに返している。それで精神的に参つて追い込まれているという実態も、この前ある勉強会に行つたときに学びました。いろんな連携を緻密にやっけていくことだと。もうおわかりだと思ひますけれども、いろんな講師を招いて学習会を地域でやっけて、か

つシグナルを早目にキャッチすることだと思います。課にこだわらず、警察、医療関係すべてひっくるめて連携していくことだと思います。

先ほど言い忘れましたが、22ページの子育て支援事業の対象は乳幼児でいいのでしょうか。

○佐藤少子化対策監 22ページの地域の絆の対象者は、乳幼児、いわゆる未就学児だけではなくて、児童も対象になると考えています。

○高橋委員 なぜこんなことを聞くかといいますと、未就学児の子育て支援は、不十分かもしれません。先ほどの説明では、親が突発的な仕事が入ったとか、そういう事業目的があるみたいですが、問題は児童クラブのほうです。いわゆる就学児、ここに今以上に力を入れていただきたいと思っています。私も質問しましたが、何カ所かの自治体でゼロのところがあるでしょう。未就学児は結構フォローがあると思うんです。ただ、小学校に上がると、子育て支援をしてくれる組織というのがまだ不十分だと思っています。教育委員会やってます。連携も始まって、今からどんどん整備されていく段階なんだろうけど。例えば、19ページの事業、これは定員が決まっていますよね。定員の規制があるから、定員を割り込んじゃうと補助事業を受けられない。年間250日以上とあるし、人数がこれ以下だったらだめですよというのがあります。財政ともいろいろ相談せにゃいかんでしょうけれども、そこら辺をもうちょっと広げていただくと、もっと手を上げる市町村もあると思うんです。

○西野児童家庭課長 放課後児童クラブについてでございますが、現在国庫補助になっておりますのが、年間250日以上、児童数も10人以上ということです。これにつきましては、極端な

話、夏休みの長期休業中に限って学童の居場所をつくるということは、主に今後は放課後子ども教室、教育委員会のサイドで積極的に推進していくこととされておりますので、役割分担をしながら、市町村それぞれの実情に沿って、責任を持って放課後等の居場所づくりに努めていただきたいと考えております。

○高橋委員 だから、教育委員会のやつは週1回とか2回とか、おっしゃった夏休みに限ってというのは、それはそれでいいと思うんです。ただ、保護者が求めているのは、平日、いわゆる低学年は2時で終わっちゃいますから、その後の居場所なんです。そこを確保できる整備を今後はしっかりやっていただきたいと思って、申し上げました。

○西野児童家庭課長 教育委員会サイドですので、子ども教室の話は余り詳しく知りませんが、あくまでも子ども教室というのは240日という一つの目標があるみたいですが、ただ、週1日からでもいいけれども、できるだけ長くやってほしいということを伺っております。

児童クラブについては、授業がある日数は年間200日、長期休業が年間45日、特別な日なども勘案して、250日は共働きの世帯にとっては最低限必要だと考えておまして、国庫補助は250日以上の設置に限られているということでございます。現在、250日に行かなくても助成がありますが、21年度までは引き続き国庫補助があると御理解いただきたいと思います。

○高橋委員 多くは申し上げませんが、私、質問でも申し上げましたけども、未就学児までは福祉保健部サイドで支援しますよと、小学校に上がったなら、学力の面、スポーツの面いろんな面で教育委員会が主体的に行われたほうがいいのかなという思いもありますので、今後、連携

をとっていただいて子供の居場所を確保していただくように努力いただきたいと思います。

○丸山委員 25ページの事業は非常にありがたいと思っているのですが、私も少子化対策の特別委員会の委員長をしたときに、ぜひこのような事業を立ち上げていただきたいということで、ようやくここまで来たかと思っています。気になるのは、所得制限があるということですが、実際病院にかかったときにどういう流れになるのか、どういうものを持っていくとスムーズに手続をするのか教えていただきたいんですけども。

○西野児童家庭課長 病院の窓口での確認についてですけれども、手続としましては、子供さんが生まれますと、市町村に申請して証明書を発行していただくことになっております。今度は証明書に記載する資格が新たに加わることとなりますが、毎年度市町村が所得を確認して交付し、それを持って医療機関等に行っていくという流れになろうかと思えます。

○丸山委員 病気のときには保険証ぐらいしか持っていかないで済むということでよろしいんですか。熱が出たときには慌てて病院に行くような気がするんです。実際現場に行ったときにどう流れているのか伺いたいんです。

○西野児童家庭課長 恐らく医療機関のほうではそれほど混乱なくやっていたいただいていると思うんですけども、仮に医療機関で資格証がないということで確認できない場合、今までやってきている事業で言いますと、年齢が3歳か3歳未満かわからないケースが想定されます。そういうケースであっても、最終的には、償還払いということで、一たんは窓口で払っていただいて後で還付する、そういう実態もあるのかもしれないです。いずれにしましても助成は最終的

にすると。

○丸山委員 保険証には生年月日を書いてありますので、3歳未満とすぐわかると思うんです。だから、小学校に上がるまでというのは、保険証ではすぐわかるのかなと疑問に思ったものですから、保険証の中にそういった資格というのは入っているんですか。

○西野児童家庭課長 保険証と別に、助成が受けられるという資格証明書を発行することとしています。

○丸山委員 わかりました。

福祉保健課にお伺いしたいんですけれども、121ページの社会福祉事業団自立化事業の8億円の件ですが、ことしで中間年を過ぎて、2年後に完全に自立になるはずなんですけど、ちゃんと計画どおり行っているのかお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 正規職員から嘱託職員への切りかえ等を行うことによりまして、人件費支出については、平成16年度から比べますと6億9,000万円程度の減となっております。また、給食材料費の一括購入等を実施することによりまして、平成16年度と比較しますと、現在では7,500万余りの節約になっているということで、経営改善努力を着実にやっておるところでございます。いずれにいたしましても、今年度中に経営改善の見通し等、あるいは今後どうしていくのかという計画を策定しておるところでございます。コスト管理の徹底による経営意識の醸成を図っていくとともに、現在、自主事業として知的障がい者向けのグループホーム等の開設等も行っておりまして、こちらも順調にやっておるようでございますので、福祉サービスの向上を今後も引き続き進めていくことによりまして、将来の自立化に向けていきたいとい

うふうに考えております。

○丸山委員 ぜひしっかりとした形にやっていただきたいと思います。

障害福祉課のほうにお伺いします。46ページからなんですが、「工賃倍増5か年計画」に基づきということで、2つの事業、研修会とモデル事業をつくるということですが、具体的にもう少しこの辺を説明していただきたいと思います。

○村岡障害福祉課長 この事業につきましては、もともと一般就労の方々の取り組みを進めていますけど、それ以外に、一般就労が困難な方に対してどうするかという課題があります。この方々はほとんど福祉施設にいる方が多いものですから、そういう方々に対してどう取り組むかという課題があります。そのときにどうしても福祉的な感覚でとらえてしまって、保護とか、この程度でいいんじゃないかということで、それ以上のベースがないということで、なかなかそれが具体的に動かないというのがあります。工賃にしても、現在1万1,000円程度しかありませんので、こういったものを上げないといけないだろう、働くことによって生きがいも持たなきゃいけないということで、福祉に携わられている方々に対して研修会を開いて、経営感覚とかマーケティングの方法、どんなものが売れるかという分析等の研修会をお願いしたい。それから、成功事例が出てきていますので、こういったことが成功のポイントなのかと、そういった意識改革も進めていかないといけないということでもあります。さらに、リーダーの社長さんたちにもそのことをしっかり理解していただくことが大事だろうと思います。

それを踏まえまして、宮崎県においては3カ所、工賃向上に向けて努力するところを選定し

まして、その選定したところがこれから取り組むんですけど、ノウハウがありませんので、そのノウハウを提供するために支援チームをつくって、そのチームがいろんなノウハウを提供していくと。支援チームのメンバーは、経営コンサルタント、中小企業診断士、企業の方、商工会、地元の方、それから県外で成功した方にも入っていただいて、3つのモデル事業を取り組みたいと考えています。

○丸山委員 このモデル事業の中の障がいの区分が、知的障がい、身体障がい、いろいろあると思うんですが、そういうのもちゃんと3つのモデルをつくっていくということなのか。特化して、知的障がいなら知的障がい、そういった福祉施設の方なのか、どういう方を基本的に考えているのかお伺いしたいと思います。

○村岡障害福祉課長 その部分が一つ課題になるんですけど、基本的には3地区で公募という形をとりますので、3障がいから上がってきたものについて、その内容を検討した上で選定していきたいと考えています。そこを一つの起爆剤にして、それを地域に還元していくという形をとりたいと思っています。

○丸山委員 事業費が1,200万ということですが、イメージ的にはどういったものの費用に充てると見ればよろしいのでしょうか。例えばコンサルティング的な感じからすると、物を与えてやるのではなくて、ソフト的な面に見えるんですが、どういうふうに思えばいいですか。

○村岡障害福祉課長 研修会というのがあります。まして、講師の方々を招聘して具体的なノウハウを説明するという形が基本的にあります。そういった経緯があるということ。それから工賃倍増で指定した事業所が3つぐらい上がってきますけど、その方々に対する特別な対策をとりま

すので、支援チームと同時に、その事業の取り組み方について、試行的な部分とか、こういった製品開発がいいということになればその製品開発の支援をすとか、いろんな形があると思いますので、そこを支援したいと思っています。

○丸山委員 ちなみに、モデル地区になったところは、何カ年継続して支援すると思っていでしょうか。

○村岡障害福祉課長 基本的には1年1地区で3カ年程度実施したいと考えています。その中でノウハウがわかってくると思いますので、できるだけ早く、選定から漏れたところにも還元していきたいと考えています。

○丸山委員 ぜひ、絵にかいたもちにならないように倍増して、恐らく自立支援法に基づいてやっていると思いますので、しっかりとした形でやっていただきたいと思います。

47ページの知的障がい者職場体験実習受入事業、これは県庁のほうでやられていることなんですけど、恐らく事務センターに行くのではないかと思います。1カ月程度8名というのは、1カ月一人一人入れかわっていくということではないのか。また、そのときに賃金はどのような形で支払われるのか。88万しかないんですけれども、賃金であればすごく安いなど、どういうふうに見ればいいんでしょうか。

○村岡障害福祉課長 説明が非常に複雑になりますけど、基本的には、昨年、実習で障がい者の方を1人受け入れました。その方は4週間実習しました。一般の企業で実習する場合は、工賃とか賃金は出さないのが原則になっています。そのかわり交通実費、保険などがあるということで、これをモデル的に県庁が始めて、民間企業がやる場合についても同じ条件でないと

いけないだろうということで、今回については交通実費と保険関係を見るということで考えています。

さらに、一番大事なのは、ジョブ講師の方がいらっしゃいますので、その方々から申請があったときの経費を見るということで考えています。現在考えていますのは、部内の8課において各課で1名ずつ実習していただく形を想定しています。いろいろ方法はあると思いますが、1人の方が約4週間訓練を受けてもらうという形になります。

○丸山委員 ぜひこのような受け入れができて、また民間まで広がって行って、実際、就職できるといいますか、仕事が手につくまでやっていただきたいと思っています。

48ページにありますライフステージも同じような形だと思うんです。ライフステージがしっかりすることによって、自立促進支援と、そのように考えていらっしゃると思いますので、このような試行もやりながら、障がい者の方も社会の中で自立できるような形をしっかりと宮崎県としても取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○十屋委員長 それでは以上をもって、福祉保健課、児童家庭課、障害福祉課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時30分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時から福祉保健部の説明、質疑を行います。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 4 時30分散会

平成20年3月13日（木曜日）

健康増進課長 相馬 宏 敏

午前9時59分再開

出席委員（9人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	黒 木 正 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	高 橋 透
委 員	凶 師 博 規
委 員	新 見 昌 安
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（2人）

議 員	米 良 政 美
議 員	萩 原 耕 三

説明のため出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	宮 本 尊
福 祉 保 健 部 次 長 （ 福 祉 担 当 ）	松 田 豊
福 祉 保 健 部 次 長 （ 保 健 ・ 医 療 担 当 ）	宮 脇 和 寛
福 祉 保 健 課 長	松 原 英 憲
医 療 薬 務 課 長	高 屋 道 博
薬 務 対 策 監	串 間 奉 文
国 保 ・ 援 護 課 長	舟 田 宏
高 齢 者 対 策 課 長	畝 原 光 男
児 童 家 庭 課 長	西 野 博 之
少 子 化 対 策 監	佐 藤 健 司
障 害 福 祉 課 長	村 岡 精 二
障 害 福 祉 課 部 副 参 事	杉 本 隆 史
衛 生 管 理 課 課 長 補 佐	柏 田 精 二

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹	斉 藤 安 彦
議 事 課 主 任 主 事	大 野 誠 一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、舟田国保・援護課長から順次説明をお願いいたします。

○舟田国保・援護課長 国保・援護課分を御説明いたします。

国保・援護課分は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」と議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」の2件でございます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」について御説明いたします。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックスで国保・援護課のところ、ページで言いますと135ページをお開きください。

国保・援護課の平成20年度当初予算は、一般会計の左から2つ目の欄ですが、総額で265億9,508万2,000円をお願いしておりまして、右端の平成19年度の肉付け後予算額と比べ、額にして20億4,458万3,000円の増、率にして8.3%の増となっております。

それでは、以下、新規重点事業を主なものについて御説明いたします。

137ページをお開きください。

一番下の（事項）老人保健医療対策費125億1,857万円でございます。これは老人医療の実施に要する経費であります。

説明の欄1の老人医療費支給事業8億1,702万8,000円ですが、これは市町村が行う老

人医療費に要する費用について、県が法定負担率の12分の1を負担するものであります。なお、当該事業は、本年4月から後期高齢者医療制度に変わりますが、老人医療費の費用負担は、その年の3月から翌年2月までの診療分を当年度の予算で措置することから、本年3月の診療分については、まだ新たな制度が施行されていないため、現行の老人医療制度で3月診療の一月分を当事業費でお願いするものであります。

138ページをお開きください。

次に、5の新規事業、後期高齢者医療費負担金112億765万2,000円ですが、これは本年4月からスタートする後期高齢者医療制度について、運営主体である宮崎県後期高齢者医療広域連合の適正・円滑な運営が行われるよう必要な財政措置を行うものであります。なお、当該負担金はここには記載されておりませんが、4つの事業のトータル経費でありまして、その中の主たる経費が、先ほど申し上げました老人医療費支給事業にかかわる後期高齢者医療費県費負担事業として87億9,900万円をお願いしております。県費負担はこれまで同様に、法定負担率の12分の1であり、本年度は先ほどの老人医療費で負担する3月診療分を除く4月から翌年2月までの11カ月分をお願いしております。

次に、6の新規事業、後期高齢者医療制度財政安定化基金事業4億8,892万2,000円ですが、これは広域連合における保険料の未納や医療給付の見込み違い等が発生した場合の財政リスク対策として、資金の貸し付けや交付を行うために基金を設置する事業であります。

次の7の新規事業、宮崎県後期高齢者医療審査会設置事業45万5,000円ですが、これは後期高齢者医療制度に係る行政処分に対する不

服申し立ての審理・採決を行う第三者的な機関を、法の規定に基づき県に設置するための費用であります。

次に、(事項)遺家族等援護費1,499万5,000円でございます。これは、戦没者遺家族の援護事業に要する経費であります。

説明の欄7のデジタル「宮崎の戦争記録継承館」作成事業405万5,000円ですが、これは風化しつつある戦争記録や戦争の体験を集大成し、ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」として開設し、広く公開するための経費であります。

139ページをごらんください。

中ほどよりやや下の(事項)国民健康保険助成費101億6,931万7,000円でございます。これは、国民健康保険事業運営の充実強化に要する経費であります。

説明の欄2の保険基盤安定事業39億3,375万3,000円ですが、これは低所得者に対して行う保険税の軽減に要する経費を県が負担することにより、市町村国保財政の安定化と被保険者の保険税負担の軽減を図るものであります。

3の高額医療費共同事業6億849万3,000円ですが、これは市町村の高額医療費共同事業への拠出金につきまして県が4分の1を負担し、市町村国保財政の影響の緩和を図るものであります。

7の都道府県財政調整交付金53億5,000万円ですが、これは県が国保運営の安定化のために、市町村に対し財政調整交付金を交付し、財政調整機能の一部を担うものであります。

8の新規事業、特定健診・保健指導負担金1億6,833万7,000円ですが、これは平成20年度から法に基づき市町村国保が実施する特定

健診・保健指導に要する経費について、県の負担割合である3分の1を負担するものであります。

140ページをお開きください。

一番下の（事項）扶助費36億4,148万7,000円でございます。これは、生活保護法に基づく扶助に要する経費であります。

次の141ページの説明の欄1の生活保護扶助費32億6,794万1,000円ですが、これは生活保護法に基づく生活費や医療費などの扶助に要する経費であります。

2の生活保護扶助費県費負担金3億6,724万6,000円ですが、これは居住地がないか、または明らかでない被保護者に対して、市が支弁する保護費について県が負担する経費であります。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、平成20年2月定例県議会提出議案の83ページをお開きください。

議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」についてであります。

説明は常任委員会資料により説明させていただきます。恐れ入りますが、委員会資料にお戻りいただきまして、73ページをお開きください。

まず、1の目的であります。本年4月から開始される後期高齢者医療制度の円滑な執行を期するため、運営主体である宮崎県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化に資するため、法の規定に基づき県に後期高齢者医療財政安定化基金を設置することとし、当基金の運営等に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、2の基金の概要についてであります。基金は次の2つの事業から成っております。

す。

まず、（1）の基金の造成につきましては、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ負担して、平成20年度から25年度までの6年間で総額16億円の基金を県に造成することとし、初年度の平成20年度は三者それぞれが9,000万円ずつ拠出して2億7,000万円を造成します。

また、（2）の基金による支援につきましては、保険料の未納や医療給付の見込み違い等が発生した場合に、基金を財源とし、広域連合に対して貸し付け及び交付を行う事業であります。平成20年度は、貸し付けのみを行うこととしております。

次に、3の条例の構成であります。第1条の趣旨から第8条の委任までの全8条で構成しております。

最後に、4の施行期日は、本年4月1日からとしております。

国保援護課分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○畝原高齢者対策課長 それでは、高齢者対策課分を御説明いたします。

高齢者対策課関係は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」及び議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の2件でございます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」についてであります。

お手元の20年度の歳出予算説明資料の143ページをお願いいたします。高齢化対策課のインデックスのあるところでございます。

高齢者対策課の平成20年度当初予算は、左から2つ目の欄ですが、127億7,740万2,000円をお願いしております。右端の欄、平成19年度の肉付け後予算額に比較しまして1億8,042万円、

率にしまして1.4%の増となっております。これは、主に高齢化の進展に伴う介護保険給付等の増加が主なものでございますが、以下、主なものについて御説明をいたします。

145ページをお願いいたします。

まず、中ほどにあります（事項）生きがい対策費1億2,161万円であります。これは、高齢者の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするために要する経費であります。主な事業は、説明の1、老人クラブ支援事業4,899万8,000円、及び4の長寿社会推進センター運営支援事業4,053万円などです。

次に、一番下の（事項）在宅老人介護等対策費1億2,023万9,000円についてです。これは、在宅の介護が必要な高齢者等の生活を支援するもので、その主なものは、1の高齢者住宅改造助成事業3,555万5,000円ですが、トイレや段差解消のための住宅改造に要する工事費の一部を助成することによりまして、住みなれた在宅での介護環境を整え、介護者の負担軽減を図るものであります。

次に、146ページをお願いいたします。

5の改善事業、介護サービス情報の公表推進事業3,099万4,000円です。これは介護保険の利用者やその家族が適切に介護サービスが選択できますように、介護保険事業者のサービス内容や運営状況などを公表するシステムを整備するものであります。

次に、（事項）認知症高齢者対策費3,329万9,000円です。これは、認知症高齢者やその家族を支援するための事業等に要する経費ですが、新規事業としまして、昨日の部長の説明にもありましたが、4の認知症地域医療支援事業325万2,000円をお願いしております。

次の（事項）超高齢社会対策費2,574万8,000円は、2の高齢者総合相談センター運営費1,873万6,000円などです。

次に、一番下の（事項）介護保険対策費115億8,067万2,000円です。

主なものは、1の介護保険財政支援事業114億9,680万7,000円ですが、これは市町村が実施します介護保険事業に要する経費に対しまして、県が定率の負担を行うことにより、各市町村の介護保険財政の安定化を図るものであります。

次に、147ページの上から3つ目、7の新規事業、第五次県高齢者保健福祉計画・第四期県介護保険事業支援計画策定392万9,000円についてです。これは総合的な高齢者保健福祉サービスの確立と市町村介護保険事業の支援のため、両計画を一体とした計画を3年ごとに、3年を期間として策定するもので、今回は平成21年度から23年度までの計画となります。

最後に、（事項）老人福祉施設整備等事業費7億1,793万4,000円についてです。主なものは、1の老人福祉施設整備等事業5億3,928万円ですが、これは高齢者保健福祉計画に基づきまして、高齢者福祉施設の計画的な整備等を行うために要する経費です。

当初予算については以上ですが、次に議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

こちらは、お手元の生活福祉常任委員会資料により御説明をいたします。委員会資料の67ページをお願いいたします。

まず、1の改正理由についてです。介護サービス情報の公表制度につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、平成18年度から制度化されておまして、制度開始時から手数

料条例におきまして調査手数料と公表手数料を規定しておりました。この2年間で指定調査機関等における事務の効率化が進み、今後、経費縮減が見込まれることから、調査対象の介護保険事業者が支払う手数料の引き下げを行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります。が、(1)の調査手数料の引き下げにつきましては、サービスの種類別に表のとおりとしております。調査内容によりまして、施設サービスと居宅サービスに区分けしておりますが、施設サービスにつきましては3万8,000円、居宅サービスは3万3,000円としております。また、(2)の公表手数料の引き下げにつきましては、現行の1万5,000円を1万円に改正することとしております。

なお、いずれも施行期日は、3にありますように、平成20年4月1日であります。

高齢者対策課につきましては以上でございます。

○十屋委員長 それぞれ説明が終わりました。

議案につきまして質疑はありませんでしょうか。

○図師委員 それではまず、国保・援護課、御説明いただいているんですが、ちょっと教えていただきたいんですけど、137ページの生活福祉資金貸付事業なんですが、これは私の記憶違いじゃなければ、ここの説明にありますように、低所得者の方の生活資金の貸し付けだと思んですけど、限度額が10万円で無利子の貸付事業で、窓口が社会福祉協議会等がいただいている事業だったと思うんですが、これは実際、昨年度の利用者はどれぐらいいらっしゃったか、わかれば教えてください。また、事業内容が間違っておれば、その事業内容のほ

うの説明もお願いしたいんですが。

○舟田国保・援護課長 生活福祉資金貸付事業でございますけれども、19年度のまず件数でございますけれども、貸し付け決定が62件、貸付額で5,818万4,000円程度が貸し付けをされております。それと、事業の概要でございますけれども、これは委員おっしゃられましたように、低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に、低利の資金の貸し付けと必要な援助指導を行い、あと自立の支援をしていくという資金であります。先ほど10万円という限度額を申されましてけれども、中に資金の種類がそれぞれございまして、例えば厚生資金生業費であれば低所得者世帯の場合は280万とか、10万円というのがちょっと見当たらないんですけども、あと例えば住宅資金であれば250万まで限度額とかいうようなことで、窓口は県社協でございますけれども、それぞれ市町村社協が直接の住民の窓口ということで取り扱っております。

○図師委員 事業内容は幾つかの貸し付けの種類があるということで理解しましたが、前年度が62件の5,800万という御説明でしたかね。今年度の金額とは大きな開きがあるようですが、そのあたりの説明があればお願いします。

○舟田国保・援護課長 ここに上げております事業費は取り扱い事務費でございます。既に生活福祉資金は残高約26億円程度ございまして、これを原資に貸し付けておりまして、ここに挙げております1,900万余の事業費は、県社協及び市町村社協での事務費でございます。

○図師委員 実際の執行するときの事業費については、その積み立てのほうを切り崩しながらと申しますか、そしてまた還付があったときにそこに穴埋めをするというような運用の仕方の理解でよろしいでしょうか。

○舟田国保・援護課長 そのとおりでございます。

○図師委員 続きまして141ページ、生活保護の扶助費なんですけれども、マスコミからの情報ですと、保護世帯は増加しているような内容も見受けられるんですが、前年度の当初とほぼどうか、全く同額が今年度も計上されておるようなんですが、実際県内の保護世帯の実態というのを、概要で構いませんので、ちょっとお知らせください。

○舟田国保・援護課長 今年度の私どもが扶助費で賄うのは、9市以外の21町村分の扶助費ということで、ここに計上させていただいております。県全体では、19年の8月現在ですけれども、被保護人員が細かな数字ですけれども1万2,828人、被保護世帯が9,538世帯ということで、保護率は1,000人対比であらわしますけれども、11.25%ということでございます。そのうち私ども県が扶助します町村分につきましては2,046人ということで、町村で見る限りは保護率は8.28%ということで、対18年度比やや下がっておるという状況がございます。

○図師委員 市町村で考えると、じゃ町村レベルでは保護率なんかは下がりつつあるということで、もちろんこれは福祉事務所のケースワーカーの指導のたまものでもあろうかと思われませんが、今、扶助の種類が8つほどあるかと思うんですけれども、この中でもどの扶助が伸びている、もしくは減っているとか、そういう顕著なものがあれば教えてください。

○舟田国保・援護課長 扶助費は8種類程度でございますけれども、とにかく一番大きいのが今医療扶助費ということで、全体の約65%でございます。その次が生活扶助費の25%ということで、あと住宅扶助もろもろということで、とに

かく医療扶助と生活扶助で90%を占めているという状況でございます。

○図師委員 大変よく理解できました。それに絡めて、次は高齢者対策課のほうなんです、低所得者並びに保護受給者も、今問題となっております療養病床のほうに入院等されている方が多いかと思うんですが、それがあと3年後には全廃もしくは縮小されるということなんですけれども、後ろの147ページに出てきております老人福祉施設整備等事業費なんです、その療養型廃止に伴っての受け皿づくりがここも関係してくるであろうと思われませんが、この事業費に充てられております7億1,700万云々、この金額は今課長の御説明では、高齢者保健福祉計画に基づいての整備がされておるというような説明に私は聞こえたんですが、昨年12月に出されました新構想、あれに書かれておる各県内を8ブロックに分けたそのブロックごとの施設設置の落とし込みとこの予算というのは、整合性はとれているものでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 はい。先ほど申し上げましたのは、高齢者保健福祉計画と介護保険計画は当然一体的なものという意味で、私、高齢者保健福祉計画という意味で申し上げました。それから、来年度の予算の中では、下に内訳がしてありますように、施設整備としては、1番目にあります老人福祉施設整備等ということで、今議員がおっしゃった対応の受け皿も含めた形でここで整備をするということになります。ただ、具体的には、同じページの7の㊦で計画策定ということで事務費を392万9,000円挙げておりますが、この中で21年度以降その療養病床の廃止になったものをどう受け皿を整備していくかというのは、具体的にこの計画の中であらうたい込んでいきます。ただ、これはあくま

で21年度からの計画ですので、20年度についても、主なものは老朽化した養護老人ホームの改築が中心ですが、在宅での医療をサポートするという意味から、訪問看護ステーション等の整備にも、この老人福祉施設整備の中から積算は入っております。ただ、中心的には、恐らく来年の計画に基づいて、21年度以降に具体的な整備は進んでいくものと考えております。

○図師委員 よく理解できました。第五次の計画なりに21年度からの整備が具体的に見えてくるということで、現場の医療機関等の意向調査もされておられるようですし、来年度、市町村でも高齢者保健福祉計画の積み上げがされてくるでしょうから、そのあたりとの実態とかみ合うような計画内容を策定いただければと思います。ちなみに、1の老人福祉施設整備事業というのは、実際、何施設を予定されておられるか教えてください。

○畝原高齢者対策課長 主なものとしましては、養護老人ホーム2カ所でございます。養護老人ホームは昭和40年代に建てられたものがほとんどでございます。順次これまでも計画的に老朽化しているのを整備してきているんですが、今回は日之影町にございます養護老人ホーム、非常に老朽化しているということと災害時に危険があるということで養護老人ホームの2カ所、それから、老人ホーム等が台風等で災害に遭った場合の復旧費がこの予算の中に入っております。それから、先ほど出ました訪問看護ステーション等の整備につきましても、当面6,000万円ということで計上はしております。

○図師委員 わかりました。私も一般質問等を取り上げさせていただいておりますが、やはり施設型と在宅型とのバランスをとりながらということで、この事業費の中にも訪問看護ステー

ションの整備も含まれておるということですが、より現場のニーズを把握したような形で事業展開していただければと思いますし、また、私のほうも現場の声をどんどんこのような場で情報提供させていただければと思っておりますので、御答弁が何かあれば。

○畝原高齢者対策課長 計画は、上に書いていますように、高齢者保健福祉計画は第五次になります。介護保険は第四期となります。ただ、今回の計画は、今までの計画と大きく違う点があると私どもは認識しております。療養病床を3年の間にゼロに持っていくという今までにない計画をつくる、その分をじゃどうカバーしていくかということですので、ただ、幸いなことに、今回、地域ケア構想をつくるときに、私ども出向きまして、医療機関あるいは市町村と一緒にヒアリング等をしてきましたので、そのつながりが非常に今回生かせるんじゃないかなというふうには思っております。

○図師委員 大いに期待しております。私は以上です。

○丸山委員 国保・援護課にお伺いしたいんですが、まず、後期高齢者含めてなんです、100億を超える巨額のお金になるんですけれども、市町村からの、以前の補正のときに、積み上げをしていったんですけれども、実際やったら大きく誤差が出ましたと、特に宮崎市が出たということもあったというふうに記憶しているんですが、その辺の担当者が恐らく積み上げてこの結果が出だと思うんですが、どのような形でこの積み上げのチェック、新しい制度でありますけれども、どのような形でちゃんとチェックをされたかというのを伺いたいと思うんですが。

○舟田国保・援護課長 20年度から始まります

後期高齢者医療制度にかかわる後期高齢者医療費県費負担事業、先ほど冒頭の説明で申しあげました87億9,900万に係る部分でございますけれども、これは今回新たな制度がスタートするというので、国のほうから医療費の伸びが指導されておりまして、20年度の老人医療費は18年度実績額の4.8%の伸びで見なさいということでございます。先ほどの一月分の老人医療支給事業の8億余と今回の後期高齢者医療分、双方合わせまして18年度実績額に4.8%を乗じた分のさらに12分の1というようなことで積算をしております。

○丸山委員 例えば、県でまとめている数字の伸びを出したということよろしいでしょうか。

○舟田国保・援護課長 もう少し詳しく申し上げますと、事業実施主体であります広域連合のほうにおきまして、社会保険診療報酬支払基金という審査支払い機関がございますけれども、そちらのほうから18年度の老人医療費の実績を聴取しまして、その実績額に基づきまして4.8%の伸び率を乗じて積算したものを私どもも援用させていただいております。

○丸山委員 国のほうから4.8%の伸びということで基準が出されているんですが、宮崎県としては、その前の17、18年度とか平均から見たときに、どの程度伸びていっているというのがわかっていると思うんですけども、それを加味する必要がなかったのか、国から言われたことをただやっつけていけばいいという形でいいのか、逆に伸びが多ければ、ちゃんと予算措置もしなくちゃいけないというふうに考えられるんですが、宮崎県の伸びというのはどのような形だったのかも伺いたいと思います。

○舟田国保・援護課長 20年度の伸びが4.8%、

これは18年度の伸びでございます。せんだって、補正予算のときも申しあげましたけれども、18、19年度が約2.2%程度伸びております。そうしますと、その前の年度等々を見ていきますと、老人医療費2%から約7%程度の間でこの数年は上昇してきているということからしますと、4.8%の伸びはしかるべき数字じゃないのかなというふうにも感じております。

○丸山委員 今、2%から7%伸びているというのは、各年度違うということで、要因的には恐らく国の医療制度の改革とかいろいろやっていますから、それで変わってきているということだと思っていいいでしょうか。

○舟田国保・援護課長 14年度に一度、老人医療制度は変わっております。それまで70歳以上が75歳以上に変更するというので、1歳刻みで対象年齢が上がってきまして、19年の10月に完全75歳以上が老人医療の対象者ということになりました。その間、若干ずつ対象者が減ってきておりましたけれども、高齢者1人当たりの老人医療費が伸びてきているのと、県費の負担率、公費負担率のうちの県費負担率が12分の1ということで、若干それまで低めの補助率で上がってきたんですけども、昨年10月時点で完全12分の1、8.33%という数値が適用されるということになりましたものですから、私どもの県費負担もそれに応じて若干ずつ伸びてきているというところでございます。

○丸山委員 あと、新規事業で基金事業をされておりまして、その使途理由が保険料の未納や医療給付の見込み違いということなんですが、20年度は貸し付けのみということなんですが、基本的に後期高齢者のほうは年金から天引きという形になるということで、かなり未納は少ないんじゃないかということも情報が入って

いるんですが、どれくらいその見込みというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○舟田国保・援護課長 対象者を約15万2,000人と見込んでおりますけれども、そのうちの約83%の方々が年金からの徴収ということを見込んでおります。この方々は、一応収納状況は100%と見込んでおります。残りの17%の普通徴収で徴収される方につきましては、見込みを98.6%の収納率というふうに見込んでおまして、その差、未納分、その分をリスク要因として考えております。

○丸山委員 実際金額はどれくらいというふうに見ればいいですか。17%、その1.何%が未納ということですね。

○舟田国保・援護課長 実額というのがなかなかちょっとはじき出せないんですけれども、保険料がそれぞれまちまちでございますので、その賦課に対しての未納ということですので、額としてどの程度が未納額として出てくるかというのは、数字としてはちょっと申し上げかねるんですけれども。

○丸山委員 逆に言うと、6年間で16億の基金を造成しようというものが何かあると思ってるんですが、その6年間で16億の基金の決まった理由は何でしょうか。

○舟田国保・援護課長 6年間で16億円を造成するということでもあります。これは先ほども申し上げましたように、広域連合の運営に当たりまして、医療給付費が見込みよりも多額に上った、あるいは保険料が思ったほど入ってこなかったという財源不足が生じた場合に、この基金から貸し付けあるいは交付金の交付を行うということで財政の安定化を図ろうというものでございますけれども、この基金の造成に当たりましては、国において6年間で全国規模で総

額2,000億円の積み立てを行うということで事業がスタートしております。そういう中で本県は全国の1%枠ということで、当初20億円を造成するというで動いていたわけなんですけれども、その後、国からの算定方法の指導、あるいは広域連合における医療給付費総額の見込み等のデータが出てまいりましたことから、積立目標額がそういった算定に基づきますと、約16億2,000万程度になったところでございます。そういうことで、16億円を積立額ということで積算したところでございます。

○丸山委員 てっきり、今の2,000億円が総額であれば、高齢者がたくさん住んでいる宮崎県はもっと必要なかなと思ったけれども、計算すると16億円程度で済むということで、大丈夫ということよろしいですか、改めて確認させてください。

○舟田国保・援護課長 初年度が20年度でございますので、向こう6年間ということでの積立額なんですけれども、ただ、これはあくまでも目標額、見込み額でございますので、その年々によって非常に高齢者1人当たりの医療費が高くなったとか、あるいは収納率が非常に低くなったとかいうようなリスク要因はあろうかと思っておりますので、これですべてが対応できると思っております。それで、この基金に際しましては、国では2年間で1単位として財政運営をやっていこうということにしておまして、この2年間で1期とする1特定期間ということで見えております。そうしますと、6年間というのは3特定期間、1特定期間、2特定期間、3特定期間ということで見えておまして、この基金も2年間の医療費総額に応じて基本的には積算するということでありまして、初年度から6年間程度をとりあえず見ていこうということの

趣旨でございます。

○丸山委員 続きまして、特定健診・保健指導の負担金についてお伺いしたいんですが、ことしの4月からスタートするということなんですけれども、委員会資料の29ページを見ながらなんですが、1億6,800万余の事業費の中の負担金のうち1億6,600万余ということなんですが、これは受診率といいますか、基本健診、これは市町村のいわゆる国保とかだけに行っているんですけれども、本来はすべての保険者が要と思うので、それは、まずしない理由を、そこに援助をしないというのは何かあるのでしょうか。

○舟田国保・援護課長 これは私どもが指導、直接事業費を見るのは市町村国保の事業主体でありますので、その他のいわゆる社会保険、被用者保険と申します保険者の被保険者については、それぞれの保険者からそういった助成措置をされるということでもあります。

○丸山委員 あと、ちなみに、この1億6,000万余の金額で、今の基本健診のレベルで言うと40%前後の基本健診率なんですが、何%までということで見込んでいる金額になっているということ、何か数字があれば教えていただきたいんですが。

○舟田国保・援護課長 委員おっしゃるように、現在の老人保健法に基づきます基本健診、40%弱ぐらいの健診率なんですけれども、この特定健診、平成24年度までに市町村国保であれば65%までの受診率という目標を立てております。一挙に65%クリアできるわけではございませんので、まず初年度45%、これも多少ハードルがあるかなと思われるんですけれども、初年度は45%の受診率、対象者の受診率目標45%として見込んでおりまして、予算策定上も含めまして、それ以降65%以上まで受診率を

上げていこうということで計画はしております。

○丸山委員 私も、この基本健診の中では各市町村によって物すごく差があったものですから、非常に低いところをどうやって引き上げていくのか、また高いところはそれでやっていただくということを今、議論をやっていただいていると思っているんですが、現場の声としてまだなかなかおりにこないし、医師会のほうでもどういう作業をやったらいいのかというの、またマンパワーもどこまで整備されているのか若干心配な面があるんですが、直近の状況をお伺いしたいと思います。

○舟田国保・援護課長 現時点での市町村国保の取り組み状況でございますけれども、この特定健診・特定保健指導に係ります特定健康診査等基本計画をまずつくらなきゃなりません。この計画の策定が大詰めに至っております。もう4月直近でございますので。その計画ができ上がり次第、4月には各市町村、公表をしてまいることにしております。それともう一つは、直接の健診体制でございますけれども、委員おっしゃられますように、各地区の医師会あるいは県の健康づくり協会等々への委託なり協力依頼等々を進めながら、健診体制づくりを今急ピッチで進めているところであります。

○丸山委員 その基本計画は、それぞれ市町村の議会で報告があれば、それで終わりということでしょうか。

○舟田国保・援護課長 市町村の特定健診計画、これは議会に諮る必要はないという計画にはなっております。

○丸山委員 ちなみに、30市町村になったと思うんですが、どれくらい今でき上がったと認識されていらっしゃるでしょうか。

○舟田国保・援護課長 現時点で、ほとんどの市町村がほぼでき上がりつつあるということでお聞きしております。

○丸山委員 できたというのは何市町村ありますか。

○舟田国保・援護課長 2月に私どもと健康増進課共同で各市町村に入りまして、保健所単位なんですけれども、計画策定に係るヒアリングをずっとやってきたところなんですけど、計画が完全にでき上がったというところまではまだ聞き及んでおりません。

○丸山委員 ぜひ、2月の時点で、今約1カ月ぐらいたっていると思いますので、この計画ができないと前に進まないということになると、どんどんおくれていくほどこの制度が進まないというふうになってしまって、この制度ができないと今度はまた実際現場で働くマンパワーの方たちも混乱をするというふうに思っておりますので、できる限り技術的指導等はやっていただくようお願いをしたいというふうに思っております。また、5年後のペナルティーという話もありますので、それもしっかり認識しながら、もちろん担当者はわかっていますけれども、この前、補正のときに言いましたけれども、やっぱり受診者である被保険者、一般県民がわかるようなことを、もちろんそういうことで宣伝広告費を見ていらっしゃると思いますが、しっかりとやっていただきたいということを要望させていただこうと思います。

○舟田国保・援護課長 委員のおっしゃるように、万全の体制をもって広報PRに努めながら、健診・保健指導の実施に向けて、私どもも一体となって取り組んでまいりたいと思います。

○高橋委員 今の質疑に関連して、保健指導の

ことは国保・援護課でよろしいですか。ある筋からいろいろ出た予想なんですけど、予想といますか、いわゆる数値、これ以上になったら保健指導の対象ですよというのがありますよね、血圧とか。わかりますか。例えば、わかりやすいのは腹囲ですよ。今までこの数値はどこか出されましたかね。私どもは見ていますかね。

○舟田国保・援護課長 直接細かな数値は恐らくこういった場では公表していないと思います。

○高橋委員 なぜこんなことを聞くかといいますと、数値が何か低目に設定されているというふうに言う方もいらっしゃるんですよ。だから、いわゆる医療費を抑制するために事業が始まるわけなんですけれども、逆にその医療費がかさむんじゃないかというような心配をする側の人もあるわけですよ。いわゆる背景にそういう業界も手ぐすね引いて待っている、そういうことも聞くし、数値を低く設定することによって保健指導のために病院に入ってもらおう。だから、本来治療が必要ない人が病院に行かざるを得ないような誘導にならざるを得ないんじゃないかというコメントを見たことがあるんですよ。そういう見解はどうでしょうか。

○舟田国保・援護課長 今、委員のおっしゃったところで、私どもが聞く限りでは、例えば腹囲、男性が85センチ以上、女性が90センチ以上という基準がございますけれども、これにつきまして、学識経験者等からこの数値はちょっと甘いんじゃないのかなというような報道もされておりましたけれども、厚生労働省におきましては、これはきちっと国で決めた基準であるし、いろんな関係機関等とも調整の上での数値

であるというようなことで、今示されております数値で推進していくというようなことはお聞きしておりますけれども、その他の数値につきましては、ちょっと詳細は聞き及んでおりません。

○高橋委員 今の腹囲の甘いというのは、厳しいという意味ですよね。そういう意味でとらえていいんですよね。

○舟田国保・援護課長 そういうことでございます。

○高橋委員 数値の資料をまた別の機会にいただけるとよろしいんですが、資料要求でいいですかね。

○舟田国保・援護課長 後日提供したいと思っております。

○高橋委員 後期高齢者医療の関係で、先ほどの保険料未納関係の質疑もありましたが、いわゆる普通徴収になる方は、年金が少額の方、たしか年18万円でしたかね、これ以下の方がたしか対象になっていたと思うんですけれども、それともう1点、私はリスクを勘案しないかんの、年金担保の方は普通徴収になるでしょう。年金担保で、いわゆる年金がストップされている方。それはこのリスクの98.6%の中に含まれているんですか。

○舟田国保・援護課長 この中には想定しておりません。

○高橋委員 いろんな事情があって年金担保、これは本人がしない場合もあるんですけど、本人じゃないとだめなんですけど、いろいろとそういう方々が結構いらっしゃるんですよね。そこも想定して未納対策はやらないと、いろいろ厳しい面があると思うんですよ。その18万、いわゆる普通徴収できない人は、年金の金額がすごく、月1万何がしですよね。こういう人たちが

が生活できるはずがない。また、保険料納められることも厳しいと思うんですよ。そうなる、保険料を納めることができないから、本会議でも質問に至ったように、期限つきとかいうふうになっちゃうわけでしょう。資格証明でしたっけ。それになっちゃうわけでしょう。その人たちはどうすればいいですかね。その払えない人、払いたくても払えない人。

○舟田国保・援護課長 委員が今まさにおっしゃったように、保険料、納期から1年経過後にどうしても払えないという方につきましては、そういった短期保険証、あるいはその他特別な事情がない限り資格証明書を発行することができるという規定がございます。ただ、それに至りますまでに、生計状況、家庭の状況あるいは納付相談等々を行う中で、まさに無機質に機械的に交付するんじゃなくて、被保険者との接触の中でいい方法を極力見つけ出していききたいというふうには考えております。

○高橋委員 資格証明書は、これは発行は安易にできるんですよね。できるが、しかし本人にとって10割ですよね。これは払えるはずがないんですよね。資格証明書って本当に機械的なことの作業であって、これではいわゆる根本的なところは解決できないんです。いろいろと質問があって、核心を得た答弁を今までいただいていないと思うんですが、後期高齢者医療制度、国のほうで先延ばしになってはいますけれども、中身のほうは、減免とかそういうことは私ちょっと記憶にないんですけど、何かそういう措置をまず、ないですかね。

○舟田国保・援護課長 後期高齢者医療制度につきましても、低所得者等につきましては、7割、5割、2割といった軽減措置がございます。

○高橋委員 軽減措置があるということで、全くゼロになる人というのは、いわゆる保護世帯はゼロでしょうけど、それ以外の人は何らかの保険料を払いますよね。だから、払えない人は、もうあとはセーフティネットは生活扶助ということで、生活保護世帯ということで救っていただけるということなんです。

○舟田国保・援護課長 もちろんそういった場合、どうしても払えない方がいらっしゃる場合は、生活保護受給も一つの検討ということで、いろいろ相談は受けてまいりたいと思っております。

○高橋委員 介護の関係でお尋ねなんですけど、いろいろと介護サービス、いわゆる介護保険料のいろんな改正に伴って、サービスがいろいろと低下したという話も聞いたりするものですから、介護の苦情処理の機関がありますよね。県にもあると思うんですが、19年度で何件上がってきましたか。

○畝原高齢者対策課長 今現在で9件だったと思いますが、大体年間に10件前後上がってきております。

○高橋委員 私は物すごく少ないと思うんですよ。これは市町村が上げないと、たしか上がってこない代物ですがね。

○畝原高齢者対策課長 おっしゃるように、保険者は市町村ですので、まず御不満がある方は市町村の窓口に行っていていろいろと話をされると思うんです。その時点で納得されたか納得されなかったか、ちょっと私ども把握できていませんが、いずれにしても、その時点で納得をされない方が県のほうの審査会上げてくると。その件数が、保険制度が始まって以来、大体多いときには10数件、少ないときは1けたということで推移してきています。

○高橋委員 私が実際に窓口で仕事をしている人間じゃないから、いろいろと信用してもらえるかどうかわかりませんが、市町村レベルで、いわゆる窓口で抑えている部分も結構あるというふうに聞くんですよ。首かしげられてもいいんですけど。それともう一つは、本当に介護サービスで困っている人たちの苦情が、行政のところに届いているかどうかなんです。例えば、苦情処理委員会のメンバーはどういう方々になってますか。

○畝原高齢者対策課長 学識経験者の方とか保健所の方とか、民間では、被保険者代表としましては、老人クラブの役員の方、地域婦人会の方、社会保険労務士、それから、市町村代表として市長会の事務局長さん、町村会代表として川南の副町長さん、同じく町村会代表として美郷町の副町長さん、あと公益代表委員としましては家庭裁判所の調停委員の方、それから県の職員というふうになっております。

○高橋委員 メンバーの方々はその方々でいいと私は思うんですよ。例えば、実際にそういう介護サービスを受けていらっしゃる方々が、その環境下に置かれている方々、例えば老人クラブですか、聞くところによると、なかなか意見を言いなさんということも聞いたりするんですよ。もう行政で指導して行って、ほとんど発言されない。例えば地域婦人会にしても今、組織率は恐らく相当低いと思うんですよ。でもこれは県の代表で入っていらっしゃるわけですよ。私、この人たちが悪いというんじゃないですよ。この人たちはこれでいいと思うんですよ。この苦情処理委員会の中に、私、公募で入れてもいいのになと思ったりするものですから、そういうところの検討はなされないものなんですかね。

○畝原高齢者対策課長 公募委員を入れるかどうかという検討は、今までした経緯はございませんが、私ども今、委員がおっしゃるような形で、市町村の現場を知ろうということで、毎年職員のほうが、去年は全市町村回りましたが、介護保険の担当の方と大体1日ぐらいかけていろんな分析をした上で、そういう相談等、例えば苦情の問題等々も含めて、市町村と情報交換をするようには努めております。

○高橋委員 広くいろいろと意見を聞くということは大事なことだと思いますので、機械的に充て職といいましょうか、いろんな委員会がありますけれども、今しかし公募制ということで、いろんな審議会とか協議会、委員会に入れていますよね。ぜひそういう検討も今後していただくといいのかなと思います。

○畝原高齢者対策課長 それと、先ほど私の説明、先ほどの県に上がってくるのは、例えば介護認定ですね。例えば要介護1が今度要支援になったとか、あるいはそういうのが上がってくる件数でございまして、それとは別途にサービスの内容、例えば十分サービスをしてもらえないとか、そういう苦情処理は県の国保連合会のほうに行くようなルートになっております。医療費の支払い等も担当していますが、国保連合会のほうで、いろんな苦情で、当然その事業所のほうにまず申し立てる、あるいは申し立てられない場合もあるかもしれませんが、なかなか解決しない場合に上がってくるというのを国保連が受けておまして、これが19年度でいきますと約200件ほど上がってきております。これは対応が悪いとかケアプランが十分じゃないんじゃないとか、そういうふうなサービスの内容についての苦情が200件程度上がってきております。

○高橋委員 いろいろとさっきから繰り返しますが、とにかく県民の意見をしっかりと聞くということが大事ですので、よろしく願いしたいということと、先ほどの後期高齢者の仕組みもそうなんですけれども、いろんな説明を県民にして理解を求めるわけなんですけれども、市町村によって濃淡があるような気がするんですよね。一般的には市内回覧で、回覧板で回して周知するというのが一般的だと思うんですよ。なかなかわからないんですよ、見る人は。だから、本来であれば、行政が出向いて制度の周知徹底を図るべきだと。日南市はやっているみたいです。そういう状況はどうか。例えばこの後期高齢者の制度の周知徹底。

○舟田国保・援護課長 後期高齢者医療制度、周知PRにつきましては、いろんなテレビ、新聞媒体等を利用しながら周知に努めていますし、今委員がおっしゃるように、各市町村においては、地区ごとの座談会的なもの、そういったものを地区ごとに日にちをつくってやっているというふうにも聞いております。そういうふうなことを含めまして、周知にはさらに強力に努めてまいりたいと思っております。

○高橋委員 いろいろと大変でしょうけれども、県内の30市町村の動向をしっかりと把握していただいて、県で指導できる部分は指導を徹底していただきたいと思います。以上です。

○前屋敷委員 私もこの後期高齢者医療制度に関連してなんですけど、直接県は事業主体ではないんですよ。それで今、御説明もありましたけど、これまでの老人医療費に係る分をやはり同額程度支出するという関係になりまして、広域連合と市町村が主体になるということなんですけど、しかし、この制度に県がかかわれないということはないということで、本会議でも御

答弁をいただいたところで、今るる心配されることがたくさん出てきているものですから、そういう点では、県が問題解決の任に当たることも多くなるんじゃないかというふうに思っているところなんです。ぜひそういう役割を果たしていただきたいというふうに思っているんですが、まずこの制度そのものについて、部長のお考えがありましたら聞かせていただけると。

○宮本福祉保健部長 これにつきましては、老人医療費が先ほどもありましたように、本県の場合ですと総医療費の*6割、それを、その医療の保険制度を長期的にといいますか、これからも安定的に維持していくためには、今までの老人保健制度プラスいわゆる75歳以上の方にも保険料を負担していただいて、保険制度の維持・継続といいますか、それを図りたいというのがもともとの発想だと思います。おっしゃるように、新たに保険料を負担する方が出てくるわけですが、これにつきましては、先ほどもちょっと説明がありましたが、低所得者につきましては、保険料の軽減措置があるというようなことで、そういうセーフティネットというか、そういうものはある程度配慮がされていると思います。失礼しました。総医療費の45%が老人医療費ということでございます。そういうことで、これからも医療費がふえていく中で、ゼロ負担ではなかなかやっていけないんじゃないかということで考えております。医療の内容そのものは、従前の老人医療費と変わらないと思いますので、あとは、先ほどから出ておりますように、高齢者になる前の健康の維持、これが医療費の抑制については非常に大事なことだろうと思います。私もどっちかという和生活習慣病の塊みたいなんです、私はもうちょっと

手おくれかもしれませんが、40代からの特定健診・特定保健指導、これをやはり徹底していくことが重要だろうと思っています。

○前屋敷委員 まさに今、部長が言われたように、国が医療費の総枠をどう抑えるかというところに大きな問題があって、新たな負担が強いられる方が出てくると、部長も言われたとおりなんです。予防医療を徹底して、そして医療費の総額を減らすという点では、健診あたりを若い世代から徹底していくということは、確かに必要なことだというふうに私も思います。そして、元気で長生きできる国民をふやすというのが医療費総額を減らすということですが、しかし、75歳になったから急に新たな医療費の負担がふえたり、今まで受けていた医療が受けられなかったりとかいう本当に冷たい仕打ちが及んできて、この話をすると、高齢者の方々、泣かれる方々、実際いらっしゃるんですよ。これまで自分たちは頑張ってきたんですけど、この年になってどうしてこういう状況に置かれるのかと言われると、こちらも返す言葉がないという場面に遭遇するんですけど、実際、制度実施を前にして、いろいろ政府も手直しをしたということは、やはり制度そのものに無理があるということを実質政府のほうも認めたことになるんだらうというふうに思うんですけど、ですから、この制度が4月1日ということでスタートしようとしていますけれども、今からさまざま出てくるであろういろんな課題を県がしっかり受けとめていただいて、保険料を滞納した場合に、保険証が取り上げられたり医療が受けられなかったりということに遭遇されるという問題も今出されましたけれども、そういった場合に、課長も言われまし

※このページ左段に訂正発言あり

たけど、機械的にそういうものを取り上げるんじゃないなくて、丁寧な指導でどうしたらそれを防げるかというところに県も一緒に心を砕いて、財政措置も必要なこともあるかもしれませんが、そういうところの問題をしっかりと県も責任ある立場で受けとめていただきたいということをまずお話ししたいと思います。

そして、ちょっと資料の要求ですけれども、広域連合が予算化もされていらっしゃると思うんですけれども、そういった予算の内容だとか分かるものとか、あと条例あたりも出されていると思うんですけれども、そういう資料がありましたら、ぜひ私どもにも提供していただいて、どういう中身でどういうふうに進めていくのかというあたりもしっかり勉強させていただきたいと思いますので、お願いしたいというふうに思います。

それと、続いて、国民健康保険の助成のところですが、139ページ、ここで保険基盤安定事業ですが、昨年ずっと、私もちょっと数字の積算が間違っているのかもしれないんですけど、昨年度と比較してかなり減額されているのと、それから7番の財政調整交付金、これも減額になっているんですが、この高齢者医療とのかかわりがあるんですか。その辺の関係がわかれば教えてください。

○舟田国保・援護課長 先ほどの広域連合の予算の内容と条例の提供ということでございますけれども、この点につきましては、広域連合に私どものほうから御相談して対応ということになろうかと思っておりますので、この場所で即答できかねますので、御了承いただきたいと思っております。

それと、139ページの国民健康保険助成費の保険基盤安定事業39億円余の1件でございますけ

れども、委員おっしゃるように、これは先週の補正予算案のときでも減額をお願いしております、当初予算に比べますと約11億円程度の減額になっております。その主な要因は、委員おっしゃられましたように、75歳以上の国保の被保険者、後期高齢者の15万2,000人のうちの約85%、これが国保老人という国保の加入者でございます、12万6,000人程度が国保から離脱いたします。この方々に係るまず軽減、保険基盤の低所得者への軽減分が減じられるというのが一つ大きな要因としてございます。それと、19年度の予算積算に当たりまして、19年度の補正を通じまして、さらに積算の精査を深めたということでこの額になってきたところでございます。

もう一つ、都道府県財政調整交付金でございますけれども、これは16年度までは国が定率の40%の助成、そして10%の財政調整交付金を持っていたんですけれども、17年度からいわゆる三位一体改革に基づきまして、都道府県に全体の7%の調整交付金を担えということで、税源移譲に伴います都道府県の財政調整交付金が創設されたということにつながってきているわけなんですけれども、したがって、この分につきましては、国がいわゆる定率の国庫負担で賄っていた分ということで、国で積算されまして、今年度の予算措置が通知されております。それに基づきまして、53億5,000万という措置をしたところでございます。

○前屋敷委員 ありがとうございます。なかなかちょっと中身が難しいですね。済みません。

それで続けてですが、ここの6番の広域化等支援事業、この中身を、前年度と同額で上がっているんですが、ちょっと私もどういうものかわかりませんので教えてください。

○舟田国保・援護課長 国民健康保険広域化等支援事業1億22万5,000円でございますけれども、これは国民健康保険事業の広域化及び財政の安定化に資するために、県に国民健康保険広域化等支援基金を設けておりますけれども、この基金から、市町村が広域化を図ろう、あるいは一時的に国保財政に支障が出たというような場合に、ここから貸し付ける事業でございます。前者を保険財政広域化支援事業、そして一時的な赤字補てんをするために借り入れをする保険財政自立支援事業という2つの事業で仕組んでおりますけれども、前年、借り受け申し込みが全くなかったということでありまして、本年度も同額の予算措置をしたところでございます。

○前屋敷委員 ありがとうございます。

次に、高齢者対策課に聞きたいんですけれども、介護保険対策費にかかわってくると思うんですが、予防給付が導入になって、要介護1から5あるんですが、認定の結果、それが要支援に変わってくると、そういうことが行われてきた状況があるんですが、1年前と比べて、要介護1から5の人数、それから認定の結果、新たに要支援になった、健康になったといいますか、そういう数値がわかりますか。

○畝原高齢者対策課長 まず、18年度に要支援2というのができたんですけれども、18年のときが、要支援1、要支援2、それから経過的要介護——これは要介護1の方が再度認定を受けるときに要支援2になるかどうかということ、それまでは経過的要介護となっているんですが——これを合計しますと、小さい数字ですけど1万319人です。これが19年4月になりましたら、1万1,390人ということで、600人ほどふえております。要支援1、要支援2、経過的要介

護を合計した数字が600人ほどふえております。

○前屋敷委員 このあたりのところから、いろいろサービスの苦情などが発生するといいますか、この要支援1・2に変わった時点で、それまで受けられていたサービスの内容が変わることが実際あるわけですね。そういったところをどうしていくかということなんですが、やはり要介護1、それから要支援1・2の境あたりが非常に認定が難しい状況があって、御本人の理解のもとにそこをきちっとしないと、機械的にはやるべきじゃないなというふうに私は思っているんですけれども、その認定に当たっては、どういうふうな、御本人や御家族の方もいらっしゃるでしょうけど、その辺の理解は十分得られているんですかね。

○畝原高齢者対策課長 確かにこの制度ができたときに、要支援からすぐ今までは要介護1になっていましたので、限度額も相当上がるんですね。10万近く上がったと思うんですが、今回要支援2というのができましたので、その中間の金額が出てきましたから、限度額からいうとちょっと下がる方も出てくるわけですね。ただ、今までは要支援からすぐ要介護に飛んでいたんですけど、それを再区分けしたということで理解していただいているというのが一点ございます。ただ、どうしても今までもらえていたのにもらえなかったという単純な比較からして、不満があるのは私ども承知しておりますが、少なくとも、県の先ほど高橋委員がおっしゃいました不満の件、そちらには、そのことだけに関して言いますと、1けた内ぐらいしか上がってきていなかったようでございます。それは恐らく、現場での事業者の方とかケアマネの方々の御苦勞があったのではないかなというふうに思います。

○緒嶋委員 145ページ、老人クラブに対する支援4,899万8,000円、これは国、市町村、県の補助金を合計した額がこれだけということですか。

○畝原高齢者対策課長 これは括弧書きにございますように、国、県、市町村がそれぞれ3分の1負担をするということで、4,899万8,000円は3分の2の相当額になっております。

○緒嶋委員 これは、国と県の分ということになるわけですか。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりです。市町村はこの3分の1分をプラスします。

○緒嶋委員 そうすると、最終的には、この金は市町村のほうに入って、市町村から老人クラブに対しては支援されるということですか。

○畝原高齢者対策課長 国、県の補助金を単純に割りますと、1クラブ当たり4万5,600円になります。これにさらに3分の1相当分を市町村が乗せますので、各老人クラブには年間で6万7,000円かそこら、ちょっと計算しなくちゃあれなんですけど、少なくとも4万5,600円が国、県、半分ずつということでございます。

○緒嶋委員 何か老人クラブの皆さんに言うと、この支援が少ないと言う人が多いとですよ。これは特に県単と後に書いてありますが、これはどういう意味ですか。

○畝原高齢者対策課長 これは老人クラブの活動費そのものは、助成金そのものは補助が出ていますが、県の老人クラブ連合会のほうの職員の支援とか、そういうのは県単で行っておりますので、老人クラブの活動そのものに対する事業は、国からも補助が来ているということでございます。

○緒嶋委員 それと、超高齢社会対策費、超高齢社会というこれは何か定義があるわけですか。

か。

○畝原高齢者対策課長 定義はしっかりしたものはございませんが、高齢化率が20%超すと超高齢社会と一般的に言われていまして、我が県は24.7%、はるかに超をさらに超しているという状態ですが、一応定義はございません。高齢化もそうなんですけれども、14%というのも具体的に何か定義されたものじゃないんですが、国連あたりで言っているのが出てきているということでございます。

○緒嶋委員 名前が後期高齢者とか、そのときそのときで老人を勝手にランクづけを変えらるというのも、これも差別じゃないかという気もせんでもないわけですが。その中で、先ほど出ました例の後期高齢者の問題ですけど、やはりこれは後期高齢者の個人に対して、年金とか収入に対してだけの、家族全体の所得に対する負担金ということじゃないわけですね、一人一人見た場合は。いわば後期高齢者の保険料ですね。

○舟田国保・援護課長 75歳以上のいわゆる後期高齢者対象者1人ずつに保険料が賦課されます。

○緒嶋委員 そういうことで、ひとり暮らしの人は、所得が少ない人は大変だと思うんですが、家族としての高齢者で75歳以上の人であれば、家族全体の理解がないと、私は滞納とかいろいろ出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういう意味では、周知徹底がぜひ必要ではあるし、逆に国保なんかに入っている人は、75歳以上の方は国保の今度は健康保険のカウントにはならんわけですか。その仕組みはどうなるんですか。

○舟田国保・援護課長 後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の方が自動的に誕生日をもってその日から後期高齢者医療制度の被保険

者となります。だから、今までは国民健康保険だとかあるいはその他の健康保険組合、いわゆる社会保険に加入していた方々が離脱いたします。そして、後期高齢者医療制度の被保険者となるということでございます。そういった流れの中で、委員がおっしゃるような懸念も多々出てこようかと思えます。例えば、だんなさんが75歳で後期高齢者になられた。奥様が72歳でまだ国保の被保険者だというようなケース、ままでございます。そういった場合には、奥様のほうは引き続き国保の被保険者でございますので、この際は経過措置ということで、国保の被保険者につきましても保険料の軽減等々の経過措置がございまして、そのまま軽減も実施されるというようなことで、今回の新たな制度施行に伴いまして、種々そういった軽減、経過措置は実施していくということになっております。

○緒嶋委員 そういうことであれば、一般的に心配されるのは、そういう後期高齢者がランクづけの人がおれば、全体として今までの国保よりも、家族として見れば、保険料が高くなるんじゃないかとか、いろいろ言われる人がおるとですが、それは人にもよりけりだろうけど、一般的に言った場合は、余り変わらんというふうに見ていいですかね、どうですかね。

○舟田国保・援護課長 私どもが見込んでいる限りは、国保の被保険者であった場合とさほど、保険料に差額が出てくると、要するに高負担になってくるということまでは見込んでおりません。ただ、委員がおっしゃるように、夫婦ともにそれぞれ収入がかなり高い方、いらっしゃると思えますので、その方々につきましては、後期高齢者医療制度保険料、限度額50万というのがございますので、限度いっぱい50万が賦課される可能性もあるということでございます。

ます。

○緒嶋委員 その限度いっぱいの50万に該当する所得というか、それはどのくらいの所得になるんですか。

○舟田国保・援護課長 ちょっとお待ちください。

○畝原高齢者対策課長 この間に、先ほどの緒嶋委員の質問にちょっと補足をさせていただきますが、老人クラブの支援で県単というのが入っているということでございますけど、これは老人クラブが例えばその地域の子供たちの安全を守るとか、いろんな先駆的な、モデル的な取り組みをする場合に、1クラブ当たり、別途ですけれども、20万円助成するという制度を県単でつくっております。これが19年度で言いますと16市町村の67クラブ、ただ、これは2年間を限度ということで、引き続きそれを誘い水にして、あとはやっていただくということで取り組むように、一つは、非常に最近、加入率も低くなっておりますので、そういう地域に見える活動をしていただくということで、県単で老人クラブ活性化推進事業ということで、この分が県単に入っております。予算費では380万になります。

○緒嶋委員 それは、市町村単位じゃなくて、地域のクラブ単位になるわけですね。

○畝原高齢者対策課長 1クラブ当たりでございます。

○徳重委員 元気老人をつくるということは、これから大きな課題だと思うんですね。高齢者はどんどんふえていくわけですが、そういう中で後期高齢者もふえてくるということを考えますときに、いかに元気な高齢者をつくらせていくかということになりますと、なかなか個々には難しい問題だと思うわけで、やはり組織という

か末端の老人クラブの育成というのは欠かせないんじゃないかと。年々組織率も減ってきているとよく言われるし、加入者も少なくなってきたと、クラブ数も少なくなってきたということで、どうも各市町村でもそうですが、末端でもなかなか手が打たれないというんですか、ほったらかしているというか、そのままにしているような感じさえするんですよ。どこかがやはり中心になって、みんなで健康を守るために何かをしようじゃないかとかいうような形で、そういった啓発運動というか、そういったものをしていかないと、本当になくなると言っても過言ではないと思います。昔、青年団がありました、ああいう若い人たちでさえなくなると、こう言われますけれども、若い人はそれなりのいろんなグループや組織ができるんですね。職場もあります。ところが、高齢者になりますと、うちにおるかテレビを見るかだということになっちゃうわけですね。それを引き出すということは非常に大事なことだと。地域のコミュニティー、公民館活動もどんどん積極的に取り組まれておりまして、そういう場所はあるわけですね。それをいかに引き出すかということですが、その点についての課長の考え方を。

○畝原高齢者対策課長 私ども、加入率が20%、60歳以上で見るからちょっと低いんですが、65歳で見ると25%ぐらいになるとは思いますけれども、いずれにしても非常に低いことは低いんですが、しかしそうは言うものの、やっぱり7万人という塊というのは非常に大きな形だろうと思いますので、さらにこれをふやしていきたいということで、私ども県の老人クラブ連合会とはいろんな機会あるごとに話をしているんですが、その一つとして、やはりリーダー

になる方がいないとなかなか、例えば表現は悪いんですが、子供たちの遊び場を取り上げてゲートボールだけしてるじゃないかという批判も耳に入ります。そうじゃなく、それももちろん悪いことじゃないと思うんですが、地域に奉仕、もともと老人クラブの課題は、奉仕、健康、それから友愛という3つが大きなスローガンになっています。友愛というのは、ひとり暮らしの方にみんなで訪ねていってお茶でも飲んでという、外に出そうという、この三本柱で老人クラブはやってきているんですが、それを引っ張るその核となる方がいらっしやらないと、どうもくしの歯が抜けるようにメンバーが少なくなっていく。あるいは、入ろうと思うと、すぐ会長をやってくれという役が来るから逃げるとかいう話もありまして、これは老人クラブに限らないと思うんですが、PTAもそうだと思うんですけども、グループをまとめる方がいらっしやらないと、なかなか長続きはしないということで、今、特に力を入れていますのはリーダーの研修ですね。それから、婦人部と言っていいかどうかわかりませんが、老人クラブはまだ一応婦人部と言っていますが、女性がやっぱり多いものですから、女性の方々の活用というか、そういうふうなことを今、老人クラブ連合会のほうとも話をしているところでございます。ですから、研修なり、地域でのリーダーになる方々、それから老人クラブだけの集まりにしまうと、どうしても地域から浮いてしまうということもありますので、先ほど話が出ましたように、青年団ですとか、私どもが一番いいのは、やっぱり学校の登下校の見守り、子供たちとの触れ合いということから、三世代交流も含めて、そういうふうな地域に見えるような老人クラブ活動をということで今話

をしているところでございます。

○徳重委員 それが今日までどんどんされてきたということですね。今おっしゃるように、リーダーが必要だということであれば、そのリーダー研修を、リーダーを育成するためにどうすればいいのかと。これはやっぱり行政が考えてくれなければ、末端でどうすることもできないんじゃないかと。行きたくても行けない。強制的にと言ったら過ぎるかもしれませんが、地域に、公民館長さんなりそういった地域のリーダーの方に相談すれば、この人とこの人はリーダーになれる人だよというのはわかるんですね、地域では。そういった人たちを個別にでも引き出して研修をしていくという、そして、組織をつくったらこれだけのことが支援できるよと、ある程度それをバックアップするような組織を、あるいはそういった指導者が働けるように、そういう環境づくりを支援をしていく、ただ、今さっき出ました4万5,600円やりますよというだけじゃなくて、もう少し思い切った、こういうことをしていただければ、これだけのことはしてあげますよというぐらいの後ろ盾、支援がないと、なかなか行けないと。ただ、リーダーを指導するだけではいけないんじゃないかなと。やっぱり両面から支援をしていくような体制でやっていくことが、ひいては全体的な盛り上がりになって、健康増進にもつながってくるし、医療費の節減にもつながってくると、こう思うわけで、そういう意味で、リーダーが必要だというだけではいけないと思いますが、いかがでしょうか。そういう体制ができていますか。

○畝原高齢者対策課長 私ども、例えば研修に限って言いますと、リーダーの方々、泊まり込みで1泊2日の研修等も、私ども県と老人クラ

ブ联合会と一緒にやっておりまして、それから、バックアップするという意味では、資金面、先ほど緒嶋委員の質問に対してお答えしましたが、資金面ということでは、通常ほかの老人クラブではないような活動をしているところには、1クラブ当たり別途20万円の助成を出すということで、それを活性化の誘い水といいますか、例えば何かしようとする、どうしてもそこに道具が要るとか、例えば子供の安全見守りをするときに旗が要るとか、おそろいのユニフォームをつくろうとか、そういうことが出てくると思うんですが、そういうふうなことで1クラブ当たり20万円ということで、これを一つの老人クラブ活性化のきっかけにはしていきたいというふうに思っております。それから、県老人クラブ連合会にも活動推進員というのが2名いるんですが、この推進員が市町村に出向いて行って、市町村のほうと話をしたりしている状況でございますので、私どもも一緒にやって、いかに老人クラブが活性化できるということは知恵を絞っていきたいというふうに思っております。

○徳重委員 最後でいいんですが、とにかく周知徹底がされていないんじゃないかというような気がしてならないんですね。もう少し徹底して、そういった人たち、リーダーを引き上げるような啓蒙・啓発というものを徹底してほしいなど。これに県なりあるいは市町村の職員の方が一軒一軒戸別訪問してでも、そういったリーダーの方の説得を、こういった形で研修会もします、こういう形で支援もありますということを個別にしっかりそういうリーダーの方に話をしていくと、ああそうなど、それならおれも勉強してみんなと一緒にやっぺいこうということになるんじゃないかと。ただ、こういうの

がありますよという程度では、なかなか行動にまで移ってこないんじゃないかという気がしますので、あえて申し上げたところです。よろしくお願いいたします。

○舟田国保・援護課長 先ほどの緒嶋委員の御質問ですけれども、その前にちょっと補足をさせていただきたいんですけれども、現在の国保の保険料も、75歳未満の方でも高額な所得の方は限度額いっぱいまで課税されているという現状がございますので、御理解いただきたいと思います。それと、先ほどの委員の御質問は、今回の後期高齢者医療制度に係る保険料の超過者はどのくらいかという御質問でよろしくございますでしょうか。

○緒嶋委員 超過者の数よりも、その人がどれだけだけの所得があれば最高の負担になるのかという。

○舟田国保・援護課長 今、広域連合の資料で分析しましたところ、限度額50万になる方の所得は、約575万円程度以上の方が超過、限度額いっぱいになるかと思えます。

○緒嶋委員 それは年収ですか。所得とまたちょっと…。

○舟田国保・援護課長 済みません。所得額でございます。年金から基礎控除等々を引きまして、課税所得、所得額です。

○緒嶋委員 ついでと言うとあれですが、そういう該当する人はどのくらいと想定されているんですか。

○舟田国保・援護課長 資料で見ます限り、約15万2,000人が対象者でございますけれども、そのうちの約1,200名、パーセンテージで0.82%程度の方が超過額ということで算定されております。

○緒嶋委員 ついでと言うとあれですが、これ

とプラス、今度は介護保険料がまた別にあれですわね。その絡みはどうなるんですかね。介護保険料と後期高齢者との関係。

○舟田国保・援護課長 今回の後期高齢者医療保険料と介護保険料、合わせて賦課されるということになります。それで、先ほどの年金18万以上の方で、合わせて2分の1以上、年金から天引きになる方につきましては、後期高齢者の分は普通徴収ということで、介護保険料は引き続き天引きという形で徴収されていくことになります。

○緒嶋委員 その場合、今度は所得の絡み、それはどうなるんですかね。限度額とか、介護保険も、トータルとしては、2つとも50万負担しろということになると、100万負担せないかというようなことになるのか、どうなるんですかね。

○畝原高齢者対策課長 私、まだ介護保険料と後期高齢者の勉強不足で、今ちょっと即答しかねるんですが、後ほどまた確認したいと思います。

○十屋委員長 総括のときに整理していただけますか。両方にまたがることだと思いますので。

○畝原高齢者対策課長 そのようにさせていただきます。

○新見委員 また後期高齢者医療制度についてお伺いしたいんですが、今回の新しい制度で問題になったのが、被用者保険の被扶養者が保険料を納めないといけないという問題がありますよね。これについては、当初は2年間は均等割の5割という話でいっていたのが、急激な激変を緩和するために、20年度1年間に限っては、半年は保険料なし、それ以降、半年は9割軽減ということで、常に流動的なところがあると思

います。この制度の運営は広域連合がやるということなんです、私、この広域連合の構成がようわからんとですよ。何名ぐらいの体制で、どういった方たちが広域連合に行かれて、この複雑・多岐な仕事をやられていくのか、この組織体制、何名ぐらいでやられるか、ちょっと教えてください。

○舟田国保・援護課長 広域連合でございますけれども、昨年3月30日付で正式に成立しまして、現在、事務局職員が23名で、ことしの4月からの制度施行に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。職員の構成は、市町村、県、町村会及び国保連合会からの職員で構成されております。そのほか、広域連合には執行機関と議会が置かれることになっておりまして、執行機関には今の事務局職員のほかに広域連合長と副連合長の2人、そして議会には定数15人での議会が構成されております。

○新見委員 先ほど、前屋敷委員が資料の要求をされましたが、今おっしゃったことをまた資料にまとめていただけますかね。

○舟田国保・援護課長 後ほど提供したいと思っております。

○新見委員 それともう1点、先ほど図師委員が生活福祉資金貸付のことを質問されました。我々も、いろんな方から「どこか安くでお金を貸してくれるところはないやろか」という相談を本当に受けます。「社協がこういった生活福祉資金貸付をやっていますよ」ということを答えると、「あそこはだめ、貸してくれんわ」というのがいっぱい来るんですよ。先ほどの答弁で、19年度の決定が62件と、これは申し込みは何件ぐらいあったんでしょうかね。

○舟田国保・援護課長 ちょっと申し込み件数を今この場で承知しておりません。

○新見委員 それと、先ほどの答弁で、原資が26億ということでした。それに対して19年度が5,800万ちょっとということで、原資の額に比べて決定額はかなり少ないと。確かにこれは金融機関も貸してくれないぎりぎりの方たちが申し込むでしょうから、審査もある程度厳しくしないと焦げつきが発生するというのはよく理解できるんですけど、それでもかなり厳しいなと、わらをもつかむ思いで申し込まれる方々に対して、もうちょっと融資の審査基準が緩やかにできないか、どうでしょうか。

○舟田国保・援護課長 私どもとして、今この場で審査基準等々お答えできかねるんですけども、これについては、資金を活用したい方々を念頭に置いて、県の社協等々ともいろいろ相談をしてみたいと思います。

○新見委員 この原資の運用、これはどんなふうに今されているんですか。

○舟田国保・援護課長 先ほど申し上げましたように、原資残高、今26億円ございまして、これについては平成2年度から原資の積み立てはございません。平成2年度以降、現資金で運用していくということであります。

○新見委員 少し詳しくわかりますか。利率とかどういう状態。

○舟田国保・援護課長 貸付利率は3%であります。あと、無利子の資金というのもございまして、修学資金、療養介護資金は無利子であります。

○新見委員 それは今、貸付利率の話で、ごめんなさい、原資の運用を。

○舟田国保・援護課長 済みません。運用につきましては、ちょっと私どもで今この場で承知しておりません。

○十屋委員長 後ほど報告できますか。

○舟田国保・援護課長 社協のほうに問い合わせまして、資料を入手したいと思います。

○新見委員 これの138ページのデジタル「宮崎の戦争記録継承館」の作成事業、これはホームページ上にこれを載せるということなんですが、19年度に戦争の語り部のDVDをつくられましたが、あれはまたこれに載せるという計画もあるんでしょうかね。

○舟田国保・援護課長 18年度、語り部13人のDVDを作成いたしました。それとはまた別に、この事業は19年度の新規事業として立ち上げておりまして、19年度から20年度の2カ年で進めようという事業であります。1年目は今年度ですけれども、資料の収集とか企画構成等々を行いまして、あと平成20年度の事業費で映像とか音声での視聴ができるようなホームページを作成していこうということであります。

○丸山委員 資料の中の67ページの議案第23号で、ちょっと私も勉強不足なものですから教えていただきたいんですが、69ページにこの公表制度のことが書いてあるんですが、そうしたときに事業者が手数料を払わなくちゃいけないということになっているんですが、情報公表機関がこのような県国民健康保険団体連合会ということなんですが、ここがそれぞれの事業者のところに行って調査をされるということだと思っておりますが、具体的にはどのような調査等をやられていて、その結果が、よくABCランクとか、県土整備部で言うと格付がありますよね。そういうことをやっていらっしゃるんですか。どういうことと思えばいいでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 これは格付とかそういう監査的な評価をするものではございません。一口で言いますと、利用者がじゃ自分はこの施設を利用しよう、どのサービスを利用しよう

とするときに、いろんなサービスをパソコン画面で見れる形にするということでございます。ですから、施設はありのままを出していただくということになります。それと、その調査は、県の社会福祉協議会とこの表の中ほどに指定調査機関と書いてありますが、社会福祉協議会と県医師会を本県が調査機関として指定していません。ここに大体100人、それぞれ60名ぐらいだと思いますが、調査員というのがおります。この調査員がまず介護保険事業者の、これでいきますと、指定情報公表機関というのが国保連合会です。こちらのほうから、今年度こういう形で調査をしますよということで連絡が行きます。それを受けまして、事業者のほうは、基本的な、調査をせずにわかることですね。例えば理事者はだれで職員が何人いて場所はどこでどういうサービスを提供していますというのは、調査せずに当然わかる基本的な事項ということで、これは調査はしません。それは単なる報告をします。さらに今度は、どういうサービスをしていますということで事務所が出しますので、それが実際どのようにされているかということを確認に行くということで、指定調査機関のほうを確認に行きます。確認ができましたら、それを最終的なものを電算に入れて、利用者はパソコン画面で見えていただくという仕組みでございます。ですから、それによって調査機関のほうは、あなたのところはじゃあレストランみたいに三ツ星だ何だというのではなくて、我が社はこういうふうなことをしていますということでの情報公開というんでしょうか、情報公表という制度でございます。

○丸山委員 ちなみに、今の手数料でどれくらいの収益といいますか、県全体では納付された金額というのは総額はどれくらい入っていて、

調査される指定機関にはどれくらい仕事をしてもらった、調査をしてもらったということで支払いをされているのか、お金の流れをちょっとお伺いしたいんですが。

○畝原高齢者対策課長 これは調査機関のほうは手数料だけで運営をしてもらっています。別途システムの開発等は県が出しますが、調査に関しては、調査手数料で運営をするということですが、今、調査機関2カ所ございますけれども、大体今回の手数料で試算をしてみますと2,400万ぐらいの収入になるだろうというふうには計算をしております。当然2,400万ぐらいの支出が必要だということで手数料は設定をしております。その支出のもろもろは当然人件費、約60名ぐらいの調査員が行きますので、その人件費等を含めて大体経費が2,400万要るということで、それから想定をしまして、先ほど申し上げましたが、施設の場合が3万8,000円、居宅サービスの場合が3万3,000円、大体1カ所に、例えば施設の場合には調査がほとんど1日かかります。大体平均して6時間か7時間かかっております。居宅の場合は調査する項目がちょっと少ないものですから、大体4時間から5時間ぐらい、その差が短い分だけ手数料を少し5,000円ほど低くしているということ。ですから、繰り返しますが、社協と医師会それぞれですけれども、大体2,400万ぐらいの収入・支出ということでございます。

○丸山委員 これの2,400万は、一たんは県に入るのではなくて国保連合会に入るとことでよろしいですか。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりです。

○丸山委員 ちなみに、全国的にも同じ統一で値下げをしているということでよろしいでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 金額は若干違いますが、今回2年経過して、国のほうからもそういう通知が来ております。ちょっと高いのではないかという、全国的な傾向として。ということで、ほとんどの県が今回2年経過したと、九州は各県どこもですが、ほぼ同じ額になっております。

○丸山委員 あと、情報公開をやっているということなんですが、どれくらい介護保険を利用する方が見にくられたのか、あとよくわからないのが、公表手数料というのは、この図面ではだれが払うというふうに見ればいいんですか。

○畝原高齢者対策課長 調査を受けた事業所が調査機関にそれぞれ3万3,000円あるいは3万8,000円、それから公表機関に1万円を支払うということでございます。

○丸山委員 もう一回、ちょっとわからなかったんですが。

○畝原高齢者対策課長 69ページの図で言いますと、⑥調査手数料の納付というのがございますが、ここで手数料を払うということです。それと、③で国保連合会のほうに公表の手数料1万円が行く。それから、⑥の調査手数料が3万8,000円、3万3,000円が指定調査機関に入るとのことでございます。

○丸山委員 何か二重取られしているような感じに、事業者からすると、介護保険の事業をやっているところからすると。ちなみに、一般の方のユーザーがインターネットの情報を見に来たというのは年間にどれくらいあったか。

○畝原高齢者対策課長 今年度、大体月平均しますと、細かい数字で言いますと982件、月約1,000件程度、画面からの情報を見ておられると。ですから、これはなかなか一般の方は見る機会が少ないかもしれませんので、地域包括支

援センターですとか、端末があるところはそこで見ていただくということが出来ます。

○丸山委員 この制度ができたのは、目的には悪質なところを排除しようということがあると思っているんですが、2年前に始まった理由をもう一回。

○畝原高齢者対策課長 基本的な理念は、介護保険が始まるまでは措置制度だったんですが、介護保険ができてこれは自由になりましたので、契約になりました。ですから、対等な立場でないと本当は契約は成り立たないんですが、事業者のほうで情報はいっぱい持っていて利用者は少ないということから、少しでも利用者が選択の幅を広げようということからできた制度です。ですから、事業所を評価するというものじゃなくて、どういう施設があるんだろう、どういうサービスをしているんだろうということを選択してもらおうツールとしてできたものということで、正直言いまして、私ども、できたときに果たしてどれくらいこれが利用されるかということは、ちょっと疑念を持っておりました。ですから、今後、私どもこの活用としましては、なかなか個人では端末を持っていらっしゃる高齢者といったらそう多くないだろうというふうに思いますので、ケアマネですとか地域包括支援センターですとかあるいは事業所とか、そういうところ辺でリストアップして見ていただくと、あるいは市町村役場ですとか、そういうふうなことで考えておまして、言うならば、対等な立場で契約をという前提でできたシステムです。

○丸山委員 別件で、145ページの先ほど若干出ました生きがい対策費と在宅老人関係の対策費なんですが、昨年度の予算からしても、2月補正の分からしても、生きがい対策の1億3,000万

ぐらい補正後もあったのが、今回の予算が1億2,000万と。また、在宅老人のほうの予算も、ことしの補正でも1億1,600万、1億2,000万ということで、下がっているんですね。今後、在宅なり生きがいをしっかりやらなくちゃいけないという本来は理念があったはずで、なおかつ高齢化率が高まっていけば、非常に重要な形になっているんですが、それぞれ減額になっている理由をちょっとお伺いしたいと思っているんです。

○畝原高齢者対策課長 まず、生きがい対策のほうの大きいのは、この事業の中で長寿社会推進センター、いわゆる「じゅぴあ」に運営補助していますが、ここから全国ねんりんピックということで140人ぐらいの選手団を派遣します。去年は茨城県でしたが、20年度はお隣の鹿児島県でございまして、経費が約半分に圧縮できます。今年度は飛行機で飛んでということでしたが、今度はバスで行けるということで、そこが非常に大きい要素です。それから、もう一つの在宅老人のほうは、先ほど話が出ました介護サービス情報の公表事業の中で、これはスタートして2年経過しましたが、電算システム等で運営するということから、システム開発の経費等がかかっておりましたが、2年経過してほぼシステムも安定してきたということで、維持メンテナンスだけの経費と、その分が減額されております。

○丸山委員 ちょっと私自身もわからないんですが、特定健診とも若干絡むんですが、と高齢者との絡みで、この特定健診というのは75歳未満ですかね。75歳になったらいわゆる後期高齢者医療制度に移るものですから、もう入らなくなるということだと思っと思うんですが、その75歳以上の健康診断というのは、今後だれがどのよう

な形で見えていく、チェックしていく、喚起していくということになっているのでしょうか。

○舟田国保・援護課長 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度を運用します広域連合が、努力義務ということで特定健康診査を実施していくということになっております。

○丸山委員 それは努力義務というよりも、一番健康、75歳以上の方もしっかりと健康診断等もやってほしいというのが、広域連合でやれば、県が主体的にもうちょっと生き生き元気でいきましょうということをやることが必要だと思っているのですが、その辺の考え方は、努力義務じゃなくて、しっかりやりますよという気持ちがないのでしょうか。

○舟田国保・援護課長 私どもも、広域連合にそういった実施計画がございますので、75歳以上の後期高齢者の方々につきましても、極力そういった特定健診を受診する機会をつくるように、一体となって取り組んでいきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひそういった形でしっかりやっていただきたいというふうに思っておりますので、いずれにしても、この制度が4月から変わるということでもありますので、しっかりとした運営等も含めてやっていただきたいというふうに思っております。

○舟田国保・援護課長 先ほどの新見委員からの生活福祉資金の借り入れ申し込みの件数でございますけれども、62件の5,800万の貸し付けがあったということで先ほど申し上げましたけれども、実際に申請に至ったのは70件ということで、貸し付けに至らなかったものが8件あったという結果が出ております。ただ、実際に申請したのが70件でございますので、相談に来たのは、その実数はちょっとつかんでおりませんけ

れども、相談件数としてはそこそこあったというふうに考えております。

○十屋委員長 それでは、以上をもって、国保・援護課、高齢者対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

高屋医療薬務課長から順次説明をお願いいたします。

○高屋医療薬務課長 それでは、医療薬務課分を御説明いたします。

医療薬務課の関係分は、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の3件でございます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」についてであります。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックスで医療薬務課のところ、129ページをお開きください。

医療薬務課の平成20年度当初予算は、一般会計の左から2つ目の欄ですけれども、総額で12億8,739万8,000円をお願いしております。右端の平成19年度の肉付け後予算額と比べまして、額にして8,112万5,000円の減、率にして約5.9%の減額となっております。

それでは、以下、新規重点事業などの主なものについて御説明をいたします。

131ページをお開きください。

まず、一番下の（事項）看護師等確保対策費 2億8,834万5,000円であります。これは、看護職員等の確保と資質の向上に要する経費であります。

132ページをお願いいたします。

主な事業としましては、2の看護師等確保対策事業の（1）看護師等養成所運営費補助金 1億8,866万5,000円ですが、これは看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、看護師等養成所に対し運営費を補助するものであります。

次に、一番下の（事項）へき地医療対策費 1億7,690万4,000円です。これはへき地医療従事者の確保及びへき地巡回診療、出張診療の実施など、へき地医療の確保に要する経費であります。

主な事業としましては、1の自治医科大学運営費負担金等 1億3,037万8,000円ですが、これは主に自治医科大学に対しまして全国の都道府県が共同で出資している負担金でありまして、将来、へき地医療を担う医師の養成に要する経費であります。

133ページをごらんください。

一番上の（事項）救急医療対策費 5億5,673万9,000円です。これは救急医療体制の整備充実等に要する経費であります。

このうち、1の第二次救急医療体制整備 1億4,929万1,000円ですが、これは休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、当該施設に対し運営費を補助するものであります。

次に、新規事業6の（1）小児科専門医育成確保事業2,292万9,000円及び（2）小児救急拠点病院整備事業3,934万2,000円につきましては、別冊の生活福祉常任委員会資料（当初）で

御説明をいたします。資料の36ページをお願いいたします。

小児科専門医育成確保事業であります。

これは、小児医療の現場を支える医師の安定的な確保を図るため、小児医療の即戦力となり、県内定着が期待される専門研修医に対しまして、研修資金を貸与するほか、症例研究会を実施することによりまして、県内小児科医師の育成確保に取り組むものであります。

2の事業概要をごらんください。

まず、研修資金貸与事業であります。これは、県内で小児科の専門研修を行う研修医に対しまして、月額15万円の研修資金を貸与し、専門研修終了後、県内の小児医療機関に1年間勤務すれば返還を免除するものであります。

次に、症例研究事業であります。これは、大学や県内の小児医療機関が共同で症例についての研究会を実施することによりまして、専門研修の魅力を高め、研修医のさらなる資質の向上を図るものであります。

続きまして、資料の37ページをごらんください。

小児救急拠点病院整備事業であります。

これは、医師修学資金貸与事業や先ほど御説明いたしました新規事業、小児科専門医育成確保事業によりまして、医師の育成確保を図るとともに、県内を3圏域に編成した「こども医療圏」プロジェクトにより、各圏域における体制整備を具体的に検討し、県内の主要な医療機関について、小児重症救急患者を受け入れる拠点病院の整備を進めるものであります。

それでは、恐れ入りますが、先ほどの冊子、平成20年度の歳出予算説明資料の133ページにお戻りください。

上から2番目の（事項）地域医療推進費2,925

万円であります。これは地域医療の推進に要するための経費であります。

このうち、3の医師修学資金貸与事業2,044万6,000円であります。これは医師の地域的偏在や小児科等特定診療科の医師不足等により、医師の安定的な確保が重要な課題となっていることから、県内の定着が期待できる医学生に対し修学資金を貸与するものであります。

また、改善事業5の研修医受入強化事業330万円であります。これは県内外からすぐれた医療技術と指導力を有する講師を招き、指導医を養成するための講習会を開催するとともに、県内の研修病院による説明会を開催することによりまして、県内研修医の確保を図るための経費であります。

次に、(事項)薬事費1,062万2,000円です。これは、医薬品等の製造から流通段階における監視指導及び医薬分業の推進に要する経費であります。

134ページをお願いいたします。

主な事業としましては、2の薬事監視指導費等650万2,000円です。

次に、(事項)血液対策費508万1,000円です。これは、組織献血の推進を通じた血液の安定確保に要する経費であります。

このうち、改善事業5のがんばる献血応援団172万5,000円です。これは少子高齢化の一層の進行に伴いまして、献血を支える献血人口が減少していくことが予想されることから、「がんばる献血応援団」として複数回献血クラブ登録者や献血サポーター事業所を育成し、献血協力者の確保を図るための経費であります。

次に、(事項)毒劇物及び麻薬等指導取締費792万6,000円です。これは、毒物・劇

物、麻薬等の監視指導及び覚せい剤等の薬物乱用防止に要する経費であります。

このうち、2の薬物乱用防止推進事業446万7,000円です。これは県民に対しまして薬物乱用防止の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭キャンペーン等を行うための経費であります。

一般会計予算の説明については以上でございます。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

お手元の生活福祉常任委員会資料(当初)の65ページをお願いいたします。

まず、1の改正の理由であります。薬事法の一部改正により、一般用医薬品いわゆる大衆薬を販売する新たな仕組みが創設されたことに伴い、登録販売者試験手数料及び販売従事者登録申請手数料を新設するため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の概要であります。一般用医薬品の販売に従事しようとする者が、それに必要な資質を有することを確認するため、知事が行う試験の受験手数料を定めるとともに、その合格者が販売に従事する際の登録手数料等を新設するものであります。

具体的には、下にお示ししております新旧対照表の左の欄をごらんください。別表第二(第三条関係)であります。条例番号二百二十三の二、登録販売者試験手数料、二百二十三の三、販売従事登録申請手数料、二百二十三の十五、販売従事登録証の書換え交付手数料、二百二十三の十六、販売従事登録証の再交付手数料を追加するものであります。

なお、手数料額につきましては、申請に要す

る事務処理経費を積算するとともに、九州各県の動向を参考にしております。

施行期日であります、平成20年4月1日としております。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります、医師等医療従事者の免許にかかわる申請等の受理に関する事務につきまして、住民の利便性の向上等の観点から、取り扱いを希望する宮崎市に権限移譲するものであります。

次に、2の改正の概要であります、(1)から(11)にあります医療従事者の免許にかかわる申請等の受理に関する事務を、宮崎市に移譲する事務として規定するものであります。

施行期日であります、平成20年7月1日としております。

医療薬務課分については以上でございます。

○柏田衛生管理課課長補佐 続きまして、衛生管理課分を御説明いたします。

衛生管理課関係分につきましては、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」の1件でございます。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックスで衛生管理課のところ、169ページをお開きください。

衛生管理課の平成20年度当初予算は、一般会計の左から2つ目の欄でございますけれども、総額で14億7,347万円をお願いいたしております。平成19年度の肉付け後予算額は、一番右側の現計予算額から9月補正の360万円を差し引きました15億1,000万でありますので、前年度の比較につきましては、額にして2,653万1,000円の

減、率にいたしまして約1.8%の減となっております。

それでは、以下、新規重点事業等の主なものにつきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、171ページをお願いいたします。

まず、最初の(事項)動物管理費1億6,854万円でございます。これは、狂犬病予防法並びに野犬などによる被害発生防止、動物愛護等に要する経費であります。

まず、2の犬の捕獲抑留及び処分業務委託費の1億2,141万3,000円ですが、これは犬の捕獲抑留等の宮崎県公衆衛生センターへの委託料であります。

次に、4のみやざき動物愛護推進事業の292万9,000円ですが、これは犬・猫の譲渡促進のためのインターネットの活用、動物愛護行事の開催に要する経費であります。

次に、新規事業であります、昨日、部長のほうからも説明いたしておりますけれども、5の「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業の949万2,000円です。

恐れ入りますが、生活福祉常任委員会資料の53ページをお願いします。

それでは、私のほうからは、簡単に下段のフロー図に基づき説明させていただきます。

フロー図中段の動物保護管理所、各保健所の右側のほうに記しておりますけれども、こちらのほうで収容した犬につきまして、譲渡の適否を判断いたしまして、譲渡可能なものにつきましては、矢印右側のほう、網かけの中になりますけれども、こちらのほうで譲渡専用保管施設で飼育いたします。譲渡の運営等につきましては、NPO等に委託いたしまして実施いたします。

事業内容につきましては、網かけ部分の右側のほうに事業内容ということで記しておりますけれども、犬・猫の管理やしつけを行いまして、また、定期的な譲渡会を実施することにより譲渡を推進いたしまして、殺処分数の減少等を図ってまいるといふものでございます。

恐れ入りますが、再度、先ほどの資料、平成20年度歳出予算説明資料に戻っていただきまして、172ページをお願いいたします。

2番目の（事項）食肉衛生検査所費3億2,360万1,000円でございます。これは、食肉の安全確保を図るための食肉衛生検査事業に要する経費であります。

1のと畜検査業務運営費の1億1,013万4,000円でございますが、これは食肉衛生検査所に勤務する嘱託検査員等の人件費、並びに検査に要する活動費、医薬材料費等でございます。

次に、7のBSE検査業務運営費の1億6,481万2,000円でございますが、これは食肉衛生検査所において実施するBSE検査に必要な検査キットや検査消耗品などの購入経費等でございます。

続きまして、その下の（事項）食品衛生監視費6,847万8,000円でございます。これは、食品に起因する衛生上の危害発生の未然防止に要する経費であります。

2の食品衛生推進事業委託費の4,251万3,000円でございますが、これは食品の細菌及び理化学検査や食品衛生行政の補助業務等の委託経費であります。

次に、新規事業であります6の「みやざき県産食鳥肉」安全・安心衛生確保事業187万8,000円でございますが、これは県産食鳥肉の需要が伸びておる一方で、生食によります食中毒も発生している現状等を踏まえまして、食鳥処理場から飲食店等までの各工程における総合的な衛生

対策を講じることで、安全・安心な食鳥肉の提供を図るものであります。

次に、その下の（事項）食鳥検査費9,501万3,000円でございます。これは、安全で衛生的な食鳥肉を確保するための食鳥検査実施に要する経費であります。

173ページをお願いいたします。

2の食鳥検査運営費の*3,983万円でございますが、これは食肉衛生検査所に勤務する嘱託検査員の人件費——失礼いたしました。先ほど申し上げました2の食鳥検査業務運営費でございますけれども、8,983万円の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、戻りまして、その下のほうの生活衛生指導助成費について説明させていただきます。4,616万4,000円でございます。これは、生活衛生関係営業の健全な運営の育成指導に要する経費であります。

1の生活衛生営業指導センター運営補助等の4,343万4,000円でございますが、これは理容所、美容所、クリーニングなど、13業種の生活衛生関係営業施設の指導の中核として設置しております財団法人宮崎県生活衛生営業指導センターに対する運営補助等でございます。

次の（事項）生活環境対策費1,207万円でございます。これは、水道施設の普及推進、水質検査体制の整備等を図り、安全で良質な水道水の確保に努めるとともに、建築物等の衛生対策を推進するのに要する経費であります。

1の水道維持管理指導費の514万7,000円でございますが、これは上水道や簡易水道施設の維持管理指導に要する経費及び飲用井戸等の水質検査に要する医薬材料費等でございます。

※このページ右段に訂正発言あり

最後の（事項）生活衛生監視試験費527万8,000円でございます。これは、生活衛生環境営業の衛生水準の向上を実現し、消費者、利用者への安全で衛生的なサービスの確保、並びにクリーニング試験に要する経費であります。

4のレジオネラ症発生防止対策強化事業の270万1,000円ありますが、これは公衆浴場、旅館等、入浴施設関係者への監視指導及びレジオネラ症発生防止対策の普及啓発に要する経費、及びレジオネラ属菌汚染原因究明に要する経費等であります。

衛生管理課分は以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課分を御説明いたします。

健康増進課分といたしましては、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」と議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」であります。

お手元の冊子、平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックスで健康増進課のところ、ページで言いますと175ページをお開きください。

健康増進課の平成20年度当初予算は、一般会計の左から2つ目の欄ですが、総額で26億4,064万1,000円をお願いしております、右ふちの平成19年度の肉付け後予算額と比べ、額にして249万円の増、率にして約0.1%の増となっております。

それでは、以下、新規重点事項の主なものについて御説明いたします。

177ページをお開きください。

中ほどの（事項）母子保健対策費6,966万1,000円でございます。これは母子保健の推進

や子供の障がいや疾病の早期発見、予防などに要する経費であります。

この中で、説明の欄の9の新規事業、安心してお産のできる体制推進事業及び10の新規事業、新生児聴覚検査・療育体制の構築事業につきましては、お手元の生活福祉常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

まず、安心してお産のできる体制推進事業でございますが、1の事業目的としまして、本県は地域分散型の周産期医療体制の整備によりまして、平成16年度には周産期死亡率が全国ベスト1になるなど、全国でも高いレベルを維持しているところであります。しかしながら、妊婦の搬送など、全国的には周産期医療の多くの課題が顕在しているという状況がございます。そのため、本県独自の地域分散型周産期医療体制を強化し、安心してお産ができる体制の一層の推進を図ることとしております。

2の事業概要ですが、（1）周産期ネットワーク強化事業では、県周産期保健医療協議会及び県内4ブロックに地域周産期保健医療体制づくり連絡会を設置しまして、お産を取り扱う一次産科施設と地域の中核となる医療機関や消防などとの連携の強化を図ることとしております。また、周産期における保健医療マニュアルの改訂を行うこととしております。さらに、中核病院連携強化事業としまして、中核病院間の連携を強化して、搬送の受け入れ体制の強化などを図ることとしております。

（2）周産期保健医療体制充実のための研修会では、研修会の充実によりまして、関係者のなお一層の技術向上を図ることとしております。

(3) 母子保健運営協議会でございますが、母子保健事業の総合的・効果的な実施方法や保健対策の今後のあり方などについて、有識者の意見を集約し、母子保健の向上を図るものであります。

事業費としましては、288万9,000円をお願いしております。

次に、同じく資料の27ページをごらんください。

新生児聴覚検査・療育体制の構築事業であります。

まず、1の事業目的ですが、1,000人に1人から2人出現すると言われております新生児の聴覚障がいに対しまして、新生児期早期の聴覚検査の普及を図り、聴覚障がいの早期発見・早期治療に寄与しますとともに、新生児の聴覚医療・療育体制の整備を図るものであります。

2の事業概要ですが、協議会の設置・開催を行いまして、新生児に対して実施されています聴覚検査の制度向上などを図るため、県内の関係機関で検査など支援のあり方、報告書様式などについて検討を行うものであります。

(2) ネットワーク構築事業では、県内における新生児聴覚検査の実施状況の把握を行うとともに、協議会で検討しました内容を県内の医療機関に普及させるために、検査の実施方法や支援のあり方、様式などをマニュアルとして作成・配布し、県内の新生児聴覚検査のためのネットワークの構築を図るものであります。

(3) 普及啓発事業では、パンフレットを妊婦さん等に配布しまして、新生児聴覚検査の普及啓発に努めることとしております。

(4) 研修会では、聴覚検査に関する医師等の専門職に対し研修会を実施するものであります。

事業費は、197万4,000円をお願いしております。

恐れ入りますが、歳出予算説明資料に戻っていただきまして、177ページをお開きください。

一番下の(事項)未熟児養育医療費5,072万3,000円であります。これは、未熟児の養育医療に要する経費でございます。

178ページをごらんください。

(事項)身体障がい児育成医療費3,334万3,000円であります。これは、身体に障がいのある児童に対し行う医療の給付、療育相談などに要する経費であります。

次の(事項)小児慢性特定疾患対策費1億8,916万6,000円であります。これは、悪性新生物など小児の慢性疾患は、治療が長期にわたり医療費が高額になりますことから、医療費などの負担軽減を図るために要する経費であります。

179ページをお開きください。

上段の(事項)老人保健事業費3,629万円であります。これは、がん対策や寝たきり予防の推進及び市町村老人保健事業の負担に要する経費であります。

この中で、説明の欄1の新規事業、予防から終末期までのがん対策体制整備事業につきましては、生活福祉常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の30ページをお開きください。

まず、事業目的ですが、今年度中に宮崎県がん対策推進計画を策定することとしておりますが、本事業は本計画に沿って、県内のがん医療水準の向上や、がんの予防及び早期発見の推進を図るために、総合的ながん対策を実施するものであります。

2の事業概要の主なものでございますが、

(1) がん診療連携拠点病院機能強化事業では、がん診療連携の円滑な実施を図り、質の高いがん医療の提供体制を確立するために、がん診療連携拠点病院などを中心に、診療従事者研修や院内がん登録促進事業などを行うこととしております。

(2) 院内がん登録強化事業では、各がん拠点病院で行われております院内がん登録の標準化、またその分析や評価などを行うこととしております。

(3) 緩和ケア推進事業におきましては、がん拠点病院を中心に、地域の医療機関との緩和ケアネットワークの構築を図るとともに、医療従事者を対象に緩和ケアの研修を実施するものであります。

(4) がん相談支援センター強化対策事業におきましては、地域がん拠点病院の中にございます相談支援室を拡充強化し、県民に開かれた相談支援センターづくりを行うものでございます。

事業費としましては、2,468万1,000円をお願いしております。

恐れ入りますが、歳出予算説明資料の179ページにお戻りください。

中ほどの(事項)健康増進対策費2億4,701万8,000円であります。これは、健康づくり推進センターの管理運営及び健康増進事業に要する経費であります。

この中の説明の欄4の新規事業、市町村健康増進事業費県費補助事業につきましても、生活福祉常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の31ページをごらんください。

まず、事業の目的でございますが、従来、老人保健事業に基づき実施されておりました基本健康診査等は、平成20年度から医療保険者が特

定健診・特定保健指導として実施することとなります。それに伴いまして、老人保健法に基づき実施されておりましたその他の保健事業は、平成20年度から健康増進法に基づき市町村において実施されることとなります。市町村が行いますこれらの事業に要する費用の3分の2について県費補助を行うものでございます。

2の事業概要ですが、補助の対象となります主な事業は、健康手帳の交付、健康教育・健康相談、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診などがございます。

事業費としては、8,580万円をお願いしております。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、179ページをお開きください。

一番下から2番目の(事項)ハンセン病入所者援護費390万7,000円ではありますが、これはハンセン病についての普及啓発や療養所入所者の社会復帰などの支援に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)難病対策費10億3,998万6,000円であります。これは、特定疾患に対します医療の助成や難病対策の推進に要する経費であります。

ページをめくっていただきまして、180ページの説明の欄10の難病相談支援センター事業は530万4,000円ですが、これは難病患者などの日常生活の相談支援、地域交流の促進及び就労支援を行う拠点としての難病相談支援センターの運営に要する経費でございます。

次の(事項)原爆被爆者医療事業費3億5,672万7,000円であります。これは、原爆被爆者への健康診断の実施及び各種手当の支給などに要する経費であります。

次の(事項)感染症予防対策費4億2,361

万7,000円であります。これは、感染症発生の未然防止や蔓延防止を図るための対策の推進に要する経費であります。

説明の欄4の結核医療療養費3,125万8,000円ではありますが、これは結核患者への適正医療の提供と結核の根絶を図るため、医療費を公費負担するものであります。

181ページをお開きください。

説明の欄11の新規事業、ウイルス性肝炎対策特別推進事業と12の改善事業、みやざきレッドリボン作戦及び13の新規事業、肝炎治療費助成事業につきましては、再度、生活福祉常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の32ページをお開きください。

これにつきましては、昨日、部長のほうからも説明がございましたけれども、肝炎対策につきましては、肝炎治療費助成事業とウイルス性肝炎対策特別推進事業を合わせて、肝炎総合対策事業として推進を図ることとしております。

事業費としましては、総額で2億8,978万6,000円をお願いしております。

次に、同じく33ページをごらんください。

改善事業、みやざきレッドリボン作戦であります。これはエイズ治療中核拠点病院内にHIV感染者などの日常の健康管理などを支援するカウンセラーを配置しますとともに、中核拠点病院を中心としますエイズ患者に対する治療体制の再構築を図りまして、県内における適切なエイズ治療を推進するものでございます。また、高校生を対象としたエイズ予防のための普及啓発なども図ることとしております。

事業費としましては、総額で483万1,000円をお願いしております。

一般会計予算につきましては以上でございます。

す。

次に、議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の健康増進課関係分を御説明いたします。

議案につきましては、平成20年度2月定例議会提出議案の95ページから98ページにかけて記載されておりますが、説明につきましては、常任委員会資料の85ページで御説明させていただきます。85ページをお開きください。

改正の概要ですが、栄養士法施行令第1条から8条の規定に基づく、栄養士及び管理栄養士免許の各種申請の受理などに関する事務につきまして、宮崎市に移譲するものであります。

施行期日は、平成20年7月1日を予定しております。

健康増進課は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了しました。

説明がありました議案について質疑はございませんでしょうか。

○丸山委員 まず、医療薬務課の132ページの看護師確保のことでお伺いしたいのですが、(1)養成所に補助金を1億8,000万余出しているんですけど、各医師会がそれぞれこういったものをつくっていらっしゃるんですけど、これに補助している事業だと思っておりますが、各医師会とも非常に赤字で大変だと、どうにかならないかという話をお伺いしているんですが、この辺に関してどういう対応、予算というふうに思えばよろしいでしょうか。

○高屋医療薬務課長 医師会立の看護学校といえますか、准看護師の養成所が多いわけなんですけれども、医師会のほうからも、運営費補助金をふやしてくれないかというような要望は再々受けております。しかしながら、県全体の非常に厳しい財政状況の中で、准看護師養成所

が果たしている役割、県内定着率が高いといったことの御主張もよく理解できるところなんですけれども、やっぱり県全体の財政状況ということを見まして、現在の補助総額というのはなかなか生徒数の関係で伸びていきませんが、補助単価を守るということで現在まできて、医師会のほうにもそういうことで御理解を願っております。以上です。

○丸山委員 やはり、後から医師のほうも聞こうと思っておりますけれども、看護師の確保も非常に7対1の看護の関係もあって、大病院、また都市部には集まるけれども、地方にはなかなか集まりにくくなっているという状況が今後さらに出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、看護師確保についても十分に配慮していただければありがたいというふうに思っております。

また、医師確保の中の特に小児科の医師確保について、今回新規事業も上げているんですが、そのことについてまずお伺いしたいと思いますが、委員会資料の36ページの件についてお伺いしたいんですが、まず3に書いてある事業費の中に、貸与するのが15万掛ける12カ月の12名というふうに具体的に書いていらっしゃるんですが、そういう可能性があるというふうに見ていいのか。また、県内での小児科の専門研修医が現在どれくらいいるのかというのと、それがこれだけあればいいんでしょうけど、本当にいるのかなというふうに思っているんですが、どのような試算でこの金額が出されたのかお伺いしたいというふうに思っております。

○高屋医療業務課長 専門研修医が派遣されております拠点病院、中核となるような大きな病院に派遣されてきているわけなんですけれども、その人数を調べたということが一つあり

ます。それで、大体10名から12名ぐらいの研修医が来ているということでございます。中には、専門研修を終了して中堅どころの方が来ていらっしゃる場所もありますけれども、大体若い研修医というのは10名から12名程度が来ていると。それが大体継続してといますか、派遣をお願いして継続的に来ていただいているというような状況でございます。

○丸山委員 今のところ10名か12名いるから、この方々にできるだけこの制度に乗っていただいて、県内の定着率を高めていただきたいということによろしいですか。

○高屋医療業務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山委員 あと、この義務年限が残念ながら1年間というのと、以前からある自治医科大学の年限とは全く異なっているということなんですが、この辺の整合性といいますか、その1年にした根拠はどういう形でしょうか。

○高屋医療業務課長 この制度をつくるに当たりまして、事業を考えるに当たりまして、各県の状況等も調べたんですけれども、県によっては、貸し付け期間と同期間を義務年限として就業していただくというやり方もあります。しかしながら、そういったところにつきましては、非常に利用者が少ないということもあります。そして、我々大分県の例を参考にして考えたわけなんですけれども、大分県が我が県と同じような形で1年でやっております。昨年の19年度の事業としてスタートしたんですけれども、条例をつくって具体的にスタートしたのは、たしか10月かそこらあたりだったと思っておりますけれども、その時点でかなりの、具体的に数字を見ますと7名の応募があったというような状況もありますので、できるだけ垣根といいますかハー

ドルを低くして利用しやすいような形を設けた
いということによって1年といたしました。

○丸山委員 宮崎県の場合には、全体の医師数は全国レベルからすると多いほうだと。しかし、小児科に限ると、全国でたしか下のほうから数えて2位という非常にワーストということで、いろんな事業に取り組まれていると思うんですが、この事業でこれ以上のものをするために、やはり専門医師といいますか研修医を、ここに来たいという医者を引っ張ってくるというのも大きなまた事業の一つじゃないかなと思っっているんですが、そちらのほうの研修医といいますか研修指導医に対する働きかけというのはどのような形で進んでいるのかお伺いしたいと思うんですが。

○高屋医療薬務課長 小児科医そのものが少ないわけでありまして、宮崎に来ていただくと、そういうことはなかなか難しいわけでありまして、募集につきましては、昨年度立ち上げました情報発信の事業でもって、それぞれの必要なところの病院が募集をかけているわけなんですけれども、なかなか応じてくださる方が少ないというような状況にあります。それと、専門研修医にできるだけ多く来ていただきたい、呼びかけをするということで、今年度の改善事業の中で研修医を受け入れる強化事業を実施することとしております。その中ですぐれた指導医という方についても講師として来ていただく、そういう場を設定しておりますので、そういったところで具体的にはお話をするとか、そういうことができるかと思いますが、具体的に直接出向いて行って宮崎への招聘をお願いするところまでには至っておりません。そういうことで、着手できるところからという意味で、このような育成確保事業を考えました。それが即

戦力になる、臨床研修医を終えて大学から各病院に派遣されている医師ですので、第一線で十分働ける医師ですので、そういったところから宮崎に来ていただく、定着をお願いするというような事業に取り組んだところでございます。

○丸山委員 私の地域の中で、女性の方で小児科の先生というのもいらっしゃるものですが、ひょっとしたら女性の医師のほうも、そういった小児科に従事してくださる女性の方、医者がいらっしゃる可能性もあるものですが、これはすべての診療科目に当たるかもしれませんが、今、女性の医師というのでもかなりふえてきているというふうに思っています。しかしながら、女性医師が結婚、また妊娠、子供の育児の関係で、ちょっと一時期休業されているといいますか、実際ついていらっしゃる方もいるとよく聞くんですが、そこに対する新たな新規的な事業というのがまだ今回は見受けられないんですが、その辺の検討はされなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○高屋医療薬務課長 女性医師で現在、いろんな事情で離職なさっている方が、県の医師会の調査によりますと約10名いらっしゃるということです。そこには理由としましては、結婚を機に一たん離職したとか子育て中であるとか、あるいは年齢的なものとかということもありまして、10名の方が現在職を離れているというような人数だということは聞いております。そういったことで、特に10名だからということではないんですけれども、国家試験合格者というのは大体3分の1が女性だと言われておりますので、これからは女性医師に対する対策というのは必要だと思っております。特に今年度は実施しませんでしたけれども、これからのこととしては、十分研究していかなくちゃいけない問題

だというふうに思っております。

○丸山委員　ちなみに、その10名の方の診療科目、専門的には何があるというのまで具体的にわかっているならば教えていただきたいと思いません。

○高屋医療薬務課長　そこまではまだつかんでおりません。医師会のほうが調査いたしましたので、医師会のほうに確認したいと思えますけれども、そこまで調査しておればわかると思いますので、また報告をさせていただきたいと思えます。

○丸山委員　ぜひそういった細かいことまで調査していただいて、もし小児科関係であれば、サポートすることが何かあればというものを具体的に聞いていただいたりとか、実際その10名の方がどういったサポートがあれば復帰しやすいのかということもいろいろ研究していただいて、今後女性の医師がますますふえていくということをかんがみさせていただいて、そちらのほうも積極的に進めていただきますことをお願い申し上げます。

○高橋委員　こども医療圏の関係でお聞きしたいのですが、新規事業にしても、ここではこども医療圏は3圏域に再編したということになっていますが、まだ案の状態だと思うんですが、医師確保に関してはすごく努力していただいて、本当に感謝をするんです。しかし、絶対数が不足しているものですから、いろいろ当面という措置になってくるんですよね。例えば県南でいえば二次医療圏、こども、外れるわけですが、当面一応確保できそうなんです、そう聞いていますけれども、例えば絶対数が不足しているわけですから、救急の対策として、例えば開業医に働きかけをされていないのか。いわゆる支援をもらう、開業医にも当番になってもら

う、特に不足する小児科医、内科医でもいいんでしょうけれども、その辺はどうなんですか。

○高屋医療薬務課長　こども医療圏として3つの圏域に再編して、今その圏域に合った小児救急体制をどうするかということをプロジェクトチームで検討いたしております。その中には、当然医師会の代表の方、小児科医——特に小児科医をとということをお願いしているんですけれども——でありますとか、市町村、それと保健所、そういった関係する団体に入っていて、いろいろと検討をこれからも進めていくということで考えております。大きな病院のほうから小児科医がだんだん少なくなっている、勤務医が少なくなっているというのは、やはり初期の体制が十分でないからだと、そういうふうに私ども理解しております。各市町村に対しましては、医師会と協力して、初期の体制、夜間急患体制を講じてほしいということをお願いしております。それで、ある程度救急患者の対応ができれば、ほとんどが軽症の患者だと実際は言われております。だから、そこ辺できちっと区分けができれば、二次、三次の医療機関に患者が殺到するというようなこともなくなって、小児科医の勤務環境もよくなるわけなんですけれども、そういうこともありますので、我々としては、市町村医師会に対しましては、初期の体制を講じてほしいということで、引き続きそのプロジェクトチームの検討委員会の中で、そういう働きかけ、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。そしてまた、一つ重要なことは、患者の保護者に対して、安易なという言い方は適切じゃないかもしれませんが、病院搬送という場合には慎重に考えていただいて、軽症な患者はしばらく

様子を見るとか慎重な対応をお願いしたいというような、保護者の方々に対する啓発ということもこれから力を入れていきたいというふうに思っております。

○高橋委員 今、課長がおっしゃった保護者に対するいろんな指導といいますか助言といいますか、何かカードをつくっていらっしゃいましたよね、フリーダイヤルで。ああいうのは、いわゆる軽易な症状については、電話で指導ができる体制を持っていらっしゃいますから、そこはそれなりに力を入れてほしいし、私が問い合わせました、開業医が実際協力できる状態にまだ来ていませんよね。むしろ、この前ちょっと私は新聞で見た、日向は救急体制をやめましたというような記事もありましたものですから、何とかここは努力していただいて、開業医にとにかく、言いますように絶対数が不足しているわけですから、出番だなと私は思っているんですが、ここはぜひ今まで以上に医師会を通じて働きかけをお願いしたいということでもあります。

次に、献血の関係でちょっとお聞きします。134ページです。「がんばる献血応援団」ということで御説明いただきました。人口減少の関係で若者も減るわけですから、欲しい血液がストックできないということも想定されるわけで、私も献血は経験あるので、特に成分献血はかなりさせてもらったんですが、いろいろと検査をしてくれますよね。これは種類は、どの検査をしてくれますかね。

○串間薬務対策監 何種類かちょっと私あれなんですけれども、例えば肝炎のコレステロールの問題とか、あるいはまた、肝炎の関係は、これはやるんですけれども、ただ、回答してほしいかどうかというのはあります。エイズとか肝炎とか、ここ辺はまた別問題ですけれども、一

応健康に関する検査というのは、項目は大体やっております。何種類というのはちょっと言えないんですが、普通健康診断でやるような項目ですね。こういった項目と考えていらっしゃればよろしいかと思います。

○高橋委員 私がなぜそれをお聞きしたかといいますと、特定検診が始まりますけれども、私も献血をして健康の数値を把握していたものですから、ここと連携とれないかなとちょっと思いついたものですから今申し上げたんですよ。いわゆる特定検診を献血でカバーできないものかですね。あと身長、体重とかいろいろあると思うんですが、例えば特定検診の受診はここで免除すると、その辺までは想定できないものかちょっとお聞きします。

○串間薬務対策監 献血につきましては、これは健康検診をしますけれども、これはあくまでも、いいと言ったらおかしいんですけれども、血液を確保するという意味から健康検査するわけでございまして、これをもって健康検診のために献血をされますと、またこれは逆に献血にいろんな問題が生じるというようなことでございまして、あくまでも健康検診は県のサービスの一環として考えていただきたいということでございます。

○高橋委員 突拍子もない問い合わせになったかもしれませんが、そのサービスが実態となっていけば、これは受診率も上がるわ、献血もふえるわ、そうちょっと思ったものですから聞いてみましたが、少しでも参考にしてもらえればというふうに思います。

委員会資料の27ページの新規事業の新生児聴覚検査、ちょっと用語とかがわからなかったものですから確認の意味で聞きますが、新生児ですよ。だから、生まれたばかりの赤ちゃんだ

というふうに認識していいと思うんですが、聴覚の障がいというのが新生児でわかるんですねという疑問なんですよね。乳幼児の検査はまたこの後出てくると思うんですが、ちょっとその辺の詳しいところになるかもしれませんが、教えてください。

○相馬健康増進課長 この新生児の検査は、産婦人科で生まれて、産婦人科に入院している期間のうちに脳波で調べる検査です。ただ、赤ちゃんからの反応じゃなくて、音の刺激を与えて、それが脳波で感じられているかどうかを検査するものですので、新生児でも可能でございます。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございました。

同じ委員会資料、30ページです。やはり新規事業で予防から終末期までのがん対策体制整備事業ですが、以前もいろいろと質問をしましたけれども、がんの検診率、これが物すごく低くて課題が大きいと思うんですが、この事業概要で、どこの部分で検診率向上に向けての対策をとられるのか教えてください。

○相馬健康増進課長 受診率向上につきましては、常任委員会資料30ページの事業概要の(5)がん予防対策推進事業ということで、県民の皆さんに対しまして、がんの普及啓発を通じましてがん検診の重要性を訴え、がん検診の受診を進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 いろいろこれまでも取り組まれて、また今後も取り組まれるわけですが、なかなか50%でしたかね、目標数値が設定されていますから、それで今20%切る率ですよね、ほとんどのがんが。大変な数値なわけですから、なお一層の御努力をお願いしたいということとどめておきます。

次のページの31ページですが、ここの事業概要の⑧で、訪問指導（特定保健指導対象者を除く）ということで括弧書きがありますが、これは特定健診の特定保健指導ですよね。であれば、健康増進課はこういう訪問指導をされるわけですが、特定健診にかかわる保健指導はどこのだれがやるんですかね。

○相馬健康増進課長 特定健診・特定保健指導につきましては、医療保険者が実施責任者になっております。そういう意味で、市町村でいますと市町村国保の担当課とか、また組合健保であれば組合、私ども県職員であれば共済組合、そこが実施主体となって特定健診・特定保健指導を実施することになります。特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームを中心とした、それに対する指導となってまいりますけれども、それ以外の一般的な健康教育・健康相談とか訪問指導、こういったものを市町村の健康保健事業として、市町村の保健担当が実施することとなります。

○高橋委員 県庁組織からするとどこになるのでしょうか。

○相馬健康増進課長 県庁でいうと総務部です。

○高橋委員 私が申し上げた県庁サイドというのは、その県の職員の部のレベルじゃなくて、いわゆる市町村国保の、その対象者が指導を受ける、それは市町村国保が当然指導するわけですが、そこを指導する県の組織はどこになるんですか。国保・援護課ですか。

○相馬健康増進課長 国保・援護課が主管課になろうかと思えます。

○高橋委員 国保・援護課に保健師さんがいらっしゃるんですか。

○松原福祉保健課長 おりません。

○高橋委員 保健師さんがいない中で、どういった連携をとられていくのかという疑問があったものですからちょっと聞いてみたんですが、全く県としてはかかわらないわけじゃないと思うんですが、それは国保・援護課でできるという判断をしいいんですか。

○松原福祉保健課長 国保・援護課のほうが特定保健指導・特定健診のほうは担当しておりますが、実施に当たりましては、保健師を抱えております健康増進課とも相談をしながら実施しておりますので、そこは十分対応できると考えております。

○高橋委員 いわゆる国保・援護課には保健師はいないけれども、健康増進課としっかり連携して各保険者とは連携していくということですよ。そういう理解をしました。

○相馬健康増進課長 健康増進課のほうでは、特定健診・特定保健指導関係では、地域・職域連携推進協議会というのを持っております。これは県レベルとあと保健所レベルで、そういった保険者と地域保健との連携を図って、どのような保健指導や健診を実施すればいいかという協議会を持って、そういう中で、保健指導に対しての指導等は、保健所と一緒にあって、保健所が中心となって連携を図って指導していくことになろうかと思っております。

○高橋委員 市町村は、県にいろんな指導を仰ぐときに、窓口が2つあったり3つあったりとか、いろいろと戸惑うときがあるということですが、時々聞くものですから、そしてまた、主体は国保・援護課だと思うんですよ、今回の特定健診は、国保の場合は。保健指導についても、ちゃんと市町村からの相談、助言を仰ぐときには、的確にその対応ができるような体制ができれば私はいいと思うんです。それをしっかりやって

いただきたいということで申し上げたところがあります。以上です。

○相馬健康増進課長 保健指導の実際に行う保健師、栄養士等に対する指導といいますか、教育という面では、私どもも19年度、今年度から各種研修会を開催して、そういった特定保健指導に対する実施する能力をつけてもらうための研修等は開催してきているところでございます。

○凶師委員 衛生管理課のほうにお伺いしたいんですが、172ページ、食肉衛生検査所費に関連してですが、主に3番なり4番と関係してくるのか、昨年、我々この委員会でも裏金の現地調査ということで行かせていただいて、目を疑うかのようなさまざまな物品が裏金で調達されている実態を目にしたんですが、備品等の整備を行う上で、この裏金発覚後、こういう見積もりを立てるといいますか、減価償却が終わるか終わっているかのところの物品が次の購入物品の対象になってくるんでしょうけれども、裏金発覚後、何かそのような備品・物品を購入する際の購入基準というか、また部署内でのチェック体制とか、何が必要で何が不必要なのかとかいう、そういう監視レベルがどの程度変わったのかを教えてください。

○柏田衛生管理課課長補佐 昨年度からいろいろお騒がせいたしました、大変申しわけなく思っております。私どもも厳粛に受けとめまして、5検査所ございまして、5カ年間で約5,000万ということでございまして、これは基本的には御理解いただいているかと思うんですけれども、必要なものを買ったということで御理解いただきたいというふうに思っております。そういった御理解をいただいたというふうに私ども考えておりまして、ただ、手続の面でおかし

かったということでありまして、御承知のとおり、平成13年からBSE検査が始まりまして、その際にまず、ばたばたと必要なものを買ったという経緯がございました。その中で本来、備品で買わなくてはいけないものを需用費という形で、お金もあったという経緯もございましたので、買っていたというものがございました。急ぐものがあったということでもありますとか、融通をきかせるということもあったかと思いません。融通というのは、常に修繕をやってくれるところとか、そういったところであったかと思えます。そういったことを踏まえまして、本来、備品購入計画ということで、本課のほうで、私どもになりますけれども、備品の計画というものを立てまして、長期的・中期的なものがあるかと思えますけれども、ほぼ短期的なものが扱われていたということもございましたので、私どももいろんなところから御意見をいただきましたし、改めて気づかされた点もありました。現場と十分詰めまして、それで今、今回につきましては、まず現場の意見も聞きながら本当に必要なかどうか、そういったことと、それとBSEキットで最低必要なもの、それから、これは例えば病変検出でありますとか、同じ使えるものだったらもっと使わなくちゃいけないとか、そういったことで見直しを行いまして、具体的に私どもも含めまして庶務担当、それから技術担当のほうの獣医師が中心になりますけれども、そういった者とも十分打ち合わせを行って、今回の予算の中では需用費を減らしまして、その分、半分ぐらいの形で備品のほうに充てたということで、これにつきましては、しっかりとした財政課さんともまた協議をしながら詰めてきておるといふ流れでございまして、そういった形で努めてきております。よろしく

お願いいたします。

○**凶師委員** 備品購入計画等を作成してというお答えなんですけど、これは裏金発覚前から一応あったと聞いてはいるんですが、ただ、それが全く機能していなかった、それに近い状態だったと。発覚後は、備品購入計画の徹底を図られて、管理体制を強化されたというような理解でよろしいですか。

○**柏田衛生管理課課長補佐** 現場のほうでも、以前は正直申し上げまして、検査というんでしょうか、チェックのほうもちょっと甘かった点もありましたので、その点は十分に伝えております。それと、今後また体制等の中でも、いわゆる現場で発注から検査までできないといったシステムということにもなってくるかと思えますので、私どももそういった形で対応しなくちゃいけないというふうに考えてやっております。

○**凶師委員** 要は、現場がスムーズに動けるような備品・物品購入の予算というのはつけてもらっていいと思うんですけど、先ほども言いましたが、何が必要で不必要かの判断を本課のほうがいればレベルアップしなきゃいけない。現場が余りにも専門的だから、上がってきたものはそのまま通してしまうのではなくて、やはり本課のほうも現場の実態を十分把握されて、専門性を高めてもらう必要が出てくるんだろうなと。そこと財政課の連携も出てくるんでしょうけれども。再度繰り返しになりますが、裏金の再捻出等はありませんとは思いますが、現場との連携をしっかりとられて、監視体制は強化していただきたいと思っております。これは要望でいいです。

もう一つ、同じく172ページなんですけど、食品衛生監視費の4番、残留農薬抗生物質等の検査

費で500万余上がっておりますが、これは中国関係の食品の問題があって以降、対応もしていただいておりますが、今後、その食品の検査に関して、定期的に何か今までにない取り組みをされるとか、特に輸入食品、加工品も含めて、そのものに対する監視体制を強化していくような動きはないんですか。

○柏田衛生管理課課長補佐 まず、今回の中国ギョーザにつきましては、加工品ということで、これは国のレベルでも検査はされていなかったというのが実態でございます、まず検査にもそれぞれの持ち場持ち場があるかというふうに理解しておりますし、食品衛生法の中でも、まず国のほうで水際での検査ということでの検疫所での検査と、そういったものがあるかと思えます。それを受けまして、私どもも県内に入ってきているものにつきましては、抽出でのサンプリング調査ということで、市場等での出ているものでありますとか、市場に来ているものとか、そういったものにつきましてはいたしております。ただ、加工品になりますと、それぞれ示された形というものがありますので、原材料にさかのぼって確認というんでしょうか、やらなくちゃいけないものですから、これはもちろん大事なことです。今、国のほうも積極的に——もちろん今までもやっていたかと思えますけれども——やっておりますし、そのやり方なりとかを見ながら、具体的には対応していくことになるかと思えますけれども、もちろん問題が起こったことにつきましては、速やかにできることから対応していったという中でやっております、ここは十分そういった対応、国との連携等、国と同じことはできないんですけれども、国の指導等、またこちらで起こったことを十分伝えながら的確な形で、あ

る意味、風評だけでのパニック状態になるものはいけませんので、十分慎重な形でやっていなくちゃいけないなというふうに考えております。

○図師委員 今のお答えでは、輸入農産物については、自主的にサンプリング等をして検査もできるけれども、加工品については、さらにその追跡調査等も発生する可能性もあるので、国が示した内容については検査ができるけれども、自主的には何かしづらいというようなことで理解していいんですか。

○柏田衛生管理課課長補佐 難しいという判断でございます。

○図師委員 それなら、なおのこと国との連携を密にとられて、被害者と申しますか、それを食べられて体調を壊される方が出ないように、十分な対応はとっていただきたいと思えます。以上です。

○前屋敷委員 医療薬務課でお願いしたいんですが、ちょっと細かくなりますけど、看護師確保のところ。132ページです。2番の対策事業の中の(2)ですが、修学資金の貸付金の事業がありますが、これは昨年度の実績を教えてください。

○高屋医療薬務課長 19年度の実績は、金額から申し上げますけれども、*3,412万8,000円でございます。貸与者でございますけれども、19年度は総数で72名でございます。

○前屋敷委員 この貸付制度は何年…。

○高屋医療薬務課長 訂正をさせていただきます。19年度の実績は、3,088万8,000円でございます。制度の創設は、昭和37年度からでございます。

○前屋敷委員 制度の中身で、修学資金の貸与

※このページ右段に訂正発言あり

の年数といたしますか、学校に行ってる3年間と
いうことですかね。

○高屋医療薬務課長 看護師の課程が3年でござ
いますので、3年間ということでございます。
そして、返済は、特定施設と言いまして200
床未満の病床の病院でありますとか診療所であ
りますとか、そういったところに5年間勤務す
ると返還が免除になるということになっており
ます。

○前屋敷委員 今年度の予算は、昨年度とする
と落ちているわけですけど、その理由を。

○高屋医療薬務課長 利用申込者が、こちらで
あらかじめ養成所に対して調査をかけるんです
けれども、利用者が少なかったということで、
新規の申し込みが少なかったということであり
ます。

○前屋敷委員 事前調査に基づいて予算化をし
たということですね。

それと、(3)ですが、院内保育所の件です
が、補助金制度なんですけど、現在何カ所でこの
院内保育が行われているか。ここも昨年度とす
ると少々予算が落とされているようなんですけ
ど。

○高屋医療薬務課長 現在、県内には16カ所の
院内保育所がございます。この県の補助金を
使ってといたしますか、運営費補助をもらって運
営をしている院内保育所というのが、このうち
の6カ所でございます。それと、この補助金の
減でありますけれども、補助金の実績を出す場
合に、その経営している病院の運営状況が良好
であれば調整率を掛けるとか、あるいは利用者
の保護者の所得に応じまして保育料が多く入れ
ばその分は落とすとか、そういうことがござい
ますので、そういった調整をしまして、これま
での実績等を踏まえて算定したのが20年度の予

算額でございます。

○前屋敷委員 今、看護師の皆さん方が安心し
て働ける職場環境というのをつくるのが求め
られておりますので、ぜひこういった制度は目
的が生かせるような形で、予算化も含めて充実
させていく方向で進めていただきたいというふ
うに思います。

同じく、6番の助産師就業促進事業というの
がありますが、これは今どういう状況かを教え
てください。

○高屋医療薬務課長 19年度から開始した事業
でございます。この事業は3カ年で実施する事
業でございまして、今年度は初年度ということ
で、PR等によって未就業者の掘り起こしを
やっていこうと、そういうことで、今年度は、
研修会も含めてですけれども、交流会を実施い
たしまして、43名の参加が今年度はございま
した。そういうことで、来年度は、引き続き今年
度参加していただいた方々を中心にしまして、
実務研修を中心にした研修、そして実際に就業
につなげていって、最終年度の21年度には、い
ろんな相談体制でありますとか、そういったフ
ォローアップの事業を3年目はやっていこうと
いうことで予定をしております。

○前屋敷委員 ぜひその目的を達成していただ
けるように頑張っていただきたいと思いま
す。

引き続き、133ページの救急医療体制のところ
ですけれども、ここで小児救急医療の研修事業
というのが16年から始まって、内科医の研修で
小児科医の研修事業がありましたけど、その結
果はどんなふうでしょうか。

○高屋医療薬務課長 この事業、おっしゃいま
したように16年度からやっておるわけなんです
けれども、目的というのは、小児科医の不足と
いうことで、小児科を標榜している内科医の医

師でありますとか、そういった方々にも呼びかけをして、小児救急に対応していただくようにという趣旨で、そういった小児救急にかかわる知識の向上とかそういった研修会をやってきたわけなんですけれども、実際始めてみますと、医療圏ごとに2カ所ないし3カ所やってきているんですけれども、なかなか医師会の協力が得られないと。ということは、やはり初期とはいってしましても、救急に対応するという事は非常に専門医でないと難しい面があると。そういうこともありまして、そういった救急にかかわる、携わるといふことに対しては敬遠すると、トラブルを避けるという意味があると思うんですけれども、そういうこともありまして、年々参加者数の減ということもありました。そういうことで、19年度も実施したんですけれども、延岡での2回ということになってしまいました。そういうことで、専門医を少しでも確保することが優先だということで、我々としてもいろいろ考えまして、今回提案させていただいた小児科専門研修医の育成確保ということに今年度は切りかえたということでございます。それと、拠点病院化を進めるとか電話相談事業をPRをもっと図っていくとか、そういったことに力を入れていくということで、20年度からはこの事業は中止するという事で考えております。

○前屋敷委員 やはり専門外となると、かなりリスクを負うことになりますから、先生方としても、そういう問題を抱えているというふうに思います。結果的には、専門医をどうふやすかということだというふうに思いますので、ぜひそちらの方向で強めていただきたいと思います。

あわせて、昨年度の事業で、救急搬送体制の

充実のところ、ヘリポートをどうするかという課題があったんですけど、検討課題ということになっていましたが、どういう状況でしょうか。

○高屋医療薬務課長 ヘリポートの調査事業も含めまして、もう一つは、ヘリコプターを使った救急医療ということの研修会も、現場で救急医療に携わっていらっしゃる消防の方々とか、あるいは医師そして看護師の方々を対象にしまして実施いたしました。ヘリポートの調査事業につきましては、県立宮崎病院と延岡病院の2カ所を調査いたしまして、まだその結果報告は出ておりません。可能性調査ということで、ヘリコプターが着陸できるとしたらどういった工事が必要なのか、それぞれ2つの病院のどこが適当な位置なのか、そういったことを調査しておりまして、まだ最終報告までは来ておりません。

○前屋敷委員 まだ結論は出ていないところですね。

引き続き、衛生管理課でお願いしたいんですけど、よろしいですか。ここの食肉衛生検査所の中の一番下の最後の7番、BSE検査業務事業ですけれども、ここで1億6,400万予算が上がって、昨年度とすると1,800万ほど減額されているんですけれども、BSEの検査というのは重要な課題でもありますので、対応できるのかどうか。

○柏田衛生管理課課長補佐 おっしゃるとおり、非常に重要な調査でございます。それで、先ほどの話の中でも出ささせていただいたんですけれども、こちらにつきましては、需用費等の見直し等を行いまして、今まであるものについては、極力そういったもので対応していこうということで、もちろん非常に命にもかかわる重要

な調査ですので、最低限度、必要な機械等は購入いたしまして、節約できるものにつきましては節約しようというような形で取り組んだものでございまして、あと、昨年度に比べまして、工事費とかそういったものが少なくなっております、いわゆる検査自体に係るものには何ら問題はないということで、予算計上させていただいております。

○徳重委員 一つだけお尋ねしたいと思えます。医療薬務課長にお尋ねしますが、県内の病院、診療所それぞれですが、看護師の絶対数は足りているんですか。

○高屋医療薬務課長 看護師の需給の状況ということで言いますと、現在96.1%でございませぬ。

○徳重委員 ここで看護師の養成所等々、大学もございませぬが、准看護師の養成をされている学校が何校ありますか。

○高屋医療薬務課長 准看護師の養成所は6校でございませぬ。准看護師が現在、約7,000名ということでございませぬ。

○徳重委員 年々正看に移行するような形で進められていると思っているんですけど、現在7,000名の准看護師さんがいらっしゃるということですが、これは毎年減ってきているような状況ですか、数としては。

○高屋医療薬務課長 准看護師のほうは減少、数としては減ってきております。

○徳重委員 午前中聞けばよかったと思うんですけど、福祉保健課長もいらっしゃいますのでお聞きしたいと思えますが、看護大学、御案内のとおり、この管理費に8億9,652万7,000円も県費を出しているわけですが、県がつくった大学ですから、看護師さんを養成する学校、県内の生徒というか、県内出身者はどれぐらいの割

合になっているんですか。

○松原福祉保健課長 大体、近年で申し上げますと、入学者の5割から6割が県内でございます。就職先についてでございますが、県内に就職された方が昨年度は4割を切っておりましたが、今年度については40名、43.4%という状況でございます。県内就職についても、ここ数年の中では大体5割程度という状況でございます。

○徳重委員 県内の入学者の4割、5割ということですか。それとも全体の4割、5割ということですか。

○松原福祉保健課長 入学については全体の5割から6割が県内出身者でございまして、県外・県内の方も含めて県内に就職された方、この方が大体、近年平均すると5割ぐらいでございまして、今年度内定した方については、県内・県外含めての数でございませぬけれども、43.4%の方が県内に就職される予定ということでございませぬ。

○徳重委員 せっかくこれだけの巨費を投じてつくった学校ですし、さらに毎年これだけの支援をしていくというんですか、お金を拠出しなければならぬわけですから、どうしても少しでもたくさん、現在96%、100%に至っていないわけですから、何らかの方法で地元就職ができるような体制づくり、例えば県内特別枠を設けていただくとか、県立看護大ということをお考えますときに、少なくとも5割は県内の入学者をとってこないかとか、いろんな条件をつけられないものではないでしょうか。

○松原福祉保健課長 例えば、卒業後に県内就職を条件に入学させるという対応につきましては、これは国のほうの法令違反ということになりますので、ちょっとそれは難しいのかなと

思っております。ただ、我々としみしても、現在、県内枠、県内出身者の方を優先的に入れる枠を18名にしておりますが、来年度の入試からその18名を25名に拡大する予定にしております。また、現在、今年度の卒業生に対しまして、どういう基準で県内あるいは県外の就職先を選んだのかというアンケート調査を今実施しておるような状況でございます、そういったアンケート調査も参考にしながら、こういった形で県内就職率を高めていく方策があるのか、そこは今後とも創意工夫に努めていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 ぜひひとつ、これから福祉施設すべてに看護師が必要だと、こう言われております。そういったことを考えますときに、まだまだ需要は高いと、このように考えておりますので、少しでも県内に残れるような努力をしていただきたいと思っております。以上で結構です。

○緒嶋委員 へき地医療対策と自治医科大との連携強化ですけれども、義務年限を終わった後、いかに自治医科大出身者が県内に勤務を続けていただくかということが医師確保の中の大きな問題であったわけですね。そのために努力するというのが、これは一般質問、代表質問でもあったわけですが、そこあたりが予算的には明確でないと思うんですけれども、そのあたり福祉保健部としてはどのように考えておられるんですか。

○高屋医療薬務課長 自治医科大卒業医を県内に定着させるということは、医師確保の上で極めて重要なことだと思っております。県職員であるわけでありまして、県内で9年間義務を果たしてきたと、そういうことで非常に優秀な医師であるということは各方面から評価をいただいております。そういうことで、こういった医師

を県外に出さないようにということで、できるだけ県内に定着していただきたいということで努力してきたわけなんですけれども、ちょっと十分な詰めが足りないということもありまして、今年度は事業化に結びつかなかったわけなんですけれども、これは私どもとしては一つの重要課題ととらえまして、次年度に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 重要課題ということがわかっておって確保できないというのは、今、医師の確保ができないから、へき地医療を含めて、すべてそこが原因でいろいろな対策を打たなければいけないわけですね。そういうものが目に見えないということは、県民にとってみると、県は何をしとるのかということにもなるわけですね。財政が苦しいということはもちろんわかるけど、これだけはやらないかんということは絶対やらないかんと思うんですよね。そういうのが見えてこないというのは、私は予算的な中でも問題があると。それは当然何もかも重要であるけど、これだけは譲れないというのが福祉保健部にあつて、維持確保だけは譲れませんか、これは財政がどう言うかわからんにしても、これだけはだめだというものがあつて初めて福祉保健部の意思が尊重されて、県民福祉のために役立つ予算ができたというものが明示されるようなことじゃないと、私は、厳しい厳しいと言いつつながらも、やらないかんことはやらないかんだというものが見えんというのにはちょっと不満が残るわけですが、部長はそのあたりはどうですかね。

○宮本福祉保健部長 おっしゃるとおり、医師の確保につきましては、私どももいろんなアイデアを部内で出し合ひまして、本当に自治医大の場合も、自治医大の医師が何を望んでいる

か、これを今、現に義務年限で県内にいる医師あるいはそのOBの方々からも意見を聞いて、どういう条件を整えたら県内にいやすくなるか、そういうことで、先ほど高屋課長も申し上げましたが、幾つか予算要求してきたところでもありますけれども、今回はちょっと事業化できなかったというところでもあります。ただ、これにつきましては、昨年度は、医師派遣システムというのを18年から開始しております。これも本来は平成15年ごろに財政課に提案しておったんですが、なかなか厳しくて、ようやく3年ぐらいたって実現したということでもありますので、そういう意味では、これだという特効薬がないということで、財政課との間でも、正直言いまして、これをやったら本当に定着するのかと言われると、なかなかそこまでは言い切れない部分もあります。ただ、おっしゃるように、常にそういう問題意識を持って財政当局とも協議して、できるだけ事業化し、そして結果として医師が一人でも定着するようにやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 病院局に4月から1名、自治医大出身の医師が赴任するというようなことも聞いておりますので、私としては、ちょっとはいい面が出たのかなと思うけれども、最終的には、トータルとしては宮崎県は、医師は中央部を中心に不足していないという地域もあるけど、僻地に行けば、一番住民が困るのは、病気になったときはどうしようというのが一番あるわけですよ。そうすると、お医者さんは内科のお医者さんだけしかいないと、そうすると、ほかのほうはどうなるかとかいろいろある。特にまた、そういうことを含めると、一人でも多く医師の確保というのが県の行政の中では、それぞれ市町村の首長さんは、首長として医師をい

かに確保するかがその人の今後の政治生命にもかかわってくるというようなことも聞くわけですよ。そうすると、県もこのことについては、それぞれの町村とも連携しながら、さらに確保については最大限努力してほしいということ強く要望しておきます。

それと、安心してお産のできる体制推進事業、これはお医者さんがいなけりゃ安心してお産のできる体制推進事業なんかできんわけですよ。このあたりを特に26ページを見てもらうと、県北なんか、高千穂なんか産婦人科一人もいないわけですね。この中で、どういうふうにして中山間地の人が安心してお産のできる体制が推進できるか、課長にお伺いします。

○相馬健康増進課長 確かに、26ページの黒いポツ、これがお産をする施設で、西臼杵地区には現在1軒もございません。そういう面で、一次施設がないということでお産ができない、それに対する不安があるということは重々承知しております。それにつきましては、一次施設確保につきましては、医療薬務課とも連携して一次施設の確保は考えていく必要があるのかなと思っております。

○緒嶋委員 どうしても、毎年1件か2件は、だんなさんが車で搬送する途中に車の中で出産されるという例もあるわけですよ。陣痛がきて早い人は1時間後ぐらいに出産される。そういうことを考えると、私は本当にかわいそうというか、命にかかわるような状態で出産をされる方が多いわけですので、これは産婦人科は一人のお医者さんではなかなか大変だということも聞いておりますけれども、こういうことが、高速道路との絡みもあるのですが、やっぱり道路がよければ30分で延岡に行けるとか熊本に行けるといような形の中で、高速道路もそうい

う意味では福祉のためには絶対必要な道路なんです。中山間地から見れば。そういうこともあります。中山間地から見れば。そういうこともありますが、いずれにしても一人でも多くの医師を確保していただいて、そういう意味で、またある意味ではヘリポートの問題もあります。そういうことを含めて、こういういわば恵まれていない地域の医療をどう確保するか、そういうことの視点の中で県も努力していかなければ、極端に言えば、そういうところに人は住まにゃいいじゃないかと言う人もおるかもしれんわけですが、その地域を守るためには、人がいなければその地域は疲弊してしまうわけで、やはりそこには若者が住み、結婚して子供ができるような、そういう均衡あるというか、そういう形の中の地域をつくってほしいわけですね。ところが今は、そういう配慮はとてもしゃないができませんよ。だから、この医師確保について、私もさっき言ったように、内科医だろうがほかのお医者さんだろうが、一人でも多くの医師確保については、福祉保健部はそれが大きな命題であるという気持ちで私は取り組んでほしいなという思いが特に強いので、今後ともそのことを一生懸命やってほしいということをお願いしておきます。

それから、衛生管理課、この中で、今、中山間地でも地域振興のために五ヶ瀬町あたり、そのほかでも農家民宿を今盛んに頑張ろうということで進めておられるんですけれども、その中で生活衛生監視、レジオネラ防止対策とかいろいろあって、なかなか保健所の許可がおりない。この前、知事もおいでになったときに、やはり農家民宿の皆さん方からいろいろと要望も出たそうであります。私も聞いております。そうすると、営業するということが、生命とか健康にかかわることだから、許認可は当然手抜き

してはいけないと思うんですけれども、いかにせん、なかなかその手続を含めて厳しいということをお願いしております。中山間地で都会との触れ合いを含めて何とかしなきゃいかんという中では、こういうものの許認可を余り厳密にやると、やりたいこともやれないということがあるんですけれども、これは予算的にはどこの中でやられるわけですか、そういう許認可は。

○**柏田衛生管理課課長補佐** グリーンツーリズムの関係でのお話かと思えます。私どものほうも、昨年8月ぐらいに、知事の五ヶ瀬町のほうでの座談会ということで伺っております。まず、グリーンツーリズムの考え方につきましては、十分その後、農政サイドのほうとも詰めさせていただいております。いわゆるイベント的なものであれば、私どもといたしましては、基本的にお金を取らなければという解釈は持っております。それと、予算化になりますけれども、安全・安心ということが大事ですので、それを受けていただきながら、一緒に安全・安心という形でやっていきたいと思いますという形で今話を進めさせていただいているところなんですけれども、これにつきましては、保健所の衛生のほうのサイドが対応しているかと思うんですけれども。

○**緒嶋委員** これは予算的にはどここの配置になるんですか。

○**柏田衛生管理課課長補佐** 173ページの生活衛生監視試験費のほうの1の営業施設の監視指導ということになってまいります。大変失礼しました。

○**緒嶋委員** その立場立場で当然なことはしていただかなければまたいけません。しかし、厳密にやり過ぎて、その地域活性化の意欲までそぐようなことでも私は問題だと思うんですよ

ね。だから、そこ辺は農政とも連携をとってということではありますが、そこあたりに十分配慮しながら、最低限というか、やらないかんことはやらないかんわけですけど、余り微に入り細に入りチェックしてもらおうとどうにもならないということで、大変困っておられる面もありますので、どこまでが、レジオネラにしても同じですよ。ホテルとかと違う農家民宿的なものは、施設整備を十分しなきゃいけませんとか言われると、その投資もできんわけですよ。だから、検査は当然やらないかんけど、そこ辺の配慮というのが当然あっていかなければ、私はそういう地域活性化にも逆行するというような気がしますので、今後その点は十分ほかの部署とも連携をとりながら協調する中で頑張っしてほしいなという気がしますので、これは強く要望しておきます。

○新見委員 動物にも目を向けたいと思います。衛生管理課の新規事業「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業、この資料の53ページのフロー図を見てみると、譲渡専用保管施設には、動物保護管理所のみならず各保健所からも動物が集まるような流れ図になっていますが、県内に何カ所ぐらいできるんですか。私は1カ所かなという認識だったんですよ。

○柏田衛生管理課課長補佐 現在のところ、1カ所という考えでございます。

○新見委員 これは宮崎市ですね。

○柏田衛生管理課課長補佐 現在のところ、中央部ということで考えております。今回のものをモデルといたしまして、今後、県内に広めていくという考えのもとに計画はつくっておりますけれども、現段階では、予算の中では1カ所という考えの経費でございます。

○新見委員 具体的にどこになるかは、

○柏田衛生管理課課長補佐 どうしましても、まず騒音、犬の苦情とかそういったものがありますし、あとアクセス問題、それから水の問題等もありますので、可能性としては、今ある施設を拡充というんでしょうか、そういった中でやっていくことが一番現実的なことかなということで検討しております。

○新見委員 今ある施設といたら中央…。

○柏田衛生管理課課長補佐 中央のほうを考えたながら計画は練っているところでございます。

○新見委員 今、県は「ドッグ愛ランド」というホームページを持っていらっしゃるんですよね。この中で迷い犬とか譲渡可能な犬の一覧とかを出して盛んに譲渡を進めようとしていますが、今回新しいNPOに管理を委託する施設ができることによって、そういった情報は、また小倉さんのところかなとは思いますが、そこから発信するようになるんですかね、譲渡の情報は。

○柏田衛生管理課課長補佐 私どものほうでまた、「ドッグ愛ランド」のほうにつきましても、十分改めるところ、また拡充していくところも考えております。

○新見委員 それと、先般、国のほうで、犬や猫の保管期間を延長するために、地方交付税でえさ代なんかを持つ、措置するという情報がありました。この流れ図の中では、それはどこに反映されるんですかね。この譲渡専用保管施設におけるえさ代なのか、動物保護管理所が法的に抑留する期間の中のえさ代なのかはわかりますか。

○柏田衛生管理課課長補佐 えさ代といたしましては、こちらのほうで原則といたしまして交付税措置もありますし、こちらの事業の中でも賄っていこうというふうに考えております。

○新見委員 じゃあこの940万の中にも入っているということですかね。

○柏田衛生管理課課長補佐 今のところ、交付税につきまして、どの部分に入るというふうには決まっていないものですから、今のところ、この事業の中で、いわゆる委託の中で入れておくという形でございます。

○新見委員 続いて、健康増進課長にお聞きしたいんですが、27ページの新生児聴覚検査・療育体制の構築事業、宮崎市から県に対する要望の中に、聴覚スクリーニングの充実についてというのがよく上がっていますが、私はそれに対する新しい事業かなと思ったんですけど、内容的に見ると、財政的な支援じゃなくて、聴覚検査を受けましようとかいうそういう普及啓発、またマニュアルの作成といった、どちらかというとソフト面の事業ですよ。現実問題として、県内30市町村における新生児聴覚検査の状況はどうなっているんですかね。

○相馬健康増進課長 この新生児聴覚検査は、産婦人科の医療機関で行います。そういう意味で、県内、現在、産科を取り扱っている医療機関、39施設ほどあると言われておりますけれども、そのうち27の医療機関で既に聴覚検査を実施しているというふうに調査の結果が出ております。

○新見委員 この27施設における聴覚検査は、個人負担ということになるんですか。

○相馬健康増進課長 保険診療外ですので、自己負担でなされていると思います。

○新見委員 もう1点、同じく健康増進課長にお尋ねしたいんですが、歳出予算説明資料の180ページの頭なんですが、特定疾患に関するいろんな取り組みがなされています。私、先般ある人と話したのが、線維筋痛症という病気の人で

した。この線維筋痛症は、特定疾患にもなっていない、保険の対象にもなっていない、八方ふさがりの状況の中で、非常に厳しい状況に置かれていました。国が定める特定疾患は45だったと思うんですが、これに乗らない、いろんな難病がたくさんあると思うんですが、県としては、こういった特定疾患から外れた難病をどれくらい認識されておるか、そして、それらを国に対して特定疾患として認めてくれというような動きを、我々としては本当してもらいたいんですが、その現状はどうなんでしょうか。

○相馬健康増進課長 現在、難病・特定疾患に指定されていない原因不明の病気等も多数あるというふうに思っております。残念ながら、それにつきましても、なかなか診断基準とかそういったものが明確にないということで、どれくらいの患者がいるかという実態把握も非常に難しいという状況だと思っております。ただ、そういうことで、悩んでいる患者さんはおられるというのは聞いておりますので、私ども、難病相談・支援センターとかそういうものを活用しながら、相談には乗ってもらいたいと思っておりますし、また、必要に応じましては、患者さんの要望等も踏まえて、国に対する要望等も考えてまいりたいと思っております。

○新見委員 本当にそこところは強く力を入れていていただきたいと思います。以上です。

○丸山委員 衛生管理課にお伺いしたいんですが、172ページの食品衛生監視費の中の6番の新規事業なんですが、もうちょっと具体的に、宮崎産といたら食鳥というのは物すごい数なんですが、どういうものを対象としようとしているのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思うんですが。

○**柏田衛生管理課課長補佐** まず、カンピロバクターの食中毒が昨年度前半、特に多発いたしました、おかげさまで、8月ぐらいに各事業所に集まってもらいまして、説明会とかそういったことをいたしまして、その後、発生はいたしておりません。5件の発生で終わったということなんですから、まず全体を、いわゆる私どものほうはブランドの安全という観点で、そのものがどうかという形でやっておりますので、県内で生産され、もちろん屠畜され、食鳥検査に回るといった段階からすべてのものを対象にしております。それと、川上という形での生産者の方、事業者の方、検査所、それから川下という形で飲食店、そういったところで、すべての段階において、こういった啓発活動を中心に取り組んでいこうというふうに、いわゆる生の食肉もすべてにおいてということで考えております。

○**丸山委員** この検査内容は私も全然わからないんですが、その検査をやることによって、今、検査をする獣医師とか非常にマンパワーも少ないというふうに聞いているんですが、十分に対応できるというふうに思っているのでしょうか。

○**柏田衛生管理課課長補佐** 確かに、おっしゃるとおり、獣医師確保には苦勞しているところなんですけれども、これにつきましては、いわゆる事業者、そういった方たちへの指導という形になりますので、獣医師が具体的に云々するという形ではございません。

○**丸山委員** てっきり私、宮崎の安全・安心というふうに言ったものですから、確かに食鳥に関しては、10万とか20万以下であればやらなくていいとかいうのがあったんですが、そっち側まで広げるというわけじゃないということですよ

ろしいんですかね。

○**柏田衛生管理課課長補佐** いわゆる30万羽ライン以上の大規模処理場、そういった問題とはまた別でございます。

○**丸山委員** わかりました。

別件なんですけど、資料の65ページ、これは医療薬務課になると思うんですが、条例の改正ということなんですけど、薬事法の法律が変わったからということ、この変わった理由をちょっと、なぜ変わったのかということ、今後、今現在、販売されている方もいらっしゃると思うんですが、現在販売されている方はどうなるのか、また手数料が発生して、必要なのか、また年限が何年に一回は取らなくちゃいけないような制度になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**串間薬務対策監** 一つは、セルフメディケーションをとにかく推進しようということで、国民にわかりやすい一般医薬品の販売制度と、それを確立するために今回の制度が、基本的に昭和35年に現在の制度がつくられたんですけど、約50年ぶりに大きな制度改正になりましたということですね。一つは、今役所でやっていらっしゃる方は、そのまま登録販売者という形で試験に合格した者と見なされて、試験を受けなくていいということになっていきます。ただ、配置販売者の方は、今後から資格者が必要である。登録販売者という試験を受けて実施していくと。そして、医薬品に関係するすべての人が専門家になるということで、登録販売者という試験を受けると。そして、登録販売者という資格者となって従事するということになります。

○**丸山委員** 今のは常設、ある者ということ、あと訪問販売でやられている薬品はどういうふうに見ればいいですか。

○串間薬務対策監 今、先生がおっしゃいました訪問販売というのは、配置販売業かなと思いますね。置き薬ですよね。置き薬の方も、現在、既得権であられる方、そのまま営業しようという方はそのままでもいいんですけども、この新たな制度に、21年4月1日から新たな販売業の制度に変わります。この場合、新たに作る配置販売業あるいはまた新しいものに向かっていこうという配置販売者の方は、登録販売者という資格を持って、今、資格は要らないんですけども、そういった資格を持っていくと、新規ですね。

○丸山委員 今ある既得権の方は全く関係なくて、新規に参入される人は今後必要ですよという整理でよろしいですか。

○串間薬務対策監 そうですね。そう考えてよろしいかと思えます。新しく21年の4月1日から制度が変わりますので、ここから新たに試験を受けて、新たな登録をしていくということとを考えていただければよろしいかと思えます。

○丸山委員 わかりました。制度の改正であれば、周知徹底をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、75ページのこれもまた医療薬務課になるんですが、権限移譲ということなんですが、権限は移譲されるんですが、権限移譲する宮崎市においては、マンパワーとあとお金といいですか、その辺は移譲しないと結局意味がない、よく権限というのは3つの権限が移らないとうまくいかないと言われているんですが、この辺は大丈夫というふうに認識してよろしいでしょうか。

○高屋医療薬務課長 この権限移譲につきましては、宮崎市のほうから申し入れがあって、権限移譲することになったわけでございますけれ

ども、この事務処理に必要な手数料を県から交付するということになっております。

○丸山委員 ちなみに、どれくらい手数料が市のほうに行くというふうに試算されていますか。

○高屋医療薬務課長 申しわけありませんが、手数料、金額までは把握しておりませんが、この29号関係では、医師、歯科医師、そういった免許の訂正の関係、それと保健師・助産師関係、薬剤師関係、合わせまして大体1,800件ぐらいの件数の処理を宮崎市のほうに移譲するということになっております。

○丸山委員 かなり1,800件というのは多いほうなのかなと思いつつ、宮崎全体がかなり、宮崎市で多いような気がするものですから、ことしの7月から移譲ということでもありますけれども、宮崎市のほうにはもちろん移譲したいという希望があって、恐らく人もいらっしゃることなんだろうけど、遺漏のないようにしていただくようお願いしたいと思っております。

○十屋委員長 それでは、以上をもって、医療薬務課、衛生管理課、健康増進課の審査を終了いたします。

引き続き、総括質疑に入りますが、準備のために暫時休憩をいたします。

午後3時12分休憩

午後3時18分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○舟田国保・援護課長 午前中、各委員の方々から、それぞれ御質問あるいは資料の要請がございましたので、資料につきましてはお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただ

きたいと思います。また何かございましたら御質問をお受けしたいと思います。

それと、午前中の御質問で御回答をさせていただきたいと思います。

まず、丸山委員からの後期高齢者医療制度における健康診査はどうなるのかという御質問でございますけれども、後期高齢者医療制度の被保険者でございます75歳以上の方々につきましても、広域連合の条例に基づきまして保健事業を定めております。条例の3条でございますけれども、保健事業としては、健康診査を行うこととしているということで、健康診査の実際の実施に当たりましては、市町村に委託しまして実施するというので、対象者は無料、自己負担なしということで実施することとしております。健診項目につきましては、特定健康診査と同じ項目内容でございます。その後のいわゆる特定保健指導については、実施は行わないということでもあります。

もう一つ、緒嶋委員からの御質問で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の最高額はどうかという御質問でございますけれども、それぞれの保険料の最高額は、介護保険料が、これは県の最高で清武町でございますけれども、年9万3,150円、後期高齢者医療保険料は限度額の50万円というふうになっております。

もう一つ、丸山委員からの特定健康診査並びに特定保健指導の計画についてでございますけれども、市町村国保で特定健康診査等実施計画の策定でございますけれども、既にすべての市町村で原案を作成していること確認いたしました。あと現在、各市町村におきましては、4月に公表するというので、最終の調整に入っているということでございます。

それから、新見委員からの御質問でございますけれども、生活福祉資金の貸付原資につきまして、午前中、私、残高26億円と申し上げましたけれども、これは総資産額でございます、そのうちに含まれておりますのが、貸付額が14億9,000万円余でございます。したがって、残高原資は12億円余でございます。この残高原資は定期預金と普通預金で運用しております、平成18年度でございますけれども、定期預金からの運用益は93万9,000円となっております、これはすべて貸付事務費に回しておる現状でございます。

以上が午前中の質問の回答でございます。

○高屋医療薬務課長 先ほどいただきました御質問で、2点ほど追加してお答えさせていただきたいと思います。

1つは、救急医療に対する開業医の協力についてということで高橋委員から御質問がありましたけれども、今度の診療報酬の改定の中で、開業医にも救急医療に参加を促すという意味もありまして、夜間・休日等の開業医の時間外診療を手厚くするという事になっております。追加してお答えさせていただきます。

それと、丸山議員からお尋ねのあった現在離職中の女性医師、県医師会の調査によりますと、10名いると申し上げましたけれども、その10名の医師の担当する診療科については、調査項目の中に入っていないということで、わからないということございました。その調査によりますと、10名のうち、すぐにでも復職したいという人が3名、将来は復職したいという人が4名、合わせて7名が復職したいという気持ちを持っているということございました。追加してお答えさせていただきます。

○舟田国保・援護課長 新見委員からの質問

で、1問漏れておりましたので、生活福祉資金の申し込みに至るまでの相談件数でございますけれども、これにつきましては、県社協で数字を把握しておりませんので、各市町村に当たってみたところ、宮崎市、都城市、延岡市の3市でございますけれども、3市で約200件程度の相談があっている状況でございます。よろしくお願いいたします。

○十屋委員長 ありがとうございます。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了しましたので、総括質疑に移ります。

福祉保健部の当初予算関連議案全般につきまして質疑はございませんか。

○高橋委員 今の医療薬務課長の補足御説明で、開業医の診療報酬改定があったから、それはそれとして制度の改定ですから、協力をしていただきたいという環境をつくらただけであって、やっぱりこれまで以上の医師会を通じた協力体制は必要だと思うので、そこは考慮したいと思うので、要望しておきたいと思いません。

あと、資料を早速つくっていただいて、国保・援護課長、ありがとうございます。私が認識したように、特定健診のカウント、特に血圧を見るとわかりますように、上が130以上、下が85という意味ですよね。これは普通、正常数値だという私は認識をしているものですから、非常にここが私、先ほど言ったように、健康値の人が無理していわゆる治療に行く、そのことによって、また医療費はかさむんじゃないかというふうに疑問を感じたわけで、そのことを申し上げました。この数値というのは、全国的な数字だということで認識していいんでしょうか。

○舟田国保・援護課長 はい、そのとおりでござ

います。

○高橋委員 2つ以上ですから、ここだけでクリアする人も多いんでしょうけれども、ちなみに私、ここでアウトなんですね。

それと、後期高齢者医療関係で、舟田課長、先ほどの説明で、いわゆる現在、国保に入っている方が後期高齢者医療制度が開設されることによってそこに移行するんですが、保険料はさほど変わらないということで説明されたわけです。それはそれでいいんでしょうが、問題は、今まで保険が要らなかった方が新たに保険証をつくらないかん。つまり、サラリーマンの扶養家族ですよね。宮崎県内の県民所得、おわかりのように220万そこそこじゃなかったですかね。だから、いわゆる子供の扶養に入っていることによって国保税を免れていたという方がいらっしゃるわけですよ、実際に、いっぱいそういう方々が。そういう方々が今回、後期高齢者医療制度がつけられたことによって、新たに支出がふえるわけでしょう。そのことを、先ほど未納対策とか言われていましたけれども、その方がたまたま年金がある程度年間100万ぐらいあればそれなりに対応されると思うんですが、国民年金のしかも若年で受給された方とか、60歳から支給できますから、そういう方々を考えると非常に問題をすごく抱えていますので、先ほども言いましたけれども、資格証明書の関係とか、制度の周知徹底はもちろんのことですが、減免措置ですか、この十分な対応をしっかりといただくことをよろしくお願いいたします。

○図師委員 昨年に実施されておりました事業仕分け委員会と今回の予算編成の関係をちょっとお伺いしたいんですが、福祉保健部としては何本を仕分け委員会に上程されて、できれば上

程される際の基準をどこに置かれたのか、また上程された内容がどのような審査結果をもって返ってきて、その結果に基づいてどのような予算を組まれるときに参考にされたのか、そのあたりの内容というか流れ、概要を教えてくださいと思います。

○松原福祉保健課長 事業仕分け委員会に上がりました事業は、20年度当初予算に反映できるような事業として24事業、それから長期的に検討しましょうという事業が13事業でございます。事業の選定に当たりましては、福祉保健部のすべての事業の中から、県単事業など県の裁量の余地の大きな事業ですとか、あるいは多額の一般財源を要する事業を中心に決定されたところでございますが、選定に当たりましては、事業担当課とそれから財政課で協議をいたしまして決定されたところでございます。それと、今回の当初予算への反映の状況ということでございますが、あくまでも事業仕分け委員会の意見というものは、いわゆる一つの意見、あくまでも事業仕分け委員会の意見ということで、事業を見直すに当たりまして、当然これまでの県議会での議論であるとか、あるいはその他のいろんな関係団体等の意見、そういったものを踏まえながら決定したところでございまして、ちなみに当年度予算に反映できる分としての24件についての仕分け結果は、本来はちょっと省略させていただきますが、現実的な対応ということでは、不要が1件、県が引き続きやるけれども事業の改善をしてくださいよというのが16件、現状のままでいいですというのが7件でございまして、これらの結果あるいはこれまでのいろんな議論等も踏まえて、事業廃止が2事業、事業を廃止して新規事業として再構築したものが2事業、それから事業内容等を見直しま

して事業費の縮小等を行ったものが7事業というような状況でございます。

長期につきましては、13事業のうち、1事業が県が引き続きやるけれども改善、8事業が県現状のまま、4事業については仕分けをしないということでございまして、この中に子育て乳幼児医療費助成事業なども対象として入っておったわけですが、これについては、仕分け委員会では県現状のままという結論ではございましたが、県としては拡充を行ったというような状況でございます。以上でございます。

○十屋委員長 今、委員から質疑がありました分の資料について、当委員会のほうにまた御提出のほどお願いしたいと思います。

○図師委員 それでは、20年度予算に絡む24事業の仕分けをされているようですが、1件不要という結果も出ておりますし、16件が改善という結果、この事業の内容については、担当課のほうはレクチャーといいますか、仕分け委員会からのヒアリングは詳細に受けたというか、委員会を受けてその判断をしたのかどうか。もしかして書面だけで、我々に提示を求められて、資料だけでそれらを判断されたのではないかという懸念もあるんですが、そのあたりはいかがですか。

○松原福祉保健課長 事業仕分け委員会につきましては、大体1事業当たり、短い場合で30分、長い場合は60分を超える場合もございました。基本的には、進め方としては、事前に当方が作成した資料を提出するとともに、当日その資料に基づいて説明をいたしまして、その後、委員と当方とのやりとりを行って、そのやりとりを踏まえて委員のほうが決めたというような状況でございます。

○図師委員 ちなみに、不要と判断された事業

は何かわかりますか。

○松原福祉保健課長 民間看護教員養成補助事業というものでございまして、これが不要になっておりまして、実際これも今回廃止したところでございます。

○図師委員 担当課、福祉保健部としては、それは廃止をしてもらうためにわざわざ上げた事業じゃないと思うのですが、先ほどの上程理由の中に県単もしくは多額の費用を要するものという話だったんですが、仕分け委員会が「不要ですよ」という結果を出したときに、「はいそうですか」という形でこの予算が削られてしまったのか、そのあたりのやりとりはどの程度あったのか教えてください。

○高屋医療薬務課長 当然予算を要求するときには、必要かどうかということも含めまして全事業を検討していくわけなんですけれども、この事業につきましては、そういった事業仕分け委員会からの提言もございました。そして、提言を待つまでもなく、すべての事業を見直しながら来年度の事業予算を組み立てていくわけなんですけれども、この事業につきましては、昭和57年度に開始をしております。その当時、民間の看護師等養成所としては、医師会立の養成所が唯一の養成機関であったわけなんですけれども、現在では、看護師の教員のレベルアップを図るという意味合いのこの事業でございます。九州内で看護師教員の研修事業、講習をやっているわけなんですけれども、それに対して、医師会立の養成所だけに旅費を補助金として出して今までやってきたわけなんです。それにつきましては、民間との公平性の問題でありますとか、今の時点で旅費まで面倒を見て研修に行ってもらおうとか、今の時代ではそこまでやる必要があるのかどうかということから、この事

業を中止する、廃止するということに至りました。また現に、この事業を執行する場合に参加者を募るわけなんですけれども、1名、20年度ということで見ただけでもなかなか参加できないというような実態もございますので、この事業については、所期の目的というのは達せられたというふうに判断して、中止、事業の廃止ということにいたしました。

○図師委員 とりあえず、今の不要の説明では理解はできたんですが、事業仕分け委員会の責務と議会の責務というのが非常に拮抗するといえますか、我々が結局この予算書を見るときに、今言われた教員の養成費用というのは削られて出てきているわけであって、それは担当課が判断して削ってきたのであれば、また事前にそういう説明もあるでしょうけれども、仕分け委員会をフィルターとして通ることによって、我々には一切説明がないまま、それは前年度予算を見れば、これが落ちているなというのはわかるかもしれませんが、そういう意味では、我々が意見する場が、仕分け委員会に行っている段階で省略されているような危惧もあるものですから、すべてがそうとは言いませんけれども、今の説明を聞けば、今回の予算もまた一つ納得できる要因がふえるとは私は思うんですが、今言いました資料請求の中で、不要の部分ももちろん含めてですが、改善が16件ありますし、その改善理由といたしますか、仕分け委員会からどういう理由づけをもって改善しなさいと言われたのか、そのあたりもつけ加えた資料を出していただければと思います。お手数かけますが、お願いいたします。

○松原福祉保健課長 多少お時間をいただきたいと思いますが、準備をしたいと思います。

○十屋委員長 委員の皆さんに先にお諮りをし

ておきたいと思います。

間もなく4時が近づきます。それでは、引き続き委員会を審査を続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

○徳重委員 仕分け委員会がこういう結論を出されて、皆さん方で予算組みをされたということは先ほど凶師議員が言われたとおりで思うんですが、我々は委員会として、これからもそうなんですが、一応自民党としては2年残ってやっていこうというような形で進めておるわけですが、委員としてですね、毎年こういった形で仕分け委員会が出された問題を削除していく、そして予算に出していくということになると、非常に審査がやりにくい、わからない、わからないままに進んでいくということになってしまうような気がするんですよ。来年、また仕分け委員会が行われるということになるんですか。

○松原福祉保健課長 事業仕分け委員会の委員さんからは、何らかの形で継続実施を望む声が多かったというふうに聞いておりますが、一応総務部から聞いているところでは、平成20年度は、今年度のような事業仕分け委員会による事業仕分けは予定していないというふうに聞いております。

○徳重委員 少なくとも我々は、委員会の委員として、専門的に一生懸命勉強し、努力もしてきているわけですから、仕分け委員会の人たちの中に、何人、福祉保健部のほうに詳しい方がいらっしゃるかわかりませんが、少なくとも我々、こうして皆さんと一緒に議論させていただくわけですから、我々委員会での議論を最も

優先すべきだと、私はこう考えております。これが毎年そういった形でやられることには、非常に不満を申し上げておきたいと思います。

○松原福祉保健課長 多少繰り返しになりますが、事業仕分け委員会の結論というものは、執行部サイドの予算編成を行うに当たりまして、あくまでも意思決定の一つの参考とするものでございまして、当然その結果、反映するに当たっては、これまでの議会での御議論ですとかあるいは関係団体の御議論、そういったものもあわせて総合的に判断させていただいて、今回の当初予算の提出という形にさせていただいてございまして。また、今後につきましては、いずれにしましても、20年度は今回のような事業仕分け委員会による事業仕分けは予定していないというふうに総務部から聞いておりますが、その事業仕分けに関して、議会からいただいた御意見等も踏まえながら、また総務部のほうで、今後、事業仕分けというのをどうするのかといったような議論はなされるやに聞いております。

○丸山委員 きのう聞いてもよかったんですけども、この歳出予算説明資料の121ページ、社会福祉事業指導費の中の1の(1)の4億5,400万円余のことなんですが、きのうの説明では、福祉医療機構の残金的なものだというふうに説明を受けたんですが、この機構をちょっと調べてみますと、かなり厚生労働省の元お役人の方が理事に座られていたりして、非常に内容的にもどういった仕事をやっているのかわからないんですけども、この目的と宮崎県にどのような利益があったのかというのをもう少し説明をいただきたいんですが。

○松原福祉保健課長 福祉医療機構につきましては、特殊法人改革によりまして、従前の社会

福祉医療事業団の事業を承継して設立された独法ということで、平成15年に設立されております。主な事業内容としましては、社会福祉施設、医療施設の設備のための貸付事業などを行うとともに、退職共済事業、こういったものを行っておるところでございます。この退職共済事業につきましては、都道府県が3分の1、国庫補助が3分の1、施設の経営者の掛金が3分の1、これによって共済事業の運営を行っておるところでございます。ちなみに、宮崎県につきましては、今のところまだ18年度しかわかりませんが、18年度は宮崎県は1,048名の方にこの事業による退職手当が出ておまして、額にいたしますと、14億6,000万ほど宮崎県の施設の職員の退職金に充てられているという状況でございます。1人当たり平均給付額は、大体139万余りというような状況でございます。

○丸山委員 この福祉医療機構でないといけない理由は何かあるんですか。県が3分の1、国庫が3分の1、事業者が3分の1ということであれば、大量退職するときの、県、国から来ているから、ほかの全国レベルの補正によって利益があるというだけでいいんですかね、事業的に。この4億5,000万のうちの、平成18年ベースでいくと、14億円の退職金がいただけたからまだよかったというふうに、ただそれだけでよろしいんですか。

○松原福祉保健課長 これはあくまでも全国的な制度で、すべての都道府県が加入しているわけでございますので、どこかが当然中心となってやらないといけないという中で、こういう機構が三者からの負担金及び掛金を集めるとともに、各施設への支給業務を行っているということで、やはりこういう団体は何らかの形で必要なのかなと思っております。また、福祉施設の

職員につきましては、どうしても福祉施設というところは零細なところが多いございますので、退職金を含めた待遇面が非常に厳しいというような状況もあるかと思っておりますので、こういう制度は県のほうが3分の1負担してでも実施すべきものであるというふうに考えております。

○丸山委員 地域生活部でもあったんですが、県から国のほうの上部団体に上納といいますか、トンネル的な予算があるような気がするものですから、ほかにもひょっとしたら福祉保健部の中にもこういった予算があるのではないかと懸念しているので、ちなみに国のほうに、県としては、多分国からすると、交付金でやっているから、ちゃんともう一回戻しなさいというような形の事業も結構、各部から見ると、かなりの量があるんじゃないかと思っているものですから、本当に地方分権と言われる中に、こういった事業を全国レベル、今言った福祉の場合であれば、まだまともなほうなのかと思いつつ、そのかわり、理事がほとんど厚生労働省のOBの方が連なっていて、この方々の天下り先になっているというふうに、独立行政法人にしても余りにもかなというふうに少し感じている面があるものですから、その辺はもうちょっと今後のあり方として、急にはすべてできないと思っておりますので、ほかの事業でまだあるのであれば、それを非常に心配しておりますので、国のほうでそういった事業があるんだったら、できる限り地方分権のあるべき姿という形で、国のほうに何かもしほかにもあれば、改正をお願いしたいというふうに私は思っております。

○前屋敷委員 議案にかかわってですけど、もう一度御説明いただきたいというふうに思います。55ページで福祉保健課ですけれども、機関

設置条例の改正ですけど、非常に複雑になっているものですから、きのうお聞きしてまたこれも見ているんですが、よくわかりませんので、もう一度御説明いただきたいと思います。

○松原福祉保健課長 改正する理由としましては、複雑多様化する家庭や子供の問題への対応を充実するためと書いておりますが、例えば生活保護世帯の児童が児童相談を受ける場合、あるいは生活保護を受けている家庭の障がい児、こういった者への対応については、従来であれば、生活保護の関係は福祉事務所に行きます。もう一方の児童相談関係については児童相談所に行きますというような形になっておりましたが、今回、既に県央地区ではそういう形になっておりますが、県南、県北——都城と延岡でございまして——にある福祉事務所、児童相談所、それから知的障害者更生相談所、これを一つの建物に入らせていただいて、そこで福祉こどもセンターという形で設置することによりまして、そういったような対応もワンストップで対応できるというような形の改正でございまして、これに伴って、いわゆる福祉こどもセンターの中に福祉事務所あるいは児相が吸収されますので、そういった部分については削除するとともに、それぞれの条例に新たに設置されるこどもセンターを位置づけるということがございます。

○前屋敷委員 やはりすべての機能をトータル的に運用しやすく改編するということですね。地理的条件などが、県央ではわかるんですけど、県北、県南だと非常に地域が広がっているものですから、果たしてそれで効率的なのかなと思ったりしながら見てたものから。

○松原福祉保健課長 あと、さらに追加しますと、近年になりまして、いろいろ児童虐待の関

係での危機管理対応、そういったものも福祉事務所の人員と児童相談所の人員が一つの建物で一緒になりますので、そういった危機管理対応に対しても柔軟な対応ができるというようなメリットもあると考えております。

○前屋敷委員 それともう一つ、一番最後の87ページの介護福祉士、それから社会福祉士の修学資金の関係ですけど、これで一応廃止の条例案なんですけど、近年の昨年、一昨年ぐらいで申請数を教えていただきたいんですが、利用者数といえますか。

○松原福祉保健課長 基本的に予算の枠がありますので、各養成施設に対して、Aという養成所さんには3人ぐらい、Bという施設については2人ぐらいという形をお願いして、養成所からいわゆる推薦というか、そういった形で学生さんが申請する形になっておまして、18年度が16名、19年度が25名という状況でございます。

○前屋敷委員 昨年も25名の方に貸与されているということですね。わかりました。

条例の関係でもう一つ、児童家庭課で議案23号の71ページですけど、条例改正ですが、この指定試験機関というのはどこを考えればよろしいんですか。

○西野児童家庭課長 社団法人の全国保育士養成協議会というところでございます。

○前屋敷委員 これは全国ここが1カ所といたしますか、統合された形のところですね、機関としては。

○西野児童家庭課長 御指摘のとおり、全国の機関としまして、試験問題の作成から今回我々新たに委託します試験実施に至るまで、すべて実施していただけるということになっております。

○緒嶋委員 これは部長がいいのかなと思って
いるんですけど、こども政策局というをつく
るように組織改編というか、その中で長寿介護
課、高齢者対策課がそういうことにもなるし、
また地域生活部から、また教育委員会のほうか
ら一部福祉保健部のほうに来るわけですけれ
ども、そうなった場合に、本当に組織としては
充実強化ということになる、形としては。問題
は、それが本当に県の重点施策である子育て対
策として、充実した形、名実ともにそうならな
くはないわけですけれども、そのあたり
はどなたが動かれるかわかりませんが、
福祉保健部としては、かなりの思いを持ってこ
ういう組織改編に関与されたと思うんですけれ
ども、本当に子育て対策はうまくいくのかなと
いう気もするんですが、このあたりの思いを
ちょっと部長にお伺いしたいんですが。

○宮本福祉保健部長 今まででも少子化対策、子
育て対策というのは、児童家庭課で取り組ん
できたわけでありまして、ここでやはり実
務的な分野にかなりエネルギーを取られてお
りまして、政策的な話、企画立案的なところを
もう少し強化していく必要があるのではないかと
いうことで、部内の局という形で2課体制をつ
くったということでありまして。いろんな社会保
障関係の補助金とか、そういったものはそのま
ま抱え込んでおるわけでありまして、地
域生活部から私立幼稚園、それから教育委員会
から公立幼稚園の事務を持ってくる、それと青
少年男女参画課の青少年健全育成を持ってくる
ということ、事務量がふえるわけですが、あ
る意味では統一的な幼児の保育教育ができる
ということと、メリットとしましては、スタッフ
がふえるということでごさいます、その分を
企画立案あるいは政策の調査とか、そういった

ものに振り向けて、今まで以上に子育て支援の
政策を強化していこうということでございま
す。

○緒嶋委員 ぜひそのような思いで、横の一体
的な推進が子供関係の政策として確立されれば
いいと思いますので、最初が肝心だと思います
ので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、先ほどの仕分け委員会のことでは
、やはり我々は委員会とあるいは本会議等
で、いろいろやるべきじゃないかなというこ
とを要請するわけですね。それは県民の代表と
しての位置づけもあるわけで。それが仕分け委
員会を中心にしてとかいうことになると、我々
の意見はどうなるのかということにもなるわけ
ですね。だから、我々の言ったことを中心に
県政を進めるのが、私は中心だと思うんです
よ。そこ辺の明確な位置づけというのを、我々
の言うことは「予算がありません」と言って
断って、仕分け委員会のなら「わかりました」
というようなことであれば、我々もそれぞれい
ろいろと修正もしていかなければならなくなる
というふうに思うわけですよ、議会の立場とし
て。だから、我々の意見はあくまでも尊重す
る中で行政は進めていただかなければ、私は我々
としてもいろいろと対応せざるを得んという
ふうに思うわけですが、そのあたりはどうですか
ね。

○宮本福祉保健部長 先ほど福祉保健課長が御
説明申し上げましたが、事業仕分け委員会の位
置づけといいますのは、これはいわゆる執行部
の中の、第三者の目で今の事業を棚卸しして
もらうという意味合いでの仕分けでありまして
、これをもって執行部の考え方を拘束される
というわけでもありません。第三者から見た
場合に、この事業はどういう評価を受けるの
だろう

かというようなことで、次の政策の立案とか現在の事業の次年度への予算化の力の入れ方といいますか、そういったものの参考にしようというものでございまして、現場の我々の予算の立案過程におきましても、そういった意見はあるわなというぐらいの取り扱いしか私どもは正直言って考えておりません。こういう見方もあるなど。だから、最終的には、予算執行する執行部の考え方と議会の考え方、それがマッチしたところで予算というものができ上がるものというふうに考えております。

○緒嶋委員 我々も議会で、2～3年前からいろいろな行革の問題で特別委員会等をつくって、社会福祉事業団なんかのあり方等についても、どうあるべきかということの中で今8億ずつ出して自立化を進めるとか、これは農政関係でもそれぞれ組織の統廃合もやらないかということで、我々も議会は議会としての今まで提言もしてきておるわけですね。だから、そこ辺も十分認識を持ってやらんと、口先で仕分け委員会の、仕分け委員会と言われた場合に、我々は何かということにもなるわけで、それは言葉としての思いはあっても、仕分け委員会を前面から出してこられるということになると、我々もいろいろ考えざるを得んのかなというふうにも思いますので、そこ辺は十分配慮しながら、仕分け委員会を無視ということじゃないんだけど、我々は議会は議会の立場もあるということをも十分理解した上で対応していただかなければ、我々の立場もないわけですね、そういうことで。そこ辺は十分心していただきたいということをお願いします。

それから、ちょっと話が違うんですけども、AEDというのがありますね。それが今は物すごくどこの施設でも欲しいということが言

われておるんですけども、福祉保健部としては、心臓が停止寸前とかそういうような、これは学校等でもいろいろ今考えられておるんですけども、このことについて、福祉保健部としては、何らかのこの設置を、学校とかいろいろ公共施設を含め、何か積極的に対応しようというような考え方はないのかどうか、これは健康という問題の中で、こういうのはどこが取り扱うわけですか。

○松原福祉保健課長 まず、福祉保健部の中の出先の関係で申し上げますと、今、今年度までに4保健所にAEDを設置しておりまして、来年度も1保健所に設置するというところでございまして、当方の出先のほうでは、そういう形で今広げているところでございます。

○緒嶋委員 福祉保健部の施設としてはそうだろうけど、私はやはりそういうところだけじゃなくて、学校なんかもいろいろな意味で普及しなきゃいかんわけですね。そうすると、どこかがイニシアチブというリーダーシップをとって、そういうものの普及についての窓口的なものが福祉保健部にあっていいんじゃないかなというように気がしてならんわけですね。そういうことについて、横断的に教育委員会やらと相談して、こういうものの設置について努力していくべきだというようなものがあっていいんじゃないかなという気がするものだから、どこかが窓口になって、そういうことを所管する課があっていいんじゃないかなという気もせんでもないわけですが、それはどうですか、そういうことは。

○宮本福祉保健部長 今、御指摘を受けて、AEDの普及とかそういうことに関して、どこが窓口かなと私も健康増進課長に聞きましたけれども、健康増進課ではないということでありま

して、恐らく危機管理局の消防関係が一番関与しているんだろうと思いますけれども、おっしゃったように、県の中でも窓口がはっきりしていませんので、今後また危機管理局あたりとも協議しまして、普及とかそういったものの窓口について考えてみたいと思います。

失礼しました。既に危機管理局の消防救急室、ここが所管しているそうです。

○緒嶋委員 何とかそこ辺を、皆さん方も認識がないようじゃいかんわけで、そこ辺も含めて、今後ぜひ必要だと思うんですよね。そういう備えあれば憂いなしという言葉もありますが、ぜひこれは危機管理局とも連携をしながら、県民の健康をいざというときに守る一つの大きな武器にもなるわけですね。そういうことを含めて、今後とも協調しながら努力していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○徳重委員 この組織改正の中で、学校政策課のほうの幼稚園を持ってくるという考え方ですか。56ページですね。

○松原福祉保健課長 56ページの上の表の現行と改正案のところの現行のところを見ていただきたいんですが、今、私立幼稚園は地域生活部の生活・文化課が所管しております。公立幼稚園につきましては、下のところですが、教育庁の学校政策課が所管しております、これらの業務及び青少年男女参画課の青少年健全育成業務、これらが福祉保健部のこども政策局にすべて持ってくるということでございます。

○徳重委員 そうなりますと、これはいかなもののでしょうか。今まで何十年、幼保一元化の問題が国のレベルでも、あるいは全国のレベルでも話し合われてきました。しかし、これが統一されたことがないんですよね。議論がかみ

合ったことがないんですよ。今ここでこういう形になってしまうと、根本的な問題、保育所の入所の条件、幼稚園の入園の条件、全く基本的には違うんですよね。そのことが原点になってなかなかうまくいかなかった。宮崎県はこういうような形をとったということになりますと、許認可の問題あるいは幼保の一元化の問題、いろんな問題が波及するかなと非常に心配をしているんですよね。うまくやっていけるのどうか私は非常に心配なんです、幼稚園の認可は学校教育法によって許認可される、私学振興審議会かな、そういったものを通して何回となく議論されて許認可もされていくわけですから、果たしてこれはうまくやっていけるのかな、児童家庭課でこれが受け切れるのかなと心配しているんですが、いかがでしょう。

○西野児童家庭課長 今回の幼稚園と保育園、幼保連携担当という組織についてでございますけれども、我々としては、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、それから認定こども園ができましたけれども、それぞれ全く一元化して実施することは考えておりません。あくまでもそれぞれの制度の中で、まずはそれぞれの事業を実施していくと。しかしながら、例えば現在、幼稚園の教師に対する研修と保育士に対する研修というのを合同でやるような取り組みもあったり、そういった制度は異なるけれども同じ就学前の児童を扱う立場から、もっと連携して推進できるんじゃないかと、そういうこととか、あとは市町村の中では、同じ組織で幼稚園、保育所を担当しているところがありまして、そういったところに対して窓口が1カ所に一元化される、また事業者や県民にとっても問い合わせ窓口が一元化される、そういったメリットもあるんじゃないかと考えております。いずれにし

ましても、これを契機にそれぞれの制度を一体的に扱うということは考えておりません。あくまでも幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、認定こども園は認定こども園として、それぞれ運用しながら連携して、推進できるところは推進していくということを考えております。

○徳重委員 そうすると、幼稚園担当あるいは保育園担当、認定こども園担当というような形で、専門的職員を配置するということになるのかなという気がするんですが、いずれにしましても、それぞれの運営の仕方というんですか、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園の運営の仕方、違うと思うんですよ。職員の状況、今、研修のこともおっしゃいましたが、全く内容は一緒でも、時間的なもの、あるいは組織的なもの、職員も保育園の組織では出せるけど幼稚園の組織では出せないと、職員も少ないと、いろんなことで問題が大きいかなと思っているんですよね。余りにも急激にこういう形になって、恐らくこういう形をとっている県を私は聞いたことがないんだけど、宮崎県以外にあるんですか。

○西野児童家庭課長 幼稚園、保育所、就学前教育に関して一元化を行っている県は、多数あるというふうに認識しております。例えば、九州でも長崎県が代表例として我々は考えております。御指摘にあった例えば職員に対する研修ですけれども、先ほど私が申し上げましたのは、就学前教育、例えば小学校に入る前までに、できるだけ円滑に小学校に移行できるようなことを目指す、そういった形でいかに小学校と連携していくか、そういう共通する課題についての研修を合同で行う、そういったことで一体的に推進できるんじゃないかと考えておまして、例えばその保育士に対する研修は、県の

社会福祉事業団で行っている専門的な研修がございますが、それは引き続き実施していくと。ただ、就学前教育で共通する幼保小連携とか、そういう部分については合同で推進していけるんじゃないかというふうに考えております。

○徳重委員 最後になりますが、いずれにいたしましても、これは非常に難しいと、私はこう考えております。そこで、それぞれの幼稚園は幼稚園の物の考え方、保育園は保育園の考え方、これをするために、皆さん方はそれぞれの幼稚園の代表なり保育園の代表に意見を聞かれたことがあるんですか。

○西野児童家庭課長 我々としては、県の保育連盟にも十分説明を行っております。

○徳重委員 いずれにいたしましても、大変厳しい状況が予想されると思っています。皆さん方のほうで、仕事が非常にやりにくくなるんじゃないかなと。それぞれは自分の園を中心に、こうして行政のほうにも相談するでしょうが、非常にやりにくくなるかなというような感じもいたします。そんなに簡単に一緒に行動ができるような状況ではないんだということだけは、私は現場の一人として考えておりますので、ひとつしっかりとこれがうまく実現できるように、成功するように、努力していただきたいと思います。

○西野児童家庭課長 関係者の方にも混乱を招かないような形で、円滑に運営してまいりたいというふうに考えております。

○十屋委員長 それでは、次に請願の審査に移ります。

請願第5号について、執行部から説明はございませんか。

○舟田国保・援護課長 特にございませぬ。

○十屋委員長 執行部から特に説明はないよう

ですが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後4時14分休憩

午後4時18分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あすの14時にしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何もございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後4時19分散会

平成20年3月14日（金曜日）

午後2時1分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	黒木	正一
委員		緒嶋	雅晃
委員		徳重	忠夫
委員		丸山	裕次郎
委員		高橋	透
委員		凶師	博規
委員		新見	昌安
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	大野	誠一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、個別に採決いたします。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手多数。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員。よって、議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号「平成20年度宮崎県立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手多数。よって、議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員。よって、議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手多数。よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 举手全員。よって、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手多数。よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手全員。よって、議案第26号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手全員。よって、議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手多数。よって、議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第5号の取り扱いはいかがいたし

ましようか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それではお諮りいたします。

請願第5号について、継続審査とすることに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手多数。よって、請願第5号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号の取り扱いはいかがいたしまししょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それではお諮りいたします。

請願第6号について、継続審査とすることに賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○十屋委員長 举手多数。よって、請願第6号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時29分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開します。

何か御発言がありましたらお願いいたします。

○徳重委員 特に医療においては、県民ひとしく公平に医療が受けられる、そういった整備がなされるべきだと思いますので、御配慮のほうをよろしくお願い申し上げます。

○緒嶋委員 やはり医療福祉の場合は、いずれにしても医師不足というか、現在で宮崎県の全体からすれば、全国的にはかなりな医師がおられるということでありますけど、地域格差の問題が全体的に拡充、医師不足ということが医療福祉の大変な脆弱というか、そういうことにつながる。それがもつて、福祉保健のアンバランスを招いておるということでもありますので、ぜひ医師確保について最大限の努力をしてほしいというふうに要望しておきます。

○丸山委員 我々、常任委員会の担当していることは、非常に市町村との連携が重要でありますので、補正のときにも思いましたけれども、当初予算に当たっての執行部にあつては、市町村とさらに連携していただきたいと思ひますし、今回4月からは組織の改編もありますので、さらなる県庁の組織内の連携強化もしていただいて、十二分に配慮していただきたいと思ひます。

あと、重点施策になっている案件に関しても、それらは十二分に予算だけつけたじゃなくて、しっかりと重点施策だという気持ちで取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

○高橋委員 後期高齢者医療制度ですけど、4月1日から始まるわけですから、制度の周知徹

底、それともう一つ大事なのが低所得者への対策をしっかりやっていただきたいと思ひます。

○前屋敷委員 後期高齢者医療制度ですけれども、やはり医療に格差が生じないように、保険料が過度な要求にならないように、適切な負担で安心した医療が受けられるということを基本に進めていっていただきたい。県の役割としても、広域連合が主体になりますけれども、県の役割を十分に担っていただきたいというふうに思ひます。

○緒嶋委員 あと、宮崎魅力再発見出合い・ふれあい交流事業というのが地域生活部、そうすると、福祉保健部ではみやざき新たな出合い応援事業、内容が似通ったものが、それぞれの部の連携がうまくいっていないんじゃないかと。同じようなものは一体的な中で新規事業として取り組むほうが強力なインパクトもあるし、効果的だという気がするのだけど。

○十屋委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にし、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

そのほか何かございませんか。

○図師委員 私のほうから資料をお配りさせていただいておりますが、意見書の提出をこの委員会のほうでしていただければと思ひておりました、文書にしてみました。御承知のとおり、平成24年には介護療養病床が全廃されます。これに関連する県内の病床が5,000床以上ありまして、現場での意向調査も県のほうはとられておるんですが、国が示しております療養病床の削減と現場での介護施設等への転換意向が全く乖

離しております、その大きな原因が、意見書案の 2 番目にあります、療養病床の再編に当たって国が出している政策にもかかわらず、その財政的な裏づけがないまま計画を地方に押しつけようとしているのが事実であります。よって、国の責任において十分な財政措置を講じていただくよう、意見書を提出していただければと思います。内容が非常に専門的でもありますので、この常任委員会からの意見書という形で提出ができれば望ましい形なのかなと思っておりますので、ぜひ皆様方の御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○十屋委員長 意見書を提出することについて、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、まず、意見書を提出することについては御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、意見書の提出について異議がありませんので、次に意見書の内容についてお諮りします。何か御意見はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それではお諮りいたします。

意見書の内容につきましては、お手元の案分のとおりとし、当委員会発議として取り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

ほかに何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、何もございませんので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様には大変お疲れさまでした。